

野洲市地域防災計画

風水害対策編

平成 30 年 3 月

野洲市防災会議

野洲市地域防災計画＜風水害対策編＞目次

第 1 部	総則	1
第 1 章	計画の基本方針	1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の作成機関	1
第 3 節	計画の基本方針	1
1.	災害に強い地域づくり	1
2.	自主防災体制の確立	1
3.	要配慮者への支援、多様な視点による対応	1
4.	防災関係機関相互の協力体制の推進	1
5.	警戒避難体制の整備	2
6.	防災拠点施設の整備及び物資の備蓄	2
第 4 節	計画の内容	2
1.	総則	2
2.	災害予防計画	2
3.	災害応急対策計画	3
4.	災害復旧計画	3
第 5 節	計画の運用	3
1.	計画の修正	3
2.	他の法令に基づく計画との関係	3
3.	計画の習熟	3
第 6 節	用語の定義	4
第 2 章	防災関係機関の大綱	5
第 1 節	各機関の処理すべき業務の大綱	5
1.	県及び市	5
2.	警察機関	6
3.	消防機関	7
4.	自衛隊	7
5.	指定地方行政機関	7
6.	指定公共機関	9
7.	指定地方公共機関	10
8.	その他	11
第 2 節	地域防災組織	11
1.	野洲市防災会議	12
2.	野洲市水防協議会	12
第 3 章	野洲市の現況と防災対策の推進方向	13
第 1 節	野洲市の現況	13
1.	野洲市の自然条件	15
2.	野洲市の社会条件	19

第2節 野洲市の風水害・土砂災害特性	22
1. 既往の主な風水害・土砂災害	22
2. 浸水想定	23
3. 土砂災害警戒区域等	28
第3節 防災対策の推進方向	30
1. 防災ビジョンの体系	30
2. 基本目標及び基本方針	31
第2部 災害予防計画	35
第1章 水害予防計画	35
第1節 河川対策	35
1. 現況	35
2. 計画	35
第2節 水害防止対策	35
第3節 大規模氾濫減災協議会の創設	37
第4節 ため池等農業用施設の安全化	37
1. ため池の災害予防計画	37
2. その他農業用施設の災害予防計画	38
第5節 下水道施設の災害予防計画	39
1. 基礎的調査の実施	39
2. 応急措置体制の確立	39
3. 維持・管理	39
4. 施設の耐震化の推進	40
5. 下水道危機管理機能の強化	40
6. 情報の共有化と連絡体制の強化	40
第2章 土砂災害予防計画	41
第1節 急傾斜地崩壊危険箇所等に対する災害予防計画	41
1. 野洲市の事業計画	41
2. 滋賀県の事業計画	41
第2節 砂防対策計画	41
1. 砂防事業の実施	42
2. 土石流危険渓流の警戒	42
3. 避難体制の確立	42
第3節 総合土砂災害対策	42
1. 防災パトロールの実施	42
2. 危険区域（箇所）の住民への周知	42
3. 自主防災組織の育成と自衛意識の醸成	43
4. 情報の収集・伝達	43
5. 滋賀県土木防災情報システムの活用	43
6. 警戒避難体制の整備	43
第4節 治山対策計画	43
第5節 造林対策計画	44
第6節 宅地防災対策計画	44
第7節 地籍調査事業	44

第3章 雪害予防計画	45
第1節 雪寒対策実施体制の整備	45
第2節 実施区間の選定	45
第3節 応援協力体制の整備	45
第4章 防災まちづくり計画	46
第1節 防災学区の設定	46
第2節 防災拠点の整備	47
1. 情報通信拠点の整備	47
2. 医療救護拠点の整備	47
3. 輸送拠点及び食料供給拠点	47
4. 消防団活動拠点	47
5. その他の拠点	47
第3節 指定避難所の整備	48
第4節 防災都市計画	49
1. 都市空間の整備	49
2. 道路空間の整備	49
3. 公園・緑地の整備	50
4. 建築物の防災対策	50
5. 水害対策	51
第5章 災害活動体制の整備	52
第1節 緊急災害時の職員連絡系統の整備	52
第2節 活動マニュアルの整備	52
第3節 広域応援体制の整備	52
1. 県・近隣市町との広域応援体制	52
2. 自衛隊への応援派遣要請	53
3. 事業所等との防災協力体制	53
第4節 業務継続計画の整備	53
1. 業務継続計画の目的	53
2. 業務継続計画の策定	53
3. 業務継続計画における主な検討事項	53
第6章 防災知識普及計画	54
第1節 防災上必要な教育及び広報に関する計画	54
1. 住民に対する防災教育	54
2. 児童・生徒に対する防災教育	55
3. 職員に対する防災教育	55
4. 防火管理者制度の徹底	55
5. 防災週間における啓発活動	56
6. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮	56
7. 言い伝えや教訓の継承	56
8. 液状化対策の普及・啓発	56
第2節 防災訓練の充実	56
1. 防災総合訓練	56
2. 県で行う防災訓練	57

3. 各機関別の訓練	57
第7章 通信、放送施設災害予防計画	59
第1節 通信・放送施設の安全化	59
1. 電信電話設備の災害予防計画	59
2. 放送施設の災害予防計画	60
第2節 情報通信体制の整備	60
1. 情報の収集及び伝達体制	60
2. 関係機関との協力体制の整備	64
3. 気象情報等の伝達体制の整備	64
第8章 火災予防計画	65
第1節 火災予防・緊急消火体制の充実	65
1. 出火予防対策	65
2. 延焼予防計画	66
3. 消防救急体制の強化	68
4. 消防施設の整備	68
5. 救急体制の整備	69
第9章 建造物災害予防計画	70
第1節 都市の防災構造化と建物等の安全化	70
1. 建造物の防災対策	70
第10章 防災救助施設等整備計画	71
第1節 水防体制の整備	71
1. 水防計画の策定	71
2. 水防力の強化	71
3. 水防訓練の実施	71
4. 水防資材の整備	71
第2節 救助・救急、緊急医療体制の充実	76
1. 初動医療体制	76
2. 後方医療体制	77
3. 難病患者、人工透析者、在宅療養者への対応	77
4. 医療品等の確保	78
5. その他の医療体制の整備	78
第3節 物資の確保と緊急輸送体制の整備	78
1. 飲料水等の備蓄	78
2. 食料及び生活必需品の備蓄	79
3. 必要物資調達体制	80
4. 緊急輸送体制の整備	80
第11章 電力、ガス施設災害予防計画	84
第1節 電力・ガス施設の安全化	84
1. 電力施設の災害予防計画	84
2. ガス施設の災害予防計画	85
3. LPガス（LPガス販売事業者）	86
第12章 鉄道施設災害予防計画	88

第 13 章 農林水産関係災害予防計画	89
第 1 節 風水害	89
1. 水稻	89
2. 麦類	89
3. 大豆	89
4. 野菜	89
5. 果樹	90
6. 畜産	90
第 2 節 雪害及び干害	90
1. 野菜	90
2. 麦類	90
3. 果樹	90
4. 畜産対策	90
第 3 節 晩霜と低温障害	91
1. 水稻	91
2. 麦類	91
3. 野菜類	91
4. 果樹	91
第 4 節 干ばつ	91
第 5 節 その他	92
第 14 章 自主防災組織整備計画	93
第 1 節 自主防災組織の整備	93
1. 地域自主防災組織の整備	93
2. 職域自主防災組織の整備	94
3. 地区防災計画	96
第 15 章 文化財災害予防計画	97
第 1 節 実施者	97
第 2 節 事業計画	97
第 16 章 災害ボランティアへの支援	99
第 1 節 ボランティア活動環境の整備	99
第 2 節 人材育成	99
1. ボランティア意識の醸成	99
2. ボランティア活動を行う人材の育成	99
第 3 節 災害支援ボランティア意識の普及啓発活動	100
第 17 章 要配慮者の安全確保と支援体制の強化	101
第 1 節 平常時における避難行動要支援者の把握	101
1. 避難行動要支援者名簿の整備	101
2. 個別計画の策定	101
3. 安否確認体制の整備	101
第 2 節 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり	101
第 3 節 社会福祉施設等における防災体制の強化	102
1. 防災体制の整備	102
2. 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供	102

3. 洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等への情報提供	102
4. 防災対策計画の実効性の確保	102
第4節 防災知識の普及	102
1. 避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発	102
2. 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発	102
第5節 地域ぐるみの救護体制の整備	103
第6節 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立	103
1. 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築	103
2. 情報伝達システムへの手話通訳等の活用	103
第7節 要配慮者に対する災害対策の配慮	103
第8節 外国人に対する災害対策の配慮	103
1. 外国語による防災情報の提供	103
2. 外国語による相談窓口を開設する体制づくり	104
第18章 広域避難体制の整備	105
第1節 広域避難・避難収容体制の整備	105
1. 避難計画、避難者受入れ計画の策定	105
2. 避難所の指定	105
3. 指定避難所の明示とパニック防止	106
4. 指定避難所の通信体制の整備	107
5. 指定避難所の整備	107
6. 指定避難所の運営管理に関する事項	107
7. 防災上重要な施設の計画	108
8. 避難路の整備	108
第19章 複合災害予防計画	110
第1節 複合災害に対する備えの強化	110
1. 複合災害時の災害応急体制の整備	110
2. 複合災害を想定した訓練の実施	110
第3部 災害応急対策計画	111
第1章 防災組織整備計画	111
第1節 災害応急対策の活動体制	111
1. 風水害等発生時の初期活動体制	111
2. 緊急時の担当部課の決定	112
第2節 動員計画	113
1. 動員体制	113
2. 動員伝達	113
第3節 組織計画	113
1. 警戒1号体制の配備	114
2. 警戒2号体制の配備	114
3. 災害警戒本部の設置	115
4. 学区連絡所の設置	115
5. 災害対策本部の設置	117
6. 野洲市防災会議の招集	124

第2章 情報計画	125
第1節 情報連絡計画	125
1. 災害時の通信連絡	125
2. 気象情報の伝達	127
3. 被害情報の収集・伝達	137
4. 広報広聴計画	142
第3章 防御計画	146
第1節 消防計画	146
1. 警防体制	146
2. 前進指揮所の設置	146
3. 消防職員、団員の非常招集	147
4. 隊編成	147
5. 情報収集	147
6. 情報整理	149
7. 報告	149
8. 救急・救助	149
9. 応援隊の要請	151
10. 住民による自主的な消防活動	151
第2節 水防計画	152
1. 水防本部の設置	152
2. 水防組織	152
3. 水防事務分担	153
4. 水防活動	154
5. 決壊時の通報（水防法第26条）	155
6. 避難のための立退（水防法第29条）	155
7. 他の水防機関との協力応援（水防法第23条）	155
8. 水防体制の解除	155
第3節 上水道施設及び下水道施設応急対策計画	155
1. 上水道施設応急対策計画	155
2. 下水道施設応急対策計画	156
第4節 危険物施設等応急対策計画	158
1. 危険物施設応急対策計画	158
2. 火薬類及び高圧ガス貯蔵施設等応急対策計画	158
第5節 建造物等応急対策計画	159
1. 社会公共施設応急対策計画	159
2. 一般建築物応急対策計画	160
3. 市庁舎等の応急修理計画	160
4. 文化財の保護計画	161
第4章 災害救助保護計画	162
第1節 災害救助法の適用	162
1. 実施機関	162
2. 災害救助法の適用基準	162

3. 災害救助法の適用要請	162
4. 災害救助法による救助実施	163
5. 救助の実施状況の記録及び報告	164
6. 被災者に関する情報提供	164
第2節 避難計画	164
1. 実施体制	164
2. 実施の基準	167
3. 避難の勧告又は指示の周知	167
4. 避難誘導	168
5. 指定避難所の開設及び運営	169
6. 個別の避難対策	174
7. 広域一時滞在	177
8. 帰宅困難者対策計画	179
第3節 学校における応急対策計画	180
1. 学校における防災体制	180
2. 学校等における応急対策	182
3. 応急教育対策	184
第4節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画	186
1. 応急給水計画	186
2. 食料供給計画	188
3. 衣料、生活必需品等供給計画	191
4. 燃料供給計画	193
5. 義援金品配分計画	194
第5節 住宅対策計画	196
1. 実施体制	196
2. 応急仮設住宅の設置・供与	196
3. 住宅の応急修理	199
4. 建設資材の調達	199
5. 被災宅地危険度判定	199
6. 被災建築物応急危険度判定の実施	199
第6節 救急救助及び医療救護計画	200
1. 救出計画	200
2. 医療救護体制	200
3. 病院等の被災状況の把握	203
4. 県への救護要請	204
5. 救護所の開設	204
6. 行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・引渡し及び火葬（埋葬）計画	206
第5章 交通規制計画	208
1. 交通規制の実施要領	208
2. 交通規制の報告系統	209
3. 緊急交通路の確保	210

4. 交通情報の提供	210
第6章 輸送計画	211
1. 緊急輸送体制	211
2. 輸送の範囲と優先順位	211
3. 緊急輸送道路の確保	212
4. 緊急輸送のための交通の確保	212
5. 輸送方法	213
6. 輸送の実施	215
第7章 防疫及び保健衛生計画	217
1. 実施体制	217
2. 実施期間	217
3. 活動内容	217
4. 防疫措置の報告	218
5. 県との協力体制	218
第8章 災害廃棄物処理計画	219
1. 廃棄物処理	219
2. し尿処理	222
第9章 通信及び放送施設応急対策計画	224
1. 市防災行政無線通信応急対策計画	224
2. 通信施設応急対策計画	224
3. 放送施設応急対策計画	225
4. 郵便施設応急対策計画	225
第10章 電力・ガス施設応急対策計画	226
第1節 電力施設応急対策計画	226
1. 応急対策	226
2. 復旧対策	226
3. 復旧順位	227
第2節 ガス施設応急対策	227
1. 都市ガス施設の応急対策	227
2. プロパンガス施設の応急対策	228
第11章 農林業施設等応急対策計画	230
1. 農業用施設応急対策計画	230
2. 農業集落排水処理施設応急対策計画	232
3. 畜産施設応急対策計画	232
4. 治山、林道施設応急対策計画	233
第12章 相互協力計画	234
1. 行政機関との応援協力体制	234
2. 防災関係団体等との応援協力体制	237
3. 地域住民の協力	238
4. ボランティアの協力	238
第13章 自衛隊災害派遣計画	239
1. 派遣要請基準	239

2. 派遣要請依頼の要領	239
3. 自衛隊派遣受入れ体制及び準備	240
4. 災害派遣部隊の活動範囲	241
5. 経費の負担区分	242
第14章 警備計画	243
1. 警察の任務	243
2. 発生時における警察活動	243
3. 警備体制	243
4. 活動内容	244
第15章 ボランティア対策計画	245
1. 実施体制	245
2. ボランティアの確保	245
3. ボランティア受入れ体制	246
4. ボランティアの活動内容	247
5. ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成	248
6. その他	248
第16章 要配慮者対策計画	249
1. 要配慮者の安否確認等	249
2. 高齢者に係る対策	249
3. 障がい者に係る対策	249
4. 乳幼児・児童に係る対策	249
5. 外国人に係る対策	249
第17章 事前行動計画の検討	250
第4部 災害復旧計画	251
第1章 復興計画の策定	251
1. 事前復興対策の実施	251
2. 災害復興対策本部の設置	251
3. 災害復興方針・計画の策定	251
4. 災害復興事業の実施	252
第2章 被災者・被災中小企業等への支援	253
1. り災証明書の発行	253
2. 義援金品の支給	255
3. 租税等の徴収猶予及び免税の措置	255
4. 災害弔慰金等の支給並びに、生活援護資金等の貸付	256
5. 被災者生活再建支援金の支給計画	256
6. 中小企業等への支援	259
7. 被災者台帳の作成	259
第3章 住宅の復興	260
1. 一般民間住宅	260
2. 災害公営住宅の整備	260
第4章 雇用の安定と雇用機会の確保	262
1. 雇用対策	262

2. 職業訓練の実施	262
第5章 商工業の再建支援	263
1. 被災状況の把握	263
2. 再建資金の融資	263
3. 再建に向けた相談・情報提供等の実施	263
第6章 農林水産業の再建支援	264
1. 相談窓口の開設等	264
2. 融資制度	264
第7章 金融機関・郵政事業の復旧	265
第1節 金融措置計画	265
1. 近畿財務局（大津財務事務所）の措置	265
2. 日本銀行（京都支店）の措置	265
第2節 郵政関係補助	266
1. 郵便関係	266
2. 為替貯金関係	266
3. 簡易保険関係	266
第8章 治安の確保及び交通対策	267
1. 復旧・復興事業からの暴力団排除	267
2. 交通対策	267
第9章 激甚災害の指定	268
1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	268
2. 農林水産業に関する特別の助成	269
3. 中小企業に関する特別の助成	269
4. その他の特別の財政援助及び助成	270
第10章 災害復旧資金計画	271
1. 計画方針	271
2. 計画の内容	271

第 1 部 総則

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の目的

「野洲市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、野洲市地域にかかる災害対策に関して、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定する。

第2節 計画の作成機関

野洲市地域防災計画の作成機関は、野洲市防災会議とする。野洲市防災会議は、災害対策基本法第16条及び野洲市防災会議条例（資料編参考資料-5）に基づき設置された機関であり、本市の地域における防災に関する基本方針の決定並びに野洲市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とするものである。

なお、野洲市防災会議の庶務担当機関として、野洲市市民部危機管理課がこれに携わる。

第3節 計画の基本方針

本計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するものとする。

近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の各段階において、国地方行政機関、県、市町、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定めるものとする。

1. 災害に強い地域づくり

災害への対策として、従来からの治水治山を含む保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、土地情報のデータ化、その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、住民が自らの地域の水害・土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害・土砂災害リスクの開示に努めるものとする。

2. 自主防災体制の確立

自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。

3. 要配慮者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、地域社会における人間関係の希薄化、グローバル化等の社会情勢の変化を踏まえ、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の、年齢、性別、障がいの有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。

4. 防災関係機関相互の協力体制の推進

災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規模災害に際しての応急活動並びに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。

5. 警戒避難体制の整備

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう警戒避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。

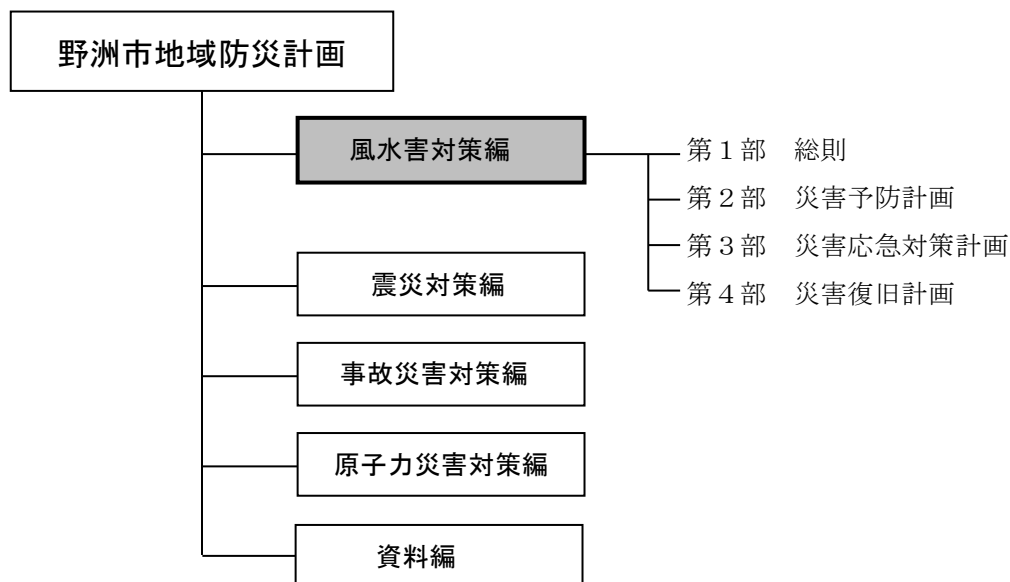
6. 防災拠点施設の整備及び物資の備蓄

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設等の整備、物資の備蓄等を図る。

第4節 計画の内容

防災には、時間の経過と共に、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、本計画では、それぞれの段階において県、野洲市、防災関係機関及び住民がとるべき風水害や地震災害等にかかる災害対策を実施する際の基本体系を構成している。

また、本市の地形、地質、気象、地域特性によって想定される台風、大雨等の風水害や地震災害、事故災害を基準として、次の事項について定める。



1. 総則

計画の基本方針、野洲市及び本市の防災関係機関やその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、及び野洲市地域の災害に関する被害特性とその対応策についての基本的方向を示している。

2. 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための事前措置として、防災施設の整備、防災教育・訓練、一般住民への防災知識の普及やその他の災害予防計画に関する事項を定めた計画

3. 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための措置として組織体制の整備、災害に関する予報又は警報の伝達、情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救援・救助、衛生その他の災害応急対策に関する事項を定めた計画

4. 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針についての計画

第 5 節 計画の運用

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認める時はこれを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年野洲市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに野洲市防災会議に提出する。

2. 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、市における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第 42 条に掲げる野洲市地域防災計画は、防災基本計画、防災業務計画や滋賀県地域防災計画との整合性を図る。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 30 条に基づき市長に委任された場合の計画又は県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

3. 計画の習熟

野洲市及び防災関係機関は、本計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関並びに住民と協力して調査研究を行い、実施又は図上訓練その他の方法により本計画の習熟に努めなければならない。

第6節 用語の定義

本計画における用語の定義は、次に示すとおりである。

No.	用 語	定 義
1	市本部	野洲市災害対策本部
2	消防本部	湖南広域消防局
3	消防署	湖南広域消防局東消防署
4	消防団	野洲市消防団
5	水防団	野洲市消防団に同じ
6	県本部	滋賀県災害対策本部
7	県地方本部	南部土木事務所に設ける滋賀県災害対策本部の地方本部
8	指定地方行政機関	参照：「第2章第1節各機関の処理すべき業務の大綱」
9	指定公共機関	
10	指定地方公共機関	
11	公共団体その他防災上重要な施設の管理者	
12	要配慮者	高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、傷病者など災害時に特に配慮を要する人
13	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者で、支援を要する人

第2章 防災関係機関の大綱

第1節 各機関の処理すべき業務の大綱

野洲市は、防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として、野洲市の地域並び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

指定行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関して、概ね次の事務又は業務を処理する。

1. 県及び市

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
野 洲 市	(1) 野洲市防災会議に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 管内における公共団体及び住民の自主防災組織の育成指導 (4) 防災施設の整備 (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (6) 防災に必要な資機材等の備蓄及び整備 (7) 水防、消防その他の応急措置 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設 (11) 災害時における保健衛生についての措置 (12) 被災児童、生徒等の応急教育 (13) 災害復旧の実施 (14) 災害ボランティア活動の支援 (15) 災害廃棄物の処理対策
滋 賀 県	(1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 市及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (4) 防災施設の整備 (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (8) 水防その他の応急措置 (9) 被災者の救出、救護等の措置 (10) 避難の指示並びに指定避難所開設の指示 (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保 (12) 災害時における保健衛生についての措置 (13) 被災児童、生徒等の応急教育 (14) 災害復旧の実施 (15) 自衛隊の災害派遣要請 (16) 災害ボランティア活動の支援 (17) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 (18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること

2. 警察機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
滋賀県警察本部 守山警察署	(1) 施設、設備等の整備 (2) 連絡、輸送手段の確保等 (3) 教養・訓練及び事前準備 (4) 業務継続計画の策定 (5) 情報通信・情報収集手段の整備 (6) 関係機関との協力 (7) 交通の確保に必要な対策 (8) 避難誘導に係る対策 (9) 県民等への情報伝達・防災訓練 (10) 関係機関、ボランティア団体等との相互連携 (11) 危険箇所、孤立化集落、重要施設の把握等 (12) 災害警備活動に関する調査及び研究 (13) 警備体制の確立 (14) 情報の収集・報告 (15) 救出救助活動等 (16) 交通規制の実施 (17) 避難誘導等の措置 (18) 行方不明者に係る情報の共有 (19) 遺体の検視等 (20) 二次被害の防止 (21) 被災地及び避難場所の警戒 (22) 報道対策 (23) 活動の記録 (24) 警察情報システムに関する措置 (25) 自発的支援の受入れ (26) 警察施設の復旧及び職員の健康管理 (27) 暴力団排除活動の徹底 (28) 警衛警護の実施 (29) 職員の参集・派遣等 (30) 隣接府県等との連携

3. 消防機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
湖南広域消防局 (東消防署)	(1) 初動連絡体制（関係者・関係機関等） (2) 災害発生初期の情報収集・伝達（被害状況等） (3) 火災の予防 (4) 消防力の強化 (5) 危険物等の規制と安全の確保 (6) 消防計画の立案 (7) 避難誘導 (8) 火災の鎮圧やその他の災害の軽減措置 (9) 災害時の救急、救助 (10) 防災訓練の実施及び防災知識の普及啓発、防災教育

4. 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 今津駐屯地	(1) 自衛隊災害派遣計画の作成 (2) 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

5. 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
近畿管区警察局	(1) 県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用 (6) 警察災害派遣隊の運用
近畿財務局 大津財務事務所	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 (3) 国有財産の無償貸付等
近畿厚生局	(1) 救援等にかかる情報の収集及び提供
近畿農政局 (滋賀県拠点)	(1) 農地、農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農林業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 (4) 被災農林漁業者等に対する災害融資斡旋・指導 (5) 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付 (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 (7) 災害時における主要食料の供給
滋賀森林管理署	(1) 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 (2) 国有保安林、保安施設等の保全 (3) 森林火災対策 (4) 災害応急対策用材（国有林材）の供給 (5) 国有林野における災害復旧

第1部 総則

第2章 防災関係機関の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
近畿経済産業局	(1) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 (2) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (4) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止に着いての保安の確保
近畿運輸局 滋賀運輸支局	(1) 所管事業者の所有する交通施設及び設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局 大阪空港事務所	(1) 災害時における航空機による輸送に関して、安全確保のための必要な措置
大阪管区气象台 彦根地方气象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
近畿総合通信局	(1) 電波の監理並びに有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 (5) 非常時における重要通信の確保
滋賀労働局	(1) 工場、事業所（鉱山関係は除く。）における労働災害防止に関する指導 (2) 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 (3) 被災者の労災保険給付に関する対応 (4) 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進被災者の労災保険給付に関する対応
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 滋賀国道事務所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄 (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止 (7) 直轄公共土木施設の復旧 (8) 港湾施設の整備と防災管理の指導 (9) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 (10) 海上の流出油等に対する防除措置の指導 (11) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること (13) 公共土木被災施設災害の査定
近畿地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策

6. 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵政(株)近畿支社 (各郵便局)	(1) 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持 (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救援を目的とする寄付金の料金免除
西日本旅客鉄道(株) 京都支社野洲駅 東海旅客鉄道(株) 新幹線鉄道事業本部	(1) 鉄道施設の整備と防災管理 (2) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 (3) 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 (4) 被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) 滋賀支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株) KDDI(株) 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 (3) 被災施設の復旧
日本銀行 京都支店	(1) 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 滋賀県支部	(1) 医療救護 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 大津放送局	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象等予警報、被害状況等の報道 (4) 指定避難所への受信機の貸与 (5) 被災放送施設の復旧 (6) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
西日本高速道路(株) 関西支社	(1) 名神高速道路等の整備と防災管理 (2) 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 (3) 被災道路施設の復旧
独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	(1) 琵琶湖開発事業施設の操作と防災管理 (2) 被災施設の復旧
日本通運(株) 大津支店	(1) 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力(株) 滋賀支社	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 県、野洲市、関係機関、各電力会社との連携 (4) 被害状況調査及び住民への広報 (5) 被災電力施設の復旧
大阪ガス(株) 京滋導管部	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 被災施設の復旧

7. 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船(株) 一般社団法人滋賀県トラック協会	(1) 災害時における自動車、船舶等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
びわ湖放送(株) (株)京都放送	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象予警報、被害状況等の報道 (4) 被災放送施設の復旧 (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分
滋賀県土地改良事業 団体連合会	(1) ため池及び農業用施設の整備と防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県医師会 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (3) 災害時における医薬品等の管理
一般社団法人 滋賀県L P ガス協会	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 被災施設の復旧
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 要配慮者の避難支援への協力
一般社団法人 滋賀県建設業協会	(1) 災害時における公共土木建築施設の復旧 (2) 災害時における人命救助及び応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 (3) 災害時における土木資機材労力の提供

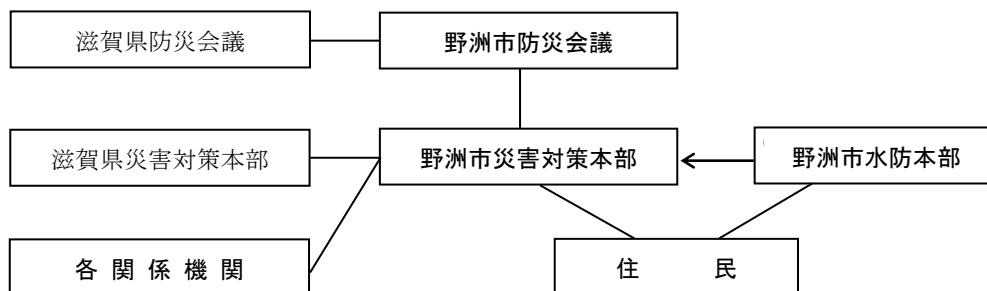
8. その他

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
おうみ富士農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 (2) 市の実施する農林関係の被害調査、応急対策への協力 (3) 被災農林業者に対する融資、斡旋 (4) 被災農林業者に対する生産資材の確保、斡旋
野洲市商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力 (2) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
新聞社等報道関係機関	(1) 住民への防災知識の普及と予警報等の周知徹底 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分
医療施設管理者	(1) 施設の防災管理と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設管理者	(1) 施設の防災管理と避難訓練の実施 (2) 災害時における施設利用者の保護
危険物関係施設管理者	(1) 災害における危険物等の保安措置、ガス等燃料の供給
湖南広域行政組合 環境衛生センター	(1) し尿の処理
(株)エフエム滋賀 (株)ZTV	(1) 放送施設の保全 (2) 住民に対する防災知識の普及 (3) 気象予警報、被害状況等の報道 (4) 被災放送施設の復旧 (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分
一般社団法人滋賀県歯科医師会 一般社団法人滋賀県病院協会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
守山野洲行政事務組合	(1) 火葬対応
社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア生活の支援、要配慮者の避難支援への協力

第2節 地域防災組織

野洲市における防災組織の概要を整理する。

■野洲市地域防災組織総括図



(※) 野洲市災害対策本部が設置された時、水防本部は、災害対策本部に吸収される。

1. 野洲市防災会議

災害対策基本法及び野洲市防災会議条例（資料編参考資料－5）に基づき設置された機関で、野洲市の地域における防災に関して、野洲市が掌握すべき事務を中心として、これに市内における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務をあわせて、総括的かつ計画的にその推進を図ることを目的とする。

(1) 組織

会長 野洲市長

委員は、次の中から市長が定める。

- ①国の職員のうちから市長が委嘱する者
- ②滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- ③市の区域を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- ④市長がその部内の職員のうちから指名する者
- ⑤市の教育委員会の教育長
- ⑥市の区域を管轄する消防局長又はその指名する職員及び消防団長
- ⑦市長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 掌握事務

- ①野洲市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- ②野洲市の地域にかかる災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること
- ③以上の他、法律又は法令に基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 庶務担当

庶務担当は、市民部危機管理課とする。

2. 野洲市水防協議会

水防法及び野洲市水防協議会条例に基づき設置されているもので、野洲市の水防計画その他水防に関して、重要な事項を調査・審議することを目的とする機関である。

(1) 組織

会長 野洲市長（水防管理者）

委員は、15名以内とし、関係行政機関の職員及び関係団体代表者のうちから会長が委嘱する。

(2) 掌握事務

- ①水防計画その他水防に関して、重要な事項を調査・審議すること。
- ②水防に関して、関係機関に対して、意見を述べること。

(3) 庶務担当

庶務担当は、都市建設部道路河川課とする。

第3章 野洲市の現況と防災対策の推進方向

第1節 野洲市の現況

野洲市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接し、日本最大の湖である琵琶湖に面する面積 80.14km²（琵琶湖を含む。）のまちである。

当地域には、近江富士と呼ばれる美しい三上山と里山、豊富な水を有し、まちに潤いを与えてくれる野洲川や日野川、これら地域の河川のすべてが注がれる母なる琵琶湖等、住民が地域への愛着を持ち続けるうえで、他地域には見られない貴重な自然があり、温暖な気候の中で、住民の誇りと心を和ませるすばらしい環境を形成している。

地域内には、こうした自然環境を活用した滋賀県希望が丘文化公園、県立近江富士花緑公園や、オートキャンプ場を中心とするレクリエーション施設のビワコマイアミランド等があり、地域外からも多くの人たちが豊かな自然にふれあうために訪れるまちである。

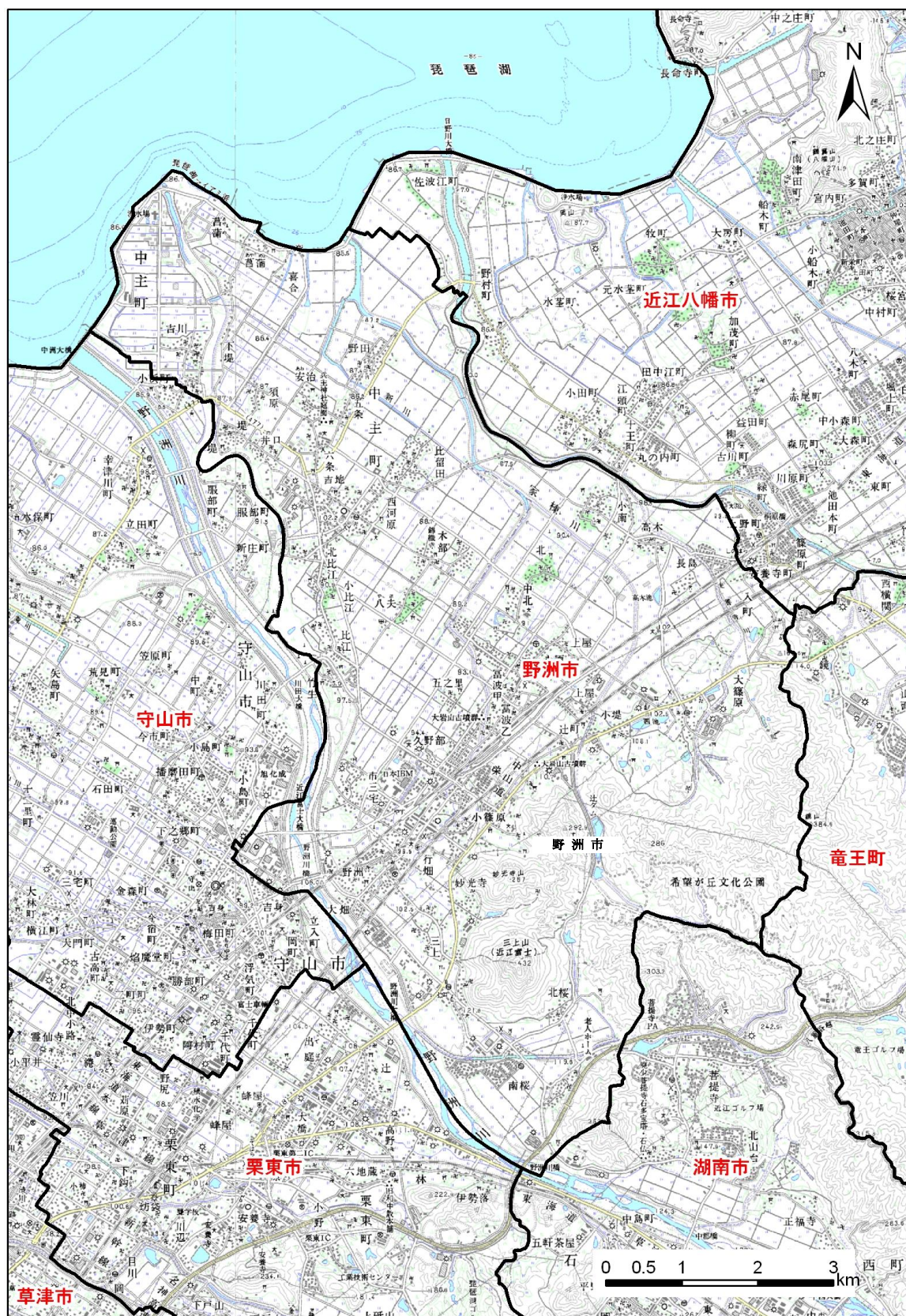
更に野洲川をはじめとした水源に恵まれ、肥沃な土地を活かして農業が盛んに行われてきており、この美しい田園風景も後世に引き継ぐ大きな財産であり近年の農業を取り巻く厳しい環境の中で近代化に向けた様々な取組みがなされている。

他にも、多数の銅鐸が出土し「銅鐸のまち」として知られ、他にも延喜式の名神大社である兵主神社や真宗木辺派の総本山である錦織寺をはじめ、古墳群や神社仏閣等豊富な歴史・文化遺産に恵まれたまちである。

こうした豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまちであり、人々の暮らしの中には、コミュニティの密接なつながりと互いに助け合う精神が培われ、祭り等の伝統文化が受け継がれてきた。

近年は、利便性の高い交通網整備を背景として京阪神都心圏への近接性が高まり、先端技術分野を中心とした企業立地が進んでいる。

■野洲市概要図



1. 野洲市の自然条件

(1) 地形概要

①湖東島状山地

琵琶湖の東岸から湖中にかけて、島状の山地が点在している。野洲市内の三上山、鏡山は、これら湖東島状山地の一部をなすものである。

湖東島状山地は、基盤山地である信楽山地の縁辺部が断層によりブロック状に分離・沈降し、更に野洲川上流から供給された多量の土砂により山麓部を埋められ、半島状に突出したものである。

②野洲川低地

野洲川は、流域面積 387km²、流路長 65.25km を有し、鈴鹿山脈に水源を発する滋賀県下最大の河川である。野洲川流域は、風化の進んだ花崗岩や古琵琶湖層群からなり、砂礫の生産が極めて激しく、下流部に日本最大の湖成三角州を形成している。

③扇状地

湖岸平野の上部に三上山等の山地から土砂が供給され堆積した、やや勾配のある地域である。位置的には、東海道線本線（琵琶湖線）と山地との間に挟まれた山地山麓に沿った部分である。扇状地上には、旧中山道、東海道本線（琵琶湖線）、東海道新幹線、国道 8 号、市役所及び市街地が整備されており、野洲市において最も重要な地域である。なお、家棟川では、上流からの多量の土砂の生産により、天井川地形を形成しており、このような天井川は、一度氾濫すれば付近に甚大な被害を及ぼすおそれがあったが、国道 8 号付近では、天井川が解消された。

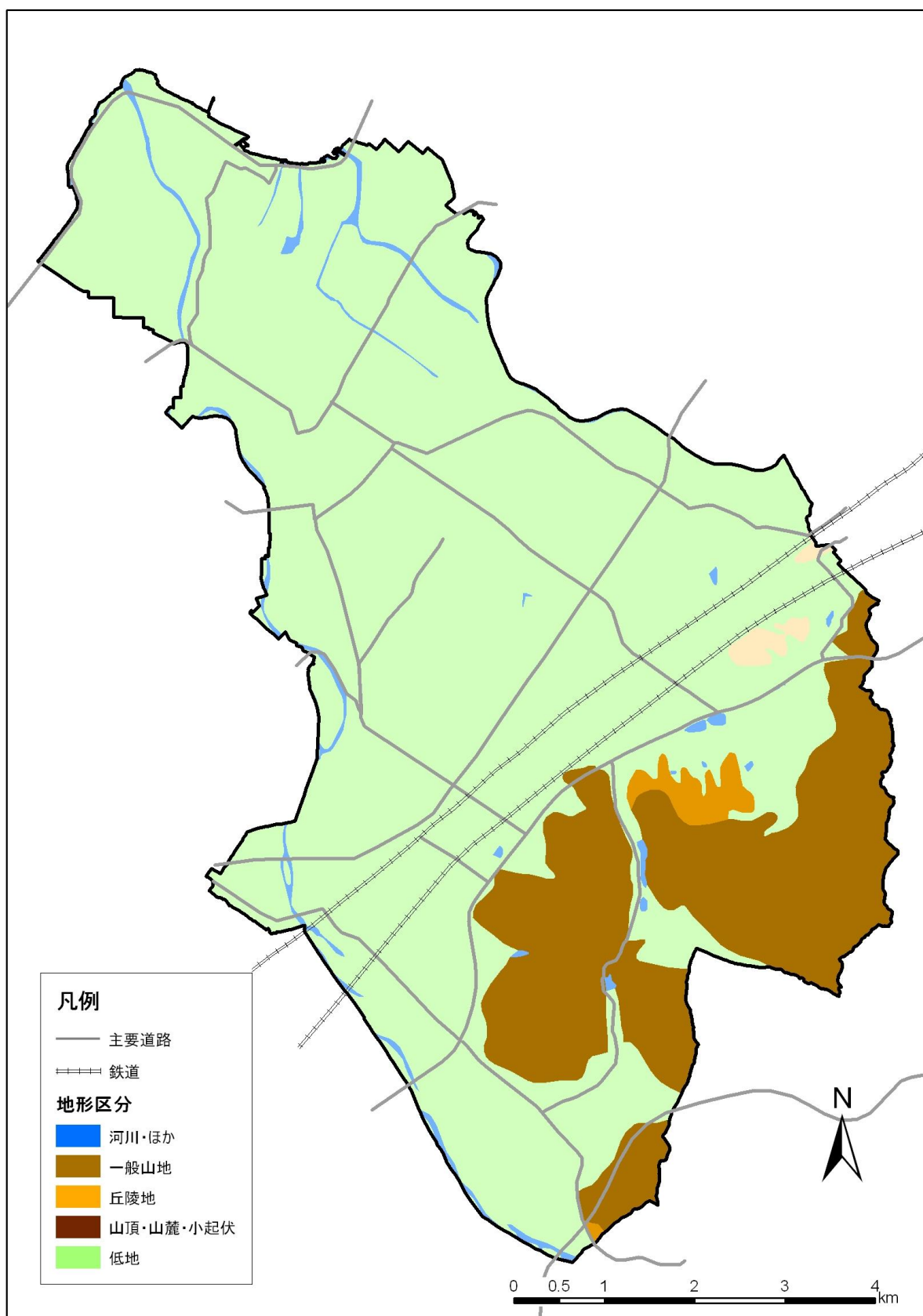
④湖岸平野

東海道本線（琵琶湖線）北側の野洲川により供給された砂、シルト、粘土が堆積してできた平坦な地域であり、現在大半が水田として利用されている。平地面は、勾配が極めて緩いため、排水が困難であり、大雨時には過去幾度かの浸水被害が発生している。そのため集落は、湖岸平野上に島上に点在する自然堤防の微高地に集中し、集落の分布と自然堤防（微高地）の分布は、極めて良く一致する。

⑤南桜地区

三上山をはじめとする山地にコの字上に囲まれ、更に出口を野洲川の自然堤防により塞がれている。そのため大山川の排水が滞留し、砂、シルト、泥が緩く堆積した後背低地を形成している。南桜地区には、近江富士団地が造成されており、社会的重要度が高まりつつある。

■野洲市の地形区分



(2) 地質概要

①古生層

野洲市山地の三上山、妙光寺山には、西隣する花崗岩により接触変成作用を受けた古生層（チャート：約 225 百万年前）が分布する。三上山、妙光寺山のチャートは、後述する花崗岩と同じく堅固な基盤を形成する。

②花崗岩

三上山、妙光寺山等のチャートの西隣（鏡山等の山地）には、花崗岩体（約 65 百万年前）が分布している。花崗岩は、元来風化作用を受けやすく、侵食作用を受けやすい。野洲市内の花崗岩もその例外ではなく、花崗岩地帯を水源とする家棟川は、多量の土砂を下流に押し出し、天井川を形成している。ただし、花崗岩の風化は、表層部分に留まり、特に傾斜の急な山地斜面では風化部分が侵食されやすいため、表層風化層は薄い。

③扇状地・崖錐堆積物

山地山麓と東海道本線（琵琶湖線）に挟まれた地域は、風化した花崗岩、チャート等が崩壊や洪水により運搬され、緩く堆積した扇状地・崖錐堆積物に覆われている。扇状地・崖錐堆積物は、砂から泥を主とし、後述する沖積堆積物に比べ礫径がやや大きいため山地と低地の間に堆積する。堆積物の堆積期間は、過去 1 万年以内であるため未固結の軟弱な地盤を形成している。

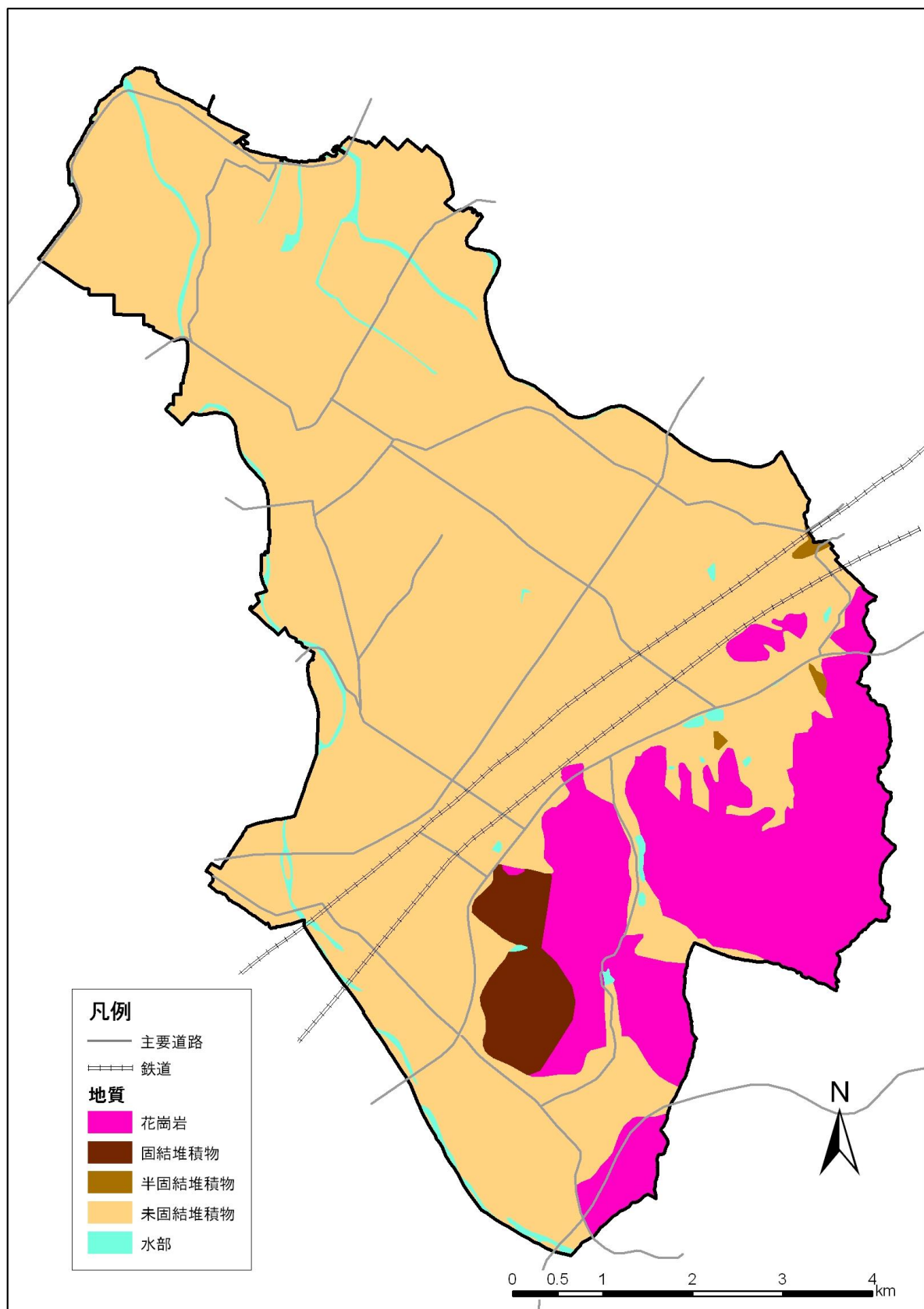
④沖積堆積物

東海道本線（琵琶湖線）以北及び南桜地区の地質は、野洲川、日野川、家棟川等により供給された礫・砂・シルト・泥が堆積した沖積堆積物に相当する。

沖積堆積物の堆積期間は、約 1 万年前～現在に至る期間であり、山地部の花崗岩、古生層に比較して極最近に形成されたものである。そのため沖積堆積物の固結度は低く、未固結層に相当し、軟弱な地盤を形成している。

土地条件図によれば、野洲市内の「構造物支持層」は、標高約 80m に位置し、地表下約 10m 程度に相当することから野洲市の沖積層は、厚さ 10m 以内と考えられる。また、野洲川河床の服部遺跡の調査結果でも沖積堆積物の厚さは、数 m を越えないとの指摘があり、琵琶湖周辺の沖積層は、海成沖積層のように厚いものではないと考えられる。

■野洲市の地質区分



(3) 気象概要

滋賀県内では、北陸型、瀬戸内型、東海型の各気候区が重なり合うが、本市の気候は、滋賀県南部に位置しており概ね瀬戸内型の気候に相当する。

本市の風は、概して、冬は西風が、夏は南南東風が多い傾向にある。平均風速は比較的弱く、1.5m/s程度であり、過去最大風速で12m/s程度となっている（気象庁大津観測所1981～2010年）。

降水量は、梅雨と台風の影響で夏に多いが、年間の降水量は1529.7mm（気象庁大津観測所1981～2010年）、県北部と比べるとかなり少ない。積雪は、滋賀県北部では多く、年間の降雪日数は年間35.6日（気象庁彦根観測所1981～2010年）であるが、本市付近では年間10日程度に過ぎない。

2. 野洲市の社会条件

(1) 人口

本市の人口※は、昭和60年に42,478人であったのが、平成27年には49,893人となり、この30年間に約7,500人増加している。県人口に占める本市の人口のシェアは、3.5%（平成27年国勢調査）である。

世帯数については、昭和60年に10,920世帯であったのが、平成27年には、約1.6倍の18,136世帯にまで増加している。

また、人口増加率は、平成12年まで5%以上の高い増加率を示していたが、最近の15年間では、伸び率が鈍化している。

■人口動向

年度	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27
人口	42,478	43,671	45,865	48,326	49,486	49,955	49,893
県内シェア	3.7	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5

資料：総務省「国勢調査」

※昭和60年から平成12年までの値は旧野洲町と中主町の合計値より算出

(2) 交通

本市には、国土軸である国道1号から分岐する国道8号が湖東圏域各都市を経由し、北陸方面と連携している。本市の北部では、国道477号が市を横断している。

主要地方道は、大津能登川長浜線、近江八幡守山線、野洲甲西線、野洲中主線の4路線あり、その他守山中主線等の県道が走行し、市内の幹線道路として道路網を形成している。

市道は、1,005線あり、上記幹線道路とネットワークしている。

地域別にみると、北西部の低地においては「条里制」の名残から主要な道路は、ほぼ網目状に配置されている。しかしながら、野洲駅前の中心地区等の住宅密集地においては、不整形な街区形状や十分な幅員の道路が確保されていない箇所がみられる。

本市に係る鉄道としては、東海道本線（琵琶湖線）があり、京阪神を結び、本市には野洲駅がある。乗客人員は、14,245人／日（平成27年度）「滋賀県統計書」で、平成17年以降は、漸増と漸減を繰り返している。また、本市には、新幹線が通過している。

(3) 経済

本市には、野洲工業団地、乙窪工業団地があり、平成9（1997）年に完成している。市域の工業は、金属、化学工業、一般機械器具、電気機械器具等の多くの企業が立地し、近年では、情報通信機械、電子・デバイス等が中核となっている。

市域では、古くは旧中山道、旧朝鮮人街道沿いに商店が分布しており、特に永原地区では、中世以来「永原市」が開かれるなど、市域の商業の中心となっていた。

本市の農業は、水稻を中心に小麦や大豆が生産されている。農業従事者の高齢化や後継者不足等が深刻化するなど農業を取り巻く状況は厳しく、農家戸数、耕地面積も減少傾向が続いている。

本市の産業別就業者数（従業地ベース）の構成比をみると、全国と比べて第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低くなっている。本市の産業別事業者数・就業者数を次の表に示す。就業者別人口では、製造業が最も多く、次いでサービス業となっている。

■産業別人口割合

産業	分類	野洲市※	滋賀県	全国
第1次産業	農業	3.5%	2.5%	3.4%
	林業	0.0%	0.1%	0.1%
	漁業	0.0%	0.1%	0.3%
第2次産業	鉱業	0.0%	0.0%	0.0%
	建設業	5.5%	5.9%	7.4%
	製造業	29.6%	26.7%	16.2%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0.4%	0.4%	0.5%
	運輸・通信業	6.6%	5.9%	8.0%
	卸売・小売業・飲食店	13.6%	14.1%	15.3%
	金融・保険業	1.9%	2.0%	2.4%
	不動産業	1.3%	1.4%	2.0%
	サービス業	31.7%	34.0%	35.6%
	公務（他に分類されないもの）	3.3%	3.3%	3.4%
	分類不能の産業	2.6%	3.6%	5.4%

資料：総務省「平成27年国勢調査」

①工業

本市の工業は、平成26年工業統計調査（平成26年12月31日の調査数）によると、事業所数は、108件であり滋賀県の総事業所数のうち約4%を占めている。従業者数は、9,204人で滋賀県の総従業者数のうち約6%を占めている。製造品出荷額は、28,538,129万円で滋賀県の総製造品出荷額のうち約4%を占めている。

②商業

本市の商業は、平成26年商業統計調査（平成26年6月1日の調査数）によると、事業所数は、306箇所であり滋賀県の総事業所数のうち約3%を占めている。従業者数は、2,501人で滋賀県の総従業者数のうち約3%を占めている。年間商品販売額は、7,577,397万円で滋賀県の総商品販売額のうち約3%を占めている。

③農業

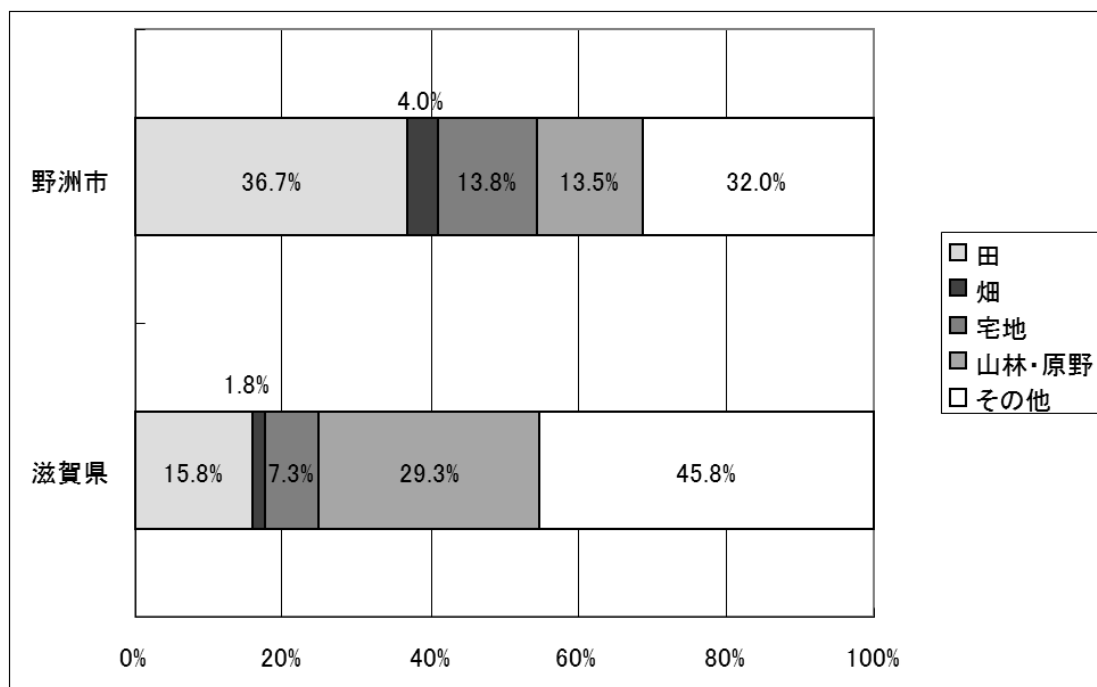
農家は、近年急激に兼業化が進み、専業農家はわずかである。主な生産物は米で、耕種の面積と生産額ともに大部分を占めている。

(4) 土地利用

本市における地目別土地面積の割合は、田と畑を合わせた農地が40.7%、宅地が13.8%、山林・原野が13.5%となっている。

なお、市の北部では、農地（田・畑）の割合、南部では、山林・原野の割合が高くなっている。

■地目別土地面積割合



資料：滋賀県「滋賀県統計書」（平成27年1月1日現在）

第2節 野洲市の風水害・土砂災害特性

本市北部は、琵琶湖に面し、河川の下流の低地であること、河川の多くが天井川であったという土地条件から、野洲川、日野川等の河川氾濫と琵琶湖の水位上昇による氾濫の潜在的危険性は高い。しかしながら、近年は、河川改修や野洲川の付け替え、琵琶湖の樋門設置による水量調整が行われ、危険性は減少している。また、本市南部は、三上山、菩提寺山等の山麓で土砂災害の危険性のある箇所があり、近年においても斜面崩壊等が発生している。

1. 既往の主な風水害・土砂災害

本市における主な風水害、土砂災害等の履歴を次の表に示す。

「滋賀県災害誌」（滋賀県）等過去文献から、本市に影響を及ぼす風水害・土砂災害の傾向をみると、多量の降雨を伴った台風及び梅雨前線の活動によるものがほとんどであり、発生時期は6～9月に集中している。

なお、市域が災害救助法の適用を受けた災害は、昭和28年の13号台風、昭和34年の伊勢湾台風等がある。

■全県に被害をもたらした主な風水害

災害をもたらした 顕著な台風		室戸台風	13号台風	伊勢湾台風	第2室戸 台風	18号台風
災害発生日時		S9・9・21	S28・9・25	S34・9・26	S36・9・16	H25・9・15
最低気圧 (bPa)		967.0	977.3	949.5	954.8	985.1
最大風速 (m/s)		SSE31.2	N21.0	ESE21.9	SSW25.7	NNW16.6
総雨量 (mm)	彦根	20	183	338	66	160
	政所	144	476	523	279	(東近江)226
死者・行方不明者 (人)		47	47	16	3	1
内、野洲市の被害		4	不明	不明	不明	0
負傷者 (人)		641	497	114	438	10
内、野洲市の被害		25	不明	不明	不明	0
家屋全壊 (流出) (戸)		681	522	357	610	10
内、野洲市の被害		120	不明	不明	不明	0
家屋半壊 (戸)		921	1,198	1,309	3,388	279
内、野洲市被害		105	不明	不明	示明	0
床上浸水 (戸)		—	9,390	5,920	250	49
床下浸水 (戸)		—	29,284	19,816	5,570	497
市内状況		強風により、東海道線野洲川鉄橋において、下り貨物列車が前部より18両目以後12両が転覆	野洲川、日野川等が堤防決壊、兵主村井口等で氾濫。災害救助法適用を受ける。	高木地区で900名、比留田地区で840名の大避難集団を誘導、避難完了後30分後に床上浸水1.5mに達する。小南、比留田で孤立者救出が行われる。災害救助法適用を受ける。	不明	家屋損壊3軒、野洲市内床下浸水27棟、土砂崩れ14箇所

資料：滋賀県災害誌（滋賀県）、滋賀県地域防災計画風水害等対策編

■市内の近年の土砂災害

発生日時	気象状況	災害形態	災害発生箇所	発生規模	災害状況
H11. 9. 21	連続 47 日 39 時間 20 (台風 18 号)	斜面崩壊	小篠原	流出土砂量 300 立米	施設被害なし
H13. 6. 19	連続 117, 日 117 時間 33	斜面崩壊	北桜	H3×W3m 崩壊土量 2.7 立米	被災なし
H25. 9. 16	台風 18 号 特別警報発表	土砂災害	入町、妙光寺等	土砂崩れ：14 箇所	家屋損壊：3 軒 床下浸水：27 棟

資料：滋賀県土木交通部砂防課、野洲市市民部

2. 浸水想定

野洲市に影響がある浸水として、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所より琵琶湖、野洲川の浸水想定区域が指定・公表されている。また、滋賀県より淀川水系日野川の浸水想定区域が指定・公表されている。

これらの浸水想定区域は、複数の箇所で堤防が壊れたり、水が溢れた場合を想定した時の氾濫区域を重ね合わせたものであり、想定される最大の浸水区域と水深を示している。実際には、これらの浸水区域のうち限られた箇所が氾濫し、その箇所から浸水区域が広がっていくと想定されるものである。

(1) 琵琶湖の浸水想定区域

国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所は、水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川である琵琶湖の浸水想定区域を平成 17 年 6 月 10 日に指定・公表した。この浸水想定区域は、琵琶湖の水位が B. S. L. +2.5m まで上昇した際に、浸水が想定される区域を示すもので、区域内には、市の北部の大半が含まれる。

浸水想定区域は、現時点での琵琶湖湖岸や下流河道の整備状況、瀬田川洗堰の操作等を勘案して、琵琶湖における計画の検討のために用いた実績洪水の最大である明治 29 年 9 月洪水が起こることにより、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求められている。

(2) 野洲川の浸水想定区域

国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所は、水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川である淀川水系野洲川の浸水想定区域を平成 28 年 6 月 14 日に指定・公表した。この浸水想定区域は、指定時点の野洲川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨（野洲川流域の 1 日間総雨量 663mm）で起こる大雨が降ったことにより野洲川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求められたもので、区域内には、市の西部の大半が含まれる。

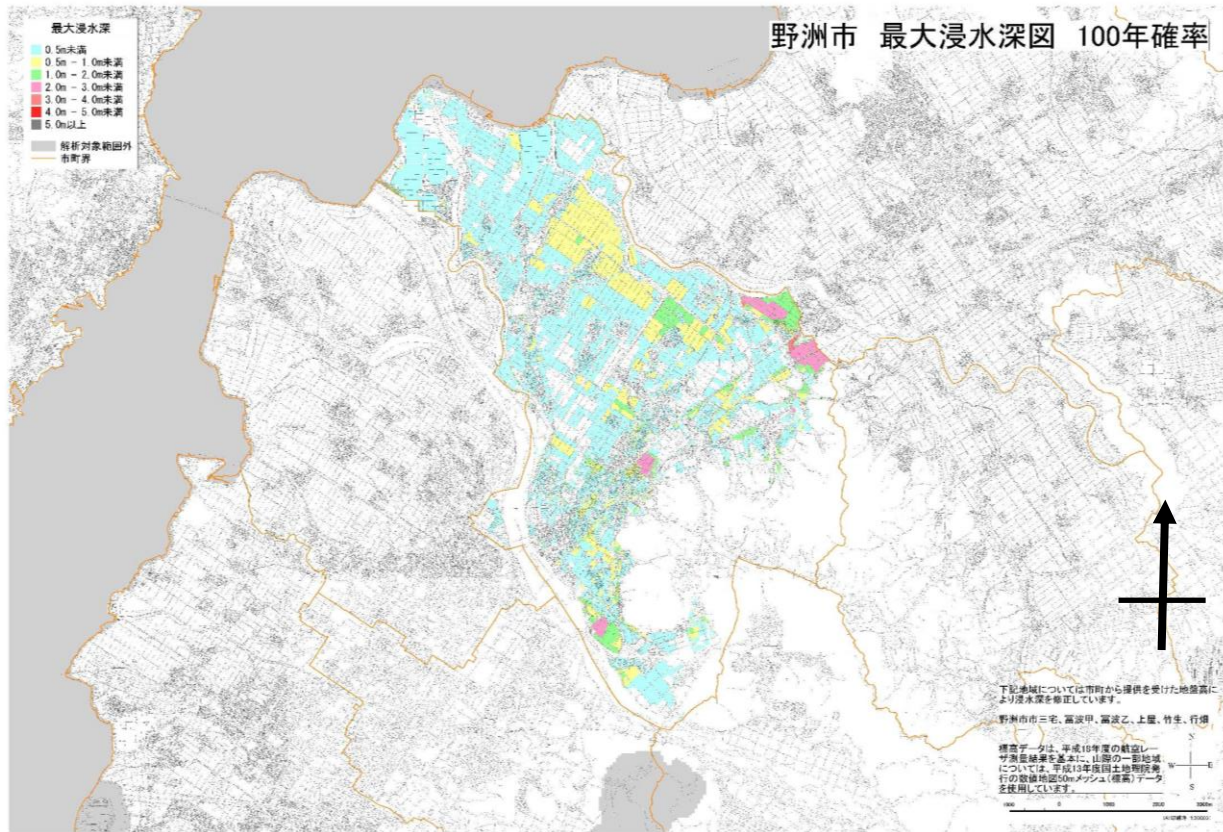
(3) 日野川の浸水想定区域

滋賀県は、水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川である淀川水系日野川の浸水想定区域を平成 16 年 5 月 12 日に指定・公表した。この浸水想定区域は、指定時点の日野川の河道状況、日野川ダムの洪水調節等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね 50 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより日野川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求められたもので、区域内には、市の北部の一部地域が含まれる。

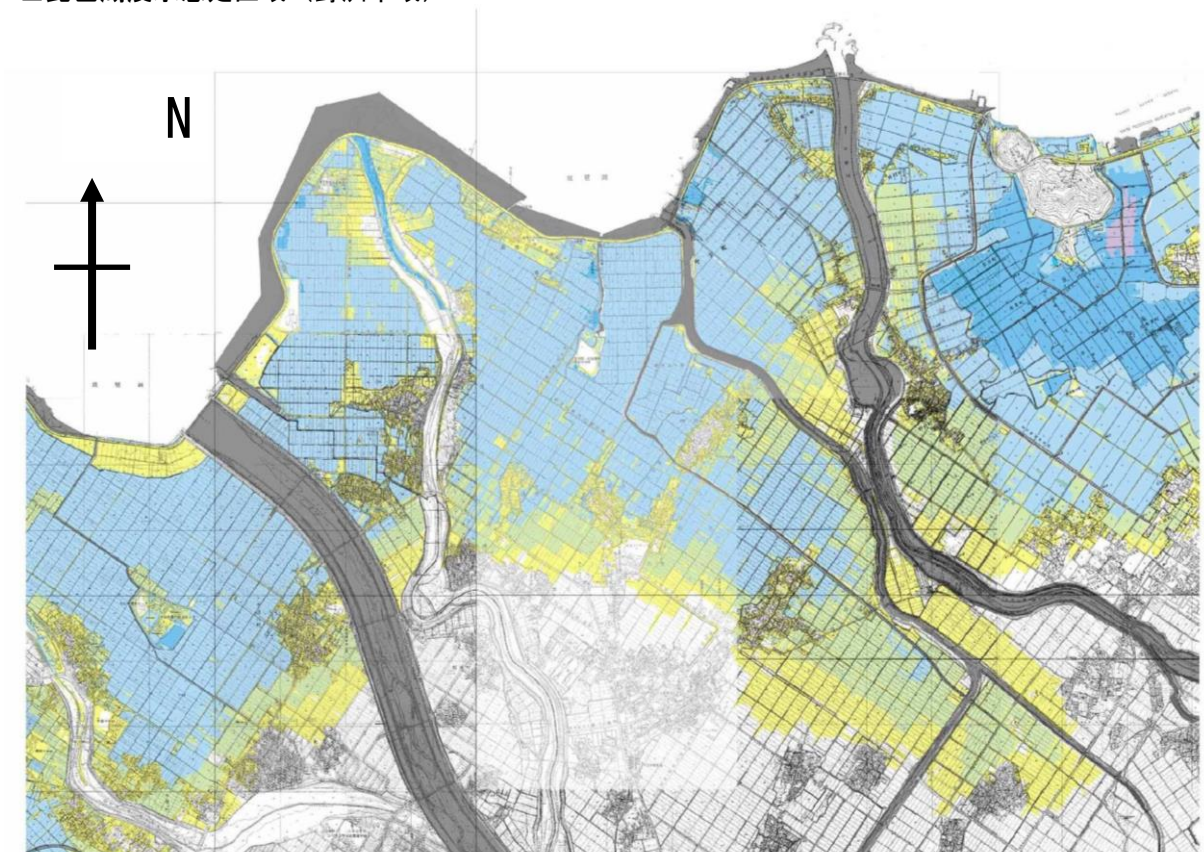
(4) 地先の安全度マップ

市内の中小河川や農業用水路など、集中豪雨により溢水するおそれがある場所の浸水予測を示した地先の安全度マップが、県によって公表された。

■地先の安全度マップ（野洲市域）



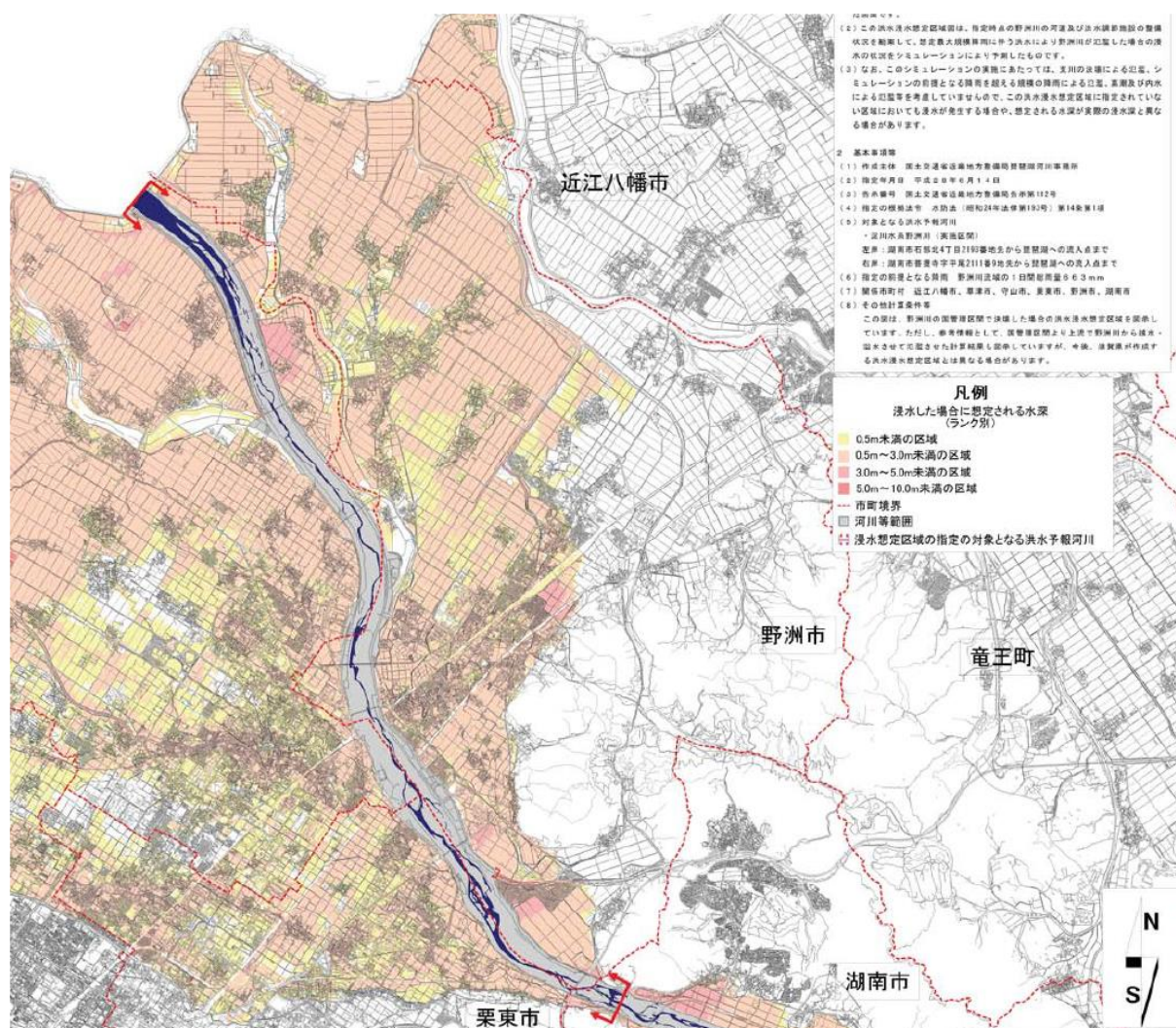
■琵琶湖浸水想定区域（野洲市域）



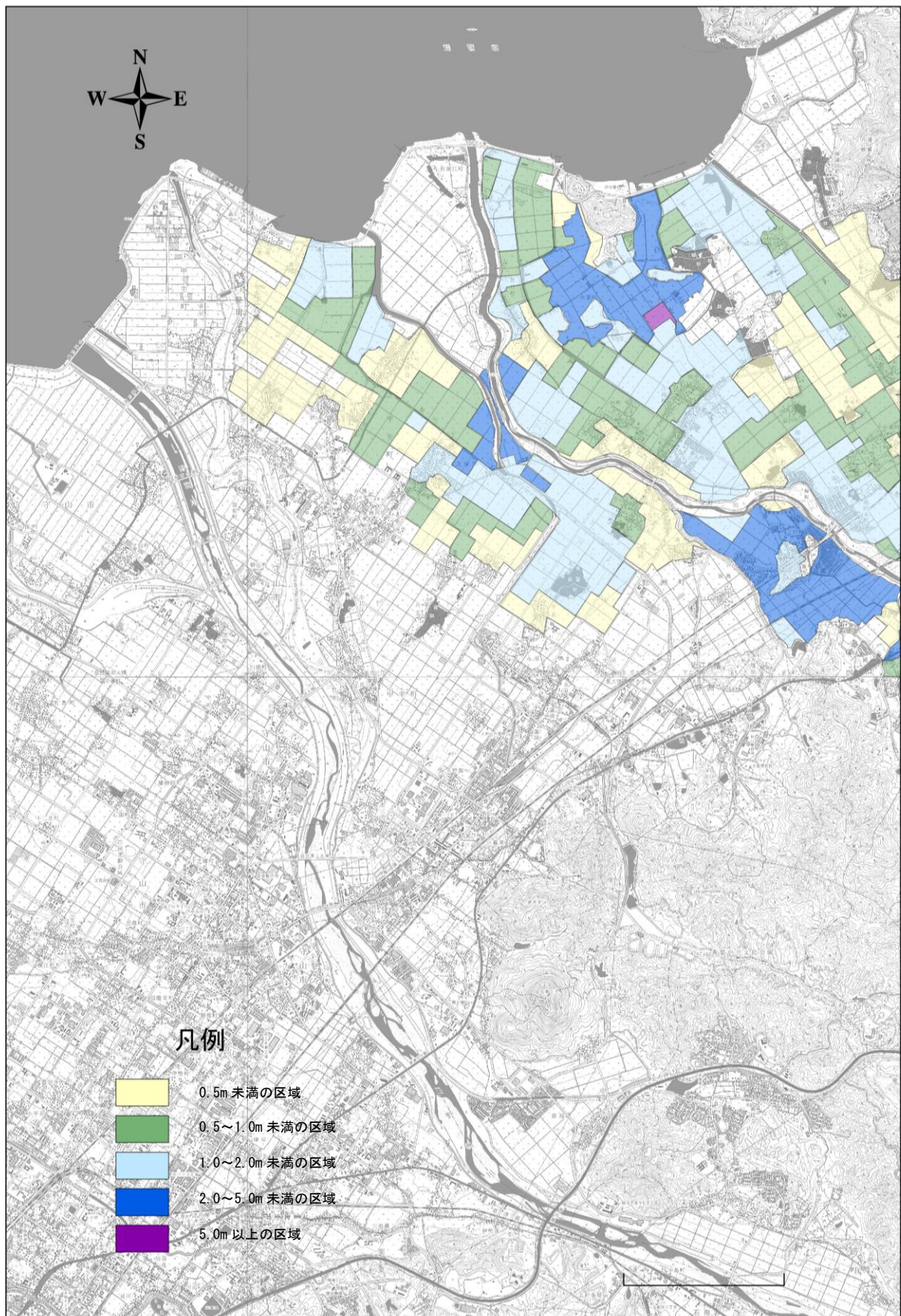
凡 例

	0.5m 未満の区域
	0.5～1.0m 未満の区域
	1.0～2.0m 未満の区域
	2.0～5.0m 未満の区域
	5.0m 以上の区域
	前浜・河川等

■野洲川浸水想定区域



■日野川浸水想定区域



3. 土砂災害警戒区域等

県は、土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進している。この一環で、急傾斜地の崩壊、土石流のおそれのある土地について、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、特定開発行為の許可、建築物の構造規制、移転等の勧告の制限等を行っている。

(1) 土石流

土石流とは、岩屑が水と混合して、土砂の流れとなり、谷や溪床に沿って流下するものであり、住家に被害を与えるのが土石流災害で、危険性の高い溪流については、土砂災害警戒区域（土石流）として、県によって調査されている。

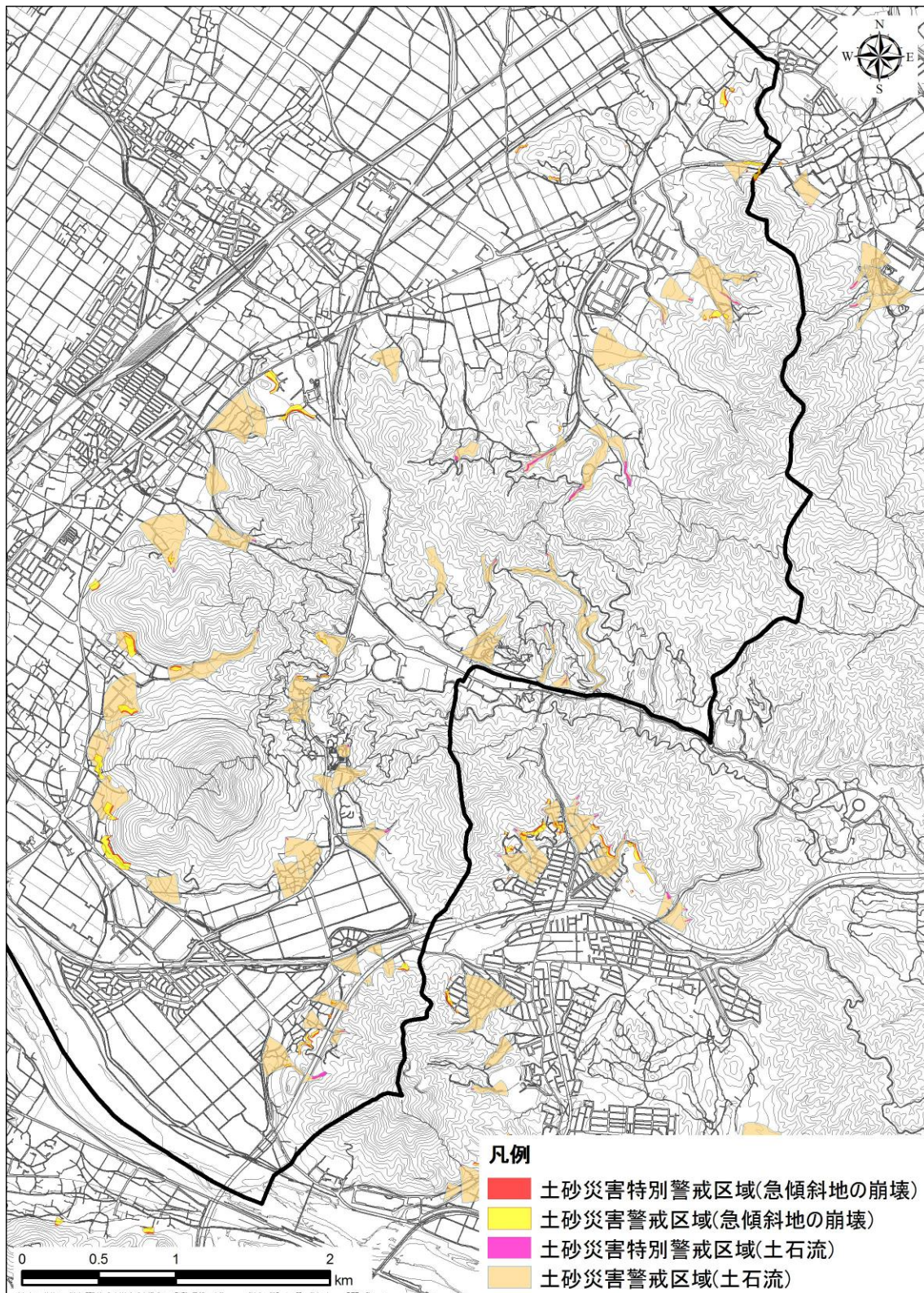
市内では、土石流の土砂災害警戒区域が 61 箇所及び土砂災害特別警戒区域が 24 箇所指定されている（資料編参照資料－13）。

(2) 急傾斜崩壊

急傾斜とは、傾斜度 30 度以上、高さが 5m 以上の傾斜で、崩壊により人家等に危険が生ずるおそれのある箇所については、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）として、県によって調査されている。

市内では、急傾斜地崩壊の土砂災害警戒区域が 29 箇所及び土砂災害特別警戒区域が、25 箇所指定されている（資料編参照資料－13）。

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図



第3節 防災対策の推進方向

1. 防災ビジョンの体系

(1) 防災ビジョンの位置付け

第1次野洲市総合計画（改訂版）では、めざすべき都市像を次のように定めている。

豊かな自然と歴史に恵まれた
にぎわいとやすらぎのあるまち

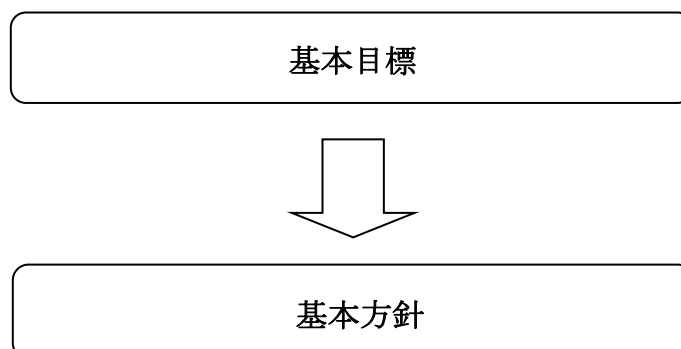
都市像を実現させるため、以下のまちづくりの基本目標が示されている。

- ①豊かな人間性をはぐくむまち
- ②人とひとが支え合う安心なまち
- ③地域を支える活力を生むまち
- ④美しい風土を守り育てるまち
- ⑤うるおいとにぎわいのある快適なまち
- ⑥市民と行政がともにつくるまち

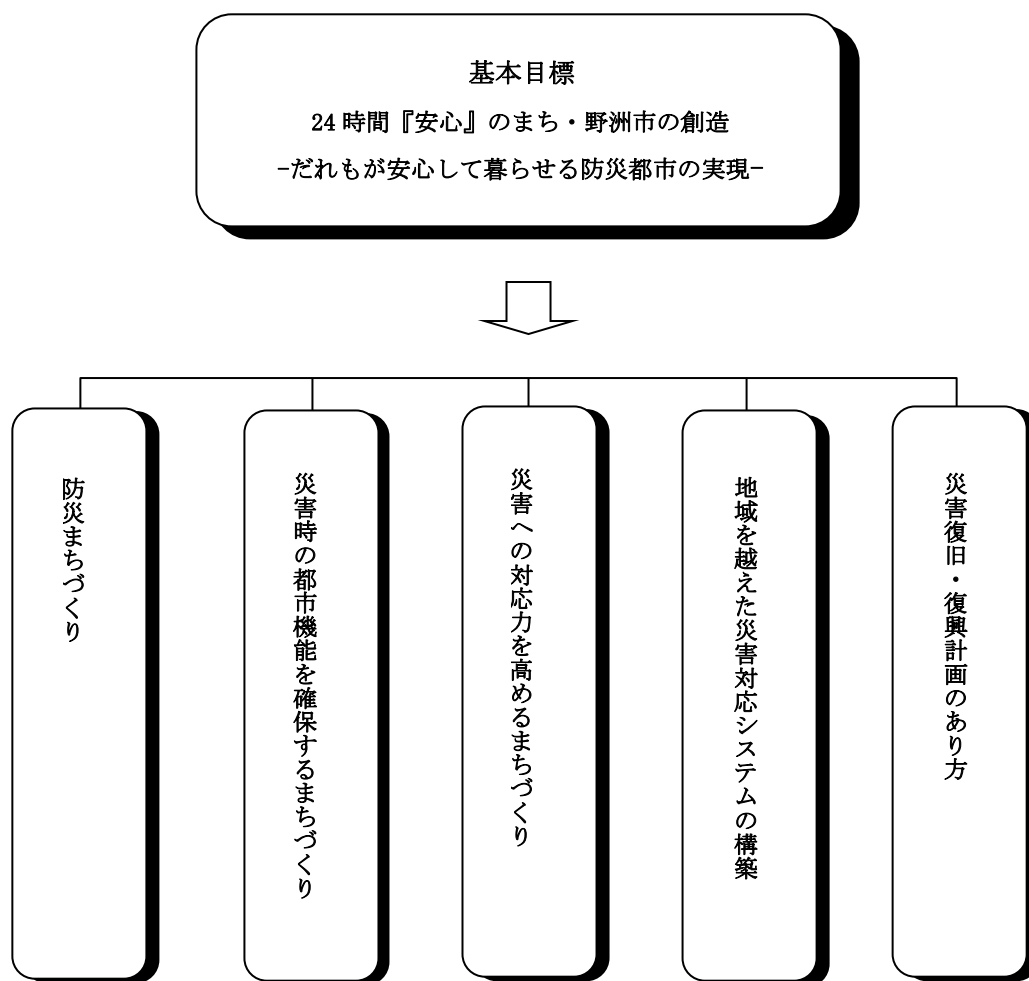
防災ビジョンは、「②人とひとが支え合う安心なまち」の中の施策である防火・防災対策の強化と整合を図り、地域防災計画策定の基本方針として設定する。

(2) 防災ビジョンの骨組み

防災ビジョンの骨組みは、防災の基本目標を設定し、それを実現するための基本方針を示すものである。



2. 基本目標及び基本方針



(1) 基本目標

阪神・淡路大震災や東日本大震災は、何百年もの歳月をかけて営々と築き上げられてきた都市に一瞬のうちに壊滅的な打撃を与え、多くの人々の尊い命と財産を奪う結果となり、あらためて安全性の高い防災都市づくりを推進していく必要性が再認識されている。

本市では、人命最優先の観点に立ち、災害から住民の生命や財産、都市機能等を守るために、行政、住民、事業所、関係機関等が一体となった防災まちづくりを推進していくことが重要であると考えている。

また、本市の持つ豊かな自然との調和にも配慮しつつ、ゆとりある都市空間と機能を持った都市の形成を図る必要がある。

防災まちづくりの目的は、そこに住み、働き、訪れるだれもが安心して過ごせるまちの建設にある。

そのためには、過去の災害の教訓を生し、都市を災害に強い体質につくり変える必要があり、あらゆる領域、分野において「安全」「安心」が優先的に配慮されるような取組みが求められる。

その弛まぬ努力の結果、日常の暮らしの中において十分な安心感が得られ、その安心感を背景とした魅力と活力のある理想の都市が実現される。

大災害をはじめとする様々な不安や課題に対処するために、「安心」をキーワードとして「24時間『安心』のまち・野洲市の創造」を施策の目標として掲げ、誰もが日常安心して暮せるまちづくりを目指す。

以上の点を踏まえ、野洲市は、滋賀県における田園都市としてふさわしい、安全性の極めて高い都市機能と生活空間を有する都市を目指すこととし、本計画の基本目標を「24時間『安心』のまち・野洲市の創造-だれもが安心して暮らせる防災まちづくりの実現-」とする。

(2) 基本方針

基本方針は、平常時のまちづくりの中で、災害に強い都市構造を形成していくとの観点からの「防災まちづくり」、災害時のライフライン施設等の都市機能の混乱をできるだけ抑えるとの観点からの「災害時の都市機能を確保するまちづくり」、災害時の行政、住民、事業所、関係機関等の役割の明確化により被災後の回復力を高めるとの観点からの「災害への対応力を高めるまちづくり」、広域的応援協力等の相互扶助による災害対応力の強化との観点から「地域を越えた災害対応システムの構築」、被災後のスムーズな復旧・復興を行いよりよいまちを目指すとの観点から、「災害復旧・復興計画のあり方」の5つに分類して検討する。

①防災まちづくり -災害に備える-

- ア 起こり得る災害及び被害の状況を想定し、急傾斜地崩壊危険箇所等の地盤条件や地域の危険性に配慮した防災都市づくりを推進する。
- イ 災害による被害を最小限に抑えるため、環境に配慮し、道路整備やオープンスペースの確保等安全な都市構造や市街地空間の形成に努める。
- ウ 地震災害に強い生活環境の構築に向けた民間住宅の耐震診断や改修の支援、公共施設の耐震化、防災拠点の整備に努める。
- エ 洪水ハザードマップや地震防災マップの活用により、市民の災害に対する理解を促進する。
- オ 災害時の原子力発電所の安全性が疑問視される中で、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。

②災害時の都市機能を確保するまちづくり-都市機能の混乱をできるだけ抑える-

- ア 災害時の迅速かつ正確な情報の収集と伝達を行う体制の確立及び情報通信システムの強化を図る。
- イ 防災関係機関と連携した災害時の救命救助や保健医療体制を確立する。
- ウ 災害時における緊急輸送路及び輸送手段の確保、適切な交通規制措置、交通機関の早期復旧体制を確立する。
- エ 災害時の被害を最小限に抑えるため、ライフライン施設の物理的性能の向上と共に、ライフライン相互のネットワーク化、供給地区のブロック化等を推進する。

③災害への対応力を高めるまちづくり -被災後の回復力を高める-

- ア 自主防災組織の強化拡充を促進すると共に、防災訓練の実施等によって住民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害時には、地域住民による組織的な活動と安全な避難ができるような体制づくりのために積極的な支援を行う。
- イ 災害時の職員参集基準の明確化や長期化に対応した非常配備動員体制の確立等、災害対策本部の体制の強化に努める。
- ウ 消防施設や装備の充実により消防力の向上を図ると共に、消防団及び自主防災組織による地域での初期消火体制の強化に努める。
- エ 自主防災組織やボランティア、事業所等による協力体制の構築を含め、被災者に対する生活上の援護や自立促進のための支援方策を講じる。

オ 要配慮者に対する避難、情報、援護等の支援体制の確立に努める。

④地域を越えた災害対応システムの構築 -相互扶助による災害対応力の強化-

ア 地震災害等による被害を想定し、近隣市町はもとより、地域を越えたより広域的な連携による応援協力体制の確立に努める。また、地元の医療機関や企業・事業所など民間団体との包括的な連携

イ 平常時から、消防局、警察や県、自衛隊や国の関係機関等との相互の連携を強化することによって、災害時における連携体制の強化を図る。

⑤災害復旧・復興計画のあり方 -よりよいまちを目指して-

ア 災害復旧のために、物資・資材の調達、人材や財源の確保、財政援助等に関する計画を事前に策定し、それに則った迅速かつ円滑な復旧に努める。

イ 災害復旧・復興は、住民の意向を尊重して計画的に行うものとし、住民の合意形成を促進するために、平常時からソフト、ハード両面のバランスがとれた住民参加によるまちづくりを推進する。

ウ 災害復興を円滑に進めるために、災害復興計画の策定及び推進についての基本方針を作成し、策定体制、手順、策定にあたっての留意点、内容等について事前に協議しておく。

第 1 部 総則

第 3 章 野洲市の現況と防災対策の推進方向

第 2 部 災害予防計画

第1章 水害予防計画

第1節 河川対策

1. 現況

本市の河川は、その多くが平地より高い天井川で形成されている。日野川、光善寺川といった市内の主な河川が天井川であり、これらの一部においては、河川改修事業として整備が進みつつある。

低地部における中小河川は、住宅開発に伴う流量の上昇がみられ、降雨時には、住宅や道路への浸水が一部の地域で起こっており、平地化と合わせた排水対策を講じる必要がある。

2. 計画

市は、災害に備え、河川の安全性を高めるため、国、県の行う河川整備事業等に協力する他、所管する河川施設については、次のような災害予防対策を実施する。

- ①所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修工事を推進し、洪水の予防に努める。
- ②河積の小さな河川については、適切な内水排除を行うように努める。
- ③水路整備を推進する。
- ④天井川は、極力河床を下げて平地河川とし、その安全度を高める。
- ⑤河川が隣接しているものは、できるかぎり河川を整理統合して改良する。

第2節 水害防止対策

市は、水防法に基づき、国、県により想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が予想される洪水浸水想定区域の指定があった時は、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、配布したハザードマップ等を活用し、関係住民への周知に努める。

なお、現在指定を受けている浸水想定区域（本編 25～27 ページ参照）についての警戒避難対策の詳細は、資料編参考資料-11 に示す。

また、次に示す重要水防区域等は、水防計画に明記し、平常時より巡視・点検箇所を定めておく。

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防計画

■直轄区間重要水防区域

河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	距離	対象とする流量	対象とする水位を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	摘要
野洲川	左岸	旧川跡	要注意	野洲地先	6.80 ～8.00	1,200m	4,500m/s	102.01	104.29	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	守山市新庄町～野洲市市三宅地先	4.80 ～7.80	3,000m	4,500m/s	101.82	105.15	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	野洲地先	8.20+ 100付近	—	4,500m/s	102.39	105.48	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	9.60+ 50付近	—	4,500m/s	105.47	108.18	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	9.80+ 70付近	—	4,500m/s	106.00	108.79	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	旧川跡	要注意	三上地先	10.20+ 150付近	—	4,500m/s	106.79	109.36	1.50	野洲川	
野洲川	右岸	漏水すべり	B	野洲市三上地先	10.50 ～11.20	700m	4,500m/s	107.38	110.62	1.50	野洲川	
野洲川	左右岸	工作物	B	野洲地先	8.2+ 153.30	—	4,500m/s	102.39	105.10	1.50	野洲川	桁下高不足 野洲川橋

資料：琵琶湖河川事務所資料（H29.3）

■県指定区間重要水防区域（特に重要な水防区域）

番号	河川名	左右岸	区域	延長(m)	理由	防御すべき施設	対策水防工法
58	日野川	左岸	光善寺川合流部から近江八幡までの左岸	820	中長期河川計画に達成しない。過去に水害実績あり(予水防)	人家580戸	月の輪工木流し工

資料：平成29年度滋賀県水防計画（資料編）

■県指定区間重要水防区域（重要水防区域）

番号	河川名	左右岸	区域	延長(m)
55	家棟川	左右岸	JR琵琶湖線から東海道新幹線まで	2,400
57	光善寺川	左右岸	日野川合流点より国道8号まで	4,400
58	日野川	左岸	仁保橋から近江八幡までの左岸	1,150
210	新川	左右岸	県道大津能登川長浜線より下流両岸930m	1,860
211	中ノ池川	左右岸	東込田川合流点から東海道新幹線まで	3,400
212	妓王井川	左右岸	中ノ池川合流点より始点まで（全川）	3,000

資料：平成29年度滋賀県水防計画（資料編）

■県指定区間重要水防区域（要水防区域）

番号	河川名	左右岸	区域	延長(m)
55	家棟川	左右岸	JR琵琶湖線下流100mから上の市川合流点まで	2,800
56	大堀川	左右岸	中ノ池川合流点より550m	1,100
57	光善寺川	左右岸	日野川合流点より国道8号まで	4,400
58	日野川	左岸	大畑橋から近江八幡市境界まで4,600m	4,600
210	新川	左右岸	県道大津能登川長浜線より下流両岸930m	1,860
211	中ノ池川	左右岸	東込田川合流点から東海道新幹線まで	3,400
212	妓王井川	左右岸	中ノ池川合流点より始点まで（全川）	3,000

資料：平成29年度滋賀県水防計画（資料編）

■市内河川一覧

一級河川	野洲川、日野川、大山川、小山川、妓王井川、中ノ池川、東込田川、童子川、渡瀬川、新川、家棟川、上の市川、光善寺川、稲荷川、大堀川、江川
準用河川	東祇王井川、桜生川、六反田川、友川、友川支川、矢田川、東込田川、御田川、間宮川

資料：平成28年野洲市統計書

第3節 大規模氾濫減災協議会の創設

国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川においては、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を創設する。水害対応タイムラインに基づく取組み等の協議結果について市は、本計画等へ位置づけ、確実に実施することを推進する。

第4節 ため池等農業用施設の安全化

市内の水防上問題となるため池（重要水防ため池）は、大小あわせて12箇所ある。農業用ため池のほとんどは、築造された年代が古く年々老朽化の傾向にある。過去に改修事業も実施されてきた。近年の流域の開発や土地利用の変化等に伴う流出量の増加、並びに兼業化等による管理体制の弱体化等により危険にさらされるため池が多く、ひとたびため池が決壊すれば、その被害は、農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶおそれがある。

市は、ため池等の耐震安全度の点検を促進し、必要な改修整備等を実施するよう指導する。指導にあたっては、「滋賀県水防計画（資料編）重要防災溜池調」を活用し、重要度、緊急度の高い溜池について重点的に行う。

1. ため池の災害予防計画

市は、平常時より堰、堤防、排水整備等について維持管理を徹底して行い、災害の予防に努める。

近年ため池の決壊の災害は生じていないが、異常気象時には、あらかじめ管理者によって定められた監視員、連絡員が水位変動を監視して河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

また、危険あるいは老朽化した、ため池の改修を促進するためには、負担の軽減を図る必要がある。

そこで、国費・県費補助事業、ため池等整備事業等の利用を促進する。

■重要水防ため池

名 称	所在地	管 理 者	受益面 積 (ha)	た め 池 の 規 模				
				提高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	経過年 (年)	危険箇所
入町池	入町	入町自治会長	60.0	3.5	230	18,700	200 (H14改修)	—
西池	大篠原	大篠原農業組合長	47.0	3.8	690	113,600	150 (H12改修)	—
新池	大篠原	大篠原農業組合長	8.0	2.8	150	15,800	不明	—
東池	大篠原	大篠原農業組合長	10.0	3.7	160	15,000	300 (H11改修)	—
奥平子池	小堤	小堤自治会長	9.0	5.0	130	10,200	不明	—
御池	妙光寺	妙光寺自治会長	8.0	8.0	102	39,600	200 (H12改修)	—
辻ダム	辻町	辻町自治会長	180.0	5.0	130	154,000	明治以前 (H14改修)	—
新池	小堤	小堤自治会長	12.0	3.9	125	5,900	不明	—
陰幻堂池	小堤	小堤自治会長	12.7	3.7	156	6,800	不明 (H22改修)	—
山上ダム	辻町	辻町自治会長	180.0	5.0	100	70,000	70	堤体漏水
桜池	北桜	北桜自治会長	25.0	7.2	90	38,000	60 (H18改修)	—
宮池	小篠原	桜生農業組合長	2.5	4.5	50	700	不明	堤体老朽

資料：平成29年度滋賀県水防計画（資料編）

2. その他農業用施設の災害予防計画

農業用水を取水するために設置された施設の構造が不適当又は不十分となったものについて、整備補強等の改善措置を図る。

具体的には、次に示す構造物重要水防箇所における樋門・堰の責任者、管理受託者、操作責任者等は、各々の施設の点検を行い、特に出水期中は、厳重に注意し、操作の支障がないように万全を図る。

また、用排水路については、浚渫や除草、障害物の除去、破損箇所の修理に努め、水路中の各種ゲートの整備・点検・操作を確実に行う。

■堰調書

河川名	名称	位置	管理者	操作 担当者	操作 基準	構造	用途
中ノ池川	自動堰	富波乙	野洲川 土地改良区	富波乙 区	洪水時 期放	ゴム	農業 用水

資料：平成29年度滋賀県水防計画（資料編）

第5節 下水道施設の災害予防計画

〈上下水道課〉

下水道施設は、水害の影響を受けやすいため、防災性を向上させることは、住民の厚生上重要である。そこで処理場施設や管路施設の被害を予防し、又衛生上の問題が発生しないようにすることを目的として施設整備を行う。

1. 基礎的調査の実施

市は、計画下水道施設については地盤条件をよく調査し、管渠を強化、耐震化するための施策を実施する。特に丘陵地の盛土と切土との境で被害が集中する事例がみられるため、十分な予防対策が必要である。

①基礎調査実施の検討

ア 自然条件に関する調査

特に降雨強度別の浸水状況、被害の調査を行う。

イ 現況調査

②管渠の布設工法の検討

地盤が悪く、開削工法では明らかに地盤沈下等による被害が予想される場合や、道路狭隘等により、開削工法での施行が地域に重大な影響を与えると診断される場合においては、推進工法、シールド工法等の特殊工法の採用を検討する。

2. 応急措置体制の確立

市は、災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から汚水、雨水の疎通に支障が出ないような応急措置体制の確立に努め、配水の万全を期す。

また、停電や断水等を考慮したバックアップ体制の確立を目指す。

■下水道普及状況（平成28年3月31日現在）

整備済面積	1,293.0 ha
処理区域人口	50,324 人
水洗化人口	49,226 人
普及率	99.1 %
水洗化率	97.8 %

資料：野洲市統計書（平成28年度）より

3. 維持・管理

市は、災害発生時に備えて、被害調査が迅速に行えるためには、下水道施設の位置及び形態を事前に知っておくことはかなり有効な手段である。この場合、下水道台帳は、かなり有効な手段になるため、普段から整理しておきすぐに取り出せるようにしておく。

また、下水道施設に関する情報が分散し維持管理作業に困難をきたす場合には、下水道台帳等を地理情報化し管理していくことを検討する。

4. 施設の耐震化の推進

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、既存の下水道施設について、耐震診断を実施し、耐震上弱点となる施設を抽出し、重要度等を勘案しつつ耐震対策について検討し、実施する。また、今後設計する施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）等の基準に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

5. 下水道危機管理機能の強化

下水道施設は、住民生活や社会経済活動にとって欠くことのできないライフラインの一つである。下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能（トイレ使用の確保、公衆衛生の保全、浸水被害の防除等）を維持・回復することを目的として次の事項について下水道業務継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを行い防災対応力の向上を図る。

- ① 基本的事項の整理（体制、被害想定、対象範囲・業務）
 - ア 策定体制（下水道関係機関の体制）
 - イ 被害想定等（地震規模、業務量の把握、リソースの把握）
 - ウ 対象範囲（下水道の暫定機能確保期間）
 - エ 業務（下水道が主体となる業務）
 - オ 基本事項（連絡先、保有資機材、耐震化の現状）
- ② 優先実施業務
 - ア 通常業務
 - イ 災害対応業務
- ③ 訓練、維持改善計画
 - ア 訓練計画
 - イ 維持改善計画
- ④ 非常時対応計画
 - ア 優先実施業務の選定
 - イ 「対応の目標時間」の決定
- ⑤ 事前対策計画
 - ア 耐震化の推進
 - イ 民間企業との協定締結等

6. 情報の共有化と連絡体制の強化

下水道施設に災害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、情報収集や関係機関との連絡体制等について定める。

第2章 土砂災害予防計画

第1節 急傾斜地崩壊危険箇所等に対する災害予防計画

市内には、台風、集中豪雨等により崩壊するおそれのある急傾斜地があり、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれのある箇所は27箇所ある。

市は、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止すると共に、その崩壊に対して、警戒避難体制を整備する等の措置を講じる。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所とは、地平面とのなす角度が30度以上で高さ5m以上の崖で崩壊により危害が生じるおそれのある人家がある地域、あるいは官公署、学校、旅館等に危害が生じるおそれのある地域である。

1. 野洲市の事業計画

- ①危険箇所の調査と周辺住民への危険箇所の周知
- ②自主防災組織の協力を得た避難計画の整備
- ③(2)に示す県事業への協力
- ④必要箇所における「市町村急傾斜地崩壊対策事業」の速やかな実施

《急傾斜地崩壊対策事業》

- ・急傾斜地の高さが5m以上であること。
- ・移転適地がないこと。
- ・人家概ね5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること。
- ・急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。
- ・前各号の他知事が特に必要と認めたもの。

2. 滋賀県の事業計画

《補助急傾斜地崩壊対策事業》

- ・急傾斜地の高さが10m以上であること。
- ・移転適地がないこと。
- ・人家概ね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

第2節 砂防対策計画

県は、荒廃した山地や溪流の土石流出、集中豪雨による土石流等の災害から住民の生命と財産を守るため、荒廃山腹の土砂生産の抑制、上流山地よりの流出土砂の抑制、溪流の河床安定を図る縦横浸食防止、土石流発生危険溪流における総合土石流対策等の事業の推進によって災害防止に努めている。

市は、これら事業に協力すると共に、次の対策を実施する。

1. 砂防事業の実施

本市では、主として山地・丘陵地で砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために行き制限をすべき土地が砂防指定地に指定され、種々の砂防工事が施工されている。今後も市は、滋賀県に対して、各種砂防工事の施行を働きかける。

2. 土石流危険渓流の警戒

市内には、台風、集中豪雨等により土石流を発生させる可能性がある土石流危険渓流が 42 渓流存在している。市は、付近住民との連絡体制を確立した上で、大雨の際には次の状況把握に努める。

- ①立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ②渓流が急激に濁りだした場合や流木等が混じり始めた場合
- ③継続的な降雨にも関わらず渓流の水位が急に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが留められている危険があるため。）
- ④渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- ⑤渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

3. 避難体制の確立

市は、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流等の危険箇所や避難場所を掲載した洪水ハザードマップ等を配布しており、なお一層の関係住民への周知徹底を図る。

①避難方法の周知

土石流危険渓流に直角方向に避難する。

②避難場所の指定と周知

避難場所は、安全性、近接性、機能性、収容性を考慮して指定し、避難体制を確立のうえ、住民に周知をする。

第3節 総合土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、県知事により土砂災害警戒区域等の指定を受けた警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

なお、現在指定されている区域等（本編 29 ページ参照）の警戒避難対策の詳細は、資料編参考資料-10 に示す。

また、土砂災害に備え、次の施策を実施し、警戒避難体制を確立する。

1. 防災パトロールの実施

防災関係機関及び自主防災組織等と連携し、梅雨期及び台風期の前等に土砂災害の危険区域（箇所）等の防災パトロールを行う。

2. 危険区域（箇所）の住民への周知

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の看板設置やパンフレットの作成・配布等により、土砂災害危険区域（箇所）の地元住民への周知を図る。

3. 自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

孤立しやすく、避難の可能性が高い集落を対象に、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

4. 情報の収集・伝達

県は、大雨等により土砂災害発生の危険度が高まった際に、市の避難勧告等の判断や住民の自主避難の参考となるよう、彦根地方气象台と県が共同で土砂災害警戒情報を発表しており、それらと滋賀県土木防災情報等からの情報、住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。また、収集した情報を防災行政無線、広報車、サイレン等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備する。

5. 滋賀県土木防災情報システムの活用

県は、滋賀県土木防災情報システム（S I S P A D）等の整備により、市町、県民向けに土砂災害警戒情報やこれを補足する危険度メッシュ情報、雨量情報等の土砂災害に対する警戒避難のための情報を提供している。

市では、これらの情報等を利用し、警戒避難体制確立の参考にする。

6. 警戒避難体制の整備

①市は、土砂災害警戒区域の指定があった時は、当該警戒区域において、次の事項その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあり、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これら施設の名称、所在地並びに土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 要配慮者利用施設については、施設所管課から各施設へ土砂災害に関する情報を伝達する

②当該警戒区域において、次の事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布やホームページへの掲載等により必要な事項を住民等に周知する。

ア 土砂災害に関する情報の伝達方法

イ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項

第4節 治山対策計画

山地災害により、人命に被害が生ずることが予想される箇所は、滋賀県（西部南部森林整備事務所）の調査によれば、市内には、山腹崩壊危険地区が8地区、崩壊土砂流出危険地区が9地区ある。

このため、市は、県に対して、山地災害に対処するため、山地治山総合対策、水源地域等保安林整備事業等の治山事業の推進を働きかける。また、県の調査以外の危険箇所についても把握に努め、必要に応じたパトロールの実施、付近住民からの危険兆候の連絡体制の確立、関係機関等との連携・連絡強化等、危険箇所の警戒対策を行う。

第5節 造林対策計画

森林のもつ土砂流出防備や保水機能により、山地や溪流の崩壊、洪水の予防を図る。あわせて、木材資源の保護や培養を図るために、市は、民有林を始め国有林、公有林についても補助造林を積極的に指導推進する等して造林事業を推進する。

第6節 宅地防災対策計画

県及び市は、宅地造成に伴う崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地開発行為に対して、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法による規制を加えることによって、良好な宅地開発の誘導を図ると共に、開発事業者に対して、適切な指導を行う。また、県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。また、毎年5月の「宅地防災月間」には、防災パトロールや標識の設置、ポスターの掲示等を行い、宅地の安全確保への啓発を進める。

第7節 地籍調査事業

市は、河川の氾濫や土砂災害等で従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。また、市は、調査の推進には市民の認知度を高めるため、県内の主要商用大規模商業施設でのパネル展示や自治会等への出前講座等の啓発を行う。

第3章 雪害予防計画

市は、冬期における凍結、積雪等による交通障害に起因する産業経済の停滞を防止し、住民生活の安定を図るため、雪寒対策実施体制を整備し、交通の確保を図る。

第1節 雪寒対策実施体制の整備

市は、冬期には、毎年、次の事項を定めた雪寒対策実施計画書を作成し、凍結、積雪等による交通障害に備える。

- ①雪寒対策期間
- ②実施区間
- ③配備体制
- ④雪寒対策作業
- ⑤融雪剤散布実施箇所

第2節 実施区間の選定

雪寒対策を実施する区間については、橋梁で凍結が発生する箇所及び縦断勾配がきつく、凍結、積雪により交通の支障となる箇所等をあらかじめ選定する。

第3節 応援協力体制の整備

市は、平常時から、南部土木事務所、守山警察署、東消防署、雪寒作業を委託する業者と協議を行う等、雪寒対策に必要な応援協力体制の整備に努める。野洲川では、河川敷の一部（左岸 1.4～1.6kp、3.8～4.2kp）を投雪・排雪場所として受入れているため、協力体制に組み入れる必要がある。

第4章 防災まちづくり計画

本市は、災害発生時における住民の生命、身体、財産の安全確保を図るために必要な避難場所・緊急交通路、防災空地等の防災施設を計画的に整備し、災害に強いまちづくりに努める。

第1節 防災学区の設定

災害発生時の本市における応急対策活動及び避難誘導について、どのような状況にも対応できる機能的かつ柔軟な防災体制を構築するためには、本市全域をいくつかの地域の分割し、防災活動に適した単位での応急対策活動を実施することが望ましい。

したがって、本市では、小学校の学区を基本として次の7つの防災学区を設定する。このブロック単位ごとに避難場所や防災拠点となる施設を指定し、それぞれの単位での防災体制を整備する。

■防災学区の設定

防災学区	該当行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)
野洲	野洲西町第一、野洲西町第二、野洲中町、野洲東町、四ツ家、万葉台、行合、古里、中畑、小篠原東部、小篠原西部、桜生、和田、駅前第一、駅前第二、青葉台、駅前東、大畑、レオ、レックスフェスタ、グラン・ブルー野洲、エスリード野洲第2	5,495	13,227
三上	山出、東林寺、前田、小中小路、大中小路、七間場、妙光寺、北桜、南桜、近江富士第一、近江富士第二、近江富士第三、近江富士第四、近江富士第五、近江富士第六、近江富士第七、びわこ学園、中国塗料寮、ヒラカワガイダム寮、悠紀の里	1,823	4,688
祇王	上町、下町、江部、中北、北、上屋、新上屋、辻町、富波甲、富波松陽台、富波乙、野洲の里、富波野、ダイハツ寮、ぎおうの里、見星寺オレンジタウン、富波東	2,939	7,877
篠原	成橋、街道、東町、西町、小堤、入町、長島、高木、小南、篠原駅前、テクノスマート	1,280	3,531
北野	市三宅第一、市三宅第二、駅前北、五反田、山田、縄手、樋の尻、稲辻、みすいでん、久野部、久野部東、ヴィルヌーブ野洲、竹生、富波湖洲平、第二湖洲平、富士美台、富波野洲平、富波南、アルティプラザ野洲、五之里、デイトウン野洲、竹ヶ丘	4,200	10,176
中里	比江、小比江、北比江、乙窪、錦の里、吉地、西河原、比留田、木部、虫生、八夫	2,506	7,263
兵主	野田、五条、安治、須原、下堤、堤、井口、六条、吉川、菖蒲、あやめの里	1,460	4,334

資料：平成29年9月1日住民基本台帳

第2節 防災拠点の整備

市は、災害時に、市内で行われる様々な防災活動の中心となり得る施設及び場所を防災拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。

1. 情報通信拠点の整備

本市において災害が発生した場合、市役所及び野洲市総合防災センターは、災害対策本部としての機能の他、住民への情報伝達、指定避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請等、あらゆる災害・被災情報を統括する市内情報通信拠点としての機能を求められる。したがって、災害対策本部において、施設や設備の安全性を高める他、災害時における職員の防災活動体制及び情報連絡体制を確立する。

また、コミュニティセンターを各防災学区の情報通信拠点とし、情報通信機器の整備を検討していくと共に、災害時には学区連絡所を設置することで、学区住民の情報の窓口として位置づける。

2. 医療救護拠点の整備

野洲市健康福祉センターを市内医療救護拠点として位置づける。災害時には医療機関と相互の連絡調整を図ると共に、後述する保健・医療救護対策班を編成する等、本市の医療・救護活動を統括するよう、必要な整備を図る。

また、後述する指定避難所のうち、小学校を各防災学区の医療救護拠点とし、災害時には野洲市健康福祉センターとの連携のうえ、学区内で必要な医療・救護活動を行う。

3. 輸送拠点及び食料供給拠点

県は、県立希望が丘文化公園を援助物資の集出荷施設としての広域陸上輸送拠点と位置づけている。また、市は、各中学校を地域内輸送拠点に位置づける。

また、更に野洲市学校給食センターを災害時において炊き出しを行い各避難所に供給する食料供給拠点として位置づける。

今後は、放送施設や緊急時ヘリポート等の機能を整備することで、その機能の充実を図る。

4. 消防団活動拠点

野洲防災センター、中主防災コミュニティセンター、野洲市総合防災センターを野洲市消防団の活動拠点として位置づける。野洲防災センターでは、平常時は、消防団員の教育の場として活用するが、災害発生時には野洲市消防団の活動の拠点となる。

5. その他の拠点

災害時に円滑なボランティア活動が実施されるように、社会福祉協議会ボランティアセンターをボランティア拠点として位置づけ、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うボランティア活動を支援する拠点とする。

応急仮設住宅建設場所として、野洲市市民グラウンドや市内各所の市有地等、災害廃棄物置場として、蓮池の里処分場（グラウンド）の他、国・県・市の遊休地、市の大規模公園等を候補に災害の状況に応じ、選定・確保に努める。

■防災拠点施設一覧

拠点名称	施設名称	所在地
災害対策本部	野洲市役所庁舎	小篠原 2100-1
災害対策本部（代替）	野洲市総合防災センター	辻町 488
市内医療救護拠点	野洲市健康福祉センター	辻町 433-1
広域陸上輸送拠点	県立希望が丘文化公園（県指定）	北桜 978
地域内輸送拠点	野洲中学校	小篠原 510
	野洲北中学校	永原 1690
	中主中学校	六条 377
食料供給拠点	野洲市学校給食センター	八夫 2479
学区連絡所 （情報通信拠点） （炊き出し施設）	コミュニティセンターやす	小篠原 2142
	コミュニティセンターみかみ	三上 828
	コミュニティセンターぎおう	永原 463
	コミュニティセンターしのはら	大篠原 4024-2
	コミュニティセンターきたの	市三宅 313
	コミュニティセンターなかさと	西河原 2366-1
	コミュニティセンターひょうず	六条 1509-1
医療救護拠点	野洲小学校	小篠原 1147
	三上小学校	三上 111
	祇王小学校	上屋 1169
	篠原小学校	大篠原 1414
	北野小学校	市三宅 240
	中主小学校	西河原 712
消防団活動拠点	野洲防災センター	市三宅 313
	中主防災コミュニティセンター	西河原 2400
	野洲市総合防災センター	辻町 488
ボランティア拠点	社会福祉協議会ボランティアセンター （北部合同庁舎）	西河原 2400
応急仮設住宅建設場所	野洲市市民グラウンド	六条 460
	野洲市有地	野洲 908-5 他
	永原市有地	永原市有地
	木部市有地	木部 1000
災害廃棄物置場	蓮池の里処分場（グラウンド）	須原地先

第3節 指定避難所の整備

本市は、災害時における住民の生命の安全を確保するため、各学区に指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する（資料編参考資料-19）。また、各避難所の規模に応じた資機材（非常用電源、衛星携帯電話等）、食料備蓄、情報連絡体制の整備を図る。

本市は、特別な支援の必要な高齢者や障がい者が安心して避難生活を送れることを目的として、市内の高齢者福祉施設等に避難できるよう、社会福祉法人等との間で協定を結ぶ計画をしている。災害が発生した時に小・中学校等の指定避難所を開設し、避難生活が数日以上に及ぶ可能性がある場合に、必要に応じて福祉避難所を開設する。

第4節 防災都市計画

1. 都市空間の整備

①土地利用

市は、生活環境の向上と災害の発生、拡大の防止を目的として道路、公園等の空閑地の適正な配置に努める。

そのため、計画的な市街地形成を図るため、指針となる土地利用計画の策定を行う。

また、防災上必要となるオープンスペースの確保、建築物の不燃化及び耐震化、危険地区における建築規制等を進めるため、条例等による指導を進める。また、更には今後の都市計画のなかで、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。防火地域は、建造物の密集した市街地内において、準防火地域は、防火地域の周辺で指定する。

②市街地整備

市は、木造建築物が密集するJR野洲駅前や篠原駅前においては、適正な開発指導を行い土地利用の合理化を勧めると共に、災害時における危険度の軽減を図る。また、高度利用地区を指定することで土地の高度利用を図る。

また、老朽木造住宅の密集する既成市街地等では、家屋の倒壊や火災による延焼の危険性が高いため、住民の理解と協力を得ながら民間も含めた様々な面的整備事業（住宅市街地総合整備事業等）を推進することで地域の環境改善や防災性の向上を図る。

一方、周辺の市街地においては、居住環境の整備改善とあわせて、防災基盤の整備を進めるべく土地区画整理事業を促進する。

③土砂災害危険区域等における市街化の抑制

市は、災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、降水や出水による崖崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

2. 道路空間の整備

県は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成8年9月）」に基づき、ネットワークを構成する道路整備を計画的に推進しており、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線を緊急輸送道路として指定し、防災・耐震対策等を進めている。

本市域に関する緊急輸送道路は、次のとおりである。

①第1次緊急輸送道路（名神高速道路、国道8号）

県庁所在地と地方中心拠点及び県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道及び一般国道を基本とする。）

②第2次緊急輸送道路（県道希望が丘文化公園北線、県道守山中主線（一部）、県道近江八幡大津線、主要地方道近江八幡守山線（一部）、市道野洲中央線（一部）、県道木部野洲線（一部）、市道乙窪比留田線（一部））

第1次緊急輸送道路と市役所及び主要な防災拠点を相互に連絡する道路

市は、広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。

具体的には、次の路線を候補として、第3次緊急輸送道路と位置づけ、災害時における避難・救護、緊急物資の輸送等について必要な機能整備を図る。

③第3次緊急輸送道路

国道477号、主要地方道野洲中主線、主要地方道野洲甲西線、主要地方道大津能登川長浜線、県道木部野洲線（一部）、県道希望が丘文化公園南線、県道野洲停車場線、県道小島野洲線（一部）、県道守山中主線（一部）、市道市三宅妙光寺線（一部）、市道辻町小比江線、市道1号線、市道野洲マイアミ線、市道乙窪比留田線（一部）

3. 公園・緑地の整備

市は、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

①広域避難地となる都市基幹公園の整備

広域的な避難の用に供する総合公園や運動公園を整備する。

②一時的な避難場所となる住区基幹公園の整備

以下の公園等を整備する。なお、住宅の周辺では、防火帯として、又災害時に避難場所や緊急時ヘリポートとなるオープンスペースとして、指定避難所との関係を考慮し、2km四方に1箇所の割合で配置することを目標とする。

ア 近隣の住民が一時的に避難する地区公園や近隣公園等を整備する。

イ 緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

③安全性の向上

指定避難所、一時的な避難場所としての利用が予想される建物・施設周辺の危険箇所を点検し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策事業を推進する。

4. 建築物の防災対策

市は、次の建築物の防災対策を推進する。

①公営住宅の不燃化の推進

市営住宅は、建替えによって不燃化を図る。

②密集住宅地の防災対策

老朽木造住宅の密集する地域では、家屋の倒壊や火災による延焼の危険性が高いため、住民の理解と協力を得ながら民間も含めた様々な面的整備事業や街路、公園事業を推進することで地域の環境改善や防災性の向上を図る。



第5章 災害活動体制の整備

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するために、その主力となる活動要因の確保と発生初期における初動体制の整備を図る。

第1節 緊急災害時の職員連絡系統の整備

勤務時間内の災害については、直ちに応急活動体制を確保できるが、夜間、休日における災害については、職員の確保が困難である。

このため、各課においては、緊急災害時の職員連絡系統図を毎年作成し、配備基準等を確認したうえで職員への周知に努める。

第2節 活動マニュアルの整備

各課において災害時の迅速な対応を図るために、各課所管事務の応急業務及び継続性の高い通常業務に対して具体的な活動要領についてマニュアルを作成する。また、マニュアルに基づき、定期的な訓練を行う。

第3節 広域応援体制の整備

1. 県・近隣市町との広域応援体制

市は、災害時の相互援助を行うことを目的として、近隣市町をはじめ、関係団体等と災害応急対策活動の相互応援に関する協定を締結している（資料編参考資料-8）。また、消防相互応援に関する覚書を関係団体等と締結している。市は、今後とも協定内容の充実を図ると共に、県と協議しながらより広域的な相互応援体制の推進に努める。

①事前協議項目

- ア 応援要請の時期
- イ 応援活動の項目
- ウ その他応援に関連する事項

②協力業務項目

- ア 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ し尿、ごみ処理に必要な施設、車両等の提供
- オ 消火、救護、医療、防疫及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- カ 被災者に対する避難場所及び収容場所の提供
- キ 被災児童生徒の受入れ
- ク 広域火葬
- ケ その他、特に要請があった事項

2. 自衛隊への応援派遣要請

市は、平常時からの連携を強化し、事前に応援業務内容、方法等について協議し、災害時における応援体制の確立を図る。

3. 事業所等との防災協力体制

市は、地域における初動の応急対応を効果的、効率的に行うため、平時から事業所等と事前の準備や情報の共有及び緊急時の連絡体制等、防災協力体制を構築する。

また、事業所等との防災協力を促進するため、「市による防災協力事業所の登録制度の導入」や「防災協力協定の締結」等の推進に努める。なお、現在協定を締結している詳細は、資料編参考資料－8に示す。

第4節 業務継続計画の整備

1. 業務継続計画の目的

業務継続計画とは、人、物、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定すると共に、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

2. 業務継続計画の策定

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは、一定レベルを確保すると共に、すべての業務が早期に再開できるように、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するように努めると共に、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

3. 業務継続計画における主な検討事項

業務継続計画においては、以下の事項を検討するものとする。（参考資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府・消防庁））

- ①計画の対象及び実施体制
- ②被害状況の想定
- ③非常時優先業務の選定
- ④必要資源に関する分析と対策の検討
- ⑤非常時の対応の検討（安否確認、連絡、非常参集、本部設置）
- ⑥業務継続体制の向上
- ⑦廃棄物の収集運搬、仮設トイレのし尿の収集運搬等

第6章 防災知識普及計画

第1節 防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、市職員に対して、専門的教育訓練等を実施して防災知識の向上に努めると共に、関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して住民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。特に、熊本地震の教訓を踏まえ、市民一人ひとりの災害に対する備えの充実・強化等について、具体的なしくみの構築に努めるものとする。

1. 住民に対する防災教育

(1) 実施期間と方法

防災知識の普及活動は、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮しながら、主に市の定期的な広報媒体により随時実施する。

①実施期間

ア 災害全般に関する事項	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
イ 風水害予防に関する事項		6月～9月
	水防月間	5月1日～5月31日
ウ 火災予防に関する事項	春の火災予防運動	3月1日～3月7日
	夏の災害予防運動	7月1日～7月14日
	秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
	年末年始火災予防運動	12月20日～1月10日
	文化財防火運動	1月23日～1月29日
エ 震災に関する事項 地震防災の日		毎月17日
オ 土砂災害予防に関する事項		
	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	崖崩れ防災週間	6月1日～6月7日

②実施方法

市の広報紙や防災マップ等の印刷物を配布し、適宜講習会、防災訓練を行う。

(2) 実施内容

①市地域防災計画の概要の周知

②災害時の心得

災害が発生又は発生のおそれがある場合において、各世帯で承知しておくべき下記の具体的事項を講習会等で周知し、又配布した防災マップを活用することを広める。

- ア 気象予警報の種類と対策
- イ 避難する場合の携帯品
- ウ 避難予定場所と経路
- エ その他被災世帯が心得ておくべき事項
- オ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の伝達方法

- カ 住宅の点検
- キ 屋内の整理点検
- ク 火災の防止
- ケ 応急救護
- コ 非常食料の準備
- サ 指定避難所、避難路等の確認
- シ 非常持出品の準備
- ス 地震保険、火災保険の加入
- セ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

③ ‘火災をなくそう’ 市民運動の展開

次の事項を実施し、広く市民運動を展開する。

- ア 消防署、消防団、自主防災組織との合同訓練の実施
- イ 防火座談会、防火映画会の実施
- ウ 一般家庭におけるスローガン
 - a. 家庭で防火についての話し合いをしましょう。
 - b. 消火用具の準備と点検をしましょう。
 - c. 我が家の防火診断を励行しましょう。

2. 児童・生徒に対する防災教育

教育委員会は、児童・生徒への防災訓練等の防災教育の更なる充実を図るために、消防署等の学校防災教育アドバイザーと連携して、学校防災教育コーディネーター等への指導や助言等を行う。

なお、学校では、火事や地震等の想定を考えた避難訓練を実施すると共に、児童生徒の発達段階や学校の実情に応じた防災教育を行う。

3. 職員に対する防災教育

(1) 防災教育の実施

市は、市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れる他、必要に応じて、気象、非常無線通信等に関する講習会等を開催する。また、講習会等では、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興の取組指針」に基づく指定避難所運営の教育を行う。

(2) 防災計画の周知徹底

市は、防災計画について、市関係各課、県及び各機関に対して、防災計画を送付する他、適宜説明会を開催することで職員への周知徹底を図る。

また、災害時の活動マニュアル（広域業務及び継続性の高い通常業務）を作成し、各職員の役割分担と活動内容を明確化しておく。

4. 防火管理者制度の徹底

市は、学校、病院、工場、事務所、大規模小売店舗等における防火管理制度及び業務の徹底について強力に指導する。

特に、事業所等における防火管理者は、湖南防火保安協会と連携を密にし、防火管理の責務等についての講義を受講し、防火管理体制の強化と質的向上を図る。

5. 防災週間における啓発活動

防災の日である9月1日をはさんで、8月30日から9月5日までが防災週間となっている。防災週間は、防災意識の高揚及び防災知識の普及を図ることを趣旨としており、市及び消防局は、下記の防災行事の実施を通じて住民への啓発を図る。

- ①各種防災訓練、展示会等の開催
- ②講演会、研修会、映画会その他防災教育
- ③ポスター、パンフレットによる広報
- ④標語、作文、図画等の募集
- ⑤防災功労者の表彰

6. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めると共に、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興の取組指針」に基づき、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。

7. 言い伝えや教訓の継承

市は、県及び各防災関係機関と連携し、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組みを支援するよう努める。また、市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

8. 液状化対策の普及・啓発

一般に液状化現象が発生しやすい場所としては、旧河道、旧沼地、海岸砂丘、盛土地、埋立地、三角州等があげられる。このような場所においては、大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つなど、液状化対策が講じられているが、戸建て住宅等では、具体的な対策が普及していないことから、液状化対策を紹介するホームページ等により情報提供を行い、対策の普及・啓発に努め、建築物等の被害防止に取り組む。

第2節 防災訓練の充実

市は、災害に備えた訓練を開催することにより、防災関係業務に従事する職員の実践能力の向上を図ると共に、関係機関との連携を強化する。

1. 防災総合訓練

市民、自治会の参加のもと、関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、概ね次により毎年1回以上野洲市防災会議が主唱し、関係機関が合同して実施、あるいは図上により防災総合訓練を行う。

(1) 訓練の時期

原則として防災の日又は防災週間内

(2) 訓練の内容

その都度参加機関が協議するが、概ね次の事項について実施する。

- ①通信訓練、避難訓練、救出訓練、医療訓練、炊き出しその他救助訓練
- ②消防訓練、林野火災訓練
- ③その他訓練

2. 県で行う防災訓練

県では、以下の訓練を行っており、本市は、災害による被害を防止又は軽減するため、必要なときには、県に協力し実践的な訓練となるように努める。

(1) 滋賀県総合防災訓練

県は、推進地域を含めた大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その内容は、市町、各防災関係機関、地域住民と緊密に連携した実践的なものとする。

さらに訓練結果の詳細な評価を行い、次年度の訓練内容や地域防災計画へ反映に努める。

①実施時期及び場所

原則として防災週間を中心とする期間内に土木事務所単位に持ち回りで会場を設定し、県・市町、各防災関係機関、地域住民等の合同による総合的な訓練を実施する。

②訓練の実施方法

地震災害は、同時多発的な道路の寸断や火災の発生が想定されるため、訓練の実施にあたっては、課題や内容に応じ複数の訓練場所を設定して、地域住民や各防災関係機関が連携して取り組むことを基本に計画し実施する。また、訓練シナリオには、緊急地震速報を取り入れる等して、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

(2) 近畿府県合同防災訓練

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している近畿府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、徳島県）が共同し、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、年1回、各府県の持ち回りで合同防災訓練を企画し実施する。

(3) 関西広域応援訓練

関西広域連合の広域防災に関する構成府県及び政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、連携県（福井県、三重県、鳥取県）は共同し、「関西防災・減災プラン」等の実効性を高めるため、関西広域応援訓練をはじめとする関西広域連合の広域防災に係る訓練を企画し実施する。

3. 各機関別の訓練

(1) 消防訓練

市長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施する他、他の市町と合同して大火災を想定した訓練も実施する。

更に県や関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に応じて、合同訓練を行う。

(2) 水防訓練

水防管理団体は、水防に関する訓練を単独、あるいは必要に応じて、広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施する。

(3) 地域自主防災組織の避難訓練

市長、消防機関その他関係機関は、地域自主防災組織の避難訓練を積極的に支援する。

実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡を取り、必要に応じて、他の関係する訓練とあわせて実施する。

(4) 事業所等の避難訓練

市長、消防機関その他関係機関は、学校、公共施設、事業所、作業場、工場等の避難施設設置への助言を行い、避難訓練を指導する。

(5) 土石流等の危険箇所における避難訓練

市は、関係機関と協力し、梅雨期及び台風期の前並びにその期間中に、土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

第7章 通信、放送施設災害予防計画

第1節 通信・放送施設の安全化

1. 電信電話設備の災害予防計画

西日本電信電話(株)は、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、次のような災害予防対策を実施している。

市は、各種災害予防対策に協力を行う。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- ①大雨、洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- ②暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ③主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- ④主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- ①主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- ②主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

- ①回線の切替措置方法
- ②可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

(4) 孤立防止対策計画

災害の発生で、県内の遠隔地市町との通信途絶による孤立化を防止するため、孤立防止無線回線の設備充実を図る。

- ①孤立防止対策用衛星電話機の整備充実
- ②移動無線網の拡充整備
 - ア 小型無線電話機の増備
 - イ 可搬型無線機の増備

(5) 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

災害時において電話がつながりにくい状況下での有効な情報伝達手段として導入する「災害用伝言ダイヤル171」は、次の方針で運用する。

なお、このシステムは、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行

うことにより安否情報伝達等を行うものである。

- ①被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- ②伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- ③被災地による安否確認が一段落後、被災地外からの利用（登録）を可能とする。

2. 放送施設の災害予防計画

日本放送協会、(株)京都放送、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀、(株)ZTVは、災害、これに伴う停電等の発生に備え、非常時に放送業務を確保し速やかに災害情報等の送出ができるよう、施設や機器等の整備等を進めると共に、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。

市は、これら放送機関が実施する各種災害予防対策に協力を行う。

第2節 情報通信体制の整備

1. 情報の収集及び伝達体制

災害時の情報収集、伝達を迅速に行うには、情報連絡体制の多重化を図る必要がある。このため、市は、災害対策本部を中心とする情報連絡体制を整備し、通信手段の確保と充実を図る。市は、災害時における伝達手段として、主に無線系施設の整備と拡充に努める。

(1) 県防災行政無線

滋賀県防災行政無線は、平成28年4月から運用を開始し、衛星系回線と多重無線回線、260Mデジタル無線回線、電気通信事業者回線（びわこ情報ハイウェイ）を利用した地上系回線で構成している。

■県防災行政無線通信施設の現況

機関名	担当課	無線番号	回線の種別	設置箇所
野洲市		210-0 (TEL) 210-1 (FAX)	地上系無線局 260M デジタル無線回線	野洲市役所庁舎

なお、市は、県防災行政無線には、バッテリーの充電不足や予期せぬ停電時に備えて、次のような非常用発電設備を整備する。

■非常用発電設備

No	設備機器名	設置箇所	備考
1	発動発電機	野洲市役所庁舎 野洲市北部合同庁舎	毎月曜日に自動運転する機能あり タンク容量 48ℓ 停電時に約3日程度稼動可能

(2) 市防災行政無線

災害時に被害の軽減を図るには、住民に対する迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、防災行政無線の整備を推進する。

本市では、現在、移動系防災行政無線の他、同報系防災行政無線が整備されており、地域住民へ

の災害時情報伝達体制が確立されている。したがって、これら導入している防災行政無線について、次のように運用・管理を徹底する他、無線網の拡充・強化、更新等を検討する。

①保守点検の実施

各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させると共に、耐災性の向上に努める。

②非常用電源設備の高度化

自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。

③情報伝達訓練の実施

機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

■野洲市防災行政無線設置状況

管理 NO.	呼出名称	所管課	形式	備考
1	ぼうさいやす	危機管理課	基地型	
2	ぼうさいやす 1	総務課	車載型	滋賀 480 せ 9862
3	ぼうさいやす 3	総務課	車載型	滋賀 480 う 9665
4	ぼうさいやす 6	総務課	車載型	滋賀 501 つ 2860
5	ぼうさいやす 7	総務課	車載型	滋賀 41 そ 329
6	ぼうさいやす 8	(ダイナダンプ)	車載型	滋賀 100 さ 2372
7	ぼうさいやす 9	危機管理課	車載型	(無線室保管)
8	ぼうさいやす 10	上下水道課	車載型	滋賀 11 た 5644
9	ぼうさいやす 51	上下水道課	車載型	滋賀 480 こ 5232
10	ぼうさいやす 52	危機管理課	車載型	(無線室保管)
11	ぼうさいやす 53	上下水道課	車載型	滋賀 480 か 4958
12	ぼうさいやす 55	道路河川課	車載型	滋賀 480 く 2273
13	ぼうさいやす 56	上下水道課	車載型	滋賀 45 と 8175
14	ぼうさいやす 57	上下水道課	車載型	滋賀 41 そ 5515
15	ぼうさいやす 101	危機管理課	携帯型	無線室
16	ぼうさいやす 102	コミュニティセンターみかみ	携帯型	
17	ぼうさいやす 103	コミュニティセンターぎおう	携帯型	
18	ぼうさいやす 104	道路河川課	携帯型	
19	ぼうさいやす 105	道路河川課	携帯型	
20	ぼうさいやす 106	道路河川課	携帯型	
21	ぼうさいやす 107	危機管理課	携帯型	無線室
22	ぼうさいやす 108	危機管理課	携帯型	無線室
23	ぼうさいやす 109	危機管理課	携帯型	無線室
24	ぼうさいやす 110	危機管理課	携帯型	無線室
25	ぼうさいやす 111	コミュニティセンターきたの	携帯型	
26	ぼうさいやす 112	コミュニティセンターやす	携帯型	
27	ぼうさいやす 113	危機管理課	携帯型	無線室
28	ぼうさいやす 114	危機管理課	携帯型	無線室
29	ぼうさいやす 115	危機管理課	携帯型	無線室
30	ぼうさいやす 116	東消防署	携帯型	
31	ぼうさいやす 117	危機管理課	携帯型	

管理 NO.	呼出名称	所管課	形式	備考
32	ぼうさいやす 118	コミュニティセンターしのはら	携帯型	
33	ぼうさいやす 119	コミュニティセンターなかさと	携帯型	
34	ぼうさいやす 120	コミュニティセンターひょうず	携帯型	

資料：危機管理課 平成 29 年 4 月

(3) 県防災情報システムの構築

災害発生時における県内の被害情報等の迅速な収集・整理、防災関係機関との情報共有を実現し、避難に関する情報を多様な手段を用いて県民へ提供するなど、災害対応を円滑に行うため、防災情報システムを構築した。

(システムの機能概要)

①被害情報等収集・整理機能

被害情報、本部設置情報、指定避難所情報、避難情報、気象情報、震度情報等を収集・集計・帳票出力する。

②映像情報収集・配信機能

県や防災関係機関の定点カメラ映像等を収集し、再配信を行う。危機管理センターの映像・音響設備と連携する。

③職員参集機能

災害対応が必要となる事象が発生した際に、あらかじめ登録された職員へ自動で電話通報等を行い、災害初動体制の構築を支援する。

④情報提供機能

地域情報提供システム(しらがメール)、Lアラート(TVデータ放送、ラジオ等)、SNS(Twitter)等のシステムと連携し、避難に関する情報を県民に提供する。

(4) その他の通信手段の整備・活用

①非常通信（近畿地方非常通信協議会）の活用

区間	経路の級別	市庁舎からの距離	通 信 経 路	県庁までの伝達方法と距離
野洲市- 大津市内	A		野洲市(受付) _____ 県防災危機管理局 210-0 (県防災行政無線) 51-823 管理・情報係	—
	A	使送 2.1km	東消防署 _____ 湖南広域消防局 野洲市辻町 488 栗東市小柿 3-1-1 署員 災害管制課 _____ 大津市消防局 大津市御陵町 3-1 通信指令課長又は勤務者 (湖南広域消防局から大津市消防局まで直接伝達 できない場合は、他の消防本部を中継する)	県防無
	A	使送 5km	東消防署出張所 _____ 湖南広域消防局 野洲市西河原 2400 栗東市小柿 3-1-1 署員 災害管制課 _____ 大津市消防局 大津市御陵町 3-1 通信指令課長又は勤務者 (湖南広域消防局から大津市消防局まで直接伝達 できない場合は、他の消防本部を中継する)	県防無
	B	使送 0.5km	野洲市(受付) _____ 県防災危機管理局 210-0 ~~~~~ 管理・情報係 (県防災行政無線) 51-823	使送 0.5km

○記号
_____ : 無線区間 ~~~~ : 有線区間

■（参考）通信経路の総合信頼度

項 目	A 級 (高 信 頼 度)	B 級
全中継回数	2 以下	3 以下
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信取扱者の配置	常時配置(※1)	左記以外
有線区間	なし(※2)	左記以外

※1…又は、非常時の際 30 分以内に配置につける状態

※2…又は、あっても予備ルートがあるか、地下ケーブル等の強固な設計

②一斉通報用電話（スキュワトーク C-2000）

③携帯電話、衛星通信等の活用

衛星携帯電話、衛星通信、全国瞬時警報システム(Jアラート)、インターネットメール等の通信手段を整備することにより、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

④アマチュア無線の活用

⑤電子メールの活用

(5) 住民とのコミュニケーション環境の整備

市は、これまでの住民とのコミュニケーション手段は、主に広報紙であったが、今後はこれに加えて、防災行政無線、電子メール、ホームページ、ミニFM、CATV、ファックス情報サービス（自動応答によるファックス送信）等の複数のメディアを組み合わせた新しい情報発信機能の整備を検討する。また、現在保有する公用車にスピーカー等の広報装置を整備し、迅速な広報に努める。

また、高齢者や障がい者、外国人といったいわゆる要配慮者に対して、各人の状況に応じて、多様なコミュニケーション手段の確保に向けて検討する。具体的には、既の実施している点字広報に加え、外国語による広報紙の作成や、現行の手話、ファックス等を使ったサービスの活用を検討する。

2. 関係機関との協力体制の整備

市は、災害時における通信連絡手段としてNTT通信設備及び滋賀県防災行政無線を活用するが、通信混乱が予想されるため、平常時から他団体との協力体制を整備しておく。また、平常時から有線通信不通等を想定し、速やかな情報連絡が確保できるよう、県との協力を求める他団体のリストアップ等を行う。

なお、有線通信系統が災害により被災して不通となった場合、市は、防災行政無線を有効に使用するが、これとあわせて滋賀県南部地方本部（南部土木事務所）を通じ、日本放送協会、京都放送、びわ湖放送等に協力を求めるものとし、平常時から協力体制の確立や諸規則の習熟に努める。

3. 気象情報等の伝達体制の整備

(1) ハード対策

市は、風水害をはじめ気象に関する自然災害による被害の軽減を図るため、気象台及び県、国が発する予報・警報等を住民へ確実に情報伝達できるよう、平常時より市防災行政無線の点検、整備拡充に努める他、インターネット等を活用した新たな伝達手段の整備を検討する。

(2) ソフト対策

市は、降雨時に、次の雨量計や水位計の観測値を迅速に把握できるよう、滋賀県土木防災情報システムやインターネット（<http://www.shiga-bousai.jp>）の観測者をあらかじめ定めると共に、住民に対して気象予警報等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ伝達手段、手順、ルート等を定め、住民への広報に努めると共に、職員に対しても周知徹底を図る。また、市独自の情報伝達の判断基準とする雨量計、その基準値等をあらかじめ定めておく。

第8章 火災予防計画

第1節 火災予防・緊急消火体制の充実

災害発生時には、同時に多くの火災が発生する可能性が高く、また、時間や季節等によっては、更に延焼し、大規模災害となる可能性があることから、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化、消防用水利の整備等を図る。

野洲防災センター、中主防災コミュニティセンター、野洲市総合防災センターを野洲市消防団の活動拠点として位置づける。野洲防災センターでは、平常時は消防団員の教育の場として活用するが、災害発生時には野洲市消防団の活動の拠点となる。

1. 出火予防対策

市及び消防局、消防団は、災害時における出火予防のため、次の対策を実施する。

(1) 住民に対する防火意識の啓発

市及び各消防機関は、住民に対して、火災防止思想の普及に努めると共に、災害発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

① 広報活動

市及び各消防機関は、毎月17日の地震防災の日、春秋2回の火災予防運動等の機会に、火災予防意識の普及啓発を行う。予防広報は、市広報車、消防車、広報紙等を通じて行う。

② 消防訓練等の実施

③ 自主防災組織における初期消火活動の指導

④ 防火診断

一人暮らしの高齢者を対象に、家庭内の防火診断を行う。

(2) 消防法に基づく予防行政の確立

① 防火管理者制度の推進

消防法第8条に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任しなければならない。市及び消防局は、その有資格者を養成するため防火管理者資格講習会の開催、現任防火管理者に対して、防火管理者再講習会を開催する等により、資質の向上を図る。

また、消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検、火気の使用等防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

② 消防用設備保安体制の充実

ア 県は、有効な消防用機械器具の普及を図るため、消防用機械器具の販売業者に対して、指導を行うと共に、消防法第21条の13の規定による立入検査を実施する。消防局は、これに協力する。

イ 県は、消防法第17条の10に基づき、消防設備士に対して、知識の習得と技術の向上を指導するため講習会を開く。消防局は、管轄内における消防設備士全員が受講するよう指導する。

③ その他

ア 消防局は、消防法第17条の14の規定による消防用整備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

イ 消防局は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図る。

(3) 予防査察体制の充実強化

①消防局における対策

消防法、火災予防条例に基づき学校、病院、店舗等不特定多数の者が利用する防火対象物において防火管理の徹底を図るため、立入検査を実施する。また、消火、通報、避難等の訓練を実施することや消防計画を作成することに対して、指導を強化する。

ア 基準査察

年間査察計画に基づき実施する査察をいう。

イ 特別査察

消防長又は消防署長が火災予防上必要であると認める時に実施する査察をいう。

ウ 臨時査察

- a. 条例に定める諸届出又は苦情、投書若しくは陳情書に基づく査察をいう。
- b. 建築物、工作物、消防用設備等又は危険物施設の工事計画から工事完了までに実施する査察をいう。
- c. 火災警報発令中の警戒による査察をいう。

エ 再査察

前3号に掲げる査察の結果に基づく不備欠陥事項の是正の指導又は是正状況の確認を行う査察をいう。

オ 小隊査察

当務日に消防ポンプ自動車等の小隊をもって行う査察をいう。

②消防団における対策

消防団は、毎月1回地域の防火点検を行う。

(4) 消防職員・団員の防災教育

消防大学校及び県消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて、消防職員・団員の消防に関する知識及び技術の向上を図る。

①消防局は、消防職員にかかる初任教育、専科教育、幹部教育等の各職務に該当する教育訓練への派遣機会を活用する。

②市は、県消防学校が実施する研修会に消防団員を積極的に参加させるよう努める。

(5) 林野火災の出火防止

市及び消防関係機関は、林野火災の発生を未然に防止するため、林野利用者の防災意識高揚に努めることで林野火災の未然防止を図る。予防標識の設置、ポスター等の配布による啓発活動や、パトロールの実施等による監視体制の強化を図り、出火予防に努める。

2. 延焼予防計画

(1) 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

消防局は、初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化並びに消防機動力、消防緊急情報システム及び個人装備等の整備を早急に進める。

(2) 避難収容施設・避難路周辺の安全確保

市及び消防局は、避難収容施設・避難路周辺の安全確保及び初期消火体制を確保するため、指定避難収容施設を対象として防火水槽・耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

(3) 消防力の整備充実

- ①市及び消防局は、消防庁の専門的研究と、市に対する消防行政の指導や助言等を受け、消防業務の強化を図る。
- ②消防局は、危険物による火災の危険性増大に対して、消防資機材の一層の拡充を検討する。
- ③市は、現有水利の保全に努めると共に、新規開発区域及び未整備区域を中心に消防水利の拡充を検討する。

(4) 消防団の活性化対策の推進

市及び各消防機関は、地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進すると共に、次の事項を重点的に実施する。

- ①消防団拠点施設、安全装備（防火衣等）の整備
- ②報酬、出勤手当、退職報償金の適正化
- ③公務災害補償の充実
- ④消防学校の教育基準の充実及び消防学校教官による現地教育の推進
- ⑤消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用

(5) 相互応援体制の整備

消防局は、消防行政の合理化と効率化を図るため、常備消防機関間における広域的な相互応援協定の締結に努める。

(6) 火災拡大要因の除去

市及び消防局は、住宅密集地における火災延焼防止対策等について検討を進める。

- ①都市防災の推進
市は、種々の調査研究をもとに、消防設備の整備と消防活動の強化・効率化を図ると共に、市街地の面的整備や道路・公園等の都市基盤整備、建築物の不燃化等、都市防災を推進する。
- ②消防車両進入不可能箇所の改善
市内の消防車両の進入が不可能な箇所は、今後の道路計画とあわせて改良事業を推進する。

(7) 住民への広報活動の実施

市及び消防局は、火災警報が発令された場合、広報車又は防災行政無線等を通じて火災予防を周知徹底させる。火災警報を一般住民に周知させる時は、火災予防条例第30条の禁止行為についても、あわせて広報するよう努める。

3. 消防救急体制の強化

市及び消防局・消防団は、消防の組織体制の確立と施設設備の近代化を進め、機関相互の協力体制を強化することによって消防救急体制の強化を図る。

(1) 常備消防の整備充実

市における常備消防体制の充実を図るため、警防、予防の各部門の整備充実を推進する。

①消防局

ア 消防訓練施設の整備

- a. 救助訓練施設
- b. 煙中訓練室
- c. 燃焼実験室

イ 職員の教育訓練の計画的な実施

- a. 消防職員としての規律の保持
- b. 高度な知識と技能修得のための教育訓練

ウ 消防体制維持のための人員の確保

エ 消防機械器具の整備

②市

市は、各学区、自治会に自主防災組織を整備し、自主防災体制の確立と育成強化を図る。

(2) 消防関係機関相互の協力体制強化

市及び消防局・消防団は、平常時から教育訓練や防災訓練等を通じて緊急時に対応する協力体制をとる。

(3) 消防団員に対する教育訓練

消防局及び市は、現地教育の受講の奨励や初任団員及び幹部団員等への教育訓練を防災センター等で実施し、消防力の向上に努める。

4. 消防施設の整備

市内消防力の現況は、消防庁告示（昭和36年8月1日）により定められている『消防力の基準』に準じ整備されてきたが、平成16年『消防力の整備指針』が示され、地域情勢に適応する消防力の整備に変更されつつある。

市及び消防局は、最近における火災の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防計画に基づき、消防施設の拡充を促進し、次の消防力の強化を図る。

(1) 化学消防力の整備

危険物施設等の増加に伴い、化学災害に対する消防力の強化を図るため、化学消防ポンプ自動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車等の設置や泡消火薬剤等の備蓄に努める。

(2) 消防無線の充実と広域化

隣接市町との広域的な通信網の整備を図るため、県内共通波の有効運用を検討する。

5. 救急体制の整備

市及び消防局は、災害時に必要な医薬品の確保と医療機関の協力体制の確立、応急手当に関する知識等の啓発を図る等、応急医療体制の確立に努める。

市及び消防局は、市内及び近隣市町の医療機関と協力して、総合的な救急体制の確立並びに円滑な業務実施を推進する。また、医療情報の的確な把握、救急隊からの傷病者情報の伝達の徹底等を図り、医療機関との連携の強化に努める。

災害時に必要な医薬品は、滋賀県内の医療品販売業者より供給を受けるものとし、迅速かつ円滑な発注に向けてシステムづくりに努める。

また、更に家庭や職場内での応急手当の知識を復旧させるため、「救急の日」「救急医療週間」はもとよりあらゆる機会において、住民への啓発及び実地訓練を行う。

第9章 建造物災害予防計画

第1節 都市の防災構造化と建物等の安全化

1. 建造物の防災対策

(1) 住民に対する防災知識の啓発

市は、空気乾燥による火災発生危険時期（春・秋）及び台風期、積雪期において、住民に対して、建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携のうえ、次の対策を講ずる。

①ポスターの掲示

駅、公衆浴場、公共施設等、人目に付きやすい場所に掲示する。

②新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

③防災マップの周知・活用

④パンフレットの配布等、市民への啓発の促進

⑤新聞、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

⑥講演会等の開催

⑦耐震相談窓口を設置し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。

⑧耐震改修促進法の認定制度を活用し、住宅金融公庫の特例融資等により、改修を促進する。

⑨共同住宅等については、平成11年度から順次、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施することとしており、所有者等に制度の周知を図ると共に、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

⑩リフォームにあわせた耐震改修の誘導

⑪効果的な家具の固定方法の普及徹底

⑫地域住民等と連携した防災活動の実施

第10章 防災救助施設等整備計画

第1節 水防体制の整備

市は、風水害に対処するため、水防法の規定により市内における水防の責任を十分に果たし、水災の防御及びこれによる被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資機材等の水防施設を充実強化する。なお、計画の詳細については「野洲市水防計画」に基づく。

1. 水防計画の策定

指定水防管理団体（市）は、県の水防計画に準じて詳細で具体的な想定をしたうえで、毎年水防計画を立てる。また、その計画は、水防協議会に諮る共に滋賀県南部土木事務所（以下「南部土木事務所」という。）へ届ける。

2. 水防力の強化

市は、水防団員（消防団員）に対して、教養訓練を行う等、水防力の強化に努める。

3. 水防訓練の実施

市は、水防法第32条の2に基づき水防訓練を行う。

水防訓練を実施した場合は、南部土木事務所及び県に訓練実施状況を報告する。

4. 水防資材の整備

(1) 水防倉庫

水防用資機材を備蓄する水防倉庫は、堤防近傍の水防活動に便利な所を選び、適切な場所のない時は、堤内地等、支障のない箇所に設置する。

(2) 水防用資機材

- ①資材のうち腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、必要に応じて、新しいものを備えるようにする。
- ②備蓄していない要資機材は、あらかじめ収集の方法を検討しておく。
- ③資材、器材を減損した時は直ちに補充する。なお、水防倉庫の資機材の備蓄、数量の規準は次のとおりである。
- ④水防従事者の安全確保のため、携行式通信機器やライフジャケットを確保するよう努めるものとする。

■水防資機材の備蓄、数量の規準

水防倉庫		永原倉庫	野洲水防倉庫	比留田水防倉庫	野田水防倉庫
土のう袋		2,000 袋	500 袋	2,000 袋	2,000 袋
ブルーシート		20 枚	—	—	—
かけや		5 丁	—	6 丁	2 丁
せき板		—	50 枚	—	—
杭	3.0m	—	—	—	—
	2.0m	20 本	20 本	230 本	84 本
	1.5m	40 本	40 本	—	—
鉄杭		20 本	—	20 本	20 本
ノコギリ		—	—	3 丁	1 丁
バリケード		—	—	5 却	5 却
おもし		—	—	4 個	—
クリッパー		—	—	2 丁	1 丁
番線		—	—	100 本(50m)	50 本
トラロープ		100m×1 50m×1	—	100m×1 50m×1	100m×1 50m×1
パール 1.2m		—	—	1 本	1 本
スコップ		5 丁	—	11 丁	10 丁
タコ		3 丁	—	3 丁	1 丁
ペンチ		4 丁	—	—	—
かま		5 丁	—	3 丁	2 丁
命綱		1 巻	—	—	—

資料：平成 29 年度野洲市水防計画

(3) 量水標

河川管理者は、担当区域内の適当な箇所に量水標を設置し、指定水防管理団体である市は、水位の監視に努める。

設置場所は、河状の整った所で流失のおそれなく夜間でも観測し得るところとする。

■量水標現況

河川名	名称	位置	水防団 待機水位 (通報)	氾濫 注意水位 (警戒)	避難判断 水位 (特別警 戒)	氾濫 危険水位 (危険)	管理者名
日野川	仁保橋 (テレメータ)	小南（仁保橋下流 側柱脚部）	-0.17m	0.93m	—	—	滋賀県 (南部土木)
	桐原橋 (テレメータ)	近江八幡市安養寺 町（桐原橋下流側 柱脚部）	1.8m	3.0m	3.8m	5.1m	滋賀県 (南部土木)
野洲川	野洲 (テレメータ)	野洲（野洲川橋下 流左岸 300m 地点）	2.5m	3.5m	4.3m	4.8m	国土交通省
野洲川	野洲川 河川公園	三上（野洲川河川 公園内 400m トラッ ク第 2 コーナー付 近）	1.5m	2.0m	—	—	野洲市
童子川	一本橋 (テレメータ)	永原（一本橋上流 側柱脚部）	0.65m	1.5m	—	—	滋賀県 (南部土木)

出典：平成 29 年度野洲市水防計画

(4) 雨量計

市は、下記の雨量観測所の降雨量の監視に努める。

■雨量計現況

観測所名	位 置	自記定量	管 理 者	観 測 者
野洲川	野洲	テレメータ	琵琶湖河川事務所	同左職員
野洲	小篠原(市役所)	テレメータ	南部土木事務所	市職員

資料：道路河川課

(5) その他必要な備蓄資材等

市は、随時、その他災害対策に必要な資機材を計画的に整備し、災害時には、適切かつ機能が有効に発揮できるように整備点検を図る。

■災害対策備蓄品・消耗品整備状況

品 名		現 有 数	配置場所								備 考
			総合 防災セン ター	野洲 防災セン ター	中主 防災 コミュニ ティセン ター	野洲 備蓄庫 (野洲小 学校)	三上 備蓄庫 (三上小 学校)	祇王 備蓄庫 (祇王小 学校)	篠原 備蓄庫 (篠原小 学校)	兵主 備蓄庫 (中主 防災海 洋セン ター)	
チェーンソー	台	10	2	1	2	1	1	1	1	1	
エンジンカッター	台	9	2	1	1	1	1	1	1	1	
ジャッキ	個	12	3		4	1	1	1	1	1	
バール	個	77	11	7	9	10	10	10	10	10	
スコップ	個	78	10	12	6	10	10	10	10	10	
鋸	個	43	8	5	5	5	5	5	5	5	
レスキューアックス(斧)	個	45	10	5	5	5	5	5	5	5	
大ハンマー	本	2	1	1							
かけや	本	7	4	3							
たこ	個	2	1	1							
なた	本	5	3	2							
ろ水機	台	9	1	1	2	1	1	1	1	1	
丸型組立水槽	個	9	1	1	2	1	1	1	1	1	
バケツ	個	238	33	25	30	30	30	30	30	30	
リヤカー	台	16	2	2	2	2	2	2	2	2	
担架	個	21	3	2	6	2	2	2	2	2	
一輪車	台	5	2		3						
KTC 工具セット	SK35810W	1	1								H22.2
防災 C 資機材・団車両等整備工具											(東署管理)
ガレージジャッキ【3t】	長崎ジャッキ/NLG-3	1									
12.7sq インパクトレンチ	KTC/JAP436	1									
12.7sq インパクトレンチ用ソケット	KTC/BP4M-19.21.23TP	1									
12.7sq プレセット型トルレンチ	KTC/CMPB2004	1									
バッテリーラントスター(比重計)	MonotaRO	1									
シユレンエアークーヰ 【1200Kpa】	ワタナベ(ワタナベ)WD-1991	1									
KTC 工具セット	SK36810E	1									H22.2
大型発電機	台	1	1								
小型発電機	台	8	1		2	1	1	1	1	1	
ガス発電機/ピット	台	2	2								
大型発電機付き投光器	台	1	1								

第2部 災害予防計画

第10章 防災救助施設等整備計画

品 名		現 有 数	配置場所								備 考
			総合防災センター	野洲防災センター	中主防災 コミュニティセンター	野洲備蓄庫(野洲小学校)	三上備蓄庫(三上小学校)	祇王備蓄庫(祇王小学校)	篠原備蓄庫(篠原小学校)	兵主備蓄庫 (中主B&C海洋センター)	
発電機付き投光器	台	4	1	1	2						
投光器 (1000W)	器	2			2						
投光器 (500W)	器	6		1		1	1	1	1	1	
投光器 (400W)	器	0									
投光器 (250W)	器	0									
投光器用コードリール	個	1			1						
投光器用三脚	脚	1		1							
コードリール	個	12	4	2	1	1	1	1	1	1	
強力ライト	個	83	18	12	3	10	10	10	10	10	
誘導棒	個	29	10	10	9						
灯油缶	缶(10×8缶/缶)	6	1			1	1	1	1	1	
混合ガソリン缶	缶(10×4缶/缶)	8	1	1	1	1	1	1	1	1	
ガソリン缶	缶(10×4缶/缶)	9	2	1	1	1	1	1	1	1	
ガソリン携行缶	個(20ℓ)	9	5	2	2						
白灯油	缶	17	8	8	1						
ハンディベット	台	8	4	4							
仮設トイレ	個	12	6	4	2						
ベンクイック	H型(車椅子対応型)	2	1	1							
組立式(簡易)ブルーマルチ	個	350	60	40	100	30	30	30	30	30	
組立式(簡易)ボックストイレ	個	115	20	15	30	10	10	10	10	10	
スケットイレS-100	缶(100袋/缶)	44	13	9	17	1	1	1	1	1	
スケットイレS-7	缶(7袋/缶)	156	94	62							
災害用マンホールトイレ	個	7	1		1	1	1	1	1	1	
イーストアイバーサルテント	個	14	4	4	1	1	1	1	1	1	
イーストアイバーサルテントLタイプ	個	14	8	6	0						
紙おむつ幼児用S	パック(54枚/パック)	5	1	1	3						
M	パック(51枚/パック)	5	1	1	3						6/27 38入貸出
L	パック(42枚/パック)	5	1	1	3						
紙おむつ成人用S～M	パック(18枚/パック)	8	2	2	4						
L～LL	パック(16枚/パック)	8	2	2	4						
生理用品 昼用	パック(28個/パック)	152	112		40						
毛布	枚	4,300	1,110	1,210	980	200	200	200	200	200	
タオル(180匁)	枚	1,350	600	350	400						
救急医療セット	セット(大)	5	1	1	3						
救急医療セット	缶(20m人用/缶)	14	5	3	1	1	1	1	1	1	
トリアージ用タグ	枚	300	300	0							
トリアージ用シート	缶(4枚/缶)	1	1								
エアータント	セット	1	1								
エマージェンシーシェルターL	セット	15	9	6							
標識ロープ	巻(約200m/巻)	7		1	1	1	1	1	1	1	
ブルーシート	枚	103	29	20	24	6	6	6	6	6	
ヘルメット	個	91	17	24	0	10	10	10	10	10	
ハンドマイク	個	16	2	0	4	2	2	2	2	2	
トランジスタラジオ	台	10	1	1	3	1	1	1	1	1	
無線機	台	5				1	1	1	1	1	
トランシーバー	台	0									
炊飯セット	台	5	3	2							
ご飯蒸らし保温ケース	個	5	3	2							
炊飯装置(発電機付)	台	1			1						
大鍋(φ42cm)	個	7	4	3							
ヤカン(10ℓ)	個	7	4	3							

第2部 災害予防計画
第10章 防災救助施設等整備計画

品 名		現 有 数	配置場所								備 考
			総合防災センター	野洲防災センター	中主防災 コミュニティセンター	野洲備蓄庫(野洲小学校)	三上備蓄庫(三上小学校)	祇王備蓄庫(祇王小学校)	篠原備蓄庫(篠原小学校)	兵主備蓄庫 (中主B&C海洋センター)	
ヤカン (5ℓ)	個	2	1	1							
ヤカン (3ℓ)	個	7	4	3							
ボール	個	5	3	2							
金網ザル	個	10	3	7							
洗い桶	個	5	3	2							
干し板	個	6	4	2							
炊飯袋	枚	28,600	18,000	10,600							
ラップ	巻 (30cm×20m/巻)	50	30	20							
給配水袋 (3ℓ)	個	1,200	600	400	200						
水袋 (10ℓ)	個	1,094			94	200	200	200	200	200	
食器セット	箱 (100人分/箱)	70	42	28							
哺乳ビン (240ml)	個	200	120	80							
非常食 (カンパン)	食 (100g/食(缶))	1,320	840	240	240						
非常食 (ソフトパン缶詰)	食 (100g/食(缶))	1,104	624	240	240						
非常食 (クラッカー)	食 (44g×3パック/食(缶))										
非常食 (アルファ化米)	食 (約100g/食(袋))	6,000	4,000	1,000	1,000						
非常食 (おかゆ)	食 (約40g/食(袋))	1,500	700	400	400						
非常食 (みそ汁缶)	食	0									
非常食 (みそスープ)	食	0									
非常食 (玉子スープ)	食	0									
非常食 (おろしりんご)	食 (200g/食(缶))	0									
粉ミルク 新生児	本 (13g/本)	2,400	2,400	0	0						240 1箱 6/27
粉ミルク 9ヶ月～	本 (14g/本)	2,400	2,400	0	0						240 1箱 6/27
保存水	本 (500ml/本)	7,344	7,344	0	0						

◎無線機は各コミュニティセンターに配置 ◎トランシーバーは防災無線室に保管

■災害時用非常食保管状況（内訳）

品名	数量等	合計	保存期限	箱	個／箱	数量	備考	総合防災計	野洲防災計	中主防災コミセン計
カンパン、クッキー		1,320	2019.2切 2021.4切	50箱 2箱	24ヶ入 60ヶ入	=1,200 =120		720 120	240	240
ソフトパン缶詰		1,104	2018.3切 2019.2切 2020.11切 2022.9切	6箱 20箱 10箱 10箱	24缶入 24缶入 24缶入 24缶入	=144 =480 =240 =240		144 240 240	240	240
アルファ化米		6,000	2018.3切 2020.1切 2021.8切 2018.3切 2020.1切 2021.8切 2018.3切 2020.1切 2021.9切 2022.8切 2022.7切	10箱 10箱 10箱 10箱 10箱 10箱 20箱 10箱 10箱 10箱 10箱	50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入	=500 =500 =500 =500 =500 =500 =1,000 =500 =500 =500 =500	きのこご飯 きのこご飯 きのこご飯 ひじきご飯 ひじきご飯 ひじきご飯 わかめご飯 わかめご飯 五目ごはん 五目ごはん わかめご飯	500 500 500 500 500 500 500 500 500 500 500	500 500	
おかゆ		1,500	2018.3切 2020.4切 2021.8切 2022.8切	8箱 8箱 4箱 10箱	50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入 50ヶ入	=400 =400 =200 =500	梅粥 梅粥 梅粥 梅粥	 200 500	 400	400
粉ミルク 新生児 （1.5年保存）		2,400	2017.8切 2018.8切	120箱 120箱	10本入 10本入	=1,200 =1,200		1,200 1,200		
粉ミルク 9ヶ月～ （1.5年保存）		2,400	2017.8切 2018.7切	120箱 120箱	10本入 10本入	=1,200 =1,200		1,200 1,200		
保存水 （6年保存）		7,344	2018.2切 2019.2切 2020.2切 2021.8切 2023.2切	40箱 33箱 175箱 8箱 50箱	24本入 24本入 24本入 24本入 24本入	=960 =792 =4,200 =192 =1,200		960 792 4,200 192 1,200	※内 無線室24本・学校12本	

第2節 救助・救急、緊急医療体制の充実

被災住民に対する災害医療及び公衆衛生対策については、滋賀県災害対策地方本部（滋賀県災害医療地方本部）をはじめ、守山野洲医師会等関係機関による広域支援組織と連携を図りつつ、本市の保健・医療担当課を中心に、「医療救護本部」を組織し適切に対応する。

市は、緊急事態発生時の対応を守山野洲医師会と協議し、大災害時に直ちに出勤の要請を行い、市及び救護班が直に対応できる体制を次の事項を考慮して整備する。

1. 初動医療体制

（1）災害医療情報の総合的な収集及び提供

災害医療情報として、医療機関の診療応需情報等を把握する。そのためには、現行の救急医療体制を災害時にも活用できるよう再整備すると共に、迅速かつ正確に情報把握ができるよう、通信手段や情報収集システムの拡充を図る。

(2) 医療活動

①市内（被災地域内）の医療機関による医療活動

市内の医療救護活動の中心として、野洲市健康福祉センターを市内医療救護拠点に位置づけ、公的医療機関による医療活動に加え、民間医療機関に対して、協力を求める。

②被災地域外からの救護班の派遣

必要に応じて、滋賀県災害対策地方本部（滋賀県災害医療地方本部）を通じて、滋賀県災害対策本部（滋賀県災害医療本部）に救護班の派遣を要請する。救護班の受入れは、「医療ボランティア」の活用を含め、医療救護本部が担当する。

③救護所の開設と救護班の派遣

市内各小学校に救護所を開設し、保健・医療救護対策班による巡回診療を行う。

④負傷者選別（トリアージ）訓練

トリアージとは、緊急度判定に基づく負傷者の治療順位の決定をいい、災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合に、負傷者を最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機に振り分ける。現場での一次選別と、病院での二次選別がある。

トリアージを行う場合、負傷者にはその負傷程度に応じて、選別結果の優先度をカラーで表示した認識票（トリアージタグ）を取り付ける。市は、救急医療処置の迅速化を図るため、医療機関を通じてトリアージタグの導入を図る。

⑤ライフライン確保

治療する時に不可欠な水、電気等のライフラインを確保する。そのためには、病院の給水タンクや非常用電源の整備等、ライフラインの設備の耐震化を促進する。

また、市内医療施設の耐震性・耐火性を向上させると共に、平素より医療機器の固定や薬品棚の転倒防止を施すことを奨励する。

2. 後方医療体制

(1) 広域搬送及び後方医療活動の支援要請

必要に応じて、区域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

また、搬送に必要な傷病者のために、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段の充実を図る。

■基幹災害拠点病院及び湖南保健医療圏の地域災害拠点病院指定病院

区分	医療機関名
基幹災害拠点病院	大津赤十字病院
地域災害拠点病院	済生会滋賀県病院、草津総合病院

3. 難病患者、人工透析者、在宅療養者への対応

(1) 難病患者への対応

難病患者に対する救護活動及び慢性腎不全による透析患者や外傷等によるクラッシュシンドロームにより人工透析が必要な者の安全確保については、県で平成8年度に策定した「健康医療福祉部医療・救護初動マニュアル」「滋賀県健康医療福祉部難病在宅患者担当マニュアル」に基づき、安否確認や重傷者の搬送、地域外の医療機関、対象者の状況把握や支援機関との連携等の体制整備に努める。

(2) 人工透析者への対応

慢性腎不全による透析患者や外傷等によるクラッシュシンドロームにより人工透析が必要な者の安全確保については、「人工透析・クラッシュシンドローム担当マニュアル」に基づき、透析医療機関や関係団体と連携し、災害発生時の連絡体制及び患者の受入れ体制の整備に努める。

(3) 在宅療養者への対応

在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用して療養中の患者は、代替の機器等が確保できず生命に危険が生じるおそれがあり、在宅での療養を継続することが困難となる可能性が極めて高いことから、在宅療養者の安否確認体制の構築、搬送、地域外の医療機関との連携等の体制整備に努める。

4. 医療品等の確保

- ①医療用医薬品等の備蓄は、滋賀県医薬品卸協会に要請すると共に、市内医療機関に対して、協力を要請する。
- ②備蓄庫に応急的衛生日用品、常備薬を備蓄する。
- ③市外からの救急医療物資は、医療救護拠点に集積し、消防等の輸送車により搬送する。

5. その他の医療体制の整備

(1) 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる野洲市健康福祉センター及び各小学校及び民間の医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性・耐火性の点検・強化の指導、補強建替えの促進を図る。また、平素より医療機器の固定や薬品棚の転倒防止に努める。

第3節 物資の確保と緊急輸送体制の整備

市は、災害時に備え平常時より保存性の高い食料、生活必需品等を備蓄すると共に、災害時の食料等供給計画を立てて非常用物資の引渡し体制の整備を目指す。また、災害時に必要な輸送力を確保するため、災害に強い輸送体制の整備を行う。

なお、災害時に必要なもののすべてを市で備蓄・確保することは困難であることから、災害時に緊急に必要な水容器、主食、毛布等については、優先的に行政備蓄により確保し、それ以外は、民間からの流通備蓄により調達を図る。このため、関連する民間関係団体等との協定締結を積極的に活用・推進する。

1. 飲料水等の備蓄

(1) 行政備蓄

市は、地域バランスを配慮して耐震性貯水槽を整備する。また、小学校、中学校等のプールに可搬式浄水器の整備を図り、その活用を図る。

①給水拠点の整備

市は、災害時の断水に備え、居住場所から概ね2km程度の距離内又は避難場所に給水拠点を整備する。なお、給水拠点には、応急給水槽を整備するか、又は給水井戸を整備する。

② 応急給水体制

市は、応急給水に必要な給水タンク車、給水拠点での応急給水槽又は給水井戸を段階的に整備する。また、水容器について、次の数値を目標として備蓄する。また、簡易水質検査機器の整備を図り、あわせて消毒薬の備蓄に努める。

■ 水容器の備蓄目標

	水容器備蓄目標数※1	避難者数※2	人口※3	世帯数※3	平均世帯人員	備考
野洲市	1,900	4,843	51,096	19,703	2.59	

※1：水容器備蓄目標数：避難者数÷平均世帯人員（人口/世帯数）（100単位切り上げ）

※2：震災対策編 23 ページより（想定される被害がより大きい地震時の値を目安とする。）

※3：人口・世帯数：住民基本台帳（平成 29 年 9 月 1 日現在）

(2) 個人備蓄

市は、住民に対して、次に示す飲料水の備蓄及び非常持ち出し品の啓発、普及を図る。

- ①各家庭においては、災害時最低 3 日分の飲料水を備蓄する。
- ②生活用水として浴槽等に貯水する。井戸も利用できるように事前にその所在や水質について調査する。
- ③飲料水消毒用の塩素やろ過装置付ストロー等の備え付けの推奨。

(3) 流通備蓄

市は、大規模小売店等の流通業者との協定を結び、飲料水の確保経路の拡充に努める。

2. 食料及び生活必需品の備蓄

(1) 行政備蓄

行政の備蓄品は、指定避難所等を考慮して有効かつ機能的に活動できる場所へ備蓄倉庫を整備して地域完結型の備蓄をめざし、被災者が当面の生活に必要な食料、生活必需品等を確保する。災害時における食料及び生活必需品の確保については、災害時に緊急に必要な主食や毛布等を優先的に備蓄し、その他については、流通備蓄等により必要数の確保に努める。

① 食料の確保

危機管理課は、被災時に緊急に必要な主食（米・アルファ米・乾パン等）を自主備蓄し、その他の食料は、流通備蓄により確保する。なお、備蓄目標は、想定される被害がより大きいと考えられる地震災害（震災対策編総則参照）の被災当初に必要な米等の数量の 1 日分（約 18,000 食、災害対応にあたる職員 1,200 食）とする。

食料の調達・給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品に配慮する。

② 生活必需品の確保

危機管理課は、災害時に緊急に必要な毛布等については自主備蓄する。備蓄目標は、水、食料と同様に、想定される被害がより大きいと考えられる地震災害（震災対策編総則参照）で想定される避難者数より約 5,000 枚（1 人当たり 1 枚）とする。また、緊急時に対応するため他の生活必需品についても一定量を自主備蓄する。

(2) 個人備蓄

市は、各家庭において、最低2日分の食料や生活必需品（携帯トイレ、トイレットペーパー、おむつ、ストーマ等や非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を備蓄するよう啓発する。

(3) 流通備蓄

市は、大規模小売店等の流通業者との協定を結び、食料及び生活必需品の確保経路を拡充させる。

(4) 備蓄品の管理

備蓄品は、担当課において毎年1回点検し、結果を危機管理課へ報告すると共に、備蓄品の補充・更新を行う。

■備蓄食料及び生活必需品一覧

品名	現有数	整備目標
毛布	4,300	5,000
非常食（アルファ化米、缶詰パン等）	9,000	19,200

資料：危機管理課（平成25年2月1日現在）

3. 必要物資調達体制

(1) 関係業界団体との協定締結

県及び市は、食料、日用品、資機材等生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の供給能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結する。

(2) パソコン通信の活用

市は、指定避難所における必要物資を把握し、県と本市及び他の市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、相互間のパソコン通信システムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

(3) 物資調達のマニュアル化

市は、必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先及び連絡方法を明確にする等マニュアル化を図る。

(4) 事業者団体等との連携

市は、農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図ると共に、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

4. 緊急輸送体制の整備

市は、災害時に必要な輸送力を確保するため、災害に強い輸送体制の整備を行う。

(1) 緊急輸送道路

① 滋賀県の緊急輸送道路の指定

滋賀県の地域防災計画において、緊急時に使用すべき道路として重要性に応じて、次のように区分している。

ア 第1次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路及びこれらを連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と県庁・南部土木事務所又は市庁舎等の防災拠点を相互に連絡する道路

■ 第1次及び第2次緊急輸送道路（県指定）

確保優先順位	路線名
第1次緊急輸送道路	名神高速道路、国道8号
第2次緊急輸送道路	県道希望が丘文化公園北線、県道守山中主線（一部）、県道近江八幡大津線、主要地方道近江八幡守山線（一部）、市道野洲中央線（一部）、県道木部野洲線（一部）、市道乙窪比留田線（一部）

② 市の緊急輸送道路

市は、市内における主要道路、すなわち、防災活動拠点（公共施設、消防・水利施設）と避難収容施設とを結ぶ道路を次に示す第3次緊急輸送道路として確保する。平常時から維持管理・道路施設強化に努める。この道路は、災害時に被害を比較的受けにくく、かつ大型車の対面通行が可能であることを条件とする。

■ 第3次緊急輸送道路

NO.	路線名	NO.	路線名
1	国道477号	8	県道小島野洲線（一部）
2	主要地方道野洲中主線	9	県道守山中主線（一部）
3	主要地方道野洲甲西線	10	市道市三宅妙光寺線（一部）
4	主要地方道大津能登川長浜線	11	市道辻町小比江線
5	県道木部野洲線（一部）	12	市道1号線
6	県道希望が丘文化公園南線	13	市道野洲マイアミ線
7	県道野洲停車場線	14	市道乙窪比留田線（一部）

(2) 輸送拠点

緊急輸送を実施する際の輸送拠点として、緊急輸送道路に近接している箇所であることを基本的な要件とする。また、これらの輸送拠点については、施設の耐震性の確保に努める。

① 広域陸上輸送拠点

本市では、滋賀県地域防災計画で広域陸上輸送拠点に指定されている県立希望が丘文化公園を位置づける。広域陸上輸送拠点は、陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点である。

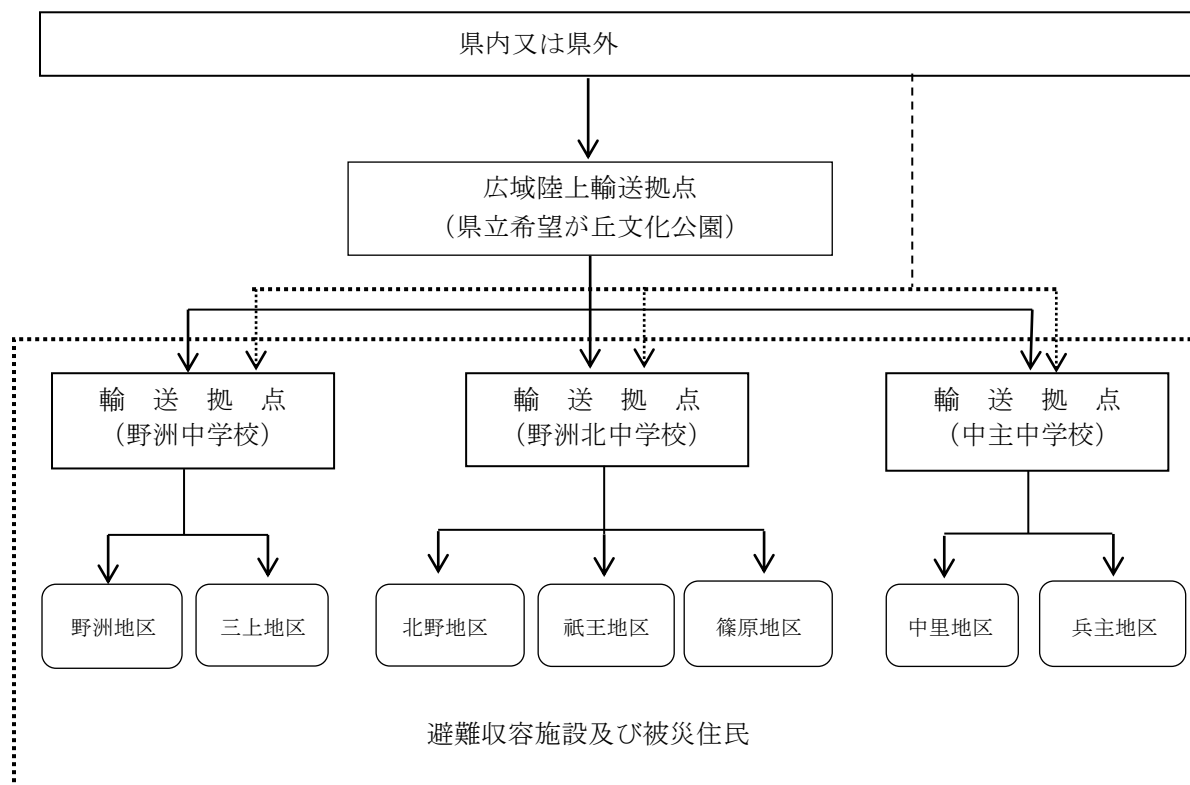
② 地域内輸送拠点

本市では、防災学区のうち、野洲学区、三上学区を受け持つ地域内輸送拠点として野洲中学校を、祇王学区、篠原学区、北野学区を受け持つ地域内輸送拠点として野洲北中学校を、中里学区、

兵主学区を受け持つ地域内輸送拠点を中主中学校にそれぞれ指定する。

地域内輸送拠点は、広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、地域内の指定避難所、病院、社会福祉施設等に対して、仕分け、配送等を行う拠点である。

■緊急時交通輸送体系のイメージ



(3) 公共交通機関による輸送の確保対策

災害発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制等の必要な情報の連絡体制等について交通事業者、県、市等関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図ると共に、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

(4) 航空（ヘリコプター）輸送

①緊急時ヘリポートの指定

現在県は、市に飛行場外離着陸場として別表の5箇所をしている。なお、緊急時ヘリポートの開設準備は、総務班が行う。

②緊急時ヘリポートの基準

市は、下記に示すヘリポート基準に適合した、ヘリコプター離発着場の独自開設を進める。具体的には、公共用地（広場）等を核とするヘリポートの設置を検討する。

ア ヘリポートの設定基準を資料編に示した。

イ 着陸地点は、舗装された場所が最も望ましい。

ウ 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。

エ 電話等の通信手段の利用が可能であること。

③緊急時ヘリポートの整備

災害発生時には、指定緊急時ヘリポートにおいて、次のような対策を実施し、早期にヘリポートが使用可能な状態になるよう整備を行う。

ア 着陸地点には、石灰等を用いて直径10mの正円を描き、中央に「H」の記号を標して着陸地点を示すこと。

イ グランド等の場合に地表面が乾燥している時には、板、トタン、砂塵等が巻きあがらないように、散水を十分に行うこと。

ウ ヘリポートの近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹き流し、又は旗を立てること。

エ 離着陸時には、風圧等により危害が加わることがあるので、人を接近させないようにすること。

オ 避難収容施設に併設する場合は、保安要員を設置し、避難住民の安全管理に努める。

■飛行場外離着陸場一覧

NO	施設名	座標		所在地	備考
		緯度	経度		
1	野洲市市民グランド	N35.06.50	E136.00.39	六条 460	
2	中主小学校グランド	N35.06.05	E136.01.01	西河原 712	
3	野洲川河川公園	N35.03.01	E136.01.09	三上地先	
4	希望が丘文化公園西駐車場	N35.03.33	E136.02.55	北桜地先	
5	野洲市総合防災センター・東消防署	N35.04.33	E136.02.39	辻町 488	

資料：滋賀県防災航空隊（平成29年4月1日現在）

第11章 電力、ガス施設災害予防計画

第1節 電力・ガス施設の安全化

1. 電力施設の災害予防計画

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規程、要則要綱指針等に基づき、関西電力(株)が施設の管理、維持改良を行い、又計画的に巡視点検、測定等を実施している。

関西電力(株)は、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、次のような災害予防対策を実施している。

市は、各種災害予防対策に協力を行う。

(1) 災害予防のための恒久的設備計画（風水害対策）

①発電設備対策

- ア 構造物、付属設備及びそれらの防護施設の点検、整備と非常用電源の整備
- イ 災害予知時点における重点的設備防護措置

②送配電設備

- ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策と危険箇所に対する措置、対策
- イ 土砂採取等に対する鉄塔等の基礎周辺保全対策
- ウ 電線路付近における樹木、ビニールハウス、トタン屋根等への飛来物に対する災害予防対策

③通信設備対策

- ア 主要通信系統の2ルート化
- イ 健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保
- ウ 無停電電源及び予備電源の強化
- エ 移動無線応援体制の強化
- オ 地方非常無線通信協議会加入による地方各機関との相互協力

④電力施設予防点検

電気設備技術基準に適合するよう、定期的に当社工作物を巡視、点検（災害発生のおそれがある場合は、直前の巡視、点検）を実施する他、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行い、事故の未然防止を図る。

(2) 災害予防のための恒久的設備計画（雷害対策）

①発電設備対策

- ア 耐雷遮蔽、避雷器の重点配置、適正更新
- イ 重要系統、保護継電装置の強化

②送配電設備

- ア 架空地線、避雷器、消弧装置等の増強による耐雷対策の強化

③通信設備対策

- ア シールド付通信ケーブル化の推進

(3) 災害予防のための恒久的設備計画（雪害対策）

①送配電設備

ア 被害予想地域のケーブル吊り線強化と樹木伐採等による災害予防対策

②通信設備対策

ア 被害予想地域のケーブル吊り線強化と樹木伐採等による災害予防対策

(4) 災害対策用資材及び輸送力の条件

①所要資材需給計画の策定

②在庫流用を含む調達・保有

③輸送計画の策定

④運搬業者及び道路状況の把握

(5) 防災訓練の実施

①訓練の種類

ア 災害対策情報連絡訓練

イ 災害対策復旧計画訓練

ウ 災害対策実施作業訓練

②訓練の方法

ア 全社内における総合及び部門別訓練

イ 支店内における総合及び部門別訓練

ウ 各防災機関の実施する総合訓練の参加

2. ガス施設の災害予防計画

(1) 都市ガスの安全対策

大阪ガス（株）は、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、次のような災害予防対策を実施している。市は、大阪ガス（株）と協力して、ガス施設に関する防災予防対策の実施に努める。

大阪ガス（株）は、ガス施設において、耐震性の強化を図ると共に、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について、保安規程に基づく、「災害対策規程」及び「ガス漏洩、導管事故等処理要領」等により、当社、関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

①風水害対策

ア ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

②その他防災設備

ア 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じて、製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った地震計、ガス漏れ警報設備、圧力計・流量計等を設置する。

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

③教育・訓練

ア 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態に本計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

④広報活動

ア 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

(2) プロパンガスの安全対策

市は、プロパンガス販売業者と協力して、災害が発生した場合の処置や平常時の点検等について消費者に対して、周知徹底を図る。

また、マイコンメーターやヒューズコック等の安全機器普及に努める。

3. LPガス（LPガス販売事業者）

(1) 計画方針

災害発生を未然に防止するため、又は災害が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、平常から容器及び供給設備の設置と維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及促進に努める。

(2) 現況

現在、LPガスは滋賀県全域に、各LPガス販売事業者がそれぞれの供給を行うと共に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第27条第1項に基づく保安業務を行っている。

(3) 事業計画

①保安体制

液化石油等ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油等ガス販売事業者に保安体制並びに非常体制の具体的措置を確立する。

②LPガス設備対策

LPガス容器並びにLPガス容器置場内容器の転倒転落防止措置に加え、容器回りの配管をパイプサドル等により建物等に固定する他、容器の流出防止対策を講じる。

③LPガス設備の巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ供給設備（容器置場、容器設置場所）の被害のおそれのある箇所へ赴き巡回点検を行う。

④教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LPガスに係る災害発生の防止に努めるため、災害措置に関する専門知識、関係法令、保安管理技術について、液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

第12章 鉄道施設災害予防計画

市には、西日本旅客鉄道(株)の東海道本線（琵琶湖線）が東西に通っており、市域に野洲駅が置かれている。また、東海道新幹線（東海道旅客鉄道(株)）がその南に並行して通っている。

西日本旅客鉄道(株)及び東海旅客鉄道(株)は、災害に対する防災施設の維持、改良に努め、概ね次の事項について計画する。市は、各種災害予防対策に協力を行う。

- ①高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- ②河川改修に伴う橋梁改良
- ③法面、土留の維持、補修及び改良強化
- ④建物等の維持、修繕
- ⑤通信設備の維持、補修
- ⑥橋桁衝突事故防止及び道路管理の推進
- ⑦電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- ⑧駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- ⑨路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ⑩その他防災上必要なもの

■鉄道施設の現況

路線名称	営業キロ	橋梁	高架橋
東海道本線（琵琶湖線） （西日本旅客鉄道(株)）	7.1km	(0.2)	(0.2)
東海道新幹線 （東海旅客鉄道(株)）	7.2km	(0.4)	(0.6)

第13章 農林水産関係災害予防計画

市は、各種災害による農作物等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、大津・南部農業農村振興事務所、農業協同組合、農業共済組合との連携を強化して、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な浸透に努める。

また、異常気象に関する気象と警報の収集伝達体制の強化に努めると共に、気象予警報等の末端への迅速な浸透と、指導体制の確立を図り、次の予防対策実施の奨励等を行う。

第1節 風水害

1. 水稲

- ①元肥、減肥適期追肥により過繁茂を防ぎ、健全な成育を図る。
- ②刈り取り期にあるものは、早期に刈り取る。
- ③倒伏、乾燥防止のために深水に保つ。
- ④畦畔を補強し、水路の清掃補強を行う。
- ⑤対浸水の場合は、病害虫が発生しやすいので、あらかじめ防除を考慮する。

2. 麦類

- ①冠水被害の出やすい地域では、土壌中の酸素濃度を増し、根の機能維持を図るため、排水溝の整備はもとより、有材暗渠・弾丸暗渠等を事前に実施する。

3. 大豆

- ①冠水期間が長引けば被害の増加が著しいので、速やかに排水する。
- ②茎葉が汚れている場合は、清水で洗い流す。
- ③葉茎が伸長し、倒伏したものについては引き起こし、できれば軽く土寄せをする。
- ④病虫害の発生に注意し、適期防除により莢数、粒数の確保に努める。

4. 野菜

- ①現在本場に作付けされているもの
 - ア 早めに収穫する。
 - イ 植物体を保護するためにネットで茎葉を押さえ、支柱等の補強を行う。
 - ウ キュウリ、つる豆等のつる性のものは、支柱等はずして地面にはわせる。
- ②育苗中のもの
 - ア 苗床に寒冷紗を覆って保護に努め、状況により定植時期をはずし、補植苗を準備する等、作付け面積の確保に努める。
- ③直播のもの
 - ア 播種期や間引き時期の繰下げを行う。
 - イ 播種済みのものは、株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- ④寒冷紗利用の場合
 - ア 押さえを特に強化し、状況によっては除去や収納を行う。
- ⑤パイプハウス、ガラス温室
 - ア 筋交いによる補強を行い、押さえバンドによる固定等によって倒壊防止に努める。

5. 果樹

- ①かき、ぶどう、栗等で収穫期にあるものは早めに収穫する。
- ②主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝吊り、誘引等を行い、枝の動揺を防ぐ。
- ③果樹棚の倒壊を防ぐため、支柱立て控線の増加等の補強を図る。

6. 畜産

- ①飼料は、粗飼料の貯蔵と合わせ、濃厚飼料についても畜産農家はもちろん、農業協同組合においても購入や備蓄、保管に万全を期すること。
- ②畜舎等の破損箇所及び危険箇所を点検し、早急に修理補強をする。
- ③畜舎の待避方法について事前に検討すると共に、待避場所や応急仮設畜舎資材等について検討や点検を行う。
- ④災害時には、滋賀県家畜保健衛生所を中心として、防疫並びに緊急救護についての実施体制や医療品を整備する。
- ⑤畜舎進入路は常に点検し、排水路の維持管理に努めることにより道路の保全を図る。
- ⑥鶏卵等の保管出荷については、災害時のとるべき処置について事前に検討する。

第2節 雪害及び干害

1. 野菜

- ①寒風を受けやすい場所では、防風垣や畦間の笹立てや藁立て等を行うことにより、寒害の防止に努める。
- ②肥料切れや軟弱な育成のものは寒土に弱いため、施肥にあたってはカリ肥料を多くして、窒素肥料を控えめにする。
- ③えんどうや空豆等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに痛められやすいので、早まきにならないようこころがける。
- ④株元に藁がらを敷いて、降霜防止に努める。
- ⑤融雪時には湿害が予想されるので、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

2. 麦類

- ①降雪の多い時は、排水溝を整備して排水の徹底を図る。

3. 果樹

- ①かき、栗等寒害に弱い新植苗は、藁でつつみ防寒に努める。
- ②秋肥施用にあたっては、樹体の充実を図り耐寒性を増すため、窒素肥料は控えめにし、リン酸、カリ肥料はやや多めに施用する。
- ③樹冠や枝条棚上に積もる雪は、極力早めに払い落とす。
- ④排水の悪い果樹園では、あらかじめ排水溝を設けて排水に努める。

4. 畜産対策

- ①畜舎等の破損箇所や危険箇所を点検して早急に修理補強する。
- ②飼料は、粗飼料の貯蔵と合わせ、濃厚飼料についても畜産農家はもちろん、農業協同組合においても購入や備蓄、保管に万全を期する。
- ③畜舎等の保温、換気その他、飼養管理や衛生対策及び畜産物の保管出荷等について、あらかじめ十

分な指導と措置を講ずる。

- ④揚水ポンプの防寒対策についてポンプ内及び配管の水抜きを行う。

第3節 晩霜と低温障害

1. 水稻

- ①種子消毒や用土の薬剤混和、酸度矯正、育苗箱消毒は、完全に行う。
- ②播種量は、一箱辺り種粒量（乾粒）稚苗で 140～160、中苗で 100～120 とし、より健苗を育成する。
- ③むれ苗防止のため、夜間の保温と昼間の換気、根を健全に伸ばすための水管理に努める。
- ④晩霜が懸念される日は、ビニール等で覆う。晩霜の持続する時は、危険期が過ぎてから除去する。
- ⑤田植えは2～3日遅らし、温暖な日を待って行う。
- ⑥晩霜や低温が予想される場合には深水管理をする。

2. 麦類

- ①排水や的確な施肥、麦踏み等によって成育の健全化を図る。

3. 野菜類

- ①二重トンネル、こも掛け、ビニールマルチ等により夜間温度を高めると共に、日中は高温にならないように換気に注意する。
- ②定植を一時遅らすものや苗の状況で遅らせないもの及び露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植は特に地温 12℃以上になってからとし、定植後の温度をあげるようにする。
- ③ハウストンネルでは、高温時にはアンモニアや亜硝酸ガスが発生することがある。また、ストーブや練炭等を持ち込むと一酸化炭素の害が出る。
- ④生育促進のため、液肥等速効性の追肥を行う。

4. 果樹

- ①適正な栽培管理により貯蔵養分を高め、霜害への抵抗力を高める。

第4節 干ばつ

①保守点検

土地改良区及び農業水利団体（農業組合等）は、灌漑期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認する。そして、漏水等のないように水利施設の整備・補修を行うことにより、水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限にとどめる。特に揚水機は試運転を行い、適正な揚水量を確認する。

②節水

干害の発生のある場合、適切に用水を利用することで節水を図り、干害の防止に備える。また、揚水機の臨時的な設置等の応急対策に備える。

③農作物への措置

- ア 敷き草や敷き藁を多めに施して乾燥を防ぐ。
- イ 水源のあるところは、ポンプ樋等の使用により用水の確保に努める。また、水が不足する場合は、集中灌水することとし、特に穂ばらみ期の水稻は、重点的に灌水する。
- ウ 野菜や果樹等が施肥が必要な場合、灌水を兼ねて薄い液肥にして日中を避けて夕方に施す。
- エ 苗床のかんらん、白菜等は、大苗にならないように節水したり覆いで調整して管理する。また、今後播種するものは、乾燥状態や灌水難易を考えて、状況により播種定植等を遅らす。
- オ かき、栗、梅、ぶどう等の樹体に日焼けのおそれがある場合は、白塗り材を塗布する。
- カ 干ばつ後は、穂いもち病が発生するので薬剤散布を励行する。

第5節 その他

春期高温障害、春期長雨障害、ひょう害、長梅雨及び水害等

第14章 自主防災組織整備計画

第1節 自主防災組織の整備

災害が発生した場合において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の防災活動だけでなく、住民が平素から防災について認識を深めると共に、災害から自らを守ろうとする意識を持ち、行動することが必要である。

特に、大規模災害時においては、その被害の軽減を図るために消防機関等による防災活動と相まって、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動が必要である。

したがって、市は、「自分達のまちは自分達で守る」という隣保共同の精神と連帯感に基づく自主防災組織の育成指導を積極的に推進し、市の実状に応じた自主防災体制の確立を図る。

1. 地域自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成を促進するため、地域住民に対して、自主防災組織の必要性等について積極的な広報活動による啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、組織結成後は運営や資材調達、訓練等に対する助言を行い、災害時の活動が円滑に進むべく組織の充実を図る。

(1) 住民の防災意識の高揚

市は、住民に対する防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、各地区を単位として組織の設置を図る。

(3) 設置要領

① 役員

- ア 防災責任者及びその任務
- イ 班長及びその任務

② 会議

- ア 総会（区公民館会議室）
- イ 役員会
- ウ 班長会等

(4) 各自主防災組織への指導、助言

市は、住民が自主防災組織を作り実際に活動していくために、組織に対して、自主防災計画の作成や組織の運営、防災資機材、防災訓練等に対する指導、助言及び助成等を行う。

特に、自主防災組織の力は、当該組織の中心となる地域のリーダーの存在が不可欠であるため、「自主防災組織リーダー研修会」等を開催する等、行政側からの働きかけを行う。

また、被災者の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するため、女性の参画の促進に努め

る。

(5) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるように各自主防災組織は、あらかじめ防災計画を定める。防災計画の策定にあたっては、次の事項において考慮・検討を行う。

- ①地域住民は、危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握すると共に、対策を検討する。
- ②地域住民それぞれが分担すべき任務を検討する。
- ③市が行う訓練に積極的に参加し、更には自主防災訓練の時期、内容等について計画を立てる。
- ④防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法や情報交換方法等を定める。
- ⑤出火防止、消火に関する役割分担を定める他、消火用その他資機材の配置場所等の周知を図る。
- ⑥避難場所、避難経路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討する。
- ⑦負傷者の救出、搬送方法を検討する。
- ⑧避難行動要支援者の支援について検討する。
- ⑨その他自主的な防災活動に関する事項について検討する。

2. 職域自主防災組織の整備

災害が発生した場合、学校、公共施設等不特定多数の者が利用する施設、石油・ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、大規模な被害発生が予想される。このため、これらの被害の防止と軽減を図るべく施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を立てておく。

また、企業も地域コミュニティの一員とする観点から、地域自主防災組織等との活動交流に関して、推進していく。

(1) 対象施設

- ①中高層建築物、学校、公共施設、旅館、医院等多数の者が利用又は出入する施設
- ②石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取扱う施設
- ③多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- ④利用（入居）事務所が共同である複合用途施設

(2) 設置要領

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を立てておく。

- ①役員
 - ア 防災責任者及びその任務
 - イ 班長及びその任務
- ②会議
 - ア 総会
 - イ 役員会
 - ウ 班長会等

③各班の任務

班 名	任 務
情報班	情報の収集、伝達、広報
災害地対策班	職域内に生じた災害地における応急対策
消火班	消火器等による消火
危険物等防護班	危険物による二次災害の発生防止
救出救護班	被災者の救出救護
避難誘導班	従業員や利用者の避難誘導
給食・給水班	給食・給水活動

(3) 自主防災計画の策定

災害を予防又は災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるように各自主防災組織は、防災計画を定める。防災計画の策定にあたっては、次の事項について考慮・検討を行う。

- ①事業所の職員が分担すべき任務を検討する。
- ②市が行う訓練に積極的に参加し、更には自主防災訓練の時期、内容等について計画を立てる。
- ③本部、防災機関、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換方法等を定める。
- ④出火防止、消火に関する役割分担を定める他、消火用その他資機材の配置場所等の周知を図る。
- ⑤負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関して、検討する。
- ⑥避難場所、避難経路、避難の伝達と誘導方法、避難時の非常持出し等を検討する。
- ⑦地域住民との協力に関して、検討する。
- ⑧適切な帰宅に関して、検討する。

■事業所の自主消防組織等の現状

用途区分	施設数		計
	公共施設	民間施設	
1 項イ、ロ	9	90	99
2 項ロ		3	3
3 項イ、ロ		32	32
4 項		17	17
5 項イ、ロ	11	61	72
6 項イ、ロ、ハ、ニ	15	24	39
7 項	10		10
8 項	2		2
10 項			0
11 項		3	3
12 項イ		31	31
14 項		4	4
15 項	15	23	38
16 項イ、ロ	3	88	91
計	65	376	441

資料：東消防署(平成25年4月1日現在)

(4) 事業所の防災協力等を促進するための環境整備

市は、事業所の防災協力等を促進するため、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう指導する他、次の環境整備に努める。

- ①防災協力メニューの明確化と協力体制の充実
- ②市、住民、自主防災組織、NPO及び事業所間の連携を強化するための災害時の情報共有システム
- ③事業所自らの防災力の向上
- ④防災協力活動に対するインセンティブの付与

3. 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、策定した自主防災対策を、地区防災計画の素案として市に提案することができる。

市は、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第15章 文化財災害予防計画

文化財保護法により、指定された重要文化財（国宝を含む。）並びに記念物（特別天然記念物を含む。）及び県文化財保護条例、並びに野洲市条例により指定された有形文化財並びに記念物を資料編に示した。

文化財は、貴重な国民的財産であって、保存のためには万全の配慮が必要である。市及び文化財所有者は、現況を正確に把握し、災害に対する予防対策を確立しなければならない。

文化財の防災対策としては、警備及び消火設備、避雷設備、防火壁、消防道路、保存庫等の設置があげられる。これらは、国庫補助金、県・市補助金等によりまかなわれており、市は関係機関と協力して、一層の充実を目指す。

第1節 実施者

勧告・助言・指導の実施者は次の区分による。

①国指定

文化庁長官若しくはその権限を委任又は指示を受けた県・市教育委員会

②県指定

県教育委員若しくはその指示を受けた市教育委員会

③市指定

市教育委員会

④登録文化財

文化庁長官、管理団体若しくは権限を委任又は指示を受けた県、市教育委員会

第2節 事業計画

国、県、市（教育委員会）、消防機関、文化財所有者及び管理者は、次の項目について具体的な事業計画を立てて順次実施する。

①施設整備等

ア 火災予防

- a. 火気の使用制限、焚火、禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置
- b. 漏電警報機の設置、消火栓（貯水槽を含む。）の施設、ドレンジャー、スプリンクラーの取付
- c. 防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設

イ 防雷対策

- a. 避雷針の設置

ウ その他の対策

- a. 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、防湿）、薬剤処理（蟻害、虫害、鳥害の予防）、防御網阻止棚等の設置、収蔵庫の建設（金庫式を含む。）、施設への委託保管、電気的安全度の定期検査励行、防災施設の定期的な保存、非常通報器の確認

②現地指導

市は、現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

③保護思想の普及及び訓練

ア 市は、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の主旨を周知する。

イ 消防機関は、文化財について防火査察及び防火訓練あるいは図上訓練の実施を随時行う。

■文化財を保有する施設の防災設備設置状況

[建築物]

種 別	国指定	県指定	市指定
警報設備設置率	87%	75%	50%
対象所有者件数	8 件	4 件	2 件
設置済所有者件数	7 件	3 件	1 件
消火設備設置率	75%	50%	100%
対象所有者件数	8 件	4 件	2 件
設置済所有者件数	6 件	2 件	2 件
避雷設備設置率	50%	75%	0%
対象所有者件数	8 件	4 件	2 件
設置済所有者件数	4 件	3 件	0 件

[美術工芸品]

種 別	国指定	県指定	市指定
対象所有者件数	20 件	5 件	32 件
消火警報設備設置済件数	5 件	5 件	6 件
保存庫等設置済件数	5 件	1 件	5 件
設置率	25%	100%	19%

第16章 災害ボランティアへの支援

災害時におけるボランティア活動は、被災時における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政とボランティア・NPO等の関係機関、ボランティア活動者が円滑な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を行う。

災害時に円滑なボランティア活動が実施されるように、社会福祉協議会ボランティアセンターをボランティア拠点として位置づけ、災害時には、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うボランティア活動を支援する拠点とする。

第1節 ボランティア活動環境の整備

市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政、ボランティア・NPO等の関係機関が連携できるネットワークを構築し、災害ボランティア活動に関する情報を常時発信し、そのための活動拠点の整備に努める。

第2節 人材育成

1. ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため、市は、野洲市社会福祉協議会、市民活動支援センター、野洲市国際協会等のボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。あわせて、ボランティア活動保険の加入促進を行う。

2. ボランティア活動を行う人材の育成

① ボランティアの研修

ボランティア団体の自立的活動が定着・拡大するのに必要な人的資源の養成を支援すると共に、活動上必要な知識や技術を提供する。

② ボランティアの事前登録

個人・団体を問わず災害時におけるボランティア活動者の登録を事前に進める。

③ ボランティアリーダーの養成

外部から参加するボランティアに地域状況や被災状況を的確に伝え、日常で培った関わりを活かすことができるよう、積極的に活動しているボランティアの方や地域で福祉活動を担っている方を対象にボランティアリーダーを養成する。

④ ボランティアコーディネーターの養成

災害時の被災地の状況に効果的に即応し、必要な活動体制を組み立てられるコーディネーターを養成する。

⑤ 関係機関等のネットワークの推進

平常時から登録ボランティア団体又は活動団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

第3節 災害支援ボランティア意識の普及啓発活動

市は、県と連携して、ボランティアの育成・啓発に関する次の活動を行う。

- ①災害時支援ボランティアの育成登録
- ②パソコン通信や各種の広報媒体等による個人やグループへの情報提供
- ③児童、生徒、学生に対する各種の啓発活動
- ④ボランティア希望者のための各種講座の開催

第17章 要配慮者の安全確保と支援体制の強化

災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディキャップのある人は少なくない。こういった高齢者・障がい者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人等の要配慮者に対する避難、情報、救護等の避難支援対策の基本事項をまとめ、避難支援プラン（要配慮者の避難支援対策にあたって、その基本的な考え方や、支援体制を定めたもの）の作成を推進する。

第1節 平常時における避難行動要支援者の把握

1. 避難行動要支援者名簿の整備

市は、平常時より避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時にはそれらの名簿を活用し、警察署、消防署、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、避難行動要支援者に対して、適切な措置をとる。対象者や情報収集の具体的な方法等は、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」によるものとする。名簿は、避難行動要支援者の安否確認、福祉避難所の受入れ等で利用することを目的とし、福祉班から関係する班及び支援関係機関へ開示するものとする。避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ずに名簿情報を提供できる。

また、避難行動要支援者名簿情報は、情報漏洩を防止するため適切な措置を講ずる。

2. 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者の避難を支援するため、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定する。なお、個別計画書は、市や民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等が連携し策定する。

3. 安否確認体制の整備

市は、災害時における避難行動要支援者の安否確認体制を確保するため、平常時から個人情報の保護に配慮しつつ、次の事項の整備に努める。

- ①緊急時の対応が可能となる避難行動要支援者名簿の整備
- ②市職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー、地域自立支援協議会等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者、自主防災組織や近隣住民等による災害発生直後の安否確認体制の確保
- ③自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保
- ④警察、消防署等との連携

第2節 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

市は、平常時より高齢者や障がい者が通所・入所している社会福祉施設等から広域避難地及び指定避難所に至るまでの経路において、避難する際に障害となる物を除去し、段差を解消する等、避難路の安全確保に努める。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、車椅子に対応できるようスロープや手すりの設置や、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った避難誘導システムの導入を図る。

第3節 社会福祉施設等における防災体制の強化

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設は、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現できる避難確保計画を作成し、避難訓練の実施を行う。

1. 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

社会福祉施設の管理者は、災害等の発生による避難に備え、入所者の名簿及び避難（移動）手段及び生活支援に関する個人情報を整えておく。

2. 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報提供

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第4項に基づき、市は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を定める。要配慮者利用施設については、施設所管課から各施設へ土砂災害に関する情報を伝達する。

3. 洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等への情報提供

水防法第15条に基づき、市は、洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等への情報連絡体制等を定める。要配慮者利用施設については、施設所管課から各施設へ避難に関する情報を伝達する。

4. 防災対策計画の実効性の確保

社会福祉施設等は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、防災対策計画を作成することとされている。この防災対策計画には、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、防災対策計画等の内容や避難訓練の実施状況について、県、市が施設開設時及び定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める。

第4節 防災知識の普及

1. 避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発

県は、避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発について、漫画やビデオ等の手法を取り入れ、点字版や外国語版を制作する等、避難行動要支援者の実情に配慮した普及活動を実施している。

本市においても、県の施策に協力する他、独自にパンフレットや防災マップ等による普及啓発活動を実施する。また、市は、個別計画が実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者が参加する訓練の実施に努める。

2. 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や避難行動要支援者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対して、マニュアル等に基づく防災訓練を実施する等、防災教育の充実を図る。

第5節 地域ぐるみの救護体制の整備

住民は、要配慮者が災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や社会福祉施設とのつながりを保つよう努力する。また、市は、民生委員・児童委員やボランティアを含む要配慮者の近隣住民等の協力を得て、平常時より可能な限り避難行動要支援者に関する情報を名簿の作成等によって把握し、それを基に地域ぐるみの救護体制を整備する。

また、災害時におけるボランティア、社会福祉施設所属のホームヘルパーを主体とする在宅や指定避難所内の避難行動要支援者の介護体制を整備する。

第6節 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

1. 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

市は、災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、パソコン通信の活用方法について検討する。また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオ等新たなメディアについて、その活用を推進する。

2. 情報伝達システムへの手話通訳等の活用

市は、災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図ると共に、指定避難所等での文字媒体（電光ボード等）の活用等についても検討する。また、関係機関を通じて、あらかじめ手話通訳者の確保を図る。

第7節 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるにあたっては、要配慮者に十分配慮し、次の事項等について検討する。

- ①要配慮者の安否確認方法や必要な支援の内容の把握
- ②生活支援のための人材確保
- ③障がいの状況等に応じた情報提供（防災行政無線個別受信機、地上デジタル放送、インターネット等）
- ④粉ミルクや柔らかい食品等、特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
- ⑤指定避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- ⑥指定避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- ⑦第二次避難を要する要配慮者についての聞き取り調査や福祉避難所等への受入れ要請の実施

第8節 外国人に対する災害対策の配慮

1. 外国語による防災情報の提供

市は、日本語の不自由な外国人に対して、所属する事業所等を通じて平常時から防災訓練等を実施すると共に、外国語による防災の手引き、マップ等を作成・配布して防災意識の向上に努める。また、外国人等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化の防災環境づくりに努める。

2. 外国語による相談窓口を開設する体制づくり

市は、外国人が被災した場合に備え、外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、外国語による相談窓口が開設できるような体制づくりに努める。

第18章 広域避難体制の整備

第1節 広域避難・避難収容体制の整備

1. 避難計画、避難者受入れ計画の策定

(1) 避難計画

市は、災害時の避難訓練計画を立て平常時の訓練を実施し、災害時に住民が安全でかつ速やかに避難できるように、総合的、計画的な避難対策の整備、推進を図る。また、市域を超える避難の実施について検討する。

「自主防災組織の育成」に基づき、住民や他団体への避難計画の策定を促進すると共に、配布した洪水ハザードマップ等を活用し、住民に対し、避難場所等を周知する。

(2) 避難者受入れ計画の策定

市は、市外から避難者を受入れることを想定し、避難者受入れ計画を策定するよう努める。

2. 避難所の指定

(1) 避難所の指定

住民が安全に避難するには、道路が避難路としての役割を果たし、適切な距離で到達できる指定避難所があり、かつそこに至る経路が適切でなければならない。そこで緊急時に対応できるよう、市は、避難所を指定し、住民に対して、周知徹底を図る。

指定避難所は、各地区で予想される水害、土石流、大火輻射熱、各災害の特性を考慮し、次の選定基準によって指定する。

また、指定避難所においては生活に必要な設備や資機材を配備すると共に、専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が、災害時にすぐに避難できる福祉避難（スペース）室として、指定避難所の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する。

■指定避難所の選定基準

- ①避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ②速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- ④車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- ⑤原則として木造家屋の密集地から300m以上離す。
- ⑥要避難人口は、昼間人口も考慮する。
- ⑦地区の割り当ては、学区単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- ⑧各避難所には給水施設を整備し、被災者がその場所で受水できるようにする。
- ⑨有線電話・防災行政無線受信機等を具備する。
- ⑩食料品・寝具の備蓄についてなるべく湿気の少ない保管場所があるものとする。

指定避難所とする施設は、市の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とする。民間施設を避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害時応援協定や覚書を締結する。

(2) 福祉避難所（福祉避難室）の指定等

災害発生時には一般の避難所生活が困難である要配慮者のために、一般の指定避難所に区画された部屋を「福祉避難室」として設ける。市は、福祉避難室では避難生活が困難な要配慮者を想定し、国の「指定避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、特別の配慮がなされた「福祉避難所」を指定する。民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等設置に向けた推進を図る。また、ケアを行う専門的な支援員の設置を行う。

なお、福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設や特別支援学校等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、民間の旅館・ホテル等を指定避難所として借上げる等の検討を行い、柔軟に対応する。

(3) 指定緊急避難場所の指定

市は、今後、民間施設と指定緊急避難場所の協定を取組んでいく方針とし民間施設の指定緊急避難場所の指定に向けた対応を行う。

3. 指定避難所の明示とパニック防止

災害が発生し避難が必要な時には、住民が避難経路と指定避難所を熟知していなければならない。それには、平素から避難経路・指定避難所を明示して住民への周知徹底を図ることが必要である。

また、災害時には恐怖心や誤った情報からパニックが発生することも少なくないので、迅速な避難誘導と正確な情報の伝達、住民への啓発を行い、パニックを防止する。

(1) 避難経路及び指定避難所の周知徹底

市は、地域並びに職域で避難経路及び指定避難所の周知徹底を図るため、配布した洪水ハザードマップ等を活用し、更に防災訓練等により防災意識の高揚を図る。

(2) 避難地標識及び避難地誘導標識

市は、自治会ごとに1箇所以上の避難地標識及び避難地誘導標識の設置を行い、地域住民はもとより通行者にも指定避難所への経路の周知を図る。

(3) 災害時のパニック防止

市は、災害時のパニックを防止するため、災害対策本部からの緊急指示や情報を正しく伝えるべく、情報連絡網の整備と情報収集処理体制を確立する。また、いたずらに恐怖心を与えないよう、日常的に建築物・構造物の耐震化・耐火化による市街地の不燃化を図ると共に、ショーケース、看板等の転倒、落下防止のための指導を行い、災害に強いまちづくりを目指す。

4. 指定避難所の通信体制の整備

(1) 避難収容施設へのパソコン設置

市は、今後、避難収容施設や情報通信拠点、医療救護拠点等に位置づけている施設にパソコンの設置を促進し、避難収容施設運営の強化を図る。

(2) オペレーターの確保及び常設ネットワーク化

市は、端末パソコンのオペレーターについて、防災関係者等の職員研修や地域住民の生涯学習活動等の機会を通じてパソコン操作の習得を促進し、そのなかで適切な人材の確保を図る。また、長期的には小中学校でのカリキュラムあるいは課外活動等、教育システムに組み込み、人材の裾野を広げる。

避難収容施設間は、常設型のネットワーク構築により、平常時からネットワーク運用の経験を重ね、ネットワーク運用の改良・改善に努める等、緊急時に備える。ネットワークは、回線の二重化や無線系の併用等、災害に強いネットワークを目指す。

5. 指定避難所の整備

市は、指定避難所等において、対象地区人口規模に応じて、あらかじめ必要な機能を整理し、次のような施設・設備等の整備を行い、防災機能の拡充に努める。

- ①食料、飲料水、給水用設備、照明設備、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、燃料、毛布、暖房器具等避難生活に必要な物資の備蓄
- ②被災者の安全を確保するために必要な井戸、耐震性貯水槽、自家発電設備、給水車、電源車、仮設トイレその他の施設又は設備の整備
- ③備蓄倉庫の整備
- ④負傷者を一時的に収容保護するための救護設備の整備
- ⑤災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災行政無線、ファクシミリ、文字放送テレビ、パソコン等情報通信機器の整備
- ⑥高齢者や障がい者等を考慮したスロープや車椅子、オストメイト（人工肛門、人工膀胱を持つ人）対応のトイレ等の整備
- ⑦負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源装置等の救護要資機材の整備
- ⑧必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。

6. 指定避難所の運営管理に関する事項

(1) 運営管理体制の構築

各避難所運営管理者は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。指定避難所を地域住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、平常時から自主防災組織や施設管理者等との連携を図り、各自の役割分担を明確化する等努めると共に、必要に応じ県や他の市町に対して協力を求めることを検討する。

また、市及び各避難所運営管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(2) 避難者、被災者の把握

各避難所運営管理者は、避難者に係る情報を把握し、市や県等へ報告する体制を築く。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市や県に提供する仕組みづくりに努める。

また、市は、避難者（とりわけ要配慮者）が円滑に支援を受け続けることができるよう避難者名簿等に記載される標準的な項目について、県より情報提供を受ける。

(3) 男女双方の視点等への配慮

各避難所運営管理者は、指定避難所の運営における女性の参画を推進すると共に、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着等の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

(4) 指定避難所運営マニュアルの作成

市は、指定避難所の開設に備え、次の内容について詳細に定めた指定避難所管理運営マニュアルの作成を推進する。

- ①避難収容中のプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮等秩序保持に関すること
- ②避難者に対する災害情報の伝達
- ③避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ④避難者に対する各種相談業務

(5) 廃棄物の対応

各避難所運営管理者は、避難生活が長期化すること等で発生する廃棄物の処理を考慮した避難所運営に努める。

7. 防災上重要な施設の計画

学校、病院、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ①学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法等
- ②児童生徒を集団で避難させるための避難地の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生、給食等の方法
- ③病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- ④高齢者、障がい者、児童施設等においては、それぞれの地域の特性、支援の必要度等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生、給食等の実施方法

8. 避難路の整備

市は、災害が発生した場合、住民が少しでも迅速に指定された安全な避難場所に避難できるように、避難路の指定・整備を推進する。

(1) 避難路の条件

危険区域及び危険箇所を通過する経路はできるだけ避けて、安全に避難場所へ誘導できる避難路を検討する。

- ①避難路は、緊急車両の通行や延焼の危険のない幅員を確保する。
- ②避難道路は、相互に交差しないこと。
- ③危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- ④浸水等により通行不能になるおそれがないこと。

(2) 避難路の整備

- ①最寄り避難場所への誘導標識、誘導灯の設置
- ②避難路上の障害物の除去

第 19 章 複合災害予防計画

第 1 節 複合災害に対する備えの強化

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、平素から備えを充実すると共に、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

1. 複合災害時の災害応急体制の整備

市は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めると共に、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

2. 複合災害を想定した訓練の実施

市は、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

第 3 部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

第1節 災害応急対策の活動体制

〈各班〉

市内に災害が発生又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力かつ迅速に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。また、災害対策本部等が円滑に活動できるようマニュアル等整備する。

1. 風水害等発生時の初期活動体制

本市における災害対策活動は、風水害や土砂災害の規模や被害の状況に応じて、下図のとおり実施するが、下記の条件に満たない場合においても、被害状況を判断のうえ、関係機関と調整して状況に即した災害対策活動を実施する。

■動員体制及び配備基準一覧

配備基準	配備体制	配備内容
次の気象、洪水等注意報が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 河川の水位が水防団待機水位に到達したとき ・日野川：1.8m ・野洲川：2.5m	警戒1号体制 責任者：都市建設部次長 ・水防指導班（道路河川課）の3班体制	防災担当課による情報連絡活動が円滑に行える体制
次の気象、洪水等警報が発表され、河川の水位が上昇してきたとき ・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ・水防警報 河川の水位が氾濫注意水位に到達したとき ・日野川：3.0m ・野洲川：3.5m 台風が接近し、本県に襲来が予想されるとき 火災警報が発せられ、市長が必要と認めたとき	警戒2号体制 責任者：市民部長（危機管理監） ・水防指導班及び「水防計画編成表」の水防班	警戒体制を強化し、事態の推移により災害対策本部等の設置に備える体制 水防指導班と「水防計画編成表」の水防班長が協議し、情報収集及び水防活動等を行う。
・事態が切迫し、危険性が大きく、警戒体制では処理しかねる認められる場合 ・河川の水位が避難判断水位に到達したとき ・日野川：3.8m ・野洲川：4.3m ・土砂災害警戒情報が発表されたとき	災害警戒本部体制 責任者：副市長 ・災害対策本部体制各班 ・水防班員の半数	警戒体制を強化し、事態の推移により現地活動ができる体制。状況により小規模の災害対策を実施する。 福祉班・広報班等
・火災や水害等の災害が発生したとき ・河川水位が氾濫危険水位に到達したとき ・日野川：5.1m ・野洲川：4.8m ・特別警報が発表されたとき	災害対策本部体制 責任者：市長 ・職員全員	全職員が関係部班に分かれて情報連絡活動及び災害応急対策を実施する体制。本部の全力をあげて適切な災害対策活動にあたる。

2. 緊急時の担当部課の決定

緊急時（災害対策本部体制時）の班名と担当部課は、下記の通りとする。

■緊急時（災害対策本部体制時）の担当部課一覧

緊急時の部名	担当部名	緊急時の班名	担当課名
総務部	総務部 市民部 政策調整部 会計課	総務班	危機管理課 総務課、人事課
		財務情報班	企画調整課、財政課 会計課、市民病院整備課 情報システム課
		救援調査班	税務課 納税推進室
		総務支援班	市民交流センター 野洲市人権センター
政策調整部	政策調整部	広報班	広報秘書課
議会部	議会事務局 監査委員事務局	議会班	議会事務局 監査委員事務局
市民・健康福祉部	市民部 健康福祉部	救援避難対策班	市民課、市民生活相談課 市民サービスセンター
		保健・医療救護対策班	健康推進課 保険年金課
		福祉班	こども課 子育て家庭支援課 家庭児童相談室 障がい者自立支援課 社会福祉課 高齢福祉課 地域生活支援室 地域包括支援センター
		保育班	こども課 各保育園
都市建設部	都市建設部	土木班	道路河川課 国県事業対策室
		住宅班	住宅課
		物資調達班	都市計画課
環境経済部	環境経済部 農業委員会事務局	環境衛生班	環境課 野洲クリーンセンター 野洲クリーンセンター整備室
		農林水産班	農林水産課 農業委員会事務局
		商工班	商工観光課
みず事業所	みず事業所	水道総務班	上下水道課
		給水班	
		下水道班 復旧班	
教育部	教育委員会	学務班	教育総務課
		学校班	学校教育課 各学校 各幼稚園
		炊出班	給食センター
		教育支援班	生涯学習スポーツ課 スポーツ施設管理室 図書館 文化財保護課
消防部	湖南広域消防局 消防団	消防班	東消防署、消防団
		救助班	
		通信指令班	東消防署
学区連絡所	—	学区連絡所班	任命職員
		学区連絡所支援班	協働推進課 人権施策推進課 人権センター 発達支援センター ふれあい教育相談センター 歴史民俗博物館 市民活動支援センター

第2節 動員計画

〈各班〉

1. 動員体制

気象状況等により災害の発生が予想される時は、市職員は直ちに災害情報を収集し、状況を判断して、表 動員体制及び配備基準一覧に基づき関連する職員に対して、早期の参集を呼びかける。

2. 動員伝達

防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、勤務時間内と勤務時間外で次に示すとおり動員の伝達手順を変更し、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。

その他、動員体制に基づく責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも上記の伝達系統によらず参集を呼びかける。

参集する場所は原則として各所属課とするが、指定職員については指定された場所に参集する。

(1) 勤務時間内の動員

庁内放送、各課の内線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

(2) 勤務時間外の動員

宿日直者は、気象情報等（気象注意報警報又は住民からの被害情報等）を覚知した時、危機管理課長、道路河川課長に連絡する。危機管理課長は、上記の情報について確認し、危機管理監に連絡し協議のうえ、危機管理監から配備指令が出された時は、直ちに災害対策本部体制の各班長に伝達する。

道路河川課長は、上記の情報について確認し、都市建設部次長に連絡し協議のうえ、都市建設部次長から配備指令が出された時は、直ちに水防班長に伝達する。

伝達の方法は、緊急職員連絡網に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法による。

参集を命ぜられた職員は速やかに参集し、登庁途中における被害状況を把握のうえ、総務班へ報告する。

(3) 消防団の動員

それぞれの配備体制責任者は、消防団の出動が必要であると判断した場合、消防団長に対して、消防団の出動を指示する。なお、消防団長は、実働部隊たる特質にかんがみ、前記指示によることなく独自の判断に基づき、団員の動員を発令することができる。ただし、発令後直ちに配備体制責任者に報告しなければならない。

第3節 組織計画

〈各班〉

本市における非常時の防災活動組織としては、気象状況や被害の発生状況に応じて、第1節で定めたとおり、風水害等発生時には「警戒1号体制」「警戒2号体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」の4とおりの体制をとる。

また、この他に局所的な防災活動の必要が生じた場合には、「学区連絡所」を設置する。

1. 警戒1号体制の配備

(1) 配備基準

警戒1号体制は、彦根地方気象台が本市にかかる地域において、「大雨」「洪水」「大雪」の気象注意報が1以上発表された場合に、災害警戒本部、災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において、都市建設部次長が配備する。

(2) 組織

警戒1号において体制は、水防指導班（道路河川課）の3班体制とする。
責任者は、水防指導班長（都市建設部次長）とする。

(3) 事務分掌

気象及び地震に関する情報収集、被害状況等の情報連絡活動を遂行する。

(4) 体制の解除

都市建設部次長は、次の場合において警戒1号体制を解除する。

- ①警戒2号以上の体制に移行したとき
- ②気象注意報が解除されるなど、災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったとき

2. 警戒2号体制の配備

(1) 配備基準

警戒2号体制は次のいずれかの場合、災害警戒本部、災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において市民部長（危機管理監）の指示によって配備する。

- ①彦根地方気象台が本市にかかる地域において、「暴風雨」「大雨」「洪水」「暴風雪」「大雪」の気象警報を1以上発表した場合
- ②台風が接近し、本県に襲来が予想されるとき
- ③火災警報が発せられ、市民部長（危機管理監）が必要と認めたとき
- ④河川の水位が氾濫注意水位に到達したとき

(2) 組織

警戒2号において体制は、「水防計画編成表」による水防班長が水防指導班と協議し、情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。責任者は、市民部長（危機管理監）とする。

(3) 事務分掌

警戒2号体制より更に広範な被害状況や気象情報等の情報連絡活動をはじめ、関連部課及び関連各機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備を中心として、災害対策本部体制各班別の各当該担当班の事務分掌に準じる。

(4) 体制の解除

市民部長（危機管理監）は、次の場合において警戒2号体制を解除する。

- ①災害警戒本部体制以上の体制に移行したとき
- ②気象警報が解除されるなど、災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったとき

3. 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

災害警戒本部体制は次のいずれかの場合に、災害対策本部の設置に至らない場合や災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において、副市長の指示によって設置する。警戒2号体制を強化し、災害対策本部の設置準備を始め、事態の推移によっては小規模の災害に対して、現地活動ができる体制とする。

- ①彦根地方気象台より本市に掛かる地域において、「暴風雨」「大雨」「洪水」「暴風雪」「大雪」の気象警報が1以上発表され、かつ災害の発生が予想されるとき
- ②河川の水位が避難判断水位に達したとき
- ③その他副市長が必要と認めるとき

(2) 組織

風水害等発生時、警戒本部体制は、責任者は副市長とし、防災担当職員の他、水防班（水防計画の災害警戒本部体制）によって組織される。なお、組織は災害の状況に応じて、関係各部により弾力的に構成する。

(3) 事務分掌

災害対策本部体制各班別の各当該担当班の事務分掌に準じる。

また、小規模で局所的な災害が発生した場合は、学区連絡所を設置する。

(4) 体制の解除

副市長は、次の場合において災害警戒本部体制を解除する。

- ①災害対策本部体制に移行したとき
- ②気象警報が解除されるなど、災害の危険が解消し、警戒本部体制の必要が認められなくなったとき

(5) 県への報告

副市長は、災害警戒本部設置及び解散について、速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、電話、ファクシミリ、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

4. 学区連絡所の設置

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、災害発生直後から数日間の情報収集・広報・住民相談等の活動を行うため、学区連絡所班が学区連絡所を設置する。

(1) 実施の責任者

実施の責任者は、総括責任者を総務部長とし、各学区連絡所の責任者は、市長があらかじめ任命した者とする。

(2) 開設場所

学区連絡所は、下記の場所におく。ただし、学区連絡所に予定する場所が破損等の被害を受け、連絡所としての機能を受け持つことができないと各連絡所の責任者が判断した場合は、次の順位による学区連絡所を移設する。

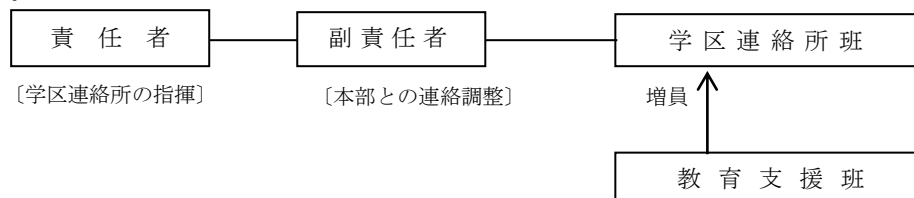
■学区連絡所一覧

No	管轄区域	配備 人員数	第1順位	電話番号	第2順位	電話番号
1	野洲学区	10人	コミュニティセンターやす	077-586-3864	野洲小学校	077-587-0062
2	三上学区	10人	コミュニティセンターみかみ	077-586-5234	三上小学校	077-587-0049
3	祇王学区	10人	コミュニティセンターぎおう	077-586-3200	祇王小学校	077-587-0129
4	篠原学区	10人	コミュニティセンターしのはら	077-587-1444	篠原小学校	077-587-0179
5	北野学区	10人	コミュニティセンターきたの	077-586-2450	北野小学校	077-587-0058
6	中里学区	10人	コミュニティセンターなかさと	077-589-4740	中主小学校	077-589-2012
7	兵主学区	10人	コミュニティセンターひょうず	077-589-4010	中主中学校	077-589-2036

(3) 組織体制

学区連絡所での任務は、市長があらかじめ任命した学区連絡所班員（各連絡所周辺に居住する職員を基本とする。）をもって行う。

各学区の責任者は、平常時から施設管理者と協議のうえ、鍵の保管場所や施設整備について熟知しておく。



なお、災害対策本部設置後は、状況により教育支援班をはじめとして増員を図り、特に被害の大きい学区には、現地災害対策本部を設置する。

(4) 学区災害応急活動の実施

各学区連絡所を拠点に管内を対象とした次の災害応急活動の実施にあたる。

- ①学区連絡所の開設及び標示板の掲示
- ②被害情報（人命、道路、倒壊家屋等）の収集
- ③避難収容施設の開設と住民の避難誘導
- ④救護所の開設と救護活動
- ⑤住民に対する広報活動
- ⑥その他災害対策本部等の指示した事項

5. 災害対策本部の設置

災害対策本部は、本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が本部長となって各行政委員会事務局等の職員を総括し、野洲市防災会議との緊密な連絡のもとに、本市の地域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施するものである。

なお、災害対策本部の運営に関しては、野洲市災害対策本部条例（資料編参考資料－4）に基づく。

実施の責任者は、次に示す基準によって、災害対策本部を設置し、庁内及び関係機関並びに一般住民に対して、通知公表する。

また、この際に「野洲市水防本部」が設置されている場合、これを災害対策本部に吸収する。

(1) 設置基準

設置基準は、次に定める。

- ① 災害救助法の適用を必要とする災害が発生した時
- ② 彦根地方気象台より「暴風雨」「大雨」「洪水」「暴風雪」「大雪」の警報が1つ以上発表され、市長が必要と認めた時
- ③ 大規模な火事、爆発、水難等の災害が発生している時
- ④ 河川の水位が氾濫危険水位に達した時
- ⑤ 土砂災害警戒情報が発表された時

(2) 実施の責任者

総括指揮権限者は、本部長である市長とするが、不在の場合は次の順序による。

■実施の責任者

第1順位	第2順位
副市長	市民部長（危機管理監）

(3) 開設場所

災害対策本部は、野洲市役所庁舎におく。ただし、災害対策本部に予定する場所が破損等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順序により本部を移設する。

■災害対策本部被災時代替施設

優先順位	指 定 場 所	所在地	電話番号
第1順位	野洲市総合防災センター	辻町 488	077-518-0488
第2順位	野洲防災センター	市三宅 313	077-586-8871

(4) 組織体制

災害対策本部の組織は、災害対策本部の組織体制によるものとし、各班の編成と任務分担は、120～124 ページの表による。

災害対策本部では、本部の下に本部事務局を配置し、更に部、班を設置するものとし、各部及び各班ごとの総括担当責任者及び次順位の担当者をあらかじめ指定する。本部は、本部長及び副本部長、本部員で構成し、本部事務局は、本部事務局長を始めとする事務局員によって構成する。

(5) 廃止判断基準

- ①市域内において災害のおそれが解消した時
- ②災害応急対策が概ね完了した時
- ③その他本部長が必要なしと認めた時

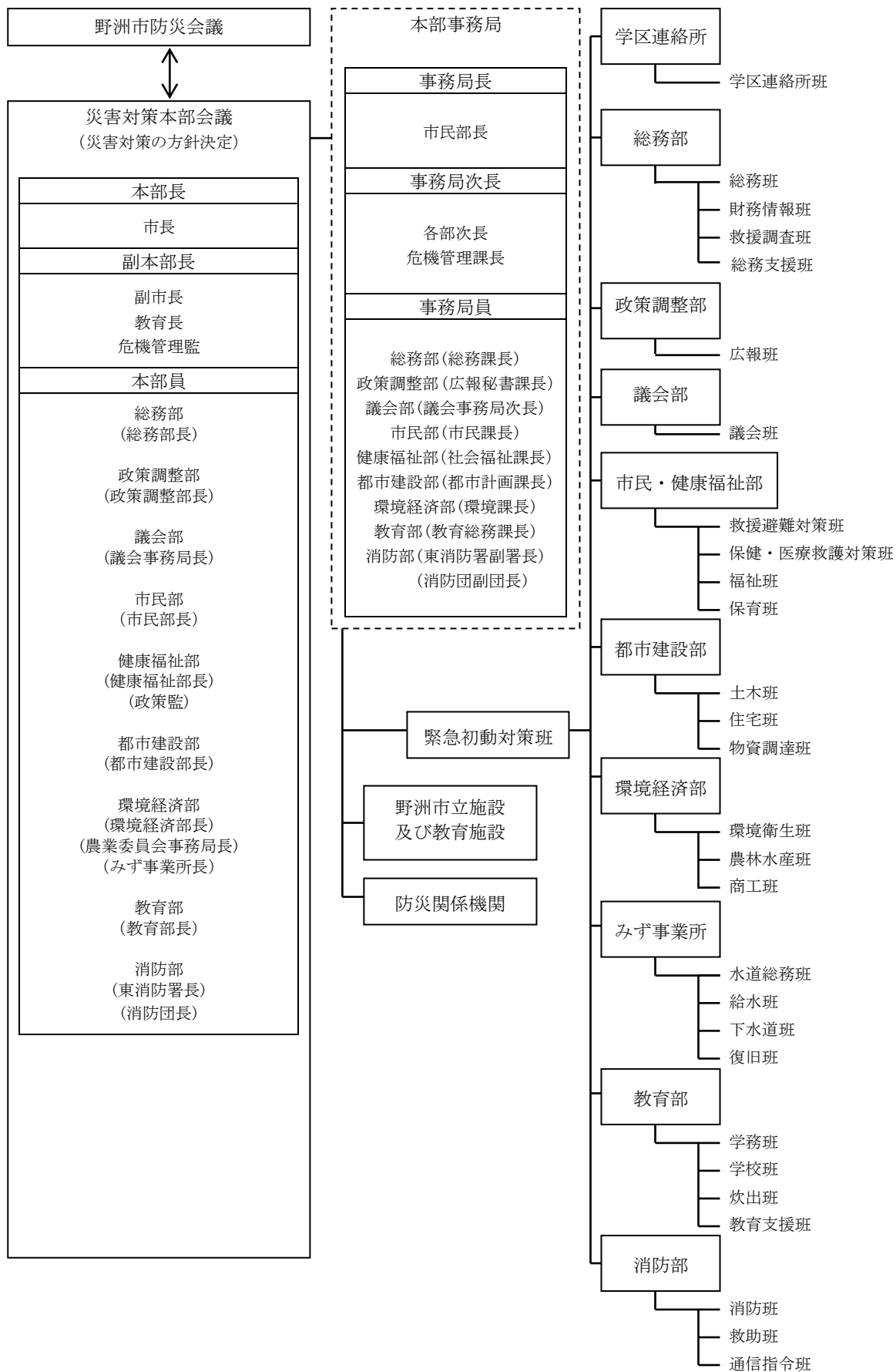
(6) 県への報告

市長は、災害対策本部設置及び解散について、速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、電話、ファクシミリ、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

■災害対策本部の組織体制



第3部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

■災害対策本部の編成及び任務分担

1 災害対策本部体制の要員は、原則として職員全員である。

2 部・班名欄の◎、○印は責任者を表す。

担 当 部 署 名		任 務 分 担		警 戒 2 号 体 制	災 害 警 戒 本 部	災 害 対 策 本 部
部 名	班 名 (担当課名)	主 な 内 容	具 体 的 な 任 務 分 担			
災害対策本部会議 ◎市長		対策本部の運営	1 本部の非常配備体制に関する事。 (以下、「に関する事」略) 2 災害救助法の適用 3 国、他府県及び市町の応援 4 自衛隊に対する災害派遣要請 5 部長及び班長等に対する事務の委任 6 その他重要な災害対策			○
総 務 部 ◎総務部長	総務班 (危機管理課) (総務課) (人事課) ○危機管理課長	非常体制の決定 職員の動員	1 災害対策活動の非常体制及び配備区分の決定 2 職員の招集、出動及び解散 3 職員の出動状況の把握及び記録 (被災状況調査・安否確認) 4 応援職員の派遣命令 5 他市町職員の応援要請 6 その他職員の動員につき必要な事項 7 行政機能チェックに関する事項	○	○	○
		災害対策本部	1 災害対策本部の設置及び閉鎖 2 本部事務局の設置及び運営 3 本部会議の開催 4 本部長の指揮、命令伝達 5 本部の庶務		○	○
		電源、通信手段の確保	1 庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の架設		○	○
		関係機関等への渉外	1 自衛隊等の派遣要請及び受入れ調整			○
		車両の確保	1 公用車の配車 2 災害応急車両の借上げ及び運行計画		○	○
		財産管理	1 市有財産 (普通財産) の緊急使用 2 災害活動従事職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償等			○
		財務情報班 (企画調整課・財政課) (会計課) (市民病院整備課) (情報システム課) ○企画調整課長	連絡体制の確立 情報の収集・整理		○	○
	○税務課長	被災相談	1 ホームステイ、民間住宅の斡旋及び相談 2 外国人の被災相談			○
		災害関連の予算措置	1 災害に関する予算措置 2 国、県の災害関係資金 3 災害資金の出納 4 義援金配分委員会の設置 5 義援金の受付及び保管			○
		被害状況の把握	1 家屋の被害調査 2 被災証明書の発行			○
	○税務課長	被災者の税に関する相談	1 被災者の税に関する相談			○
		総務支援班 (市民交流センター) (野洲市人権センター) ○野洲市人権センター所長	部内の応援、協力		○	○

担 当 部 署 名		任 務 分 担		警 戒 2 号 体 制	災 害 警 戒 本 部	災 害 対 策 本 部
部 名	班 名 (担当課名)	主 な 内 容	具 体 的 な 任 務 分 担			
政策調整部 ◎政策調整部長	広報班 (広報秘書課) ○広報秘書課長	情報の広報	1 収集した情報の整理・伝達 2 市内広報 3 災害対策広報委員会の設置 4 報道機関との連絡調整 5 記者発表 6 被災地における広報活動 7 市民への災害広報活動 8 災害写真の記録 9 記録写真の収集整理	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
議 会 部 ◎議会事務局長	議会班 (議会事務局) (監査委員事務局) ○議会事務局次長	議会との連絡調整	1 市議会との連絡調整 2 災害視察等の対応		○	○ ○
市民・健康福祉部 ◎健康福祉部長	救援避難対策班 (市民課) (市民生活相談課) (市民サービスセンター) ○市民課長	人的被害状況の把握	1 被災者の確認及び戸籍、住民基本台帳、外国人登録者名簿の確認 2 被災者名簿の作成 3 尋ね人の相談			○ ○ ○
		被災者の避難誘導	1 被災者への避難勧告等の伝達 2 被災者の避難状況の記録及び報告 3 市本部との連絡調整		○	○ ○ ○
	保健・医療救護対策班 (健康推進課) (保険年金課) ○健康推進課長	医療救護活動	1 人的被害の調査、把握 2 救護所の開設 3 医療救助活動 4 医療救護本部の編成 5 保健所、医師会等への応援要請 6 被災地区の防疫（防疫班の編成） 7 感染症患者の収容		○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	福祉班 (社会福祉課) (こども課) (子育て家庭支援課) (家庭児童相談室) (障がい者自立支援課) (地域生活支援室) (高齢福祉課) (地域包括支援センター) ○社会福祉課長	指定避難所の設置運営	1 指定避難所の開設設置運営 2 要配慮高齢者及び障がい者の援護と支援 3 ボランティアの受入れ・配置及び関係団体との連絡調整 4 指定避難所開設状況を集約して報告	○	○	○ ○ ○ ○
		福祉関連の被害状況の把握	1 避難支援対象者名簿（高齢者・障がい者）の作成 2 避難支援対象・要介護認定者等の被害調査及び応急対策 3 福祉施設等の被害調査及び応急対策 4 被災者の援護及び相談			○ ○ ○ ○
		関係機関との連絡調整	1 本部との連絡調整 2 各種団体への協力要請及び連絡調整（野洲市社会福祉協議会、野洲市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社）			○ ○
	保育班 (こども課) (各保育園等) ○こども課長	保育所の安全対策	1 保育所園児及び保育施設の被害調査 2 応急食料及び救援物資の確保、供給		○	○ ○

第3部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

担当部署名		任 務 分 担		警 戒 2 号 体 制	災 害 警 戒 本 部	災 害 対 策 本 部
部 名	班 名 (担当課名)	主 な 内 容	具 体 的 な 任 務 分 担			
都市建設部 ◎都市建設部長	土木班 (道路河川課) (国県事業対策室) ○道路河川課長	資機材の確保、ライフライン対策	1 応急処理用資機材の確保 2 電力、電話及びガス施設の応急対策		○	○
		水防対策	1 河川水位の観測及び河川情報の収集 2 河川、橋梁、道路、砂防、地すべり等の被害調査及び応急対策 3 水防資機材の整備及び管理	○	○	○
		道路交通対策	1 道路通行規制 2 避難路及び救援路の確保		○	○
		被害情報の整理	1 現地被害調査及び応急対策 2 被害状況及び災害対策状況の収集整理 3 情報の記録統計		○	○
		関係機関との連絡調整	1 本市職員への応援要請 2 応急作業従事者の応援要請 3 公認業者への応援要請 4 本部との連絡調整	○	○	○
		復旧対策	1 復旧資材の調達 2 復旧の記録			○
		住宅班 (住宅課) ○住宅課長	1 応急仮設住宅及び市営住宅への入居者の選定 2 応急仮設住宅の建設 3 宅地・建物危険度判定			○
	物資調達班 (都市計画課) ○都市計画課長	物資の調達	1 災害対策用物資の調達 2 被服、寝具等救援物資の集出荷場所の確保 3 応急食料及び救急物資の確保供給			○
環境経済部 ◎環境経済部長	環境衛生班 (環境課) (野洲クリーンセンター) (野洲クリーンセンター整備室) ○環境課長	環境衛生対策	1 物資の買い占め 2 被災地の交通安全の確保 3 浴場開放等入浴サービス、仮設風呂の設置 4 浴場の幹旋 5 被災動物の保護 6 環境衛生施設の被害状況調査 7 汚染物質の流出防止			○
		遺体の収容	1 遺体の収容、埋火葬及び記録			○
		公衆衛生対策	1 災害による廃棄物の収集、処理及び清掃 2 瓦礫、廃棄物処分場の確保 3 し尿の収集、処理及び清掃 4 仮設トイレの設置及び管理			○
	農林水産班 (農林水産課) (農業委員会事務局) ○農林水産課長	農林業の応急対策	1 農業土木関係の被害調査及び応急対策 2 農業水産物及び家畜の被害調査 3 家畜の応急救護及び防疫	○	○	○
	商工班 (商工観光課) ○商工観光課長	商工業の応急対策	1 商工業者の被害調査 2 商工業者への指導、協力要請及び連絡調整 3 旅館等宿泊施設の幹旋 4 物資調達の協力		○	○
					○	○
					○	○
					○	○

担 当 部 署 名		任 務 分 担		警 戒 2 号 体 制	災 害 警 戒 本 部	災 害 対 策 本 部
部 名 (責任者名)	班 名 (担当課名)	主 な 内 容	具 体 的 な 任 務 分 担			
みず事業所 ◎みず事業所長	水道総務班 (上下水道課) ○上下水道課長	情報の収集及び連絡調整	1 被害状況及び災害対策状況の収集整理 2 給水対策部の編成 3 水道事業所災害対策会議の開催 4 市災害対策本部との連絡調整及び応援依頼 5 滋賀県企業庁への支援要請 6 市上下水道工事業者への応援依頼 7 災害対策本部の指示により他市町、他府県、日本水道協会への給水支援要請 8 情報の記録統計		○	○
	給水班 (上下水道課) ○上下水道課長	給水対策	1 応急給水 2 応急給水等の広報 3 給水のための器材調達			○
	下水道班 (上下水道課) ○上下水道課長	下水道の応急対策	1 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査 2 下水道施設及び農業集落排水施設の応急復旧対策 3 応急処理用機材の確保		○	○
	復旧班 (上下水道課) ○上下水道課長	復旧対策	1 現地被害調査 2 管路の復旧 3 公認業者への応援要請 4 復旧資材の調達 5 復旧の記録		○	○
教 育 部 ◎教育部長	学務班 (教育総務課) ○教育総務課長	教育関連の災害対策	1 教育施設の被害調査 2 指定避難所（教育施設）の設営の支援 3 教育委員会災害対策会議の開催 4 県教育委員会等関係機関への報告		○	○
	学校班 (学校教育課) (各幼稚園) (各学校) ○学校教育課長	学校教育対策	1 園児、児童及び生徒の被害調査 2 教職員の被害調査 3 被災児童・生徒の就学 4 被災児童・生徒に対する教科書、学用品等の支給 5 非常時における教育機関の運営、指導		○	○
		各学校内の災害対策	1 園児、児童、生徒及び教職員の被害調査 2 園・学校施設の被害調査 3 園児、児童、生徒の安全対策 4 指定避難所（教育施設）の開設及び設営の協力 5 応急教育対策（教材等の供与等）		○	○
	炊出班 (給食センター) ○野洲学校給食センター所長	食料の確保、配給	1 被災者、作業隊員に対する炊出及び救助用食料の確保 2 主食、副食等の調達及び斡旋並びに配分			○
	教育支援班 (生涯学習スポーツ課) (図書館) (文化財保護課) (スポーツ施設管理室) ○生涯学習スポーツ課長	指定避難所の設置・運営の支援	1 指定避難所の設営の支援 2 PTAなど教育関係団体への協力要請 3 文化財等の被害調査 4 その他部内、他班の応援・協力		○	○

第3部 災害応急対策計画

第1章 防災組織整備計画

担 当 部 署 名		任 務 分 担		警 戒 2 号 体 制	災 害 警 戒 本 部	災 害 対 策 本 部
部 名 (責任者名)	班 名 (担当機関名)	主 な 内 容	具 体 的 な 任 務 分 担			
消 防 部 ◎東消防署長	消防班 (東消防署) (消防団) ○東消防署副署長	被災地における救助活動	1 被災地における火災の防御及び人命救助 2 傷病者等の搬送 3 その他被災における応急作業 4. 災害派遣医療チーム (DMAT) との連携 5. 広域医療搬送 (SCU) 支援	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	通信指令班 (東消防署) ○東消防署副署長	情報の収集及び伝達	1 消防職員の出動指令 2 気象予報及び気象警報の伝達 3 無線統制	○ ○	○ ○	○ ○
	救助班 (東消防署) (消防団) ○東消防署副署長	被災地における救助活動	1 管轄区域の警戒、巡視及び報告 2 被災者の救助 3 防災作業全般 4 避難誘導	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
学区連絡所	学区連絡所班 (任命職員)	学区の情報収集・広報・相談等	1 学区連絡所の開設及び表示板の掲示 2 被害情報の収集 3 指定避難所の開設と住民の避難誘導 4 救護所の開設と救護活動 5 住民に対する広報活動 6 その他災害対策本部が指示した事項		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	学区連絡所支援班 (市民活動支援センター) (人権施策推進課) (協働推進課) (発達支援センター) (ふれあい教育相談センター) (歴史民俗博物館) (人権センター) ○市民活動支援センター長	学区連絡所の支援	1 学区連絡所の任務分担に対する支援 協働推進課…野洲学区連絡所 人権施策推進課…篠原学区連絡所 ふれあい教育相談センター…祇王学区連絡所 市民活動支援センター…北野学区連絡所 発達支援センター…三上学区連絡所 人権施策推進課…兵主学区連絡所 歴史民俗博物館…中里学区連絡所		○	○
		自治会との連携	1 自治会への指導、協力要請及び連絡調整		○	○
各部共通事項		その他	1 市本部との連絡調整 2 他部への相互応援			○ ○

6. 野洲市防災会議の招集

防災会議会長（市長）は、必要に応じて、『野洲市防災会議条例』（資料編参考資料－5）に基づき野洲市防災会議を招集する。

また、野洲市防災会議の委員は、必要があると認める時に会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。

第2章 情報計画

第1節 情報連絡計画

〈広報班、総務班、財務情報班、消防局〉

災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づき、応急対策に必要な各種情報を迅速かつ的確に整理、伝達するため、各機関相互の通信連絡システムの整備と情報収集体制の強化を図る。

1. 災害時の通信連絡

災害の予防、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、無線通信のうち、最も迅速かつ確実な手段を用いる。災害時には、使用可能な通信連絡手段が限られてくるため、臨機応変に有効な通信施設を選択し、利用していく。

- ①有線が途絶した場合：携帯電話や防災行政無線、消防無線その他の無線を利用する。
- ②通信施設が不通の場合：通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、人による。）を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告する。

(1) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じて通信を確保する。また、通信施設の所有者、管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて、相互協力を行う。

(2) 通信施設の運用

市は、災害による被害が比較的少ない無線通信や、一般住民等民間からの協力を得やすいインターネット、メール等の有効な運用体制を設定し、災害に強い情報通信ネットワークの構築に努める。

- ①県防災情報システム
県への災害情報等の連絡、報告手段として県防災情報システムを活用する。
- ②県防災行政無線
県及び他市町への連絡手段として、又有線通信が途絶した場合における通信手段とし県防災行政無線を活用する。なお、防災行政無線の運用については、「滋賀県防災行政無線運用要綱」に準じる。

■県防災行政無線施設の現況

機関名	担当課	無線番号	回線の種別	設置箇所
野洲市	危機管理課	210-0 (TEL) 210-1 (FAX)	地上系無線局 260M デジタル無線回線	野洲市役所庁舎

資料：危機管理課

- ③野洲市防災行政無線の活用
住民への警報等の伝達、避難の勧告及び指示について、野洲市防災行政無線を有効に活用する。
野洲市防災行政無線設置状況は、61 ページ参照。
- ④非常無線通信
非常通信無線の利用にあたっては、次の要領により非常通信電報を作成したうえで最寄りの機関に持参して発信を依頼する。（非常通信経路は本編第2部第7章第2節参照）

ア 電報用紙は適宜とし、本文の字数は1通当たり200字以内とする。

イ 電報のあて先は、着信者の住所・役職名・電話番号をもって表示すること。

⑤アマチュア無線

災害の状況により、市内のアマチュア無線局又は運送事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。

⑥インターネット

インターネットを活用することで、市内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集を行う。

⑦一般通信施設

災害発生時、一般通信施設が使用可能な場合は、県及び関係機関と迅速かつ効果的な情報交換を行う。

また、緊急初動対策班と災害対策本部との連絡においては、携帯電話等を活用し、迅速かつ効果的な情報収集を行う。

(3) 関係機関等との協力

①県への報告

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、次の定めにより災害情報並びに被害及び応急対策実施状況（以下「災害情報等」とする。）を県本部（設置前は防災危機管理局）に報告する。

なお、市から県本部（設置前は防災危機管理局）へ各種報告（即報被害、避難情報、対策本部等設置状況、被害確定報告等）は、県防災情報システムでの経路を基本とする。（第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を県防災危機管理局に連絡する。）

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、県地方本部を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）へ報告する。

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げる。

ア 災害対策本部（警戒本部）の設置状況（設置日時、解散日時、配備体制等）

イ 人的、住家等の被害状況

ウ 避難の状況（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、世帯数、人員、避難先等）

エ 主要道路、橋梁、河川等の被害及び不通状況

オ 交通機関の不通状況

カ ライフライン関係の状況（停電、断水、途絶、漏洩等）

キ 災害対策本部の応急対策実施状況

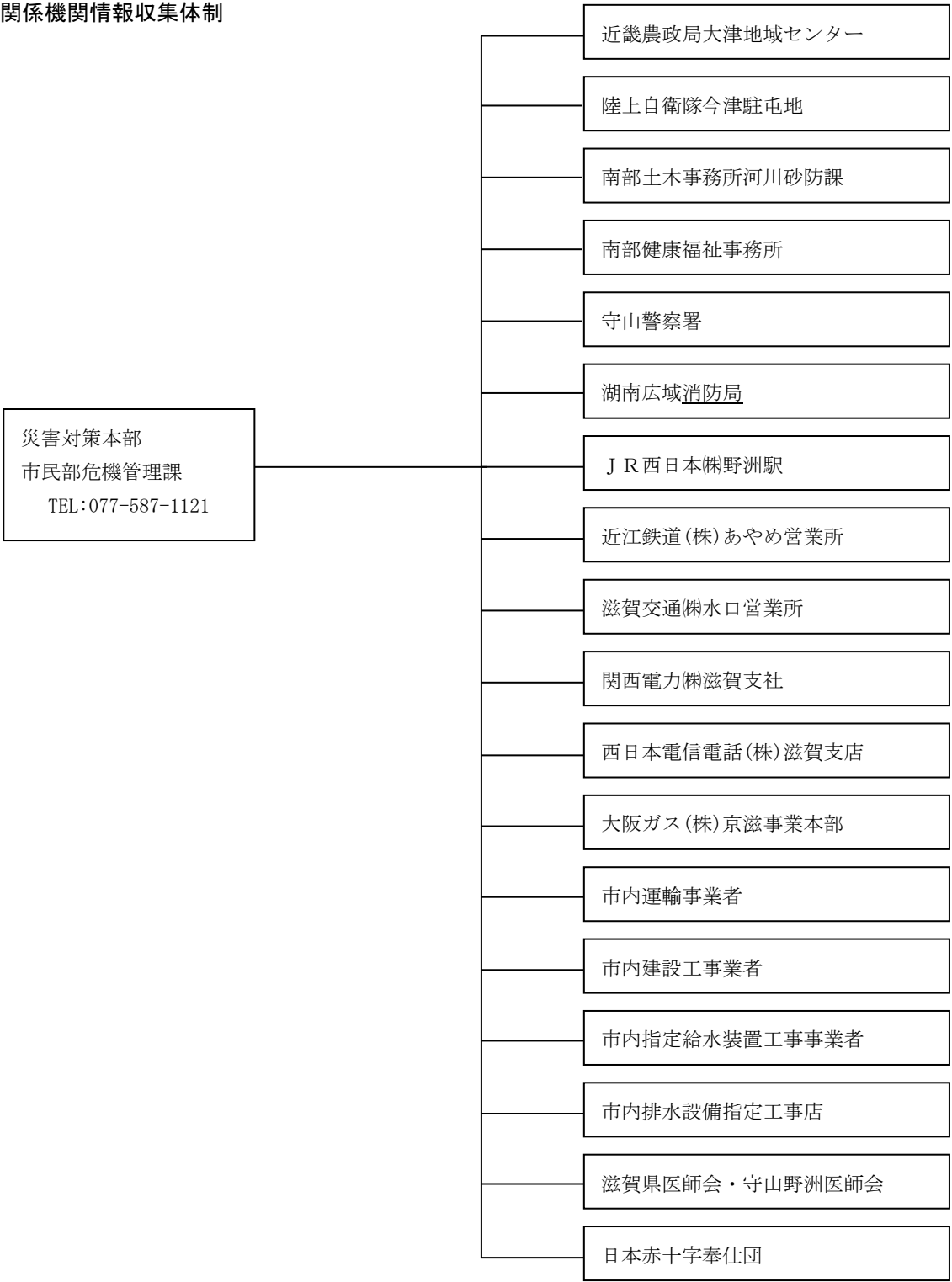
ク 県への要請事項（災害対策本部の応急対策のため）

ケ その他報告の必要があると認められるもの

②その他

市は、公共機関、防災上重要な施設の管理者、隣接水防管理者等と河川や避難に関する情報、災害情報等について情報交換を行う。

■ 関係機関情報収集体制



2. 気象情報の伝達

被害の拡大や二次災害の発生を防止するための気象に関する情報の迅速な、伝達体制、伝達方法等は、次に示すとおりとする。

(1) 気象予報、警報

①特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

②警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

③注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪によって災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

④気象情報

気象情報とは、台風その他異常気象等について、その情報を一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表するものをいう。

ア 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの

イ 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの

ウ 数年に1回程度発生する1度程度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、一層の警戒を呼び掛けるもの

エ 長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予測されるときに発表するもの

■予報地域細分境界

一次細分区域	市町等を まとめた地域	市 町 等
北部	近江西部	大津市北部、高島市
	湖北	長浜市、米原市
	湖東	彦根市、犬上郡（多賀町、甲良町、豊郷町）、愛知郡（愛荘町）
南部	近江南部	大津市南部、草津市、守山市、栗東市、野洲市
	東近江	近江八幡市、東近江市、蒲生郡（竜王町、日野町）
	甲賀	甲賀市、湖南市

⑤竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

⑥火災気象警報

消防法により彦根地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認める時は、その状況を直ちに知事に通報する。市長は、この通報を受けた時、必要により火災警報を発令する。

なお、火災警報を行う基準は次のとおりとする。

ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下の時。

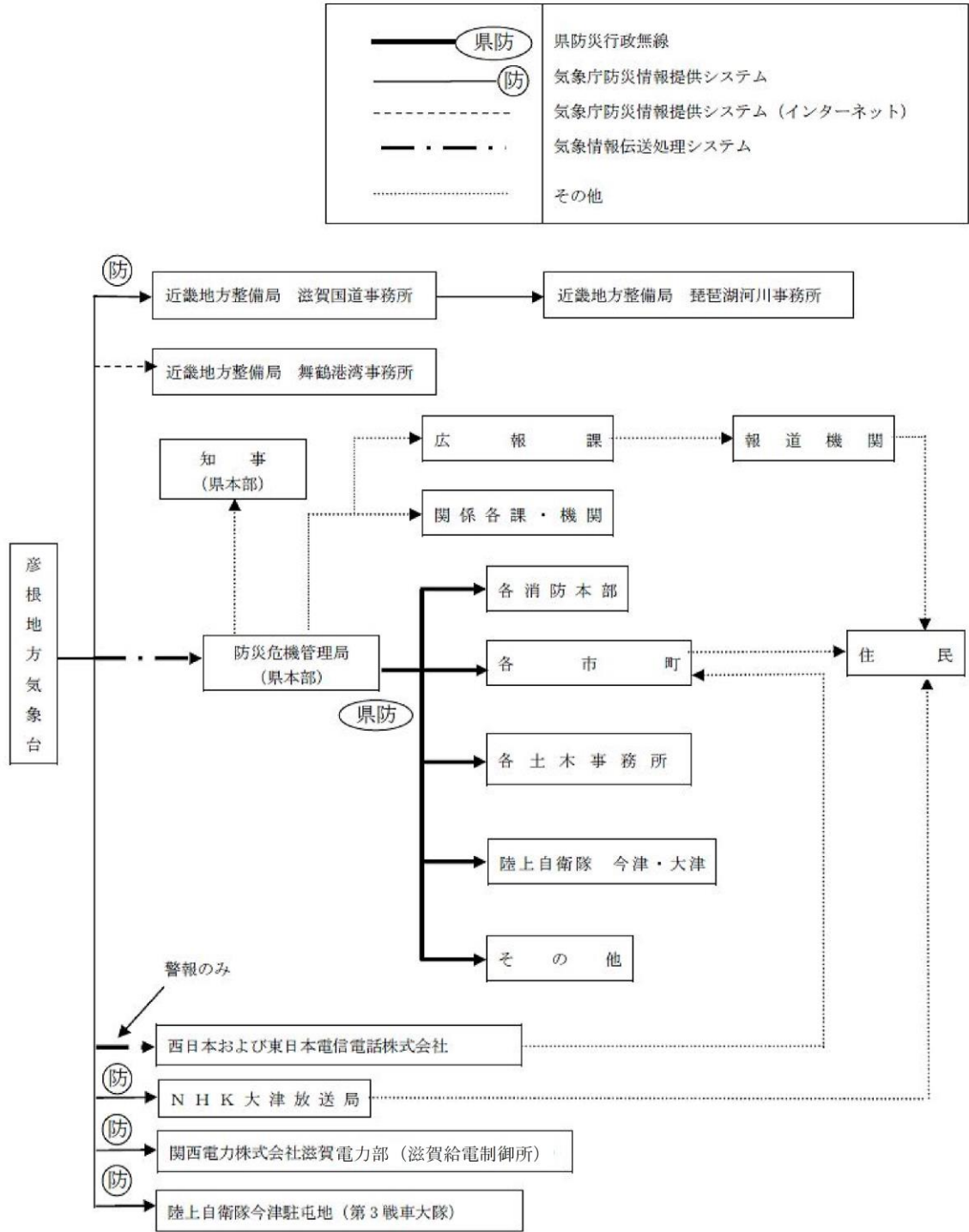
イ 実効湿度が65%以下で、平均風速が7m/s以上の風が1時間以上吹くと予想した時。

ウ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想した時。

エ 滋賀県の一次細分区域（滋賀県南部、滋賀県北部）により発表することがある。

⑦情報伝達経路

気象予警報の伝達系統は、次の図に示すとおりとする。



(注)防災危機管理局から県地方機関、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法

- 勤務時間内の場合
防災行政無線により伝達する。
- 勤務時間外の場合
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。

資料：平成24年度 滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）

(2) 近畿地方整備局及び大阪管区気象台より発表される予報

①野洲川下流洪水予報

琵琶湖河川事務所と彦根地方気象台は、共同して、野洲川下流域が洪水のおそれがある時に、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、野洲川下流洪水予報を発表する。各基準地点の量水標は、72ページ参照。

ア 洪水予報の種類と基準

■洪水予報の種類等と発表基準

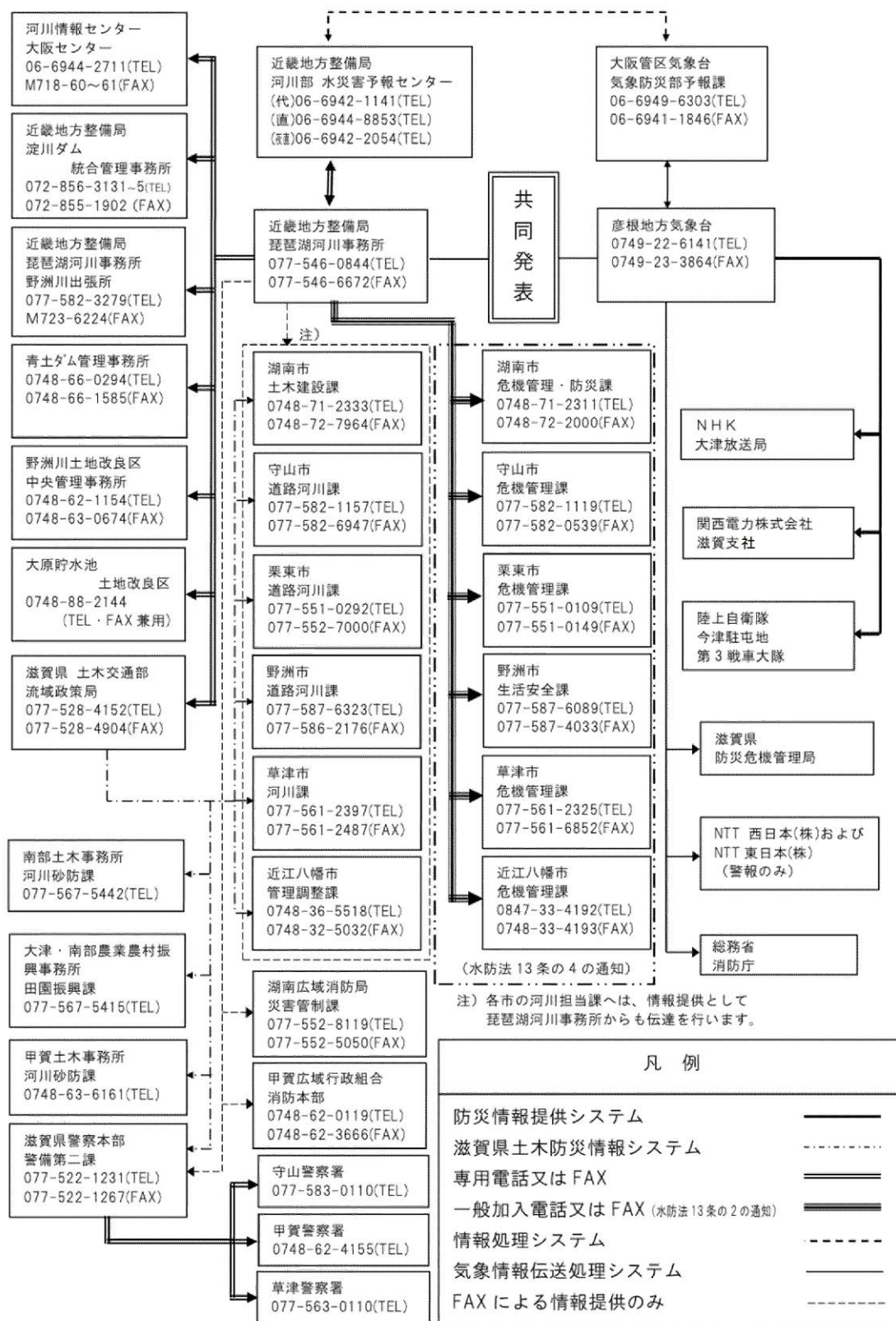
種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は「氾濫発生情報 （氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
	「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に達したとき。 ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

注1：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

イ 洪水予報伝達系統

市は、次の伝達系統でこの通知を受ける。

■洪水予報伝達系統



資料：平成 29 年度 滋賀県水防計画

(3) 知事及び彦根地方気象台が共同して行う洪水予報

① 日野川洪水予報

日野川の日野川橋から下流琵琶湖までの区間に関しては、水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により知事及び彦根地方気象台が共同して日野川洪水予報を行う。

ア 洪水予報の種類と基準

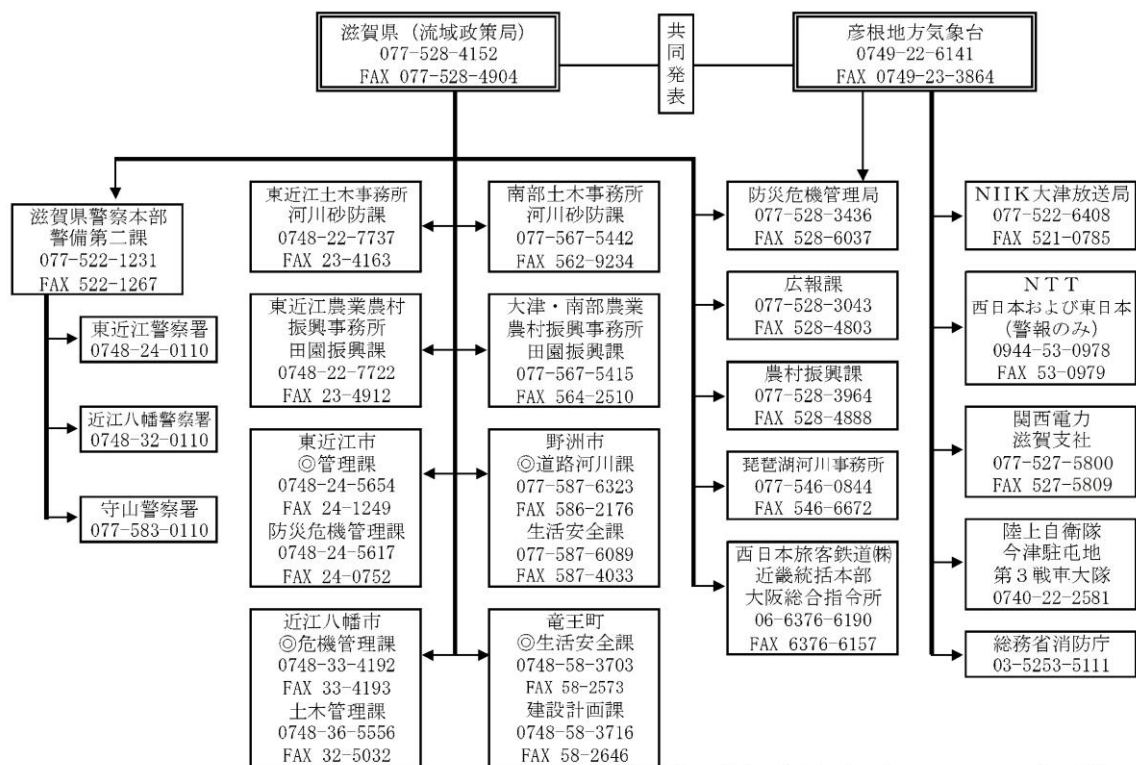
洪水予報の種類は、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）の4種類で、桐原橋及び安吉橋水位観測局を基準地点として発表を行う。

- 氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。
- 氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超える洪水となることが予想されるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。
- 氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときに発表する。
- 氾濫発生情報は、日野川で堤防が決壊するなど氾濫が発生したときに発表する。

イ 洪水予報伝達系統

市は、次の伝達系統でこの通知を受ける。

■ 洪水予報伝達系統



野洲市、近江八幡市、東近江市、竜王町については◎へ通知

資料：平成29年度 滋賀県水防計画

②琵琶湖洪水予報

ア 琵琶湖周辺に関しては、水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により知事及び彦根地方気象台が共同して、琵琶湖洪水予報を行う。

イ 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類は、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報の4種類で、琵琶湖の5点平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）を対象を基準として発表を行う。

a. 氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。

b. 氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超える洪水となることが予想されるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。

c. 氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときに発表する。

d. 氾濫発生情報は、琵琶湖で氾濫が発生したときに発表する。

ウ 前項の予報を行ったときは、直ちに管下水防管理者にその事項を通知する。

エ 気象予警報未発表時に琵琶湖洪水予報を発表することが想定され、琵琶湖水位がBSL＋50cm以上で今後上昇するおそれがある場合には、水防本部及び各関係支部は下記の「洪水予報の通知」ができる体制を整える。

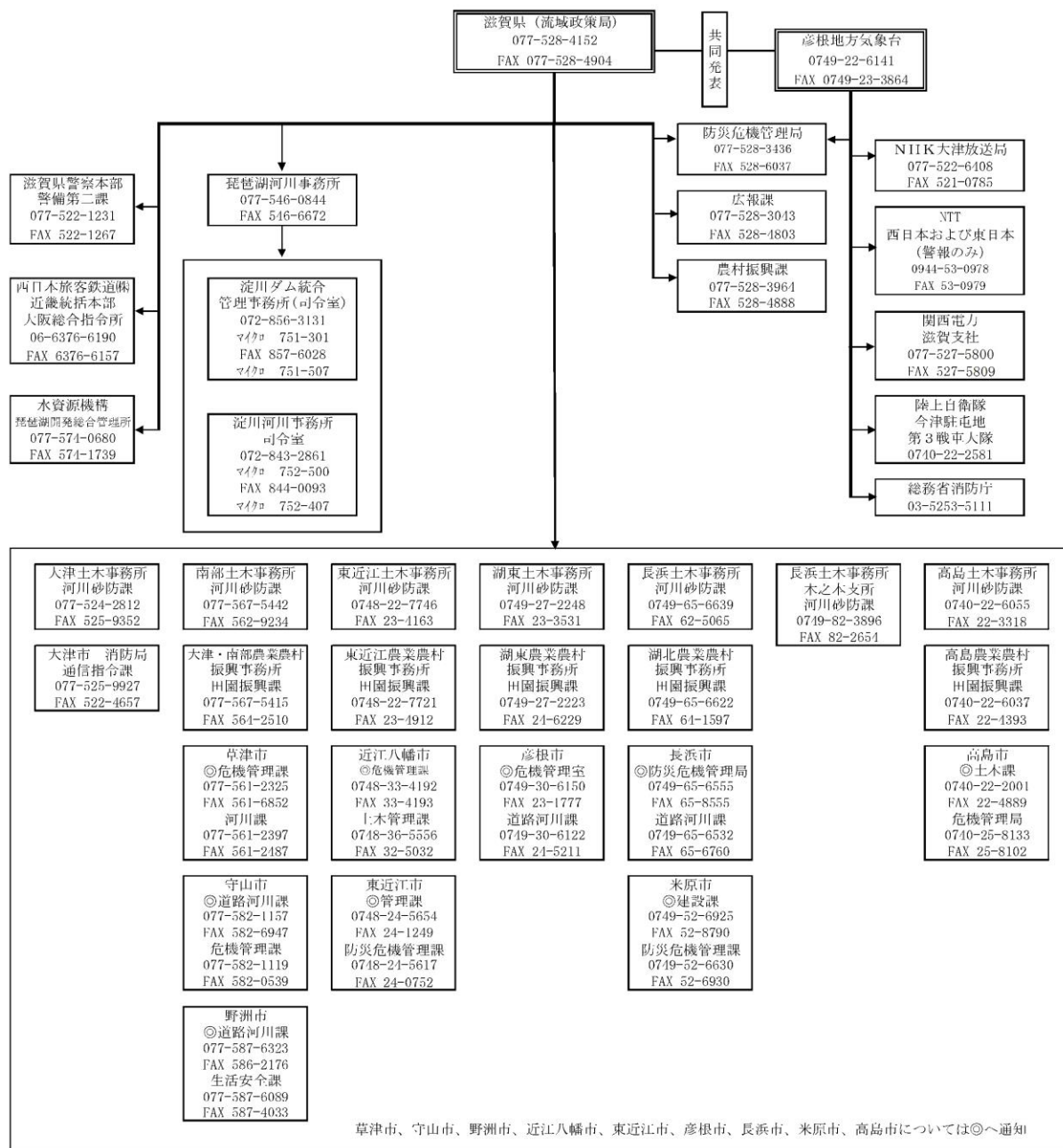
なお、水防本部はこの状況になった段階で、防災危機管理局及び農村振興課へ連絡する。

オ 洪水予報の通知は次のとおりとする。

第3部 災害応急対策計画

第2章 情報計画

■洪水予報伝達系統

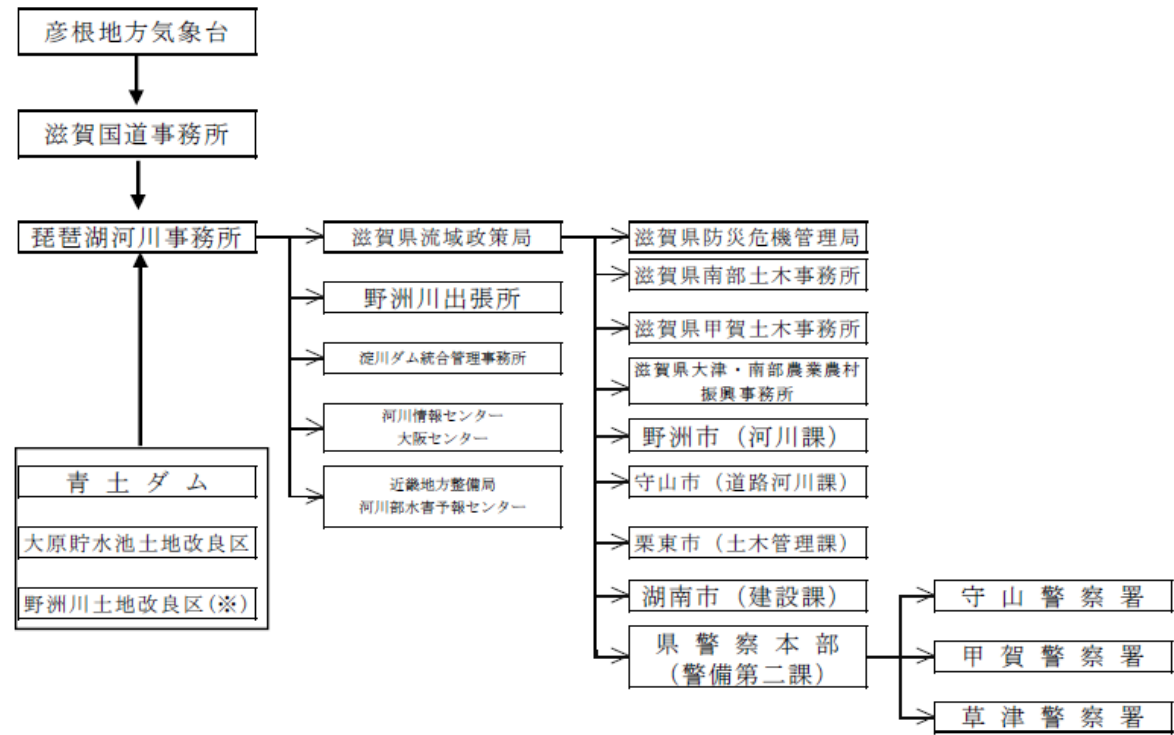


資料：平成29年度 滋賀県水防計画

(4) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣は、野洲川について洪水により相当の被害を生ずるおそれのあると認める時は、水防警報を行う。市は、次の伝達系統で通知を受ける。

■野洲川情報通報系統図

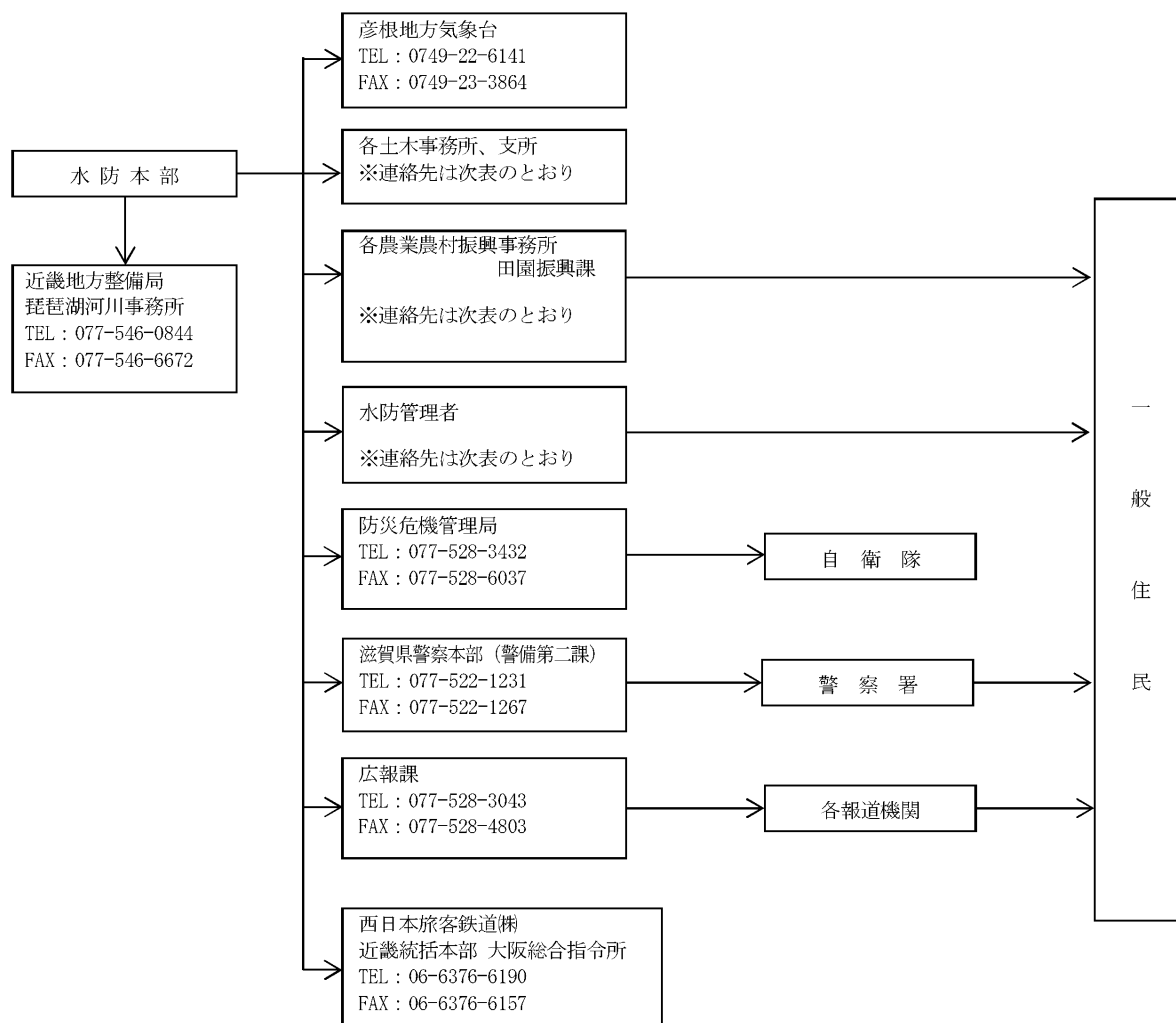


資料：平成29年度 滋賀県水防計画

(5) 知事が行う水防警報

水防法第16条の規定に基づき知事は、日野川について洪水により相当の被害を生ずるおそれのあると認める時は、水防警報を行う。市は、次の伝達系統で通知を受ける。

■ 日野川情報連絡系統図



資料：平成29年度 滋賀県水防計画

連絡先

南部土木事務所 (TEL : 077-567-5442 FAX : 077-52-9234)

東近江土木事務所 (TEL : 0748-22-7737 FAX : 0748-23-4163)

大津・南部農業農村振興事務所田園振興課 (TEL : 077-567-5415 FAX : 077-564-2510)

東近江農業農村振興事務所田園振興課 (TEL : 0748-22-7721 FAX : 0748-23-4912)

野洲市道路河川課 (TEL : 077-587-6323 FAX : 077-586-2176)

(6) 土砂災害に関する避難情報伝達**①土砂災害警戒情報等**

彦根地方気象台と県は、大雨等により土砂災害発生の危険性が高まった際に、市町単位（ただし、大津市は大津市北部、大津市南部に分割）ごとに土砂災害警戒情報を共同発表する。

県は、滋賀県土木防災情報システム等により、土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知すると共に、避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断のための危険度メッシュ情報等を提供して、一般に周知させるため必要な措置を講じる。また、彦根地方気象台は、気象業務法に基づき報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。

本市は、各地域防災計画に定めるところにより、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及びその周辺の住民等に対し避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を発令し確実な伝達に努める。

②土砂災害緊急情報の発信**ア 県が行う緊急調査**

知事は、土砂災害防止法に基づき、地すべりを原因とする重大な土砂災害の発生が予想されるときは、緊急調査を行い、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を、関係市町の長に通知すると共に一般に周知する。

イ 国が行う緊急調査

国土交通大臣（近畿地方整備局）は、土砂災害防止法に基づき、河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水等を原因とする重大な土砂災害の発生が予想されるときは、特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして、緊急調査を行い、「土砂災害緊急情報」を、知事及び関係市町の長に通知すると共に一般に周知する。

3. 被害情報の収集・伝達**(1) 情報の種類**

早期の応急対策の実施と、自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断のために収集、伝達する情報の種類は次のとおりとし、様式第2～9号に即して整理する。なお災害発生時の第一報は、職員の登庁途上における状況把握の結果により整理する。

また、人的及び物的被害の判定は、被害程度の認定基準による。

①気象情報**②被害情報**

- ア 人的被害（死亡、行方不明、重・軽傷）
- イ 住家被害（全壊、半壊、一部損壊）
- ウ 非住家被害（店舗、工場等）
- エ 公共建築物被害（病院、指定避難所、救護所等）
- オ 土木構造物被害（河川、急傾斜地等）
- カ ライフライン被害（通信、交通、ガス、電気、上水道、下水道）

③人命救助に係わる情報

- ア 生き埋め情報
- イ 傷病者発生情報
- ウ 崖崩れ情報
- エ 火災情報
- オ 道路情報
- カ 医療機関情報

④火災・延焼に係わる情報

⑤各部・各班の初動対応に係わる情報

(2) 情報の報告

各主管課で収集した情報をとりまとめ、次の区分により本部の総務班に報告する。ただし、指定行政機関、指定公共関係機関の維持管理する施設等については除外する。また、守山警察署長は、災害発生後の被害状況について市長へ速やかに伝達すると共に、早急に対応すべき措置等につき必要な助言をする。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

①被害即報

被害発生を覚知の際は、市本部から県本部へ県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

(第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を県防災危機管理局に連絡する。)

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、他の手段で県地方本部を通じ県本部へ報告する。(報告様式第5～9)

また、通信途絶等により県地方本部及び県本部へ速報できない場合は直接、国(総務省消防庁)へ報告し、通信復旧後県に報告する。

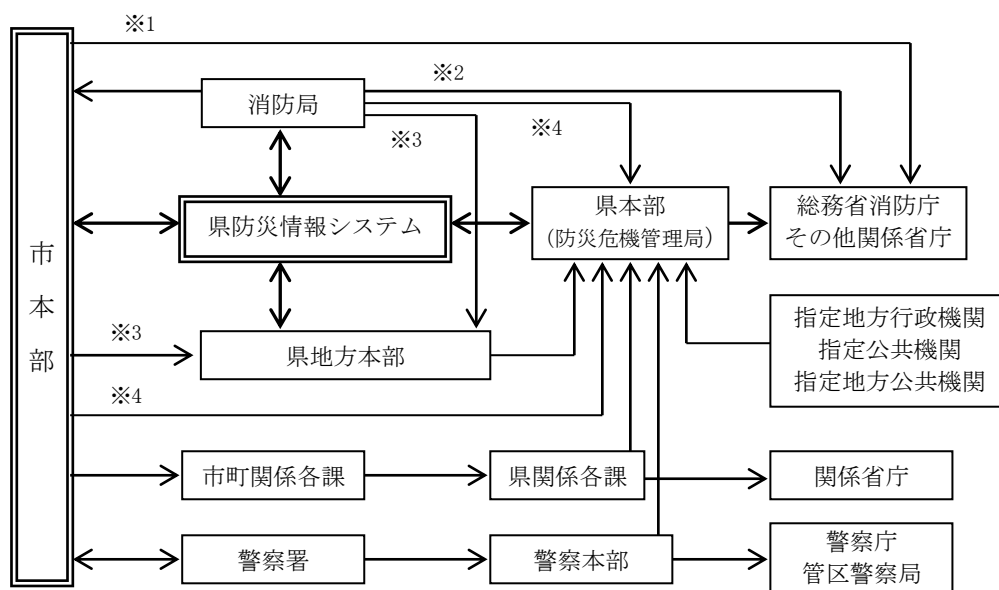
なお、消防庁の「火災・災害等即報要領」に従い、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後30分以内に報告する。

②被害確定報告

被害確定報告は、原則県防災情報システムで災害応急対策が終了した日から10日以内に行う。

③その他の報告

災害の報告は、上記による他法令等の定めに従って所要の報告を行う。

■災害情報等の報告系統

※1：県への報告が不可能な場合

- ※2：県への報告が不可能な場合及び直接即報基準に該当する被害報告
- ※3：県防災情報システムが使用不可能な場合及び県からの指示があった場合
- ※4：防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報
防災情報システムが使用不可能な場合及び県からの指示があった場合

(3) 伝達手段

県への各種報告（被害即報、中間報告及び最終確定報告）は、県防災情報システムで行うことを基本とする。

また、国への報告（直接即報基準に該当する報告）は、ファクシミリで行うことを基本とする。

なお、いずれにおいても、正確かつ迅速な報告に努める。

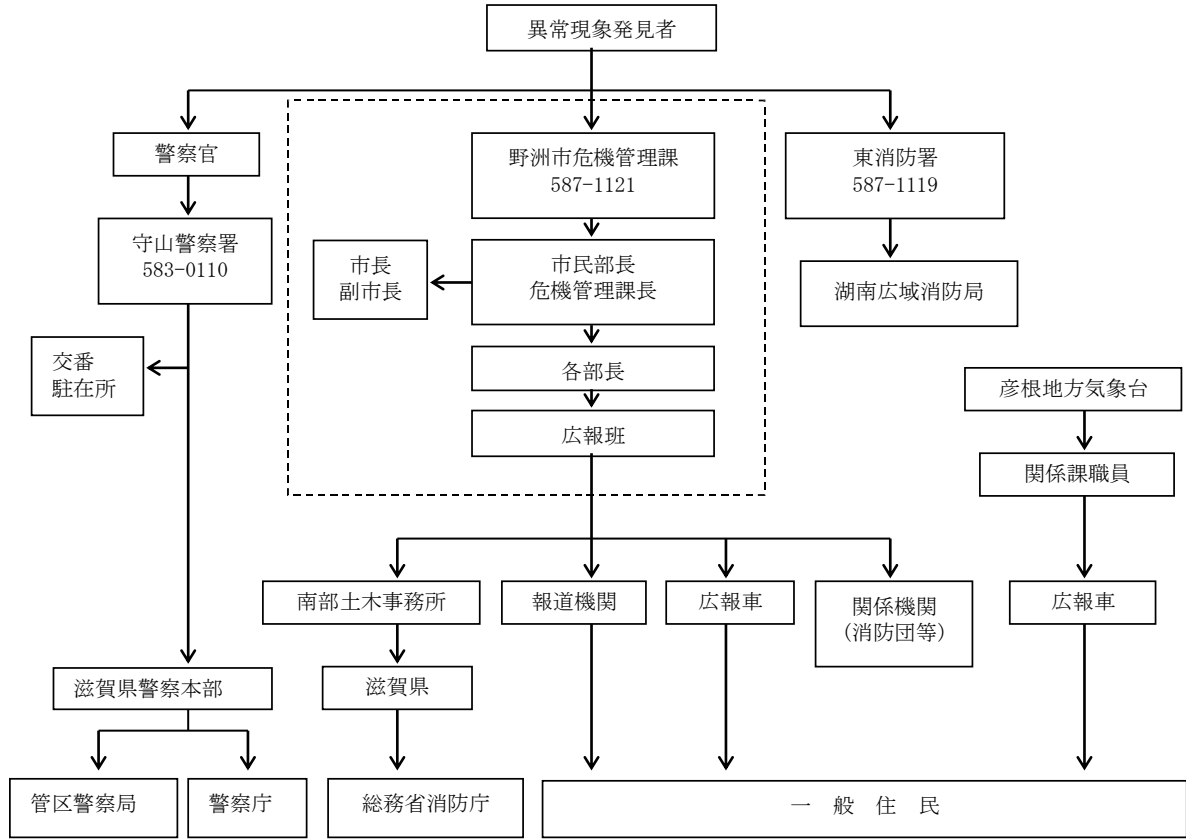
(4) 連絡系統及び処理

大規模な火災、崩壊、漏洩等の災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」とする。）を発見した者は、直ちに市、消防署又は警察署に通報しなければならない。

住民等から異常現象の通報を受けた関係職員は、様式第11号により処理し、関係課に通知すると共に、災害対策本部の総務班（災害対策本部設置前においては市民部危機管理課）に報告する。通知を受けた関係課等は、直ちに必要な措置等を行い、その結果を本部に報告する。また、広報班は災害の規模、内容に応じて、住民への災害情報の周知を実施する。

なお、県や国への報告の際に南部土木事務所又は県本部への通信連絡が不可能な場合は、必ずしも正規の伝達系統にこだわらない。

■異常現象の伝達系統



(5) 被害情報収集・報告体制

各部門における施設等の被害状況、応急措置状況等の情報収集・調査体系は次のとおりとする。
 なお、収集、調査の各段階においては、守山警察署、南部土木事務所等関係機関との十分な調整を図る。

最終的には、様式第12～16号に準じた表に被害状況の概要をまとめる。

■被害状況の報告体制

報 告 事 項			担当班	担当課	災害情報責任者
人 的 被 害	死者、行方不明者 重傷者、 軽傷者等 の把握	一般住民	救援避難対策班	市民課 市民生活相談室 市民サービスセンター	市民課長
			保健・医療救護対策班	健康推進課 保険年金課	健康推進課長
		幼稚園児・児童・生徒 教職員	学務班	教育総務課 学校教育課	教育総務課長
			学校班	学校教育課 各幼稚園、各学校	学校教育課長
		保育園児他福祉施設 入所・通所者・施設職員	保育班	各保育園	こども課長
			福祉班	社会福祉課 障がい者自立支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 こども課 子育て家庭支援課 家庭児童相談室 子育て支援センター 地域包括支援センター	社会福祉課長
住 家 被 害	一般建物の全壊、半壊、一部損壊 、床上・床下浸水等の状況	救援調査班	税務課 納税推進課	税務課長	
非 住 家 被 害	農林業施設、農林産物及び家畜の 被害状況	農林水産班	農林水産課 農業委員会事務局	農林水産課長	
	商工業施設の被害状況	商工班	商工観光課	商工観光課長	
	危険物施設の被害状況	消防班	東消防署	東消防署副署長	
公 共 建 築 物 被 害	医療施設の被害状況	保健・医療救護対策班	健康推進課 保険年金課	健康推進課長	
	教育施設の被害状況	学務班	教育総務課 学校教育課	教育総務課長	
	社会教育施設の被害状況	教育支援班	生涯学習スポーツ課	生涯学習スポーツ 課長	
	文化財等の被害状況		スポーツ施設管理室 図書館 文化財保護課		

報 告 事 項		担当班	担当課	災害情報責任者
公 共 建 築 物 被 害	社会福祉施設の被害状況	福祉班	社会福祉課 障がい者自立支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 こども課 子育て家庭支援課 家庭児童相談室 子育て支援センター 地域包括支援センター	社会福祉課長
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害状況	環境衛生班	環境課 野洲クリーンセンター 野洲クリーンセンター整備室 蓮池の里第二処分場	環境課長
	その他公共施設の被害状況		各施設：各施設長	
土 木 構 造 物 被 害	土木構造物の被害状況 (河川、橋梁、道路等)	土木班	道路河川課 国県事業対策室	道路河川課長
	下水道施設の被害状況	下水道班	上下水道課	上下水道課長
	上水道施設の被害状況	水道総務班	上下水道課	上下水道課長
ラ イ フ ラ イ ン 被 害	鉄道・バス等の被害状況	財務情報班	財政課 企画調整課 市民病院整備課 会計課 情報システム課	財政課長
	電気・電話・ガス等の途絶等の状況	土木班	道路河川課 国県事業対策室	道路河川課長
他 の 報 告	火災発生状況	通信指令班	東消防署・消防団	東消防署副署長
	指定避難所の開設状況	福祉班	社会福祉課 障がい者自立支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 こども課 子育て家庭支援課 家庭児童相談室 子育て支援センター 地域包括支援センター	社会福祉課長
	救護所の開設状況	保健・医療救護対策班	健康推進課 保険年金課	健康推進課長
	都市公園等の公園及び野洲駅	物資調達班	都市計画課	都市計画課長

4. 広報広聴計画

災害時に住民、報道機関等に対して、被害状況等の正確な情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と住民生活の安全、社会秩序の維持を図るために災害広報を行う。

また、住民のニーズを聴取して必要なサービスを把握すると共に、生活上の問題を解決していくため、効果的な広聴活動を実施する。

(1) 実施機関

災害時における広報は、広報班及び消防団が行う。ただし、災害の状況によっては各所管においても実施する。

(2) 留意事項

- ① 広報担当者は住民に対して、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめて時系列的かつ迅速に広報する。
- ② 広報内容は、統一化された情報に整理し、広報手段は、確実に情報が伝達される方法を確保する。
- ③ 災害発生前の広報については、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、広報する。
- ④ 被害発生後の広報については、被害の推移、避難準備・高齢者等避難開始及び避難指示（緊急）、応急措置状況が確実に周知できるよう広報する。

(3) 広報内容

次に定める内容について、被害の状況と応急対策の実施状況を見極め、本部会議の判断のもとに実施していく。

- ① 災害の概況と被害状況
 - ア 気象情報及び地象情報
 - イ 発生地域、人的・物的被害状況
- ② 避難に関する事項
 - ア 避難勧告及び指示
 - イ 指定避難所の設置及び収容
- ③ 応急対策実施状況
 - ア 救護所の開設、保健衛生等に関すること
 - イ 交通機関、運輸、通信等に関すること
 - ウ ライフライン等の復旧に関すること
- ④ 安否情報
- ⑤ その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む。）
 - ア 家族で実施すべき防災対策
 - イ 自主防災組織に対する防災活動の要請
 - ウ 応急仮設住宅への入居募集に関すること
 - エ 生活必需品の支給等に関すること
 - オ 被災者援護制度に関すること
 - カ 被災相談所の開設に関すること
 - キ 義援金や復旧支援制度等の情報

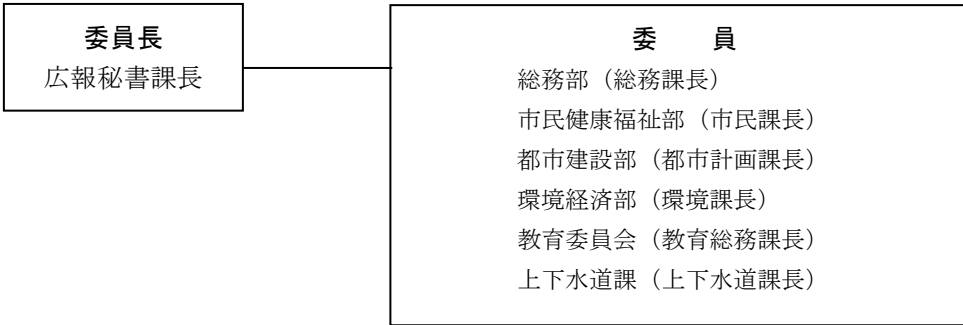
ク その他必要な情報

(4) 災害広報編集・配布計画

① 広報編集体制

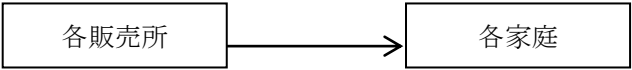
- 災害広報にあたっては、災害対策広報委員会を設置し、これが編集を行う。
- ア 広報秘書課長が統括する。
 - イ 委員は、各部の情報を的確に把握し、原稿にまとめる。
 - ウ 広報秘書課は、各部から原稿を整理し、編集・印刷する。
 - エ 印刷した広報紙を速やかに配布する。

■ 災害対策広報委員会の組織

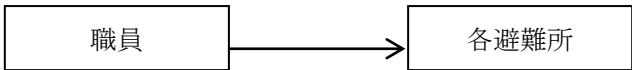


② 広報配布体制

- ア 新聞折り込みが可能な場合
各販売所の折り込み部数ごとに梱包し、持ち込む。



- イ 新聞折り込みが不可能な場合
各避難所に必要部数を梱包し、職員が各避難所に配布する。



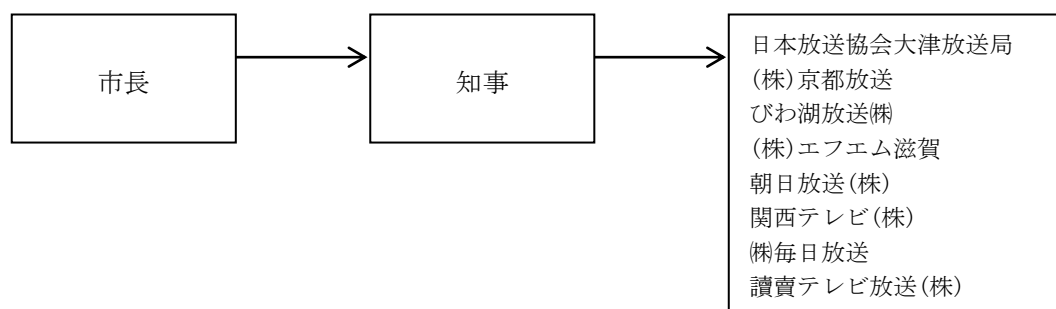
(5) 広報手段

広報にあたっては次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。また、インターネット事業者や携帯電話事業者等多様な手段を複合的に活用した情報提供についても検討する。

① 交通通信施設が利用できる場合

- ア 公用車の利用
- イ 広報紙、チラシ等の配布（新聞折込、広報掲示板、指定避難所、公共施設等への掲載）
- ウ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請

■放送機関に対する放送要請（様式第7号）



②交通通信施設が途絶した場合

- ア 防災行政無線による各学区連絡所への通報
- イ オートバイ、自転車、徒歩等による周知
- ウ 自主防災組織、自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- エ サイレン
- オ ホームページ、SNS等への掲載
- カ 広報番組（テレビ・ラジオ）による広報
- キ メール配信システム等による広報（携帯通信事業者の緊急速報メール、しらせる滋賀情報サービス「しらしが」、市メール配信サービス等）
- ク Lアラートによる広報

③その他災害対策本部等への問い合わせに対する応対

(6) 報道機関に対する発表

報道機関に対して、被害状況、応急対策状況等について定期的に、また、必要に応じて、随時発表する。

■新聞報道関係連絡体制

新 聞 社		所 在 地	電 話 番 号
朝日新聞社	大津総局	大津市京町 3-5-12	Tel 077-524-6601 Fax 077-523-1156
毎日新聞社	大津支局	大津市打出浜 3-16	Tel 077-524-6655 Fax 077-526-1504
読売新聞社	大津支局	大津市打出浜 13-1	Tel 077-522-6691 Fax 077-522-6693
産経新聞社	大津支局	大津市中央 1-3-2	Tel 077-522-6628 Fax 077-528-2311
京都新聞社	湖南総局	草津市大路 2-9-1	Tel 077-563-6111 Fax 077-563-6108
中日新聞社	草津通信部	草津市中井 1-19-11	Tel 077-562-0620 Fax 077-565-9359

■テレビ・ラジオ報道関係連絡体制

放 送 局	所 在 地	電 話 番 号
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3-30	Tel 077-522-6408 Fax 077-521-0785
びわ湖放送(株)	大津市鶴の里 16-1	Tel 077-524-0155 Fax 077-524-0412
(株)京都放送	京都市上京区烏丸上長者町	Tel 075-431-1115 Fax 075-432-5720
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄 19-10 リンクスビル 6F	Tel 077-527-0814 Fax 077-527-0836
朝日放送(株)	大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号	Tel 06-6458-5321
関西テレビ(株)	大阪市北区扇町二丁目 1 番 7 号	Tel 06-6314-8888
(株)毎日放送	大阪市北区茶屋町 17 番 1 号	Tel 06-6359-1123
讀賣テレビ放送(株)	大阪市中央区城見二丁目 2 番 33 号	Tel 06-6947-2111

(7) 要配慮者に対する広報

要配慮者への広報は、伝達方法や手段に特に配慮するものとし、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービス、インターネット等のメディアを活用する他、ボランティア等の協力を得て、手話、点字、外国語等による広報を行う。

なお、避難収容施設等においては専用掲示板の設置、語学ボランティアによる外国語での情報提供、相談窓口の開設等を行うことで対応する。

(8) 安否情報の提供

市長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(9) 災害時における記録写真

報告、記録等に供する写真は広報班が担当し、各部各班の被害調査員が撮影した写真を収集すると共に、民間人が撮影したものについても極力活用する。

(10) 庁内広報

災害時の混乱を防ぎ、迅速な応急対策を講じるためには、正確かつ最新の情報伝達の確保と情報内容の統一化が不可欠である。よって、広報班は、災害対策本部の指示に従い、適宜、庁内広報ビラの発行及び庁内放送を実施する。

(11) 住民からの広聴

災害が終息した時は、指定避難所等の相談窓口により、住民の相談、要望に応える。この他電話やインターネットによる生活相談にも対応し、関係各班の応急対策活動あるいは復旧活動を推進するなかで住民意向の反映に努める。

第3章 防御計画

第1節 消防計画

〈総務班、消防局、消防班〉

大規模災害の発生に伴う出火、延焼等の火災の防御やガスの漏洩、斜面地の崩壊等の二次的災害に対して、現行の消防計画に基づき災害の鎮圧、被害の拡大防止を行う。

特に、最も被害を増幅させる火災に対しては、自主防災組織等を中心とした地域住民の手により、出火や延焼の未然防止のため初期消火に努める。

野洲市の区域内で気象台が発表した予報、警報情報により風水害災害発生又は発生が危惧される時、湖南広域消防局及び管轄する東消防署が行う警防活動については、次のように計画する。

1. 警防体制

管内の地域に気象警報（暴風警報、大雨警報、洪水警報）の1以上が発表された時、野洲市域に震度5弱以上の地震が発生した時、消防局長の発令により、消防局に警備本部を、東消防署に東方面前進指揮所が設置される。（風水害警備2号体制）

局地的に災害発生が予測された時には、3号体制に、更に広域災害が予測される時は4号体制が発令され、警備体制に移る。

- ・暴風警報
- ・大雨警報
- ・洪水警報

- ①前進指揮所では、市と連絡調整する。
- ②巡視班を編制し、危険箇所のパトロール及び広報に努める。
- ③情報収集に努める。

2. 前進指揮所の設置

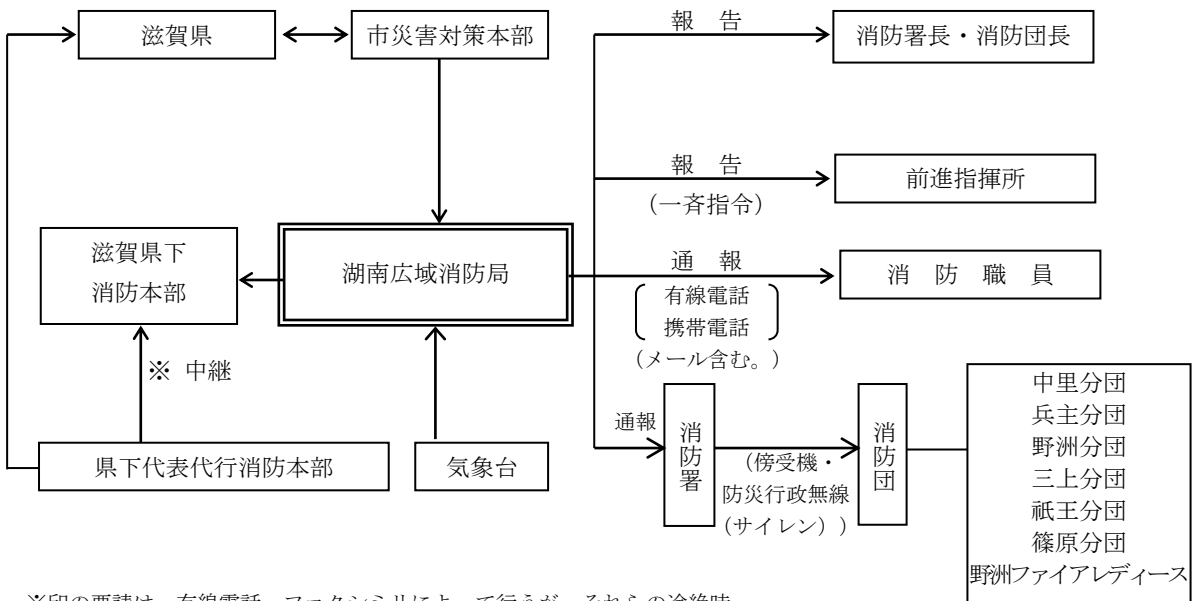
消防署長は、非常警備発令と同時に前進指揮所を設置する。

前進指揮所の責任者は、所属職員等を効果的に配置し、巡視、警戒、防御、広報及び避難誘導等の活動に次のとおり従事させる。

- ①巡視警戒の職員は、河川氾濫等のおそれがある時は、前進指揮所に連絡すると共に、必要な措置を講じる。
- ②防御活動は、人命救助を最優先とする他、河川、道路、公共施設及び公共に重大な影響を及ぼす対象物を優先する。
- ③避難勧告、避難指示（緊急）が発せられた時は、災害対応状況の把握のうえ、災害対策本部と協議及び調整を行い、サイレン、車両広報等により住民へ迅速に伝達し、所定の安全な場所に誘導する。

3. 消防職員、団員の非常招集

消防署長は、職員等を増強する必要がある時、消防計画の規定により消防職員を招集する。



※印の要請は、有線電話、ファクシミリによって行うが、それらの途絶時にあつては携帯電話や無線通信を使用する。

4. 隊編成

前進指揮所においては、応召した職員に対して、小隊上席者の指名のうえ、次の事項を基本に活動する。

- ①風水害に係る警報が発せられた時、又は災害発生のおそれがある時は、警備本部と調整し、順次危険地域等を警戒する巡視隊を出動させる。
- ②被害が広範囲に及んでいる災害を発見した時、又は複数の緊迫情報を受信する等、災害が複数発生していると予想される時は、市本部、消防団、自主防災組織等が一体となった活動をする。
- ③消防署は、市消防団の活動について十分調整を要する。

5. 情報収集

(1) 消防署

- ①消防署長は、次の手段を講じて必要な情報を収集する。
 - ア 有線、無線通信施設
 - イ 情報収集班による収集
 - ウ 特定見張り員（高所）の派遣
 - エ 消防団、自主防災組織、住民等の通報、連絡
 - オ 県、市災害対策本部、警察その他関係機関等の通報、連絡
 - カ 非常応召職員
 - キ アマチュア無線、タクシー無線等からの通報
 - ク 防災情報システムからの収集
 - ケ その他
- ②収集項目は次のとおりとする。
 - 第1 優先項目

- ア 延焼火災発生場所、程度、現場活動着手の有無、延焼危険とその方向（現場活動不要なものを除く。）
- イ 消火活動地点の鎮火の見通し
- ウ 消防庁舎、車両の被害及び出動不能車両の状況
- エ 出動及び出動可能残留隊の状況
- オ 道路、橋梁等の損壊による被害状況（通行不能等）
- カ 集団救助、救急事案の発生場所及びその程度
- キ 危険物、高圧ガス、毒劇物、有毒ガス等の流出、漏洩状況（二次災害危険）
- ク 避難指示（緊急）及び避難勧告に必要な事項
- ケ 避難勧告発令時の避難状況及び避難者の動向状況
- コ 他都市の応援隊、ボランティア等の把握
- サ 航空機（防災航空隊等）を活用した情報収集
- シ 消防通信施設の障害
- ス 虚偽と思われる通報に対する確認

第2 優先項目

- ア 消防隊による鎮火火災とその程度
- イ 救急病院等の受入れ体制
- ウ 救護所、指定避難所等の設置場所及び収容状態
- エ 崖崩れ、堤防、護岸等の損壊（ものは優先第1）
- オ 消防水利の使用可否
- カ 重要対象物の被害状況

第3 優先項目

- ア 住民が消火した火災及び自然鎮火火災の状況
- イ 損壊棟数の概要
- ウ 消防隊による救助者の状況
- エ 消防職、団員の応召状況
- オ 電気、ガス、水道等の被害状況
- カ 家屋等の被害状況
- キ 交通渋滞、停滞箇所の状況
- ク 燃料、食料、飲料水等の確保状況
- ケ 死者、負傷者、行方不明者等の状況
- コ 市災害対策本部等の関係機関の活動状況

(2) 消防団

①団長及び副団長は、次の手段を講じて管轄内の必要な情報を収集する。

- ア 参集団員及び管内出動隊から消防障害、被災状況等の情報を収集する。
- イ 高所に見張員を置き、被災状況を収集する。
- ウ 携帯無線機、受令機により消防隊間の交信を傍受し、各種情報を収集する。
- エ 団詰所付近の一般人等から、積極的に周辺の状況を収集する。
- オ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。

②収集項目は次のとおりとする。

- ア 区域内住民の動向
- イ 火災、救急、救助事象発生状況
- ウ 道路、橋梁等の交通障害状況

- エ 消火栓の使用可否
- オ その他の障害状況

③留意事項

- ア 発災当初は、家屋倒壊等のため土煙があがり、火災と誤認することが多いので十分留意する。
- イ 通行人等から情報を得る場合は、必ずその者自身で視認したものかを確認する。

6. 情報整理

前進指揮所は、災害対策本部、消防団員、住民等からの情報を整理、検討し効率的な部隊運用を図る。

7. 報告

(1) 消防署

- ①署及び出動隊指揮者は、収集した各種情報を前進指揮所へ報告する。
- ②消防署長は、収集した各種情報を災害対策本部並びに警備本部へ報告する。

(2) 消防団

- ①各分団の指揮者は、収集した各種情報を活動拠点へ報告する。
- ②分団長は、収集した各種情報を消防団本部へ報告する。
- ③団長は、市災害対策本部並びに前進指揮所へ報告する。

8. 救急・救助

(1) 活動方針

次の項目を重点事項として、消防力の効率的運用に留意すること。

- ①人命救出、救助
- ②火災の発生防止
- ③火災の早期鎮圧と拡大防止

(2) 防御活動

- ①前進指揮所の指揮者は、出動指令による出動と否とを問わず、消防隊等を出動させる場合はその都度、出動先及び隊員数を警備本部へ報告する。
- ②道路障害等のため消防車両が出動不能の場合、署周辺に火災が発生したときは、署所の消防車、自主防災組織等の消防ポンプをできる限り活用して防御にあたる。
- ③出動時の留意事項
 - ア 広報
火災出動途上車載の拡声装置等を活用し、付近住民に対し、出火防止、初期消火の励行について広報に努める。
 - イ 他の火災に遭遇したとき
火災出動の途中で他の火災の発見に努め、発見したときは直ちに警備本部に連絡し指示を受ける。
 - ウ 救助現場に遭遇したとき

火災出動途中、人命救助現場を覚知又は発見したときは、直ちに警備本部に連絡し指示を受ける。

エ 交通傷害等に遭遇したとき

道路、歩道橋、橋梁等の被害により、通行を阻害され適当な迂回路がないときは、他の直近火災の発見に努めると共に、短時間に応急修理、修繕が可能な場合は、適切な処置をして通行する。

(3) 救急活動

①初期活動

ア 警備本部及び前進指揮所は、発災後の救急情報を収集し、実態の把握にあたる。救護及び医療機関の受入れ体制は市と情報交換する。

イ 前進指揮所は、災害の状況により必要があると判断した場合は、応召者で署所における近隣負傷者の応急処置活動の体制をとる。

②救急出動

ア 救急隊の出動は、原則として警備本部の指令に基づくが、状況によっては、前進指揮所の指揮者の判断で出動することがある。ただし、出動先と出動車両及び隊員数を直ちに警備本部に連絡する。

イ 救急隊は、出動途中の搬送要請等に対しては、その旨を警備本部に報告し、原則として搬送要請等には応じない。

ウ 救急出動にあたっては、救急活動上必要な資機材の増強積載を行い出動する。

③活動要領

ア 災害現場で収容した患者の搬送先は、原則として最寄りの病院、応急救護所等とする。この場合、負傷者の搬送は、関係機関と緊密な連絡を取りながら、重傷者優先の搬送とする。

イ 前進指揮所は、近隣の負傷者等の応急処置を可能な限り行う。

ウ 応急救護所派遣職員の行う応急処置は、派遣医師の指示、他の救護機関等と連絡をとり行う。

エ 救急隊は、救急用資機材の不足を生じたときは、前進指揮所に調達要請を行う。

(4) 救助活動

救急出動は、原則として警備本部の指令によるが、状況により前進指揮所の指揮者が判断した場合は、出動先と出動車両及び隊員数を直ちに警備本部に連絡し、出動する。また、状況により必要があるときは、消防隊を救助隊として、運用するものとする。簡易な救助活動については、消防団等に出動を要請する。

①救急活動

ア 警備本部及び前進指揮所は、情報の収集伝達を行う。

イ 消防団員及び自主防災組織を活用すると共に、要救助者の把握、救出及び救助を行う。

ウ 救助隊員は、救助現場における負傷者に対して必要に応じ応急処置を行い、救急隊との連携を図る。

②活動要領

家屋の倒壊、障害物の落下、自動車等の衝突、危険物の漏洩等、不測の事態が複合して発生し、大規模な人身災害に発展することが予測されることから人員、資機材を効果的に活用して人命の安全確保に努める。

ア 規模が同じ程度の救助事案が、火災事案付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災事案付近を優先して活動する。

- イ 同時に複数の同じ程度の救助災害事案が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命を救助できる災害事案に主力を注ぎ活動する。
- ウ 高層建築物等で不特定多数の者を収容しパニック等により多数の人命危険が予測される対象物に事故が発生した場合は、優先して出動し活動する。
- エ 救助は、救命処置を必要とする者を優先し、消防団員及び付近住民に協力を求めて、活動する。ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に一人でも多く救出する。
- オ 大規模建築物や土砂災害等で、建設機械を必要とするときは、要救助者の身体防護に最大の注意を払う。

9. 応援隊の要請

被害状況から判断して、消防局と市消防力での活動が困難な場合には、次のとおり他都市又は防災機関に対して、消防隊等の応援を求める。

前進指揮所の責任者は、所属職員等を効果的に配置し、巡視、警戒、防御、広報、避難誘導等の活動に次のとおり従事させる。

- ①消防相互応援協定に基づく応援要請
- ②滋賀県広域消防相互応援協定に基づく応援要請
- ③滋賀県防災ヘリコプター応援協定に基づく応援要請
- ④大規模災害消防応援実施計画に基づく応援要請
- ⑤緊急消防援助隊要綱に基づく応援要請

10. 住民による自主的な消防活動

地域住民は、自治会を中心とする自主防災組織を結成し、防災訓練を積み重ね風水害災害発生時にも、自主防災組織による災害初動時の救助、避難等の活動を行うよう要請する。

第2節 水防計画

〈土木班、救助班〉

本計画は、水防法第4条に基づき、河川の洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。なお、計画の詳細は「野洲市水防計画」に基づく。

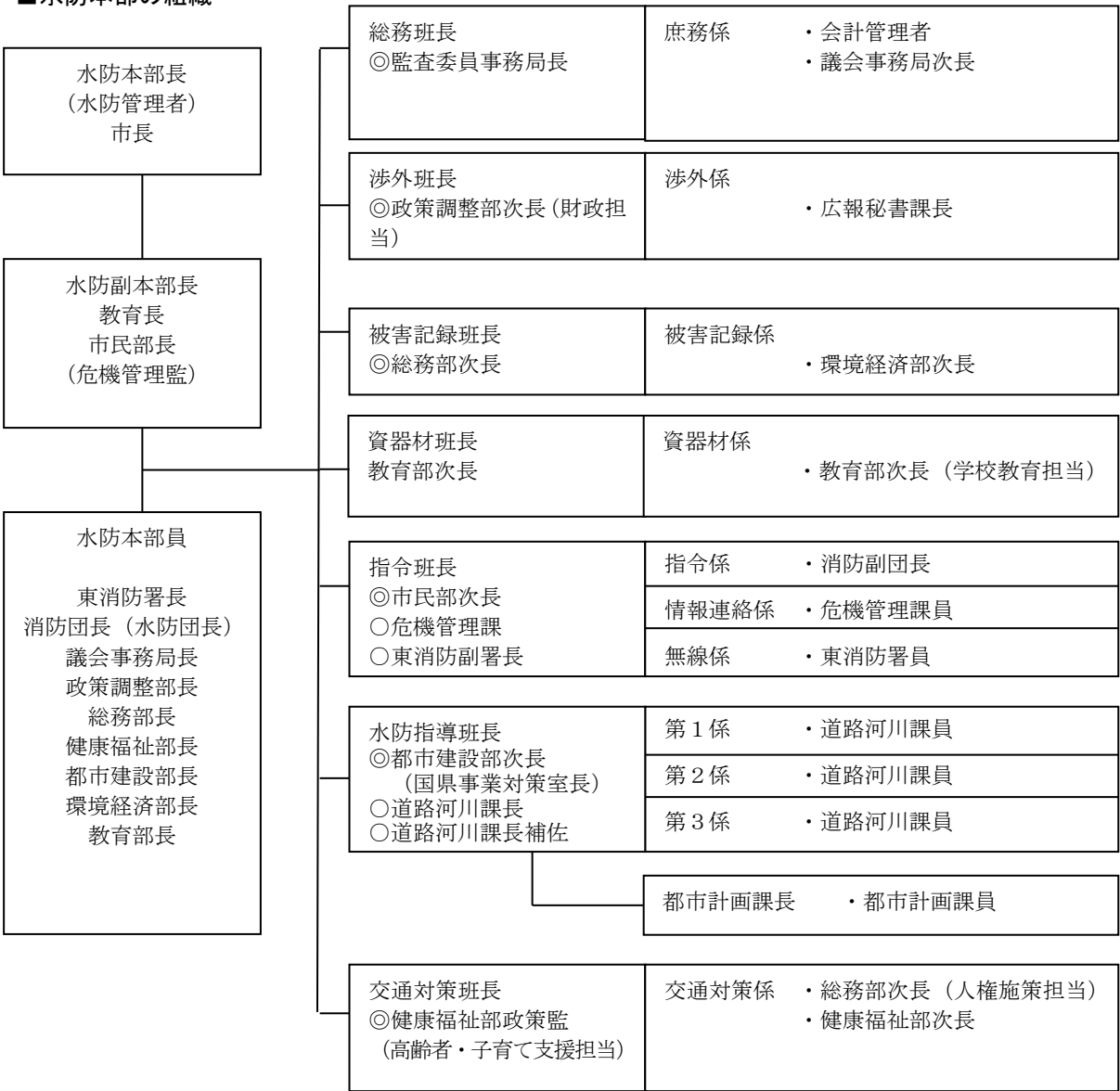
1. 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動が必要であると認めた時から、その危険が解消されるまでの間、野洲市に水防本部を設置し、水防活動を実施する。

2. 水防組織

市水防本部は、水防法第13条の規定による気象状況等の通知を受けた時から、洪水の危険が解消されるまでの間、次の組織をもって水防業務の処理にあたる。

■水防本部の組織



注：◎は班長、○は副班長

3. 水防事務分担

水防本部の事務分掌は次のとおりとする。

(1) 総務班

① 庶務係

水防本部要員の招集、給食、自動車の配備、水防事務のとりまとめ、立案、報告等

(2) 渉外班

① 渉外係

公用負担の指導、現地連絡、対外的報道関係、水防管理団体よりの資材要請事務等

(3) 被害記録班

① 被害記録係

水防時における河川、道路等の被害状況の収集及びとりまとめ及び関係諸機関への報告等

(4) 資機材班

① 資機材係

水防資機材の整備調整、搬出、受払及びその事務

(5) 指令班

① 指令係

状況の把握及び判定並びに水防警報立退き指示の立案及び発信その他本部長が特に求める事項の伝達

② 情報連絡係

洪水予報等気象情報の受信記録、テレビ、ラジオの情報記録、雨量水位その他報告事項等の記録とりまとめ、報告等、エリアメール及びホームページによる情報提供

③ 無線係

水防時における水防無線等の整備及び保守

(6) 水防指導班

水防時における市内の巡視、雨量並びに水位記録の収集、水防作業の現地指導等

(7) 交通対策班

① 交通対策係

水防時における道路交通の情報の収集、確保等

4. 水防活動

(1) 非常時の監視

河川水位が氾濫注意水位に達した時は、水防管理者（市長）は、要監視地区ごとに監視員2名の他に必要な連絡員を配備し、堤防あるいは護岸その他河川施設の巡視にあたらせ、直ちに南部土木事務所、守山警察署に通報すると共に、水防体制を整え事態に備える。

(2) 非常配備体制

平常勤務から水防非常体制への切替えは、迅速かつ確実に行うと共に、あらかじめ決められている役割編成について水防活動の適切を期するため、次の要領により非常配備を行う。

①警戒1号体制

水防関係気象注意報の通知を受け、都市建設部次長（水防指導班長）が必要と認めたときに情報収集及び連絡に当り、水防活動ができる体制とする。水防指導班（道路河川課）の3班体制とする。

②警戒2号体制

「水防計画編成表」による水防班長は、水防指導班と協議し、量水標・重要水防区域等の巡視を指示し、情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。

③災害警戒本部

水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。招集対象は、水防班員の半数とし、奇数日には奇数班員全員、偶数日には偶数班員全員とする。

水防班員の中から広報秘書課員数名を、エリアメール及びホームページによる情報提供業務にあたらせるものとする。

④災害対策本部

完全な水防体制とし、水防班全員を招集する。

(3) 非常配備体制の基準

非常配備開始の時期及び解除については、水防本部長より、それぞれの情勢判断により指令が発せられるものとし、その各指令の種類は次の基準による。

①警戒1号体制

注意報（大雨・洪水等）が発表されたとき。

②警戒2号体制

警報（大雨・洪水等）が発表されたとき。

③災害警戒本部

水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

水防本部を設置する。

また、水防本部を設置している間は、市地域防災計画に規定する災害警戒本部は設置せず、災害対策本部が設置されるまでは水防本部体制を維持する。

④災害対策本部

事態が切迫し、危険性が大で災害警戒本部体制では処理しかねると認められた場合は、本部長の指示により完全な水防体制とする。

市地域防災計画に基づく班体制で任務に就く必要が生じ、水防班員を現場から呼び戻す場合は、各水防班長が指示をすることとし、水防班員は帰庁後、水防班長に報告のうえ任務に就くものとする。

5. 決壊時の通報（水防法第26条）

水防管理者（市長）は、堤防等が決壊した場合は、直ちに県南部土木事務所、守山警察署長、及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者その他関係地区内の住民に通報する。

6. 避難のための立退（水防法第29条）

水防管理者（市長）は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められた時は、必要と認める区域内の居住者に立退きを命ずる。

なお、この場合、守山警察署にその旨を通知する他、隣接水防管理者に連絡する。

7. 他の水防機関との協力応援（水防法第23条）

- ① 量水標水位が水防団待機水位、氾濫注意水位に達した時は、直ちに隣接水防団体にその水位を急報する。
- ② 隣接その他の水防団体より応援を求められた時は、管内の水防活動に支障のない範囲で要請に応ずる。
- ③ 水防本部長は、隣接する水防団体と相互の協力ができるよう常に情報交換に留意する。

8. 水防体制の解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなり水防解除を命じた時は、水防管理者（市長）は、これを一般に周知させると共に、県南部土木事務所及び県水防本部に対して、その旨報告する。

第3節 上水道施設及び下水道施設応急対策計画

〈下水道班、水道事業所〉

災害により被害を受けた水道施設・下水道施設については、速やかに復旧して飲料水の確保及び下水の処理を図る。

1. 上水道施設応急対策計画

水道事業体は、水道施設の応急復旧にかかるが、速やかに水道施設の応急復旧ができない場合、隣接水道企業体又は県本部に応援を要請する。

(1) 事前対策

- ① 水道事業体は、被害想定をもとに、あらかじめ管類・弁类等、被災施設の復旧に必要な資材を調達できるように、近隣水道企業体と調整を図りながら備蓄する。
- ② 関係事業者、他の水道事業体等と事前に協議調整（相互応援体制の整備等）し、被災時の人員の確保等を図るように努める。
- ③ 水道管路図等の整備を行うと共に、分散保管を行うように努める。

(2) 応急復旧対策

- ①水道事業体は、被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水・導水・浄水施設の機能の確保を図る。それと共に、浄水場から主要配水施設に至る送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後病院、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管・小管・給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- ②復旧後の施設の使用開始にあたり、水質の保全に留意して、管内の清掃・塩素消毒を十分に行うと共に、下水道管理者へ事前に連絡を行う。
- ③管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画について下水道管理者等、他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を図る。また、水道事業体は、復旧後の施設の使用開始にあたって、下水道管理者へ事前に連絡を行う。
- ④野洲市内の指定給水装置工事事業者一覧は、資料編参考資料－18 参照

2. 下水道施設応急対策計画

下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、市民の生活に与える影響が大きい。このため、災害に対応できるよう、関係機関との連絡調整を図りつつ、施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、速やかな復旧を行うものとする。

(1) 応急復旧対策

- ①重要施設の緊急調査・点検を行い被災状況の概略を把握し、以後の対応・復旧の基本方針を定める。原則として次の項目を考慮する。
 - ア 被災状況及び被災程度
 - イ 一時災害に伴う二次的影響（二次災害を含む。）の程度及びその生じる確率
 - ウ 応急復旧に対する制約条件
- ②施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
 - ア 地域及び施設の将来計画
 - イ 再度の災害の危険性
 - ウ 他施設との関連
- ③施設の重要性や被災状況を勘案した上で本復旧の水準を定め、本復旧を実施する。本復旧の水準は、次の項目を検討し、総合的に判断して定める。
 - ア 被災施設の効用、機能の増大
 - イ ルートの変更
 - ウ 修復の可能性
 - エ 耐震性の向上
- ④下流下水道施設である湖南中部浄化センターや守山ポンプ場及び流域幹線の被害情報を把握し、使用の可否を確認し適切な措置を行う。

(2) 関係機関との連絡協力体制

- ①関係機関の一覧及び協議協力を要する事項のリストアップ
復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また、指定避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼がある時は、処理能力に支障がない限り受入れを行う。
- ②緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事項を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事項の打ち合わせをしておく。

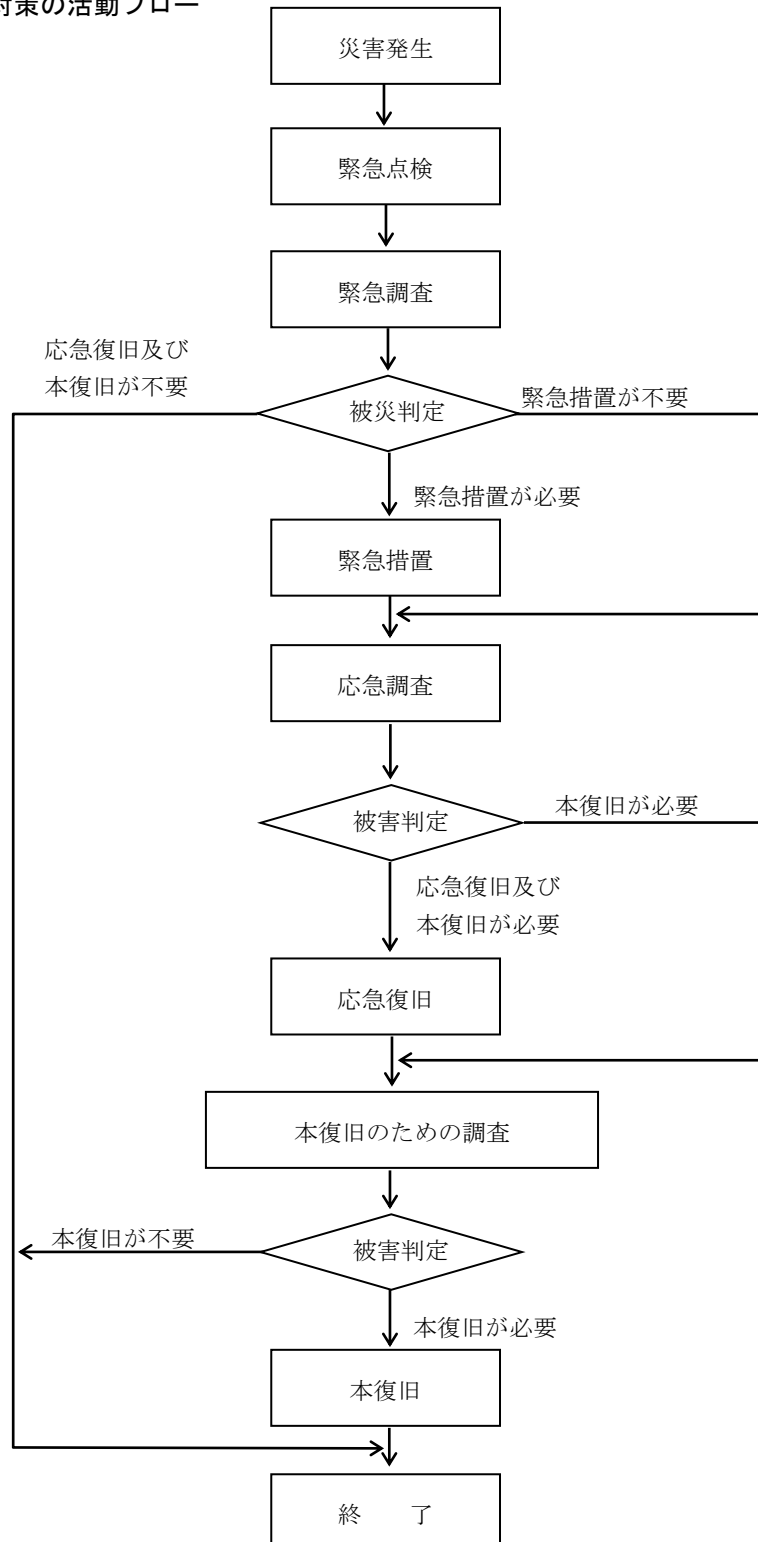
③被害情報の交換及び情報連絡手段の相互利用

上下水道、電気、ガス、電話、道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道事業体の応急対策計画等について互いに情報を交換するための方策を検討しておく。

④指定給水装置工事事業者

野洲市内の指定給水装置工事事業者一覧は、資料編参考資料－18 参照

■下水道応急対策の活動フロー



第4節 危険物施設等応急対策計画

〈総務班、消防局〉

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設ではその性質上、災害等によって火災、爆発、漏洩等の二次災害をひきおこす危険性が大きく、これらを最小限にとどめ、施設や周辺の人々に対する危害防止を図るために、特に迅速な措置をとらなければならない。

特に危険物所有者、管理者及び占有者（以下「責任者」とする。）は、災害発生時における危険物に対する自主防災体制を確立しておく必要がある。

責任者と消防機関、保健所等の防災関係機関は、災害発生と同時に次の対策措置を講ずる。

1. 危険物施設応急対策計画

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者は、災害対策本部、消防局の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、次のような応急対策を講ずる。

■危険物応急対策措置

実 施 者	内 容
責 任 者	・ 危険物に係る作業、移送運搬の停止 ・ 出火、漏洩等を防止するための施設の応急点検 ・ 初期消火の徹底と異常反応やタンク破壊等による広域拡散の防止 ・ 災害状況の把握と防災関係機関への緊密な連絡通報
防災関係機関	・ 危険物施設との連絡による災害状況の把握と迅速な出動（要請）

2. 火薬類及び高圧ガス貯蔵施設等応急対策計画

火薬類貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設において、災害による火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危害予防規程の手順に従って、実態に即した応急措置をとると共に、関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

(1) 火薬類貯蔵施設等応急対策

①火薬類貯蔵施設損傷の有無（保安施設を含む。）

ア 異常なしの場合には、保安要員を確保し被害発生に備える。

イ 異常ありの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。

■火薬類貯蔵施設応急対策措置

実 施 者	内 容
責 任 者	・ 爆発、誘爆の回避措置 ・ 危険区域、立入禁止区域の設定 ・ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置 ・ 付近住民等への危険周知及び避難誘導 ・ 警察、消防等への通報 ・ 盗難防止措置

②災害が発生した場合の措置

ア 被災者の救出救護

イ 警戒区域の設定

- ウ 飛散火薬類の発見・回収
- エ 二次爆発の防止措置

(2) 高圧ガス貯蔵施設等応急対策計画

保安係員等は、異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器により異常の有無を確認し、次のような応急措置を行う。

- ①異常なしの場合には、保安要員を確保し被害発生に備える。
- ②異常あり（施設の損傷やガス漏洩、爆発火災）の場合には、保安係員等は次の防災活動を行う。

■高圧ガスの応急対策措置

実 施 者	内 容
責 任 者	・ガス遮断、引火性・発火性・爆発性物品の除去や移動等の緊急措置 ・危険区域、立入禁止区域の設定 ・火災拡大、延焼、類焼の回避措置 ・付近住民等への危険周知及び避難誘導 ・消防、県高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報及び応援要請

(3) 毒物・劇物貯蔵施設応急対策計画

災害の発生に伴い、その被害を最小限にとどめると共に、地域住民の健康被害の防止を図る。そのため、毒物・劇物貯蔵施設の責任者は次の措置をとる。

■毒物・劇物貯蔵施設の応急対策

実 施 者	内 容
責 任 者	・貯蔵設備等の応急点検及び、必要な災害防止措置（災害後直ちに実施） ・保健所、警察署、消防機関への届出 ・中毒防止方法の広報活動 ・毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和除毒及び消火活動（周辺住民の人命保護のため） ・毒物劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、本部長（市長）に通報

第5節 建造物等応急対策計画

〈住宅班、財務情報班、教育委員会〉

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能及び一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い被害の軽減を図る。

また、社会公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等住民の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物並びに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

1. 社会公共施設応急対策計画

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は、早急に被害状況を把握すると共に、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

(1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。また、災害時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

- ①避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。
- ②災害時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③緊急時には、関係機関に通報して応急の措置を講ずる。
- ④指定避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- ⑤施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

(2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害のおそれがないか、また、災害対策拠点、指定避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、応急危険度判定を実施し、被害状況を速やかに市対策本部（財務情報班）に報告する。

(3) 被害状況調査

住宅班は、被災建物による二次災害防止のため、財務情報班からの報告（各施設からの被害状況報告）等に基づき、次の調査を実施する。また、必要に応じて、県本部に対して、応急危険度判定士の派遣を要請する。

①被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、2次災害発生の防止を図ると共に、被災者がその建物にいてよいか、指定避難所へ避難した方がよいか等を判定する。

②被災区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に対する補修、構造補強等の要否を判定する。

(4) 応急復旧

各施設の管理者は、必要に応じて県の協力を得て、被害状況調査の結果に基づき応急復旧を行う。

2. 一般建築物応急対策計画

ボランティア等の協力を得て社会公共施設と同様の被害状況調査を行う。また、市は必要に応じて、県に支援を要請する。

3. 市庁舎等の応急修理計画

災害時において、市庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、軽易な被害については応急修理を実施する。被害が著しい場合は、企画調整課と協議のうえ、修理を行う。

4. 文化財の保護計画

災害が発生した場合、市教育委員会は速やかに次の措置をとる。

- ①文化財管理者に対して、被災状況の情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導すると共に、必要に応じて、係員を現地に派遣する。
- ②被災状況調査を実施する。
- ③災害の著しい場合は、管理者と協議しながら移動可能な文化財を一時的に安全な場所に保管する。
- ④文化財に破損等が生じた場合は、教育委員会は、管理者に被災状況の報告を届け出させると共に、関係機関の指導のもとに復旧計画を策定する。
- ⑤文化財の移設の措置を行った場合や破損が生じた時は、県や国の関係機関に対して、事後の報告を行う。

第4章 災害救助保護計画

第1節 災害救助法の適用

〈本部会議〉

災害救助法は、災害に際して国が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に実施するものである。

1. 実施機関

災害救助法による救助の実施は、知事が行い、市長は知事が行う救助を補助する。知事は、救助を迅速に行うため必要があると認める時は、救助の内容と期間を市長に通知することにより、救助の実施の一部を市長に委任することができる。

災害の事態が急迫して、知事による救助を待ついとまがない時は、市長は災害救助法の規定に基づく応急救助に直ちに着手すると共に、その状況を直ちに知事に報告する。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、野洲市の場合は下記のいずれかに該当する災害である。

■災害救助法の適用基準（人口規模）

1	市内の住家滅失世帯数が80世帯以上になったとき
2	滋賀県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上になり、かつ市内の住家滅失世帯数が40世帯以上になったとき
3	滋賀県内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする時。又は、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

注) 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

また、住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

1	住家が全焼又は流失した世帯	1世帯で1世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
3	住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯で1世帯とみなす

3. 災害救助法の適用要請

災害に際し、市内における災害が災害救助法適用基準(資料編参考資料-3)のいずれかに該当し、又は該当する見込みのある時は、市長は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- ①災害発生の日時及び場所
- ②災害の原因及び被害の状況
- ③法の適用を要請する理由
- ④法の適用を必要とする期間

⑤既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

なお、災害による被害の認定基準は、次のとおりである。

■被害の認定基準

- 1) 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- 2) 非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
- 3) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- 4) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 5) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4. 災害救助法による救助実施

法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。

- ①指定避難所（福祉避難所を含む。）の設置
- ②応急仮設住宅の供与
- ③炊出しその他による食品の給与
- ④飲料水の供給
- ⑤被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥医療及び助産
- ⑦被災者の救出
- ⑧被災した住宅の応急修理

被害の種類		被害の認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元とおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元とおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	全壊・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの

⑨学用品の給与

⑩埋葬

⑪遺体の搜索

⑫遺体の処理

⑬災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

5. 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理すると共に、その状況を県本部救助担当班に報告する。

6. 被災者に関する情報提供

市は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成のため、被災者に関する情報提供を依頼するものとする。

第2節 避難計画

〈総務班、救援避難対策班、福祉班、救助班〉

災害緊急時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ指定避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障がい者、高齢者、幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。また、外国人については、平常時より指定避難所等に関する多言語による情報提供に努めるものとする。

1. 実施体制

避難の実施は、法令に定められた市長、警察官、自衛隊等による。また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は自主避難が行われたときは、住民への周知を図ると共に、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

■避難の実施区分

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	市 長 (災害対策基本法第60条)	要配慮者等(社会福祉施設を含む。)に対する立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
避難勧告	市 長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	水防管理者 (水防法29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	市 長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき※
	警 察 官 (災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)	立退きの指示 警 告 避難の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、及び特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対して、必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難について必要な措置をとる。
避難勧告・避難指示(緊急)にあたっての助言(災害対策基本法第61条の2)		指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示(緊急)又は避難勧告に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	
知事による避難の指示等の代行 (災害対策基本法第60条第6項)		知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。	
避難勧告・避難指示(緊急)の解除にあたっての助言(土砂災害防止法第32条)		国土交通大臣又は知事は、避難指示(緊急)又は避難勧告の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。	

※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危機が及ぶおそれがあるとき、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

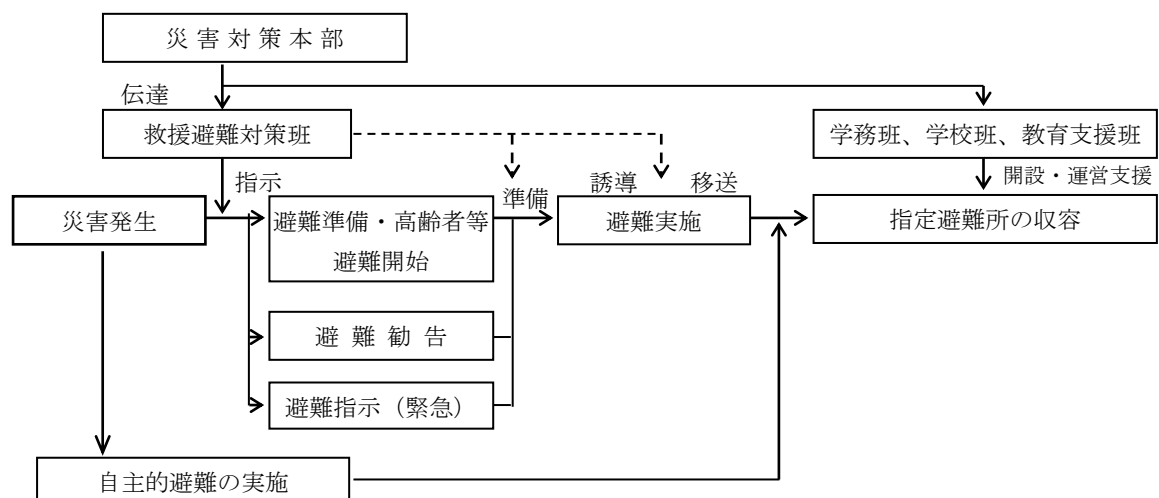
■警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠 法
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委託を受けた市の吏員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自 衛 官	災害全般	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	火災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を自主的に設定する。	消防法第36条において 準用する同法第28条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急に必要がある場所において	水防法第14条
県知事による応急措置の代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条

※警察官は消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があった時は警戒区域を設定できる。

活動体制は、避難誘導は、救援避難対策班を中心に行い、指定避難所の開設、運営は、福祉班が主体となり、学校班や学務班、教育支援班等と連携して行う。

■避難活動の流れ



2. 実施の基準

避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、避難指示（緊急）は、次の実施基準に基づき行う。

■避難実施基準

種 別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避難準備・ 高齢者等 避難開始	要配慮者等（社会福祉施設を含む。）、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①勧告者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①広範囲の場合：テレビ、ラジオ、防災行政無線（固定系デジタル）、広報車等 ②小範囲の場合：防災行政無線（固定系デジタル）、広報車によるマイク放送 ③必要に応じて、上記を併用する。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①勧告者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難経路 ⑤避難後の当局の指示連絡等	避難準備勧告に同じ。ただし、必要に応じて、戸別に口頭伝達を行う。
避難指示 （緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	避難勧告に同じ	防災行政無線（固定系デジタル）、マイク、口頭伝達、サイレン、警鐘乱打及び必要に応じて、準備勧告の方法を併用する。

■サイレンによる伝達方法

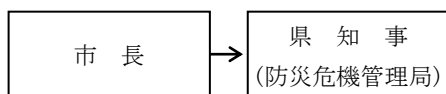
信号の種類	標 識		
避難準備信号	5 秒 ○——○（休止 10 秒）	5 秒 ○——○（休止 10 秒）	5 秒 ○——○
避難信号	1 分 ○——○（休止 5 秒）	1 分 ○——○（休止 5 秒）	1 分 ○——○

3. 避難の勧告又は指示の周知

(1) 関係機関への周知

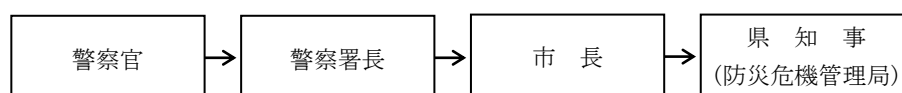
避難の勧告又は指示を行ったものは、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

①市長の措置

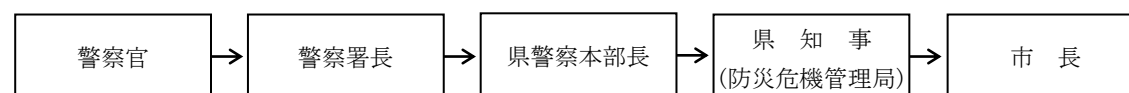


②警察官の措置

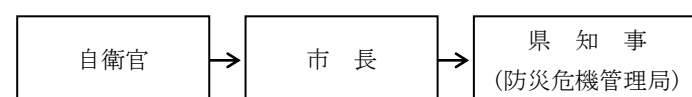
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



③自衛官の措置



(2) 住民への周知

市本部は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他の機関からその連絡を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して、次の内容等を周知する。その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

災害対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

- ①避難対象区域
- ②避難勧告又は指示の理由
- ③避難先、避難経路
- ④避難時の携帯品
- ⑤指定避難所の開設状況

4. 避難誘導

〈救援避難対策班、救助班〉

避難指示（緊急）、避難誘導及び移送は、救援避難対策班を中心に警察官及び消防団員等の協力のもとに実施する。

ただし、自主的に避難を実施している住民に対しては、適切な指定避難所への誘導、若しくは指定避難所の責任者又は避難誘導要員との連絡体制の確保を図る。また、今後の災害応急復旧活動の交通手段となり得る主要な道路においては、守山警察署等と協力し、自動車による避難を規制する。

(1) 住民の避難における準備

- ①避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- ②避難者は、3食程度の食料、水、最小限の着替え、肌着、照明具等を携行し、安全に避難するために過重な携帯品は除外する。
- ③服装は基本的に軽装とするが、必要に応じて、防寒雨具等を携行すること。
- ④できれば氏名表を携行すること。（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの。）
- ⑤上記のものを平常時から「非常袋」に入れ、整備しておく。

- ⑥会社及び工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずること。

(2) 避難順位

緊急避難の必要がある地域から行い、要配慮者に十分に配慮したうえで、次の順位による。

- ①高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者、妊産婦及びこれらの介助者
- ②一般住民（外国人も含む。）
- ③防災従事者

(3) 避難者誘導方法及び輸送方法

避難の誘導は、救援避難対策班が行うが、必要がある時は警察官、自主防災組織等の応援を求める。

- ①最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- ②避難経路中に危険箇所がある時は、明確に示しておく。
- ③必要に応じて、誘導ロープ等により安全を確保する。
- ④誘導員は、出発及び到着の際、人員点検をする。
- ⑤避難開始と共に、警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止その他警戒連絡を行う。
- ⑥指定避難所が遠い場合は、適宜車両輸送を行う。

5. 指定避難所の開設及び運営

〈福祉班、学務班、学校班、教育支援班、学区連絡所支援班〉

(1) 指定避難所開設

指定避難所の開設は、災害救助法の開設基準（支出費用を含む。）に準じて、福祉班又は施設管理者が指定避難所を開設する。ただし、通常の開設計画のいとまがない場合は、学区連絡所総括責任者の指示のもと学区連絡所班支援員が開設する。指定避難所の開設状況は、TV、ホームページ、防災行政無線、配信メール、広報車等を使用して市民へ情報を配信する。

市本部は、必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分に配慮し指定避難所を開設すると共に、指定避難所を開設した場合には速やかに指定避難所の運営及び連絡調整にあたる担当職員を派遣し、ニーズに配慮すると共に、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行うものとする。

また、指定避難所が災害等により使用不可能な場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の指定避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用する他、天幕を設営する等の措置を講じる。なお、県の施設についても市より申し出があった場合、災害時に支障がなければ指定避難所として活用することを検討する。

指定避難所の開設においては、次に定める任務を遂行する。

- ①施設の開設と看板の掲示
- ②避難者の一時収容場所への誘導
- ③指定避難所運営のための事務所の設置
- ④指定避難所運営計画の作成

(2) 避難所の指定

指定避難所は、災害に対して、安全な公共施設、民間施設及び公園、広場等を設定する。

①集合場所

集まった人々の安全をある程度確保できるスペースを持った公共施設等（学校のグラウンド、自治会館、公園、緑地、団地の広場等）で、住民の生活圏と結びついた場所を設定する。

避難の流れとして段階避難方式をとるため、いったんここに集合してから災害の状況によって自主防災組織のリーダーや避難誘導要員の誘導で最寄りの指定避難所へ向かう。

②指定避難所

指定避難所は、別表の35箇所（資料編参考資料-19参照）を指定する。これらの指定避難所は、災害により被害を受ける、又はそのおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急的な生活の場とする。

また、指定避難所として指定されている公共的施設は、次の設備の整備に努める。

- ア 障がい者トイレの設置
- イ スロープの設置
- ウ ファクシミリや文字放送テレビの設置
- エ Wi-Fi 環境の整備

(3) 福祉避難所（福祉避難室）の設置

本市は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために、一般の指定避難所に区画された部屋を「福祉避難室」として設ける。福祉避難室では避難生活が困難な要配慮者に対しては、国の「指定避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、特別の配慮がなされた「福祉避難所」の指定を進める。対象が、民間施設等の場合、協定を結ぶ等、設置に向けた推進を図る。

福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設や特別支援学校等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、公的な宿泊施設や民間のホテル、旅館等を指定避難所として借上げる等の検討を行う。

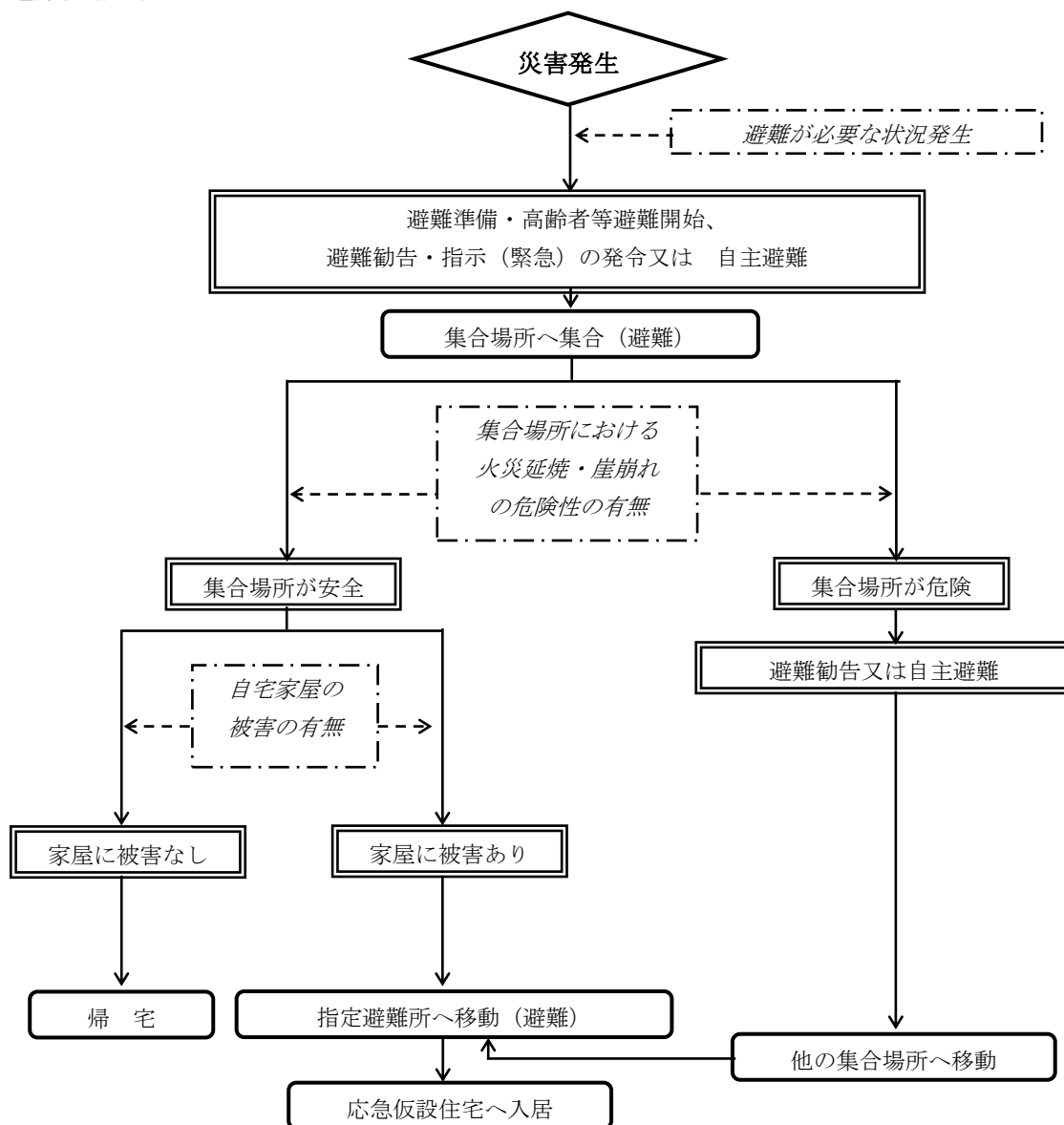
①選定基準（指定避難所の条件に付加）

- ア 冷暖房設備
- イ 通風・喚起の確保
- ウ 段差の解消、スロープ・手すり・誘導装置・障がい者用トイレの設置等、施設のバリアフリー化
- エ 情報関連機器
- オ その他必要と考えられる施設設備

②選定参考施設

- ア 老人福祉等の施設
- イ 障がい者支援施設等の施設
- ウ 保健センター
- エ 特別支援学校
- オ 指定避難所（小学校・中学校・義務教育校等）

■避難行動の流れ



③福祉避難所の広域利用

県は、福祉避難所を必要とする要配慮者が市町域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）する場合に備え、広域避難計画に基づき、あらかじめ県内の福祉施設について受入れ可能人数等を把握し、施設管理者の同意を得ておく等、福祉避難所の広域利用について計画することになっている。

(4) 指定避難所開設の報告

①市長

市長は、避難情報（自主避難、準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急））の発令（開始）及び解除について、次の事項を記録すると共に速やかにその旨を県本部に報告する。

また、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、電話、ファクシミリ、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

なお、指定避難所を開設した際は、守山警察署長に対しても報告を行う。

[県等へ報告すべき事項]

- ア 発令日時（避難開始日時）
- イ 解除日時（避難終了日時）
- ウ 避難区分（自主避難、準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急）、解除）
- エ 避難対象地域
- オ 避難先施設名
- カ 避難先住所
- キ 応急救護所設置の有無
- ク 避難対象世帯
- ケ 避難世帯
- コ 避難人数
- サ 避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報
- シ その他参考となる事項

②指定避難所責任者は、避難者の出入りを確実に把握し、一定時間ごとに市本部へ次の事項を記録し、報告する。

- ア 指定避難所収容者名簿（様式第22号）
- イ 指定避難所開設日誌（様式第23号）
- ウ 物品出納簿（様式第24号）
- エ リ災者救助明細書（様式第25号）

(5) 避難者の他地区への移送

市長は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所で使用できない場合には、県及び隣接市町の協力を得て、総務班が避難者を他地区へ移送する。

他地区への移送は基本的に徒歩で行い、避難者の生命・身体保護のため移送を必要と認めた時は、公用車あるいは借上車両により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、守山警察署と緊密な連絡を取る。

(6) 指定避難所運営

①運営体制の確立

指定避難所の運営は、自主防災組織等を中心とした住民組織が主体となり、各避難所ごとに住民から選出されたリーダーが代表となって行う。男女双方の要望や意見を反映するため、女性を管理運営する者に入れるよう努める。災害対策要員（福祉班、学務班、学校班、教育支援班）及び当該施設管理者やボランティアは運営を補助する。

避難場所の運営における女性の参画を推進すると共に、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

②指定避難所の任務

指定避難所の運営にあたっては、次に定める任務を遂行する。

- ア 避難者収容状況の把握及び本部への報告
- イ 指定避難所勤務要員の確保
- ウ 必要物資の供給、給食、給水に関する準備

- エ 学区連絡所及び本部との連絡
- オ 避難住民の状況把握と調整
- カ 男女双方の視点・ニーズへの配慮
- キ 心の健康（心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等）に関する相談窓口の設置
- ク 環境の変化等から生じる健康不安（生活不活発病やエコノミークラス症候群等）の早期発見
- ケ 被災者生活支援に関する情報の提供（紙媒体でも可）
- コ 要配慮者への配慮（下記の事項）
 - a. 担当職員、ケースワーカー、民生委員・児童委員等の定期的な訪問による実態調査
 - b. 避難者の障がいや身体状況に応じた適切な措置を受けられる施設への移送
 - c. 避難者の事情に応じた保健師、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣
 - d. 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給
 - e. 避難行動要支援者名簿と照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を市、避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。また、県は、避難者（とりわけ要配慮者）が円滑に支援を受け続けることができるよう避難者名簿等に記載される標準的な項目について、市に情報提供を行う。
 - f. 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
 - g. 市本部は、福祉ニーズに対応するための有資格者の派遣が必要と考えられる場合、県本部に關係団体等との協定に基づき派遣を求めることができる。
 - h. 家庭で飼養している動物のためのスペースの確保及び必要な物資の提供に努める。また、被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。

③指定避難所運営の基準

指定避難所の運営は、指定避難所ごとに作成した指定避難所運営マニュアルに従って行う。マニュアルは以下の内容を含むものとする。

- ア 災害対策本部、指定避難所派遣職員、施設管理者、避難者ごとの役割
- イ 指定避難所・福祉避難所の開設方法
- ウ 指定避難所運営委員会の設立とリーダーの選出
- エ 災害対策本部との連絡調整
- オ 避難者名簿の作成及び整理
- カ 食料・物資の調達
- キ 医療・介護活動
- ク 情報収集
- ケ 指定避難所開設・閉鎖記録簿等の様式

④指定避難所の開設期間

災害救助法による指定避難所の開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事（県本部長）の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受けなければならない。

■避難に関する事務分掌のまとめ

事 務 分 掌	責 任 者 ・ 実 施 者
避難の実施勧告	市長、警察官、自衛官等
避難の誘導	救援避難対策班、警察官、消防団員、自主防災組織
指定避難所の開設、運営	福祉班又は施設管理者（若しくは学区連絡所総括責任者） 学校班、学務班
指定避難所運営の補助	教育支援班、学校職員及び施設管理者
指定避難所内での救援活動	自主防災組織、ボランティア

(7) 避難の長期化への対応

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

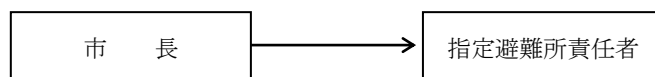
(8) 指定避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める時は、指定避難所の閉鎖を決定し、指定避難所責任者に必要な指示を与える。

指定避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な措置をとる。

市長は、避難者の中にその住居が浸水等により帰宅が困難な人がある場合については、指定避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

■指定避難所閉鎖指示の流れ



6. 個別の避難対策

(1) 地域自主防災組織の避難対策

①避難誘導

あらかじめ定めた避難計画に基づき、地区役員、消防団員等が災害の状況に応じて、より安全な避難地に誘導する。

②避難指示（緊急）の周知

避難指示（緊急）の方法は、サイレン、ハンドマイク等によるものとし、指示の内容を周知徹底させる。また、避難の指示を発した時は、その旨を市本部、警察署、消防機関等に報告する。

(2) 学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校）等の避難対策

①避難誘導

校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、教職員に適切な緊急避難の指示を行う。また、教職員はその指示に従い、適切な避難順序に基づき、児童・生徒等を安全な避難場所に誘導する。

②避難指示（緊急）の周知

児童・生徒等及び教職員に対する避難の指示は、校内放送やサイレン等によって周知の徹底を図る。また、避難の指示を発した時は、直ちに市本部、警察署、消防機関等に対して、その旨を連絡する。

③移送方法

引率責任者である教職員は、市、消防職員、防災関係機関等の協力を得て安全かつ効率的な移送を行う。

(3) 病院の避難対策**①避難誘導**

病院長あるいは病院管理者は、あらかじめ患者を担送患者と徒歩患者に区分し、徒歩患者については適当な人数の班組織を編成し、医師、看護師等の職員が引率して重病者、高齢者、乳幼児、妊産婦及び介添え人を安全な場所に誘導する。

②避難指示（緊急）の周知

避難指示（緊急）は、院内放送等によって周知を図る。

③移送方法

患者の移送にあたっては、医師他の職員を引率責任者とするが、消防職員の協力を得ることで、より安全な方法をとる。また、移送に必要な車両等が自力では調達できない場合には、市の応援を要請する。

④避難場所等の確保

患者の避難場所をあらかじめ定めておくと共に、必要となる医薬品、食料品、衣類、担架等を備蓄しておく。

(4) 駅等の避難対策**①避難誘導**

駅長等は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の休止等によって避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内の安全な場所に乗客を誘導する。適切な場所がない場合は、市、警察に連絡したうえで駅近隣の避難に適した場所に誘導する。利用者の集中する時間の分散を目的として、段階的避難を考慮し、又休憩所の開設に努める。

②移送方法

災害の状況によって、乗客の移送が自力で行えない場合は、市の車両等の応援を要請する。

(5) 事業所等の避難対策**①避難誘導**

多数の者が勤務又は出入りする施設の管理者は、施設内にいる者に対して、あらかじめ定められた非常口等を利用して施設内又は施設外の安全な場所まで誘導する。

②移送方法

災害の状況によって、勤務者等の移送が自力で行えない場合は、市の車両等の応援を要請する。

③避難場所等の確保

災害時における避難場所をあらかじめ定めておくと共に、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備する。

(6) 要配慮者の避難対策

① 社会福祉施設等の被害状況の把握等

ア 社会福祉施設等の役割

社会福祉施設等は、地震等の災害により物的・人的被害が発生した場合は、下記のとおり市へ被災状況報告を行うものとする。

- a. 高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設は、市及び県の両方へ報告
- b. 児童福祉施設については、市の所管施設は市へ、その他の施設は県へ報告
- c. 救護施設は県へ報告

また、社会福祉施設等は、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

イ 被災状況の把握

老人ホーム等入所施設については、市は県と連携し、被災状況を把握し、保育所等通所施設については、市がその被災状況を把握するものとする。

なお、把握する被災情報は次のとおり。

- a. 施設入・通所者の被災状況
- b. 避難が必要な入所者数、移送車両の有無等
- c. 施設・設備の被災状況
- d. 他施設等からの被災者の受入れ可能人数
- e. ライフライン・食料等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

ウ 入所者の相互受入れと在宅要配慮者の受入れ

県本部の指示により、近隣市町や市内外の社会福祉施設、社会福祉協議会と連携して、入所者の移送、相互受入れを行う。

また、避難収容施設等で介護を要する被災者が発見された場合には、県本部に連絡し、その指示によって適切な社会福祉施設への移送を行う。

社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに入所者の障がいや健康状況に配慮した適切な移送手段、介助者を確保し、移送を行うものとする。

エ 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施すると共に、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との連携の強化、一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄等に努める。（市内の社会福祉施設は本編第2部第17章参照）

オ 社会福祉施設等の要配慮者の避難等

市は、被災した高齢者福祉施設の利用者や指定避難所における高齢者等の生活環境の確保や施設の安定的な運営のため、生活必需品等の供給や避難に必要な車両の提供と移送協力を、県に要請する。

② 在宅の要配慮者

市本部は、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、避難行動要支援者の名簿を利用する等、避難行動要支援者の状況把握に努める。避難行動要支援者を発見した場合には、一時集合場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設への入所等、適切な措置をとる。

特に、在宅の障がい者については、平常時よりその実態把握に努めると共に、住所別等の効率的な名簿の整備を行う。

また、災害の情報を迅速かつ正確に把握することが困難な外国人については、適切な避難が行えるよう、所属する事業所等を通じた避難情報伝達体制を確立する。

7. 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて災害対策本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請するものとする。

(1) 県内における広域一時滞在の実施

①被災市町の実施事項

被災した市本部（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。

②協議先市町の実施事項

被災市町から①の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

ア 自らも被災していること。

イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと。

ウ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

(2) 県外における一時滞在

①被災市町の実施事項

被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

②県本部の実施事項

ア ①で被災住民の他府県等への受入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、南海トラフによる巨大地震等で、関西広域連合の枠組みによる受入れ調整が困難なときは、隣接府県又は応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。

イ 県本部は、関西広域連合等から被災住民を受入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知すると共に、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

(3) 他府県等からの協議

① 県本部の実施事項

- ア 県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案のうえ、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- イ 県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。

(4) 県外避難者の受入れ

(3)の他府県等からの協議による広域一時滞在を実施するとき、若しくは災害対策基本法には基づかないが県外からの避難者が現に発生し対応が必要なときは、次のとおりとする。

① 県による広域避難所の設置と運営

広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定する避難所の利用を原則とし、県は運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等のかんがみ、市町による避難者の受入れ体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。この場合、市町による指定避難所が開設されていない県有施設等を用いる。

② 相談窓口の設置

県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの指定避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。

(5) 避難者への支援

① 県外避難者情報の収集

県本部は、避難者の支援に資するため、市本部を通じて県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

② 県外避難者への総合的な支援

県本部及び市本部は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めると共に、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

③ 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県本部及び市本部は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

(6) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難勧告等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努めるものとする。

8. 帰宅困難者対策計画

〈商工班〉

災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者及び観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、市本部は、県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校等での一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者への支援の実施

① 帰宅困難者への情報提供

県本部や市本部は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

■ 帰宅困難者に伝える情報の例

- ・被害状況に関する情報（建物被害、警報発表状況、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

② 一時滞在施設の確保

市本部や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、指定避難所として開設していない公共施設の利用の他、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。なお、受入れにあたっては、要配慮者の受入れを優先する。また、民間施設については協定等により確保に努める。

③ 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

④ 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

⑤ 企業・学校における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すと共に、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めると共に、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

⑥ 徒歩による帰宅への支援

県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。

第3節 学校における応急対策計画

〈教育委員会各機関〉

災害により教育施設や児童・生徒等が被災した時、生命及び身体の安全並びに応急的な教育活動の確保を図るため、応急教育対策を講じる。

1. 学校における防災体制

風水害等の非常変災時に備え、非常変災時その他緊迫事態における市立学校の非常措置基準に基づき、校・園長は、学校・園の実状や児童等の実態に応じて、適切な配慮に努めると共に、防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

(1) 関係情報の収集

気象状況によって災害の発生が予想される場合には、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に留意する。

- ① 県下全域にわたっての影響が予想される「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風を含む警報」が発表された場合は、児童生徒の登下校又は臨時休業にかかる措置を講じる必要があることから、逐次、正確な情報の把握に努めること。
- ② 「大雨、洪水、大雪等に関する注意報」が発表された場合は、学校所在地域によっては、「ア」と同等の措置を講じる必要があると考えられることから、市の防災担当機関である危機管理課や警察署、消防署等と連絡を取り、周辺地域の状況の把握に努めること。

(2) 非常措置の決定

① 登校前の措置

校・園長は、市教育委員会と協議し、必要に応じて、非常措置をとる。

- ア 午前7時において「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風を含む警報」が発表されている場合は臨時休業とする。
- イ 午前7時以前であっても午前7時に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風を含む警報」が発表されることが必至と判断される時、校・園長は市教育委員会と協議のうえ、アに関する指示を出すことができる。
- ウ 午前7時までに「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風を含む警報」が解除されても、災害等の危険が予想される時、校・園長は市教育委員会と協議のうえ、始業時刻の繰り下げ又は臨時休業の措置をとることができる。
- エ その他の警報の発表時であっても、校・園長は市教育委員会と協議のうえ、始業時刻の繰り下げ又は臨時休業の措置をとることができる。

② 登校後の措置

学校の管理下にあつて、「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童・生徒の安全を最優先とし適切な措置をとる。

また、「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」及び「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、事前に教育活動を停止し、下校の措置をとることができる。

その他の警報の発表に伴い終業時刻の繰り上げが必要となった場合には、校・園長は市教育委員会と協議し、適切な措置をとる。

なお、終業時刻の繰り上げ等の措置及び指導は、園児、児童、及び生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案して行うものとし、帰宅させる場合は、気象状況や災害状況等を十分に把握し、園児、児童、生徒の安全について十分に配慮する。

(3) 緊急避難計画

①学校・園内での活動中を想定した計画

- ア 校内防災組織及び避難場所を確立する。
- イ 避難訓練のマニュアルを作成する。
- ウ 年間計画の中に学校・園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- エ 発災時における教職員の児童・生徒等への指示及び措置の方法を明らかにする。
- オ 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- カ 避難経路と避難場所の安全確保及び避難の誘導方法を明らかにする。
- キ 教職員の配備と児童・生徒等の安全確認を明らかにする。

②学校・園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時及び校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(4) 防災体制

①災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- ア 児童・生徒等の避難計画及び訓練の実施並びに災害時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り、保護者との連絡方法を確認しておく。
- イ 教育委員会、警察署、消防局、消防団及び保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- ウ 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
- エ 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制と共に、各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画と共に、次の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - a. 各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - b. 学校・園が避難場所となる場合を想定した組織体制に基づき、行動できるようにする。
 - c. このマニュアルは、あくまで初動体制（発生5日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

②幼児、低学年児童、障がい児等の対応

- ア 実態の把握に努めると共に、適切な指導ができる体制をつくる。
- イ 職員だけでは対応できない場合には、関係自治体の協力を得られるように平常時より連絡を密にする。
- ウ 特に障がい児教育諸学校にあたっては次の点に留意する。
 - a. 常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。
 - b. スクールバスの運行に関して、経路や時刻等を県及び関係市町のエド育委員会並びに警察署、消防局、消防団に連絡しておく。

③緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）を確保する。

④教職員による巡回・引率体制を確立し、保護者の協力を得る。

⑤通学路等の危険箇所、地域の避難場所、スクールバスの運行経路等を明らかにし、関係機関に周知する。

- ⑥各学校・園については、防災体制についての校内研修等を位置づける等、職員への周知徹底を図る。

(5) 県教育委員会への報告

市教育委員会は、平常と異なる措置をとることを決定した場合、前日の午後5時までに電話又はファクシミリで次の事項について報告する。

また、当日になって平常と異なる措置をとると判断した場合は、前日の報告の有無に関わらず、午前10時30分までに電話又はファクシミリで報告する。

①学校名

②措置の状況

ア 始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ、臨時休業等の別

イ 始業時刻の繰り下げの場合は、繰り下げた時間及び開始校時、又終業時刻の繰り上げの場合は、繰り上げた時間及び終了校時

ウ 措置をとるに至った理由

③報告者職・氏名

2. 学校等における応急対策

(1) 風水害時の応急対策

気象警報発表時において、校・園長は次のような措置を講ずる。

①学校・園内での授業中の場合

ア 災害の状況によって防災マニュアルにより、職員に対して、適切な指示を与える。

イ 災害の規模や被害状況を把握し、必要に応じて、救援を依頼すると共に、速やかに県本部又は市本部へ報告する。

ウ 家庭・地域の状況の把握に努め、下校の判断ができるまで学校や園内に児童・生徒等をとどめる措置をする。

エ 暴風警報発表時は終業時間を繰り上げ、下校の措置をとる。また、暴風警報の発表が必至の場合や暴風警報以外の警報が発表された場合においては、市教育委員会に連絡のうえ、同様の措置をとる。

オ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、児童の実態に応じて、職員に対して、適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得る。

②学校・園外で活動中の場合

ア 校・園長不在の場合、引率の責任者は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう活動場所の状況について適切に把握する。

イ また、引率の責任者は、携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯することとし、安全な場所に誘導した後それによって校長等に連絡する。

③授業時間外の場合

ア 気象警報が発表された場合、校・園長並びに職員は直ちに勤務校へ登校し、職員は校・園長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則として自転車で2時間以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

イ 登校した職員は、校長等の指示のもと所属の児童・生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

■学校における事務分掌

職名等	事務分掌
校長	・児童生徒の状況の把握 ・対策対応への指示・指導 ・教育委員会への報告
教頭	・児童生徒の状況の把握 ・対策対応への指示・指導
教務主任	・全校児童生徒の安否確認
学年主任	・学年児童生徒の安否確認
学級担任	・担任児童生徒の安否確認

※幼稚園、保育園、社会福祉施設は、各組織に読み替えて対応する。

(2) 指定避難所開設時の対応

指定避難所開設時には、校・園長は次のような措置を講ずる。

- ①避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全体制を確立する。この際、次の点に留意する。
 - ア 授業中に発災した場合においては、児童・生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき市本部と協議する。
 - イ 各学校・園の実情に応じた避難開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
 - ウ 発災直後においては、校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には指定避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
 - エ 学校・園は、平素より市防災担当部局（危機管理課）との情報交換・連絡を行っておく。
 - オ 避難してくる被災者は、地域住民が大半であると予想されることから、指定避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるように学校、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。
- ②高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させることも検討する。

(3) 災害復旧時の体制

- ①校・園長は、教職員、児童等を掌握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童・生徒等に被害のある時は、その状況を調査・把握して野洲市教育委員会に報告すると共に、教科書等の給与に協力するよう努める。
- ②教育委員会は、被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- ③教育委員会は、応急教育計画に基づき、避難した児童・生徒等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問する等、被災児童・生徒等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は、学校・園に収容し指導する。
- ④学校・園が指定避難所等になったため授業再開が困難な場合、教育委員会は、当該学校に対して、支援職員の派遣、自治体職員の管理運営責任者の派遣等を行い、場合によっては他の公共施設の確保を図ったりする事等により早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- ⑤校・園長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡を取り合い、平常の学校運営に戻すよう努める。

3. 応急教育対策

(1) 実施体制

応急教育体制の実施は、教育委員会総務課、学校教育課を中心に、県教育委員会やPTAの教育関係団体の応援協力のもと実施する。実施の責任者は教育長とし、補佐及び代行役は教育部長若しくは教育部次長とする。

また、校長・園長は、施設や児童・生徒等の実情に応じた防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。その際、学校・園内での活動中を想定した計画と、学校・園外での活動中を想定した計画を区別したうえで、避難場所や避難誘導等について明記し、緊急避難に備えて万全を期する。

(2) 教育委員会災害対策会議の開催

教育委員会災害対策会議は、教育長、教育部長、教育部次長及び教育部各班の各班長で構成し、各学校における被災状況の報告に基づき、応急対策等について協議する。

(3) 被災状況調査の実施

応急対策等の方針を決定するために、次の項目について被災状況を速やかに収集し、災害対策本部及び教育委員会災害対策会議に連絡報告する。

- ①学校施設の被害状況
- ②社会教育施設の被害状況
- ③教職員の被災状況
- ④児童・生徒等の被災状況
- ⑤応急措置を必要とする事項

(4) 教育施設の応急復旧対策

学校施設の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。

なお、学校施設以外の教育施設については、速やかに平常業務を行えるような応急措置をとると共に、住民の利用に供する施設について使用上の危険がある場合は一時使用を禁止する。

①校舎、運動場の応急復旧

軽易な校舎の被害については、即時応急修理を行い、通学の危険のなくなった場合は、直ちに授業を再開できるようにするが、教室に不足が生じた場合は、特別教室を転用する等の措置をとる。

運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧する。

また、いずれも被害が甚だしく、応急修理では使用に耐えない時は、一時学校を閉鎖する。

②備品関係の応急復旧

破損又は冠水等によって使用不能になった児童生徒用机・椅子の補充は、被災していない市内の小中学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

③学校施設の緊急使用

避難者の収容又は災害対策関連施設の設置等で講堂又は体育館等を使用する時は、施設の被害程度を考慮し、災害対策本部及び防災関係機関とよく協議したうえで決定する。

(5) 応急教育の実施

応急教育の実施については、被害状況に応じて、教育の実施場所、実施方法及び児童・生徒等への連絡方法等を考慮のうえ、学校班において事態に即応した措置をとる。

① 学校施設の確保

学校施設の著しい被害、多数の避難者収容又は通学路の遮断等によって通常の授業を行い得ない時は、被害等のない最寄りの学校又は他の公共施設において授業を行う等の措置をとる。

② 教職員の確保

応急教育を実施するにあたって、必要な教職員の確保を行う。

災害により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に支障がある場合は、滋賀県教育委員会との協議のうえ、次の方法によって教職員を確保する。

ア 学校班は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成を検討し、出務等を指示する。

イ 教員免許状所有者で現職にない者の一覧表を学校班に備え、状況によって派遣を要請する。

③ 応急教育の方法

応急教育の実施にあたっては、施設の応急復旧状態、教職員、児童・生徒等及びその家族の被災程度、交通機関の復旧状態その他の事項を考慮し、次の方法により行う。ただし、応急教育の実施が困難な場合は、臨時休校とする。

ア 自宅学習

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 分散授業

オ 複式授業

カ 上記の併用授業

(6) 教材、学用品等の給与

① 給与の対象

教材、学用品等の給与は、住家の流失又は床上浸水によって教材、学用品等を失うか損傷して就学上支障のある児童・生徒等に対して行う。

② 給与の範囲

被害の程度及び実情に照らし、教科書、文房具、通学用品の各範囲内で現物をもって行う。

なお、教科書の支給は、各学校が損失状況を把握したうえで取次店に発注して行う。文房具及び通学用品の支給は、学校班が各学校からの損失状況報告に基づき、一括発注して行う。

(7) 就学援助等

① 就学援助

学校班は、学校長から就学援助を必要とする児童・生徒等の報告があった場合は、被害の程度及び実情に応じて、就学援助を行う。

(8) 学校給食

災害発生時における学校給食は、特に衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理を十分に行ったうえで実施する。

なお、次の場合には児童・生徒等に対する給食を一時中止する。

- ①学校給食施設が炊き出しのために使用される場合
- ②給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- ③感染症その他危険の発生が予想される場合
- ④給食用物資の入手が困難な場合

(9) 学校の措置

各学校は、学校安全計画に基づき児童・生徒等の安全対策を実施すると共に、当該学校施設に指定避難所が開設された場合は、指定避難所の維持、運営に関して、当該施設の管理者及び福祉班に積極的に協力、支援を行う。

第4節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画

大規模災害が発生した場合、ライフラインの途絶等で被災地の住民生活は大きな影響を受けることが予想される。このため、給水、食料供給等の救援活動を行うことで生活の安定を確保していく必要がある。

1. 応急給水計画

〈水道事業所、水道総務班、給水班、復旧班〉

災害時における生活用水の確保、並びに火災発生時の消防活動が円滑にできるよう、市内における速やかな応急給水対策及び水道設備の復旧対策を講じる。

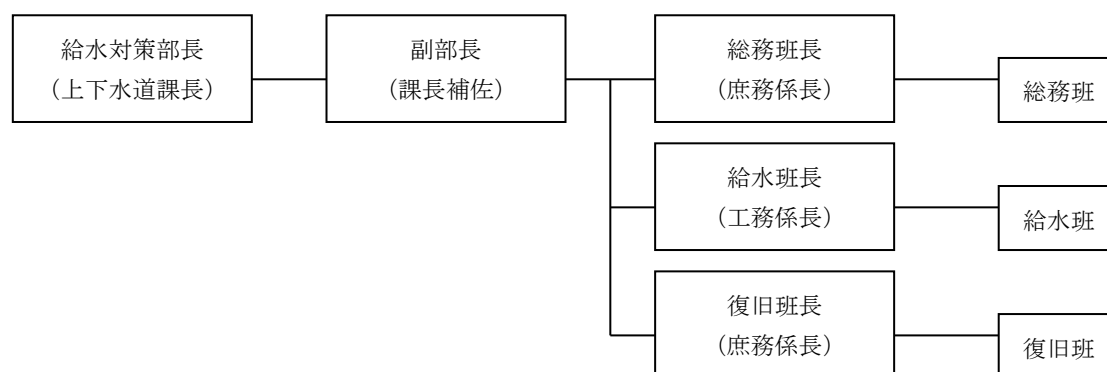
また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においては飲料水だけでなく、大量の水が業務に必要となることから、水の備蓄が可能な施設等の整備に努めると共に、災害時の水の受給について、県等と検討を図る。

(1) 実施体制

次に定める組織体制により実施する。実施責任者は部長（上下水道課長）とし、補佐及び代行役は副部長（課長補佐）とする。

部長は、災害の状況に応じた非常配備体制に従い、職員を本庁職場に招集する。

■給水活動実施体制



(2) 水道事業所災害対策会議の開催

水道事業所災害対策会議は、原則として課長、課長補佐、庶務係長、工務係長の4名で構成し、災害状況調査の報告結果に基づき応急対策等について協議する。

(3) 被害状況調査の実施

被害状況調査は、次に定める体制により実施する。

- ①送配水管路関係調査（給水施設を含む。）は、復旧班が行う。
- ②浄水施設、加圧施設、配水池、取水施設等の施設関係調査は、復旧班が行う。

(4) 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法の適用が決定した場合、次の条件で給水を行う。

- ①対象者
災害のために飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けたものに限らない。）
- ②費用の限度
ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費、浄水用の薬品等で当該地域における通常の実費
- ③供給期間
災害発生の日から7日間

(5) 災害発生後の時間経過ごとの給水計画

時間経過	住 民	災害対策本部
災害発生後 24時間程度まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（3ℓ /日・人を目安に備蓄）	・水道施設の被害状況や住民の避難状況等の把握 ・給水班の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手 （病院等人命救助の観点から緊急性の高い施設への給水を優先） ・県本部への応援依頼
災害発生後 3日程度まで	・上記事項の継続 ・応急給水により飲料水を確保 ・家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力）	・各給水場所において飲料水・生活用水の給水を実施 ・ろ水器による給水場所を設営し、給水を実施 ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報
災害発生後 4日目以降	・上記事項の継続 ・応急給水活動に協力	・上記事項の継続 ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬給水

(6) 給水方法**① 運搬給水**

医療施設、福祉施設等を優先的に配慮すると共に、指定避難所や地区公民館等、被災地内の地区拠点に運搬給水する。

運搬においては、市内水道事業者からの借上げ、若しくはレンタカーで調達した給水車（散水車、水槽付消防ポンプ自動車等の代用も含む。）をはじめ、貨物自動車等（ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水して搭載）でも対応する。また、それでも給水車が不足する場合は、県、自衛隊又は他の市町に協力を要請する。

■ 給水車等の保有状況

給水資材	内 容
給水タンク	2.0t×1基 1.5t×1基
ポリタンク	20ℓ×10個
その他（浄水器）	66ℓ/min×9台

資料：滋賀県地域防災計画資料編 P164

② ろ水器による給水

局地的給水又は陸上輸送による給水が不可能な時は、ろ水器による給水基地を設営する。

③ 家庭用井戸水等による給水

家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めた時は、その付近の被災者のために飲料水として供給する。

④ 各団体への協力・出動要請

市本部を通じて各種応援協定により滋賀県、（社）日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体の協力を求める他、自衛隊の出動を要請する。

⑤ 応援給水

給水班は、地域の被害状況によっては被災を受けていない管路から仮設配管を行い、公園、指定避難所等に仮設給水栓等を設置し、給水する。

(7) 応急復旧用資材の調達

管路関係の応急復旧は、平常時より備蓄した修繕工事に要する資材を利用する。

その他資材は、県内の資材業者及び製造業者に調達を依頼する。

2. 食料供給計画

〈福祉班、物資調達班、炊出班〉

災害発生時における食料供給については、被害状況の把握と共に、必要食料品の確保に努め、要請に応じて、迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達斡旋の措置を講ずる。

(1) 実施体制

食料供給は、食料供給拠点である各学校給食センター（炊出班）が赤十字奉仕団、自衛隊その他各種団体の応援協力のもとに実施する。また、食料以外の物資（応急食料含む。）は、物資調達班が、炊出班と連携して行う。

(2) 食料の応急配給

① 応急配給の対象

食料の応急配給の対象は次のとおりとするが、特に乳幼児や高齢者、障がい者等については適切な食品の調達に努める。

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家の半壊等により炊事ができない者
- ウ 災害地において救助活動その他の応急復旧作業に従事する者

② 食料の配給場所

食料の配給は、原則として各避難所及び市が指定する場所で行う。

③ 配慮すべき事項

ア 災害発生時における食料の給与は、原則としては炊き出し等によるが、地震発生後3日間程度は、

備蓄食料の払出し及び流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄にあたっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。

イ 災害発生後4日目程度からは、炊き出し及び被災地域外からの緊急輸送物資等によって食料を供給する。

ウ 食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達・給与に配慮する。なお、市は必要に応じて、管理栄養士等の専門職の派遣要請を行う。

エ 食料の給与は、指定避難所に収容された者、住家の半壊等により炊事ができない等の者を対象とする。

オ 災害救助法が発動（適応見込み含む。）され、かつ、政府所有米穀の供給が必要な場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき実施する。

(3) 食料の配給時期等

① 災害発生後の時間ごとの食料供給計画

食料は、住民による家庭内備蓄（3食×2日分／人）を基本とするが、被災者等への食料の配給時期は次のとおりとする。

時間経過	住 民	災害対策本部
災害発生後 6時間程度 (第1次供給)	原則として各家庭の備蓄食料で対応	- 被災状況、住民避難状況等の把握 - 備蓄食料の供出（→ライフライン途絶による調理の困難を想定して公的備蓄である乾パンを供給する。） - 県本部に備蓄食料の払い出し、食料等の供給を要請
災害発生後 12時間程度 (第2次供給)		- 上記事項の継続 - 備蓄食料の供出（→第1次供給と同様、調理の困難を想定して流通在庫方式による調達と、可能な場合は炊き出しを行う。）
災害発生後 3日目程度 (定時供給)	上記に加え、市町村等による供給により食料を確保	- 食料供給場所の設置（指定避難所等） - 県備蓄物資の受入れ - 指定避難所等への食料輸送 - 指定避難所等への食料供給（→被災地域外からの緊急輸送物資による調達）

時間経過	住 民	災害対策本部
災害発生後 4 日日以降	上記事項に加え、可能な範囲で炊事、調理を実施	・上記事項の継続 ・県外から輸送された食料を指定避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの本格的な実施

②供給量等

支給する主食は米穀を基本とするが、消費や被害の状況に応じて、かんぱん等を供給する。米穀の場合、大部分が玄米で保管されており、災害発生時の精米所の保安と電力供給の確保対策が必要であるが、これにはおうみ富士農業協同組合及び各地域における農協の精米機の活用を想定して対応する。

なお、米穀の場合の給食基準量は次のとおりとする。

ア 被災者に対して、炊き出し給食を行う場合：200 g／人・食

イ 被災により通常の販売を行えない業者に代わり販売する場合：400 g／人・日

ウ 救助活動等の応急復旧活動に従事する者に給食を行う場合：300 g／人・食

(4) 米飯の炊き出し

米飯の炊き出しは、炊出班が計画、実施する。

また、炊き出しの施設としては各学校給食センターの利用を基本とし、当該施設に属する栄養士、調理員が炊き出しを行う。ただし、必要に応じて、専門職員の応援、協力も依頼する。

また、災害の規模によっては炊事用具を調達したうえで、指定避難所又は被災地域のわかりやすい場所で炊飯を実施する。

①炊具調達

緊急用湯沸器具（ミルク処理を含む。）、カセットコンロ、ミニボンベ、やかん、プロパン、食器（学校備品の活用）等

②施設用

防水シート、発電機、投光機、コードリール、トランジスタメガホン、強力ライト等

■調理室保有公共施設

名 称	所 在 地	調理能力	電話番号
野洲学校給食センター	八夫 2479	7,000 食	077-589-1011

②その他

被害状況が比較的軽微な地域においては、自治会等の住民による炊き出しの実施を要請する。

また、市において炊き出しが困難な場合で、米飯業者に発注することが被災地の実情に即していると判断できる場合は、炊き出し基準を明示のうえ、業者から購入、配給する。

(5) 主要食料の調達方法

①米穀の調達方法

小規模の災害は、卸売業者並びに市内の小売業者から調達する。

また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、県を通じて近畿農政局大津地域センターに配給を要請する。

■米穀の配給要請先

名 称	所 在 地	電話番号
近畿農政局大津地域センター	大津市打出浜 3-49	077-522-4261

②パン、ミルク（乳幼児用）の調達方法

炊出班は、必要に応じて、市内及び近隣市町のパン製造業者やミルクの販売業者に依頼して、適宜調達する。パン、ミルクの調達先は、資料編参考資料-18を参照

③副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干し等の副食、調味料については市内の販売業者に依頼し、炊出班が適宜調達する。調達が困難な場合は、知事にその斡旋を依頼する。副食調味料調達先一覧は、資料編参考資料-18を参照

④配給食料の搬送体制

食料の搬送は、パン、ミルク等の簡易食料を含めて公用車で対応する他、必要に応じて、民間車両の協力を要請する。

なお、給食運送は、1台につき3人体制（運転者1名、補助員2名）とする。

3. 衣料、生活必需品等供給計画

〈物資調達班、商工班〉

災害により住家等に被害を受け、日常生活を営むことが困難となったものに対して、衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 実施体制

被災者に対する衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、物資調達班を中心に各種団体、その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。

(2) 衣料等物資の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用（適応見込み含む。）を受けた場合の供給等の基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次に掲げるもののうち、必要最小限度のものとする。

①寝具：就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等

②外衣：作業衣、婦人服、子供服等の普段着

③肌着：シャツ、パンツ、ズボン下、襦袢等

④身の回り品：タオル、手拭等

⑤炊事道具：なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等

⑥食器：茶碗、汁碗、皿、はし等

⑦日用雑貨品：石けん、ちり紙、歯ブラシ、カイロ等

⑧光熱材料：マッチ、ローソク、プロパンガス、器具等

⑨衛生用品：紙おむつ、生理用品等

(3) 災害救助法が適用された場合（適応見込み含む。）

災害救助法が適用された時で、知事から救助に関する事務の委任を受けた場合は、市は救助の実施機関として、生活必需品の支給を行う。また、委任を受けなかった場合は、県の救助を補助する。

①世帯別、構成員別、被害状況等に基づき配分計画を立て、直ちに必要量を知事に要請する。

- ②知事から配分された物資は、配分計画に基づき、区長等の協力を得て速やかに被災地に再配分する。
- ③費用の限度及び期間については、「災害救助法適用基準」に定めるところによる。

(4) 物資の供給方法

①物資の調達

本部長は、必要な生活必需品等を調達協定業者や小売業者から調達し、業者の協力のもとに各指定避難所に搬送する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できない時は、県本部に対して、物資の調達を要請する。

■救助物資調達先一覧

調 達 先	所 在 地	電話番号
野洲市商工会	西河原 2400	077-589-4880
おうみ富士農業協同組合野洲地区センター	小篠原 2142-3	077-588-3131

■協定先一覧（物資関係）

締結年月日	協定等の名称	締結の相手	締結内容
平成 17 年 8 月 2 日	エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定	社団法人 滋賀県エルピーガス協会 守山野洲支部	作業資機材、労力及びエルピーガスの供給
平成 18 年 5 月 31 日	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定	野洲市管工事業協同組合	緊急に応急給水の実施及び上水道施設の復旧に対する作業資機材、労力等の提供
平成 18 年 9 月 11 日	災害時の救援活動支援に関する協定	野洲工業会	救援活動に必要な物的支援及び人的支援を行う。避難者の一時受入れ等
平成 20 年 1 月 10 日	災害時における生活物資の調達等に関する協定	株式会社 平和堂	生活物資等の供給 アルプラザ野洲及びフレンドマート中主店の平地駐車場を一次避難場所として提供
平成 20 年 3 月 1 日	災害時における生活物資の調達等に関する協定	イオン 株式会社	生活物資等の供給 イオン株式会社スーパーセンター野洲店の駐車場を一次避難場所として提供
平成 20 年 6 月 26 日	災害時における生活物資の調達に関する協定	守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会	被災者に対する避難場所の提供 生活物資等の供給
平成 22 年 11 月 30 日	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	滋賀県石油協同組合守山野洲支部	災害緊急車等への石油類燃料の供給
平成 26 年 8 月 19 日	災害時における物資調達に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における緊急対応可能な物資の供給
平成 29 年 4 月 20 日	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	災害時における生活物資の供給協力

②備蓄物資

市で備蓄した毛布等物資について、調達物資と同様に各被災者に配布する。

③災害発生後の時間経過ごとの生活必需品供給計画

時間経過	住民	災害対策本部
災害発生後 24時間程度まで	住民相互支援により対応	ア 被災状況、住民避難状況等の把握 イ 備蓄物資の供出 ウ 物資調達班の編成 エ 県本部への応援依頼
災害発生後 3日目程度まで	上記事項に加え、市等による供給により生活必需品を確保	ア 供給場所の設置 イ 県備蓄物資の受入れ ウ 指定避難所等への物資輸送 エ 指定避難所等での物資供給
災害発生後 4日目以降		ア 上記事項の継続 イ 県外から輸送された物資を、指定避難所等に輸送・供給

(5) 救援物資の受入れ体制

市内の住民をはじめ各市町から寄せられる救援物資は、広域陸上輸送拠点である県立希望が丘文化公園及び地域内輸送拠点の各中学校で受付、仕分け等の業務を行い、物資の搬入量に応じて、各防災学区の指定避難所等へ移送する。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項を広報班を通じて呼びかける。

- ア 救援物資の被災地への送付は、依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- イ 荷物には、物資の内訳、数量等の必要事項を明記する。
- ウ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わない。

①人員配置

- ア 人員配置については被害規模等状況に応じて、各集出荷施設及び集積場に物資受付員、運搬員及び仕分員を配置する。
- イ 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施する。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次災害対策本部に報告する。

②配車

物資の輸送は、災害対策本部からの配車（運転手、助手各1名）を受けて行う。

4. 燃料供給計画

〈物資調達班、商工班〉

県と市は、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

(1) 状況の確認と連絡体制の確保

県と市は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、市は各地域の給油所の被災状況を速やかに確認すると共に、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体等との連絡体制を確保する。

(2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、県と市は優先供給すべき車両を選定する。

(3) 燃料の供給

県は、滋賀県石油協同組合（以下、組合という。）と災害時の応援協定を締結する。災害時には組合に対し、燃料供給の依頼を行うと共に、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。組合は、県や市の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

(4) 燃料の確保

県は、滋賀県石油協同組合等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避けるため、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

(5) 市民への広報

県と市は、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

(6) 石油連盟との覚書

県は、石油連盟と災害時の重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定し石油連盟に提示した施設）に係る情報共有に関する覚書を締結する。大規模災害時において、石油連盟の会員会社である石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合、円滑に燃料供給が実施できるよう、重要施設の設備等の情報を提供する。

5. 義援金品配分計画

〈財務情報班〉

災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内外から災害義援金品の募集受入れを行う。

また、義援金品の受付については、県、被災市町その他関係機関が受付窓口を設けて行う。受けた義援金品については、被災地の状況に応じて、被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

(1) 義援金の募集

① 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分に考慮しながら、県、市及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とする。ただし、補足的に被災市町においても行う。

② 義援金の受付

義援金の受付は、義援金拠出者名簿（様式第26号）を用いて財務情報班が行う。財務情報班は、義援金をその都度、県単位機関へ引継を行う（様式第27号）。ただし、何らかの理由により、引継を行えない場合には、金融機関へ預け入れる等確実な方法で保管を行う。

また、受付にあたっては、寄託者に対して、受領書（様式第28号）を発行すると共に、授受について必要な記録（様式第29号）を整備する。

③義援金の配分

物資調達班は、義援金配分委員会を設置し被災者の状況等の調査を行い、義援金配分要領を事前に作成する。協議会は、配分要領に準じて被災者に対して、配分を行う。

なお、配分対象は次のとおりとする。

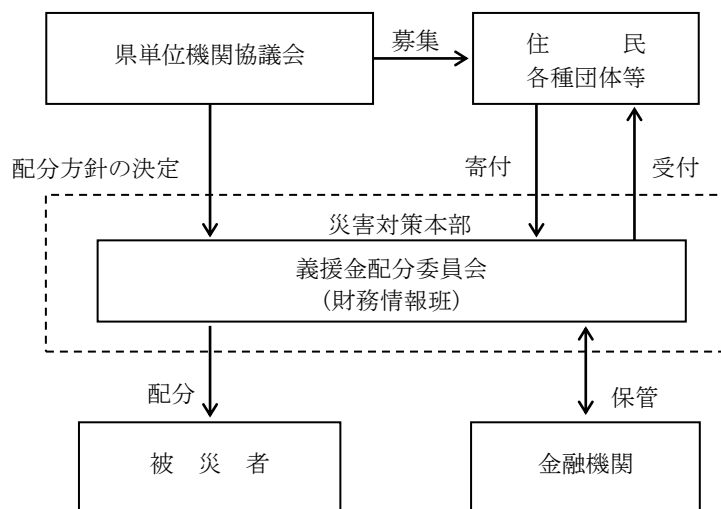
ア 死者（遺族）

イ 災害により障がい者となった者・重傷者

ウ 住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯

エ その他、災害の状況に応じて、委員会で協議のうえ、決定する者

■義援金の流れ



(2) 義援物資の募集

〈物資調達班〉

①義援物資の募集

物資調達班は、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めた時は、関係機関の協力のもと、広報班を通じ義援物資の募集を行う。その際、県及び市町は報道機関等を通じ、次の内容について広報を行う。

ア 被災地において必要とする物資

イ 被災地において不要である物資

ウ 当面必要でない物資

エ 義援物資送付の際の留意事項

a. 生ものは入れないこと。

b. 品物はビニール袋に入れてから、箱に梱包すること。

c. 中身がわかるように三方にラベルを貼り付け品名、数を明記すること。

②義援物資の受付

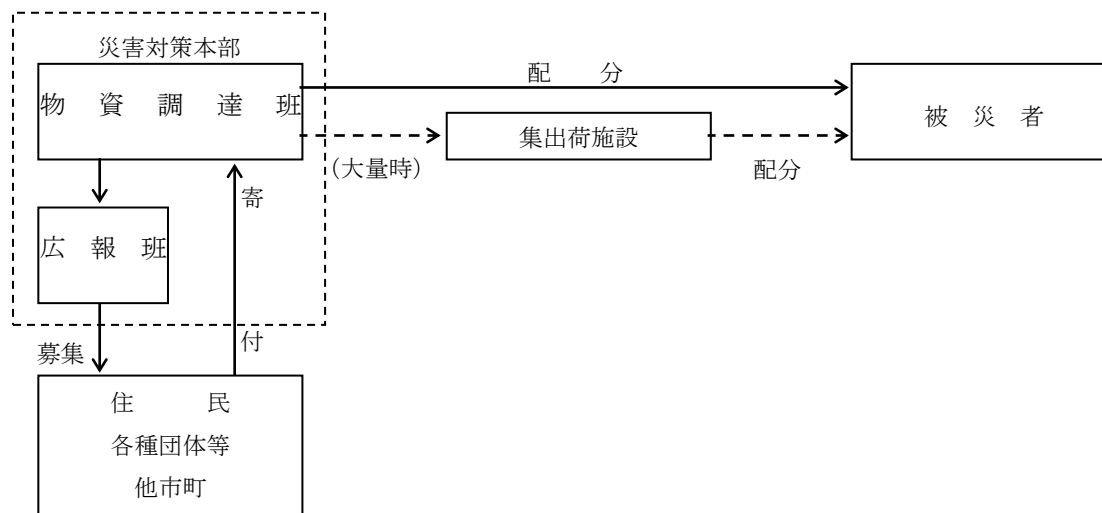
市は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受け付けを行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、倉庫業者や宅配業者、広域輸送拠点及び地域内輸送拠点においてボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市は、物資の搬入、集積、仕分け等が困難な場合には、県及び近隣市町に協力を要請する。

③義援物資の配分

物資調達班は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分にあたって被災者の状況等について十分に考慮し、公平な配分を行う。

■義援物資の流れ



第5節 住宅対策計画

〈住宅班〉

災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復又は再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理を行うことで居住の安定を図る。また、この実施にあたっては高齢者・障がい者等の要配慮者に対して、十分に配慮する。

1. 実施体制

被災者に対する応急住宅対策は、住宅班を中心として市内の建設業者の応援協力のもとに実施する。

2. 応急仮設住宅の設置・供与

(1) 供給基準

応急仮設住宅の供給基準は、災害救助法が適用された場合、同法及びその運用方針による。

(2) 入居対象者

応急仮設住宅への入居は、次に定める者のうちから十分な調査に基づき、認定して入居させる。ただし、供給戸数に対して、入居希望者数が上回る場合は、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮すると共に、高齢者や心身障がい者等の要配慮者を優先的に入居させる。

①住家が全壊、全焼又は焼失して、居住不能の状態にある者

②相当期間滞在できる親類、知人等の居宅がない者

③自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者

このうち、具体的には次の者を優先する。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者

イ 特定資産のない失業者、寡婦及び母子世帯

ウ 特定資産のない勤労者及び小企業者等

(3) 応急仮設住宅の設置

市は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を設置する。市本部は、実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

① 応急仮設住宅の建設

市は、あらかじめ2次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。災害が発生した場合には、市は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人滋賀県建設業協会等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。なお、応急仮設住宅を建設する場合は、段差の解消やスロープや手すり等の設置を図り、高齢者・障がい者に配慮した構造とするように努める。

また、同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置すると共に、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を設置するように努める。

② 賃貸住宅等の借上げによる設置

災害が発生した場合には、①の応急仮設住宅の建設の他、公営住宅や民間賃貸住宅等を県が借上げ、住宅を失った被災者に提供することが有効である。

市は、県の公営住宅、また、災害時応援協定を締結している公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として提供する。

(4) 建設と供給の時期

応急仮設住宅の建設は、プレハブ建築協会や県建設業協会等の関係団体の協力のもとに災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに竣工させる。建設にあたっては、段差の解消、スロープや手すりの設置等、高齢者、障がい者等に配慮した構造となるよう努める。

また、その供与期間は完成の日から2ヶ年以内を限度とし、目的を達成した後の処分については災害救助法及びその運用方針によって対応し（参考：建築基準法第85条第3項 仮設建築物に対する規制の緩和）、入居者にはこの趣旨を徹底させると共に、公営住宅の斡旋等を行う。

(5) 建設場所

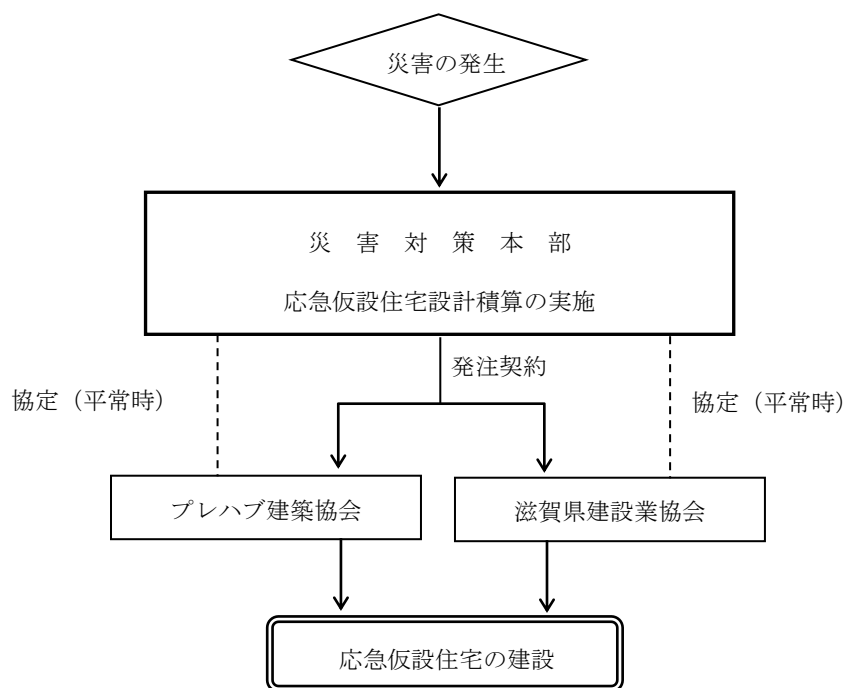
応急仮設住宅の建設場所は、二次災害の危険性や給排水施設等を勘案のうえ、被害の状況に応じて、被災地付近の適地を選定する。本編 48 ページ防災拠点施設一覧参照

(6) 応急仮設住宅の型式、規模及び費用

応急仮設住宅の建築規模は、1戸当たり 2K（延床面積 29.7 ㎡）を基準とした連戸型とする。
また、1戸当たりの建設費用の限度額は、災害救助法に定めるものに準じる。

(7) 応急仮設住宅における要配慮者対策

高齢者、障がい者等が入居する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣を行い、要配慮者の日常生活機能の確保と健康維持を図る。

■ 応急仮設住宅建設のフロー**(8) 応急仮設住宅の運営管理**

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもと共に、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

3. 住宅の応急修理

(1) 対応基準

住宅の応急修理の対応基準は、災害救助法が適用された場合、同法及びその運用方針による。

(2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、住家が半壊又は半焼してそのままの状態では日常生活を営むことが不可能だが、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(3) 修理期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に竣工させる。

(4) 住宅の応急修理の規模と費用

住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
また、1戸当たりの修理費用の限度額は災害救助法に定めるものに準じる。

4. 建設資材の調達

住宅班は、応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理に伴う建設資材の供給は、事前に協定等を締結している市内又は近隣市町の建設業者から速やかに調達する。

5. 被災宅地危険度判定

市は、降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し市民の安全の確保を図ることを目的として「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき迅速かつ的確に危険度判定を実施する。

6. 被災建築物応急危険度判定の実施

住宅班は、災害によって被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か、また、二次災害に対して、安全が確保できるか否かの判定を、滋賀県や民間建築士等の協力を得て実施する。

(1) 被災建築物応急危険度判定調査

地震直後、早急に余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止すると共に、被災者がそのまま自宅にいてよいか、指定避難所へ避難した方がよいか等を判定する。

(2) 被災度区分判定調査

家屋の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の要否を判定する。

第6節 救急救助及び医療救護計画

大規模災害等の発生に伴い、川に流された人、倒壊建物の下敷きとなった人、火災から逃げ遅れた人等を捜索し、又は救出して保護するため、救出・救護活動を行う。

また、災害発生から数日が経過して衛生状態、生活環境が悪化すると健康を害する被災者が多数発生すると想定されるため、これらに対する医療体制を整備する。

1. 救出計画

＜守山警察署、消防局、救助班、保健・医療救護対策班＞

被災者の救出は、災害の状況と被災者の疾病、傷病の程度を勘案し、関係機関及び各部との緊密な連携のもとに行う。特に災害発生直後は、地域の自主防災組織がそれらの機関の救出活動に協力すると共に、自主的な救出活動を行う。

また、山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、県のヘリコプター出動を要請する等、迅速かつ的確な措置を講じる。

(1) 被災者が少ない場合

消防署長の指揮により救出作業にあたり、負傷者を直ちに救護所又は病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの指定避難所へ誘導する。

(2) 被災者が多い場合

学区連絡所を中心に被災者救出本部を設置し、消防署長の指揮により救出作業を行う。

保健・医療救護対策班及び市内の病院の応援・協力のもとに、傷病者の重傷度の判定を行うと共に、応急処置を実施する。二次救護等の必要な重傷患者については、後方医療施設に移送する。

(3) その他

市を管轄する防災関係機関等の救助体制で救出が困難な時は、自衛隊及び近隣市町の消防機関、県外の消防機関に対して、県知事を通じて応援を要請する。

また、救出のために必要となる最低限の機材は、各地域の公共施設等の倉庫に保管しておき、特殊な機材については、関係機関との十分な連絡のもとに調達を図ると共に、あらかじめ協力体制を締結している市内の建設業者、造園業者等に応援を求める。

市、県、県警察、消防等防災関係機関は、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、重傷者や重病者等の救助・救急を行う。

2. 医療救護体制

(保健・医療救護対策班)

災害時における被災者の医療及び助産に必要な措置をとるため、医療施設の被災状況を把握したうえで、救護活動が可能な施設において実施する。

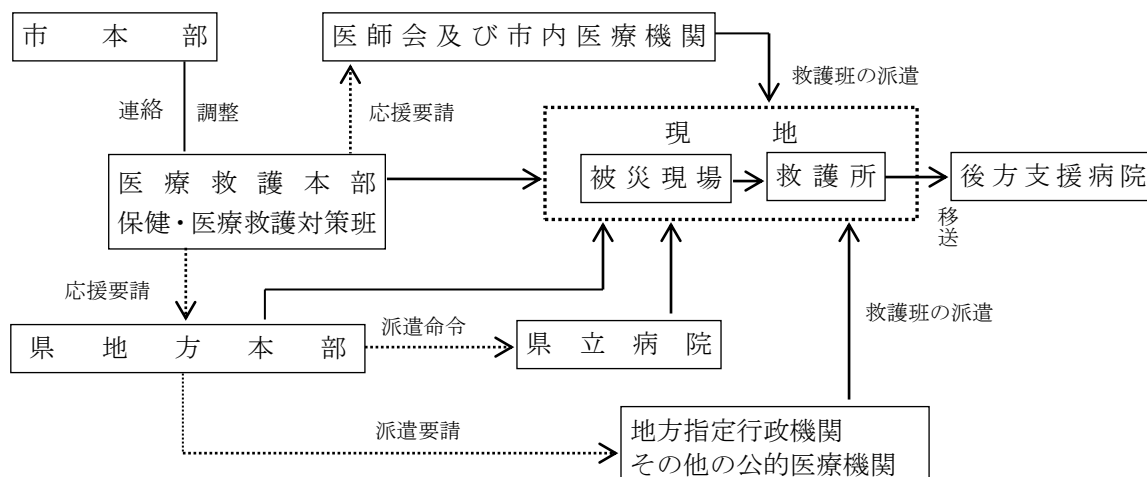
(1) 実施体制

保健・医療救護対策班は、被災者の状況に応じて、野洲市災害時保健師等活動マニュアルに基づき医療救護本部を組織する。医療救護本部は、県地方本部の協力を得ながら市内及び近隣市町の病

院に協力を求め、救護班を編成し、被災地域及び避難収容施設の医療、助産の万全を期す。また、災害の規模及び発生状況に応じて、県地方本部を通じて県本部に救護班の出動等を要請する。

また、災害救助法が適用された場合（資料編参考資料－3）には、知事と日本赤十字社滋賀県支部長との間に締結された「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部長が医療助産活動を実施する。

■医療救護活動の実施体制



■医師会連絡先

名 称	所在地	電 話	備 考
守山野洲医師会	守山市下之郷 3-2-5	077-582-4113	
草津栗東医師会	草津市大路 2-11-51	077-563-3380	
滋賀県医師会	栗東市継 1-10-7	077-514-8711	

■歯科医師会連絡先

名 称	所在地	電 話	備 考
草津栗東守山野洲歯科医師会	守山市下之郷 3-2-5	077 - 581-3355	

■薬剤師会連絡先

名 称	所在地	電 話	備 考
滋賀県薬剤師会	草津市笠山 7-4-52	077-565-3535	

■助産師会連絡先

名 称	所在地	電 話	備 考
社団法人日本助産師会滋賀県支部	野洲市栄 29-12	077-586-2609	

■看護師会連絡先

名 称	所在地	電 話	備 考
公益社団法人滋賀県看護協会	草津市大路 2-11-51 号	077-564-6468	

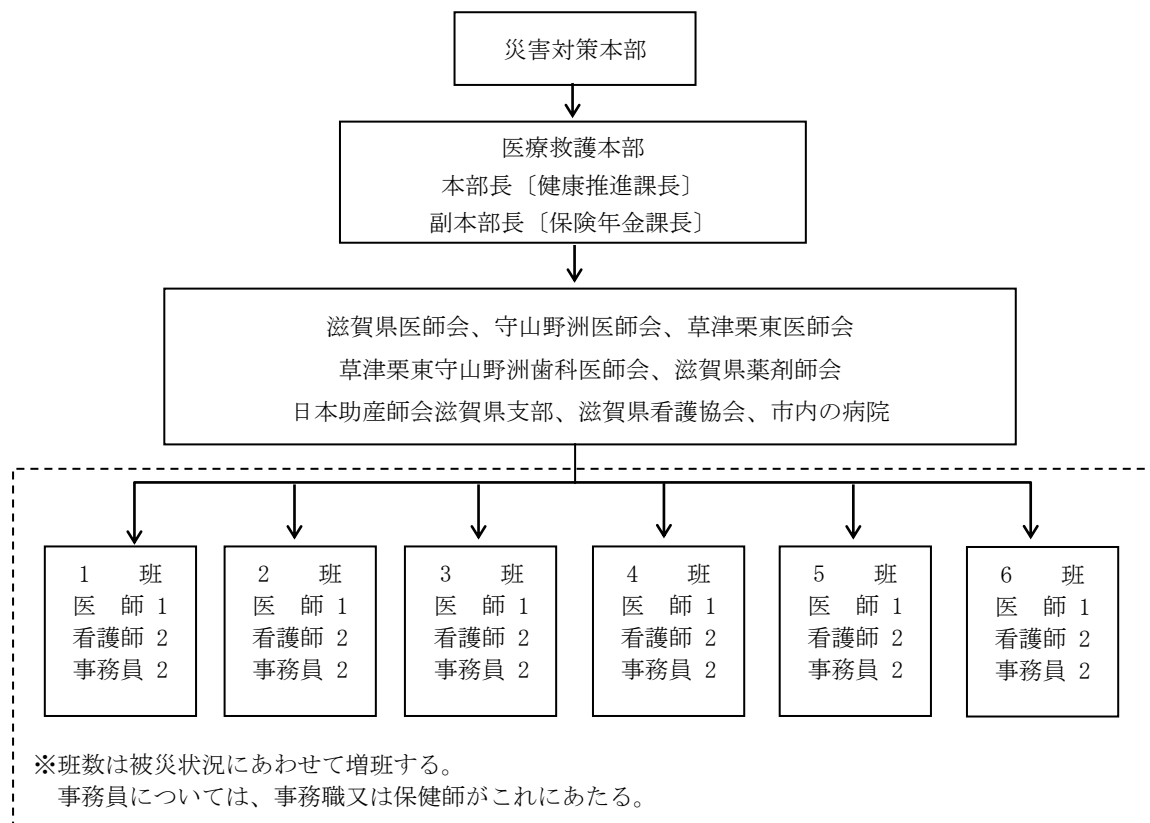
■栄養士会連絡先

名 称	所在地	電 話	備 考
公益社団法人滋賀県栄養士会	守山市梅田町 2-1 号 セルバ守山 110 号	077-581-1366	

(2) 保健・医療救護対策班の編成

1 個班の編成は、医師 1 人、看護師 2 人（必要に応じて、助産師 1 人を加配）、事務員 2 人を基本とし、医師が班長となる。

上記の班編成で医師会の要請も含めて 6 班を編成し、医療救護活動にあたるが、被災状況に応じて、適宜増員する。



(3) 医療・救護活動の内容

①医療・助産の範囲

ア 医療

- a. 診療（傷病者の重傷度の判定）
- b. 薬剤又は治療材料の支給
- c. 処置、手術その他の治療及び施術
- e. 病院又は診療所への収容
- f. 看護

イ 助産

- a. 分娩の介助及び分娩前後の処置
- b. 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

②活動内容

救護活動の実施内容は、次に定めるとおりとする。

- ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージタグの作成）
- イ 救急救命医療の実施
- ウ 後方医療施設への移送指示

エ 助産活動

オ 遺体の検死

カ 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

キ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

■救護活動における被災者搬送施設

区 分 (症 状)	位置づけ	施 設
初期救護 (軽傷及び応急処置)	救護所	救護所一覧を参照 (次ページ)
二次救護 (重傷及び緊急治療)	救急告示病院	野洲病院 (205 ページの表の 35 参照) 滋賀県立総合病院 (206 ページの表の 2 参照) 守山市民病院 (206 ページの表の 3 参照) 近江草津徳洲会病院 (206 ページの表の 5 参照)
三次救護 (重傷及び緊急治療)	災害拠点病院 (地域 災害拠点病院)	済生会滋賀県病院 (206 ページの表の 1 参照) 草津総合病院 (206 ページの表の 4 参照)

(4) 医薬品及び医療器材の調達

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材は、市内主要薬局薬店より調達するが、災害の種類、規模に応じて、滋賀県医薬品卸協会、医師会、保健所等に協力を要請する。

■医薬品及び医療資機材の調達先

番号	名 称	所在地	電 話	備 考
1	草津保健所	草津市草津 3-14-75	077-562-3526	
2	滋賀県医師会	栗東市綾 1-10-7	077-514-8711	
3	守山野洲医師会	守山市下之郷 592-1	077-582-4113	
4	草津栗東医師会	草津市大路 2-11-51	077-563-3380	

3. 病院等の被災状況の把握

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

① 重傷、人工透析等、継続治療を要する患者の受入れ可能限度の確認

患者受入れにあたっての不足医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師）等

② 医療従事者の派遣体制の確認

ア 派遣可能保健・医療救護対策班数

イ 派遣可能医療従事者数

ウ 救護医療活動に要する不足医薬品等医療資機材、不足医療従事者（医師・看護師）等

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺、又は低下している病院等の確認

① 簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等

ア 重傷、人工透析等、継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）

イ 現状復旧に要する修繕等

- ②修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等）
入院患者の実態

(3)在宅療養者の確認

本市は、県と連携し在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用している患者について安否確認を行うと共に、必要に応じて搬送等を実施する。

4. 県への救護要請

市の保健・医療救護対策班のみでは応急対策が困難であると保健・医療救護対策班長が判断した時は、滋賀県災害対策地方本部（滋賀県災害医療地方本部）を通じて、滋賀県災害対策本部（滋賀県災害医療本部）に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請すると共に、日本赤十字社滋賀県支部にも応援協力を要請する。

5. 救護所の開設

保健・医療救護対策班は被害状況に応じて、病院や災害対策本部会議等と連絡調整のうえ、被災地付近の小学校等必要箇所に臨時救護所を開設する。なお、被災者が疾病、傷病のため、医療機関へ収容する必要が生じた時は迅速に最寄りの医療機関に収容する。

また、ヘリコプターを利用した患者の移送等は、防災関係機関の協力により指定のヘリポートを利用する（参照：本編 83 ページ）。

■救護所一覧

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	野洲小学校	小篠原 1147	077-587-0062
2	三上小学校	三上 111	077-587-0049
3	祇王小学校	上屋 1169	077-587-0129
4	篠原小学校	大篠原 1414	077-587-0179
5	北野小学校	市三宅 240	077-587-0058
6	中主小学校	西河原 712	077-589-2012

.....

■市内医療機関（歯科は除く。）

No.	医療機関名	所在地	電話番号	標榜科
1	伊藤整形外科医院	大畑 14-12	077-586-1085	整形外科
2	えとうクリニック	吉地 1193-1	077-575-8808	内科、小児科、消化器科
3	おおはし腎透析クリニック	永原 1833-4	077-588-0084	腎臓内科、透析内科
4	かねこ整形外科	久野部 191-1	077-588-6060	リウマチ科、整形外科 リハビリテーション科
5	岸本産婦人科	北野一丁目 15-35	077-586-1821	婦人科、内科
6	北村眼科	行畑一丁目 12-6	077-588-4340	眼科、内科
7	希望が丘クリニック	市三宅 2354	077-586-4103	産婦人科、小児科（586-4106）
8	甲原医院	小篠原 2057-1	077-587-0070	内科、循環器内科、消化器内科
9	桜井皮ふ科医院	久野部 192-1	077-518-0606	皮膚科、アレルギー科
10	澤田医院	富波甲 1087-1	077-588-5855	内科、小児科、リハビリテーション科
11	白井医院	永原 1833-1	077-587-0125	内科、放射線科
12	すぎやま内科	小篠原 1974-1	077-586-1218	内科、消化器科、循環器科、小児科
13	高田クリニック	行畑 736	077-535-1528	内科、外科、皮膚科
14	たちいり小児科医院	久野部 198-1	077-588-0141	小児科
15	田中医院	比江 816	077-589-2113	内科、神経内科、小児科
16	ちかもち内科医院	小篠原 2208-1	077-518-0511	内科、消化器科、皮膚科
17	遠田整形外科	市三宅 2339-1	077-518-0220	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
18	なかにし耳鼻咽喉科	小篠原 1033-1	077-586-3341	耳鼻咽喉科、アレルギー科
19	野村内科医院	小篠原 2177	077-587-0066	内科、糖尿病内科
20	平田医院	三上 1937-14	077-588-2111	内科、小児科、婦人科、リハビリテーション科
21	藤井医院	市三宅 2480	077-586-5848	外科、整形外科、皮膚科、内科
23	緑王診療所	栄 31-3	077-588-0572	内科
24	本田医院	近江富士 2-5-2	077-588-3500	内科、小児科、放射線科
25	南医院	吉地 1412	077-589-5061	内科、循環器科、消化器科、小児科、皮膚科
26	宮本整形外科	小篠原 958-3	077-586-2457	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科
27	もりおか小児科医院	三上 2112-9	077-586-4900	小児科、内科
28	森野内科・胃腸科	北野一丁目 19-33	077-587-3636	内科、胃腸科、循環器科、レントゲン科
29	やすだ眼科	北野 1-1-8	077-586-3020	眼科
30	山田クリニック	市三宅 2725	077-518-0355	内科、胃腸科、肛門科、外科、皮膚科
31	山地内科	三上 279-1	077-586-8708	内科、呼吸器科、循環器科
32	吉川医院	吉川 928	077-589-3901	外科、整形外科、胃腸科、皮膚科、麻酔科、放射線科
33	吉田クリニック	市三宅 2732	077-588-5080	内科、循環器科
34	湖南病院	八夫 2077	077-589-5155	精神科、心療内科
35	野洲病院	小篠原 1094	077-587-1332	内科、消化器科、循環器科、代謝・内分泌科、神経内科、小児科、外科、整形外科、婦人科、眼科、脳神経外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、放射線科、皮膚科、人間ドック、脳ドック、回復期リハビリテーション病棟、肛門科、麻酔科
36	びわこ学園医療福祉センター野洲	北桜 978-2	077-587-1144	内科、小児科、精神科、リハビリテーション科（障がい児のみ）

第3部 災害応急対策計画

第4章 災害救助保護計画

No.	医療機関名	所在地	電話番号	標榜科
37	滋賀保健研究センター	永原 664	077-587-3588	内科、健康診断、人間ドック
38	うえだこどもクリニック	小篠原 869-1	077-596-3751	小児科
39	おかもと耳鼻咽喉科クリニック	市三宅 2339-4	077-518-0880	耳鼻咽喉科
40	たけだ眼科	富波甲 1086-5	077-518-0222	眼科
41	ほりで医院	久野部 1-15	077-587-1601	内科
42	株メディック	富波乙 592	077-588-3456	臨床検査

資料：守山野洲医師会ホームページ

■市外（近辺）の主な医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号	標榜科
1	済生会滋賀県病院	栗東市大橋 2-4-1	077-552-1221	総合内科、糖尿病・代謝内科、禁煙外来、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科・婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、病理診断科、救急科
2	滋賀県立総合病院	守山市守山 5-4-30	077-582-5031	血液・腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、老年内科、免疫内科、神経内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、総合内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、緩和ケア科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診断科
3	守山市民病院	守山市守山 4-14-1	077-582-5151	内科、外科、小児科、整形外科、眼科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、脳神経外科、リハビリテーション科、麻酔科、人工透析部
4	草津総合病院	草津市矢橋町 1660	077-563-8866	総合内科、心臓血管センター、循環器内科、心臓血管外科、消化器科、消化器内視鏡センター、肺がん・呼吸器疾患センター、糖尿病・内分泌科、血管内科、小児科
5	近江草津徳洲会病院	草津市東矢倉 3-34-52	077-567-3610	総合診療科、内科（消化器 内分泌）、神経内科、循環器科、心臓血管外科、外科、小児科、産婦人科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、P E T 健診センター、内視鏡センター、救急部

資料：守山野洲医師会ホームページ

6. 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・引渡し及び火葬（埋葬）計画

〈救援避難対策班、環境衛生班、守山警察署、医師会、日本赤十字社〉

市本部等は、行方不明者がいるおそれが判明した場合、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と連携して行方不明者の捜索活動を行う。また、遺体を発見した場合は、県警察が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、遺体を遺族に引き渡すと共に、円滑な火葬（埋葬）を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合（参考資料-3）の遺体処理は、検死終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施し、市本部は市分区としての活動を実施する。

(1) 実施体制

行方不明者捜索及び処理、埋葬は環境衛生班が行うが、警察や医師会等の関係機関との緊密な連携のもとに実施する。

なお、身元照会（住所、氏名、生年月日、性別等）への対応と、身元確定が早期に可能となるよう、戸籍及び住民票の検索ができる体制を整備する。

(2) 行方不明者の捜索及び遺体の収容

行方不明者の捜索及び遺体の収容は、市本部等が県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

また、行方不明者を発見するために受付窓口を設けて情報収集を図ると共に、身元不明遺体については写真、特徴等の掲示を行う等、迅速な身元確認に努める。

さらに、遺体安置所、仮埋葬地の選定・確保に努める。

① 処理方法

遺体の処理方法は、次に定めるとおりとする。

ア 遺体を発見した時は、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師立会のもとに検死を行う。

イ 検案後遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車で遺体安置所（被害現場近くの公共施設又は寺社等）に搬送し、収容する。

ウ 遺体は、遺体安置所に到着順に仮安置する。

エ 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

オ 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。

カ 性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体安置所に掲出する。

キ 身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。

ク 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取扱う。

② 遺体処理に関わる手続き等

収容棺及び納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、市内外の葬儀業者から調達する。

③ 遺体の引渡し

警察は、身元が明らかでない遺体、身元は明らかであるが遺族等のない遺体及び引取りが著しく遅れる遺体は、市本部に所持品と共に引き渡す。

④ 遺体の火葬

遺体の火葬は、野洲川斎苑を使用し、必要に応じて、その他周辺市町の火葬場を借用する。火葬は、火葬台帳に記載のうえ、行う。市単独で処理不可能な場合は、県本部に対して、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

また、市本部は火葬を円滑に実施するため次の事務を行う。

ア 死亡者数の把握

イ 火葬計画の作成

ウ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保

エ 燃料、ドライアイス、棺等資材の在庫状況の把握・確保

オ 火葬のための関係者に対する協力要請

カ 相談窓口の設置及び住民への情報提供

■ 火葬場

名 称	所在地	電話番号
野洲川斎苑	守山市川田町 2230-3	077-518-1755

■ 主な周辺市町の火葬場

名 称	所在地	電話番号
草津市営火葬場	草津市草津 4-3-7	077-562-2751
さざなみ浄苑	近江八幡市船木町 37	0748-33-3825
志賀聖苑	大津市志賀町木戸 1494-1	077-592-2000
甲賀斎苑	甲賀市甲南町葛木 715	0748-86-8448

第5章 交通規制計画

〈守山警察署、土木班〉

大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限すると共に、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路及び緊急交通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

1. 交通規制の実施要領

(1) 状況把握

各道路の通行可否や交通状況を迅速に把握するため、道路管理者や警察等は、現場の被害調査を行う。

(2) 実施要領

①災害発生直後

救出・救護の迅速と避難路の確保及び被害の拡大防止を図るため、走行中の車両を停止させたうえで道路外又は道路左側に退避させる他、被災地区に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

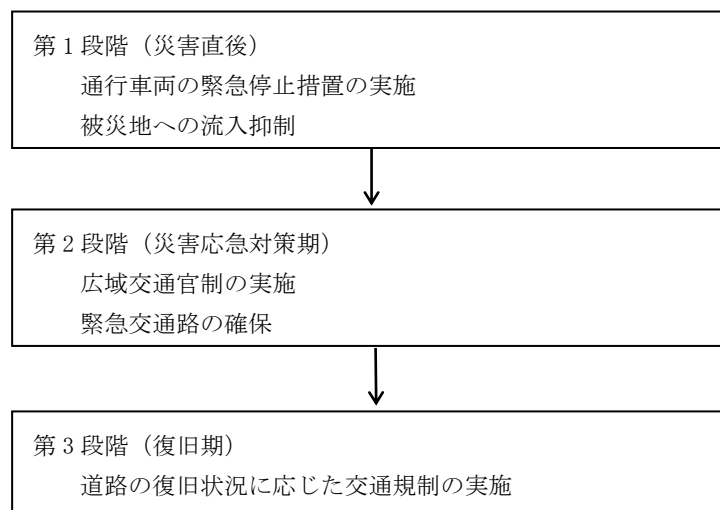
②災害応急対策期

災害応急対策における緊急交通路を確保するため、広域交通管制を実施し、区域又は区間を指定したうえで、緊急通行車両以外の車両通行を禁止又は制限する。

③災害復旧期

円滑かつ有効な災害復旧を目指すため、被災地、その周辺等における道路の復旧状況に応じて、交通規制の見直しを行う。

■交通規制の実施フロー



(3) 規制の標識等

交通規制をした時は、その実施者は、次の標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な時は、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止、又は制限したことを明示する。そのうえで、必要に応じて、遮断等の措置をとると共に、警察官等が現地において交通整理等にあたる。

① 規制標識

規制を行う法令により次の様式によって明示する。

規制を行う法令	様式
道路法及び道路交通法	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定めるもの
災害対策基本法	災害対策基本法施行規則別記様式第2

② 規制条件の明示（災害対策基本法施行令第32条）

道路標識には次の事項を明示する。

- ア 禁止又は制限の対象
- イ 規制する区間
- ウ 規制する期間

③ 迂回路の明示（災害対策基本法施行令第32条第1項）

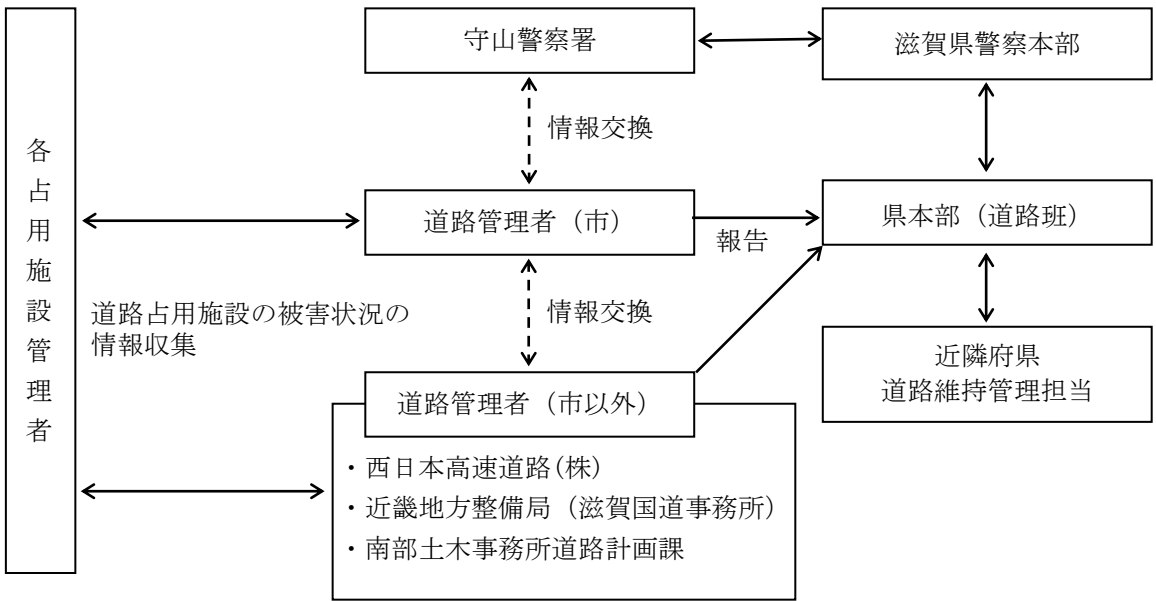
規制を行った時は適当な迂回を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

2. 交通規制の報告系統

道路に災害が発生した時、若しくは災害発生のおそれがあり、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合は、道路管理者が通行の禁止又は制限の決定を行い、県本部（道路班）に報告する。また、道路管理者は、次に示す項目を実施する。

- ① 道路占用物の被害状況の情報収集
- ② 道路占用物の被害により交通に支障がある場合、占用施設管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。
- ③ 各道路管理者と情報交換をし、道路ネットワーク状況を把握する。
- ④ 警察署と連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

■ 交通規制の報告系統



3. 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

警察、道路管理者が協議し、緊急輸送道路のうち通行可能な路線を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行う。

(2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて、警備業者等に対して、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

4. 交通情報の提供

道路管理者は、緊急交通路を確保する際や通行不可能な道路が判明した時は、テレビ、ラジオ等の報道機関やインターネットホームページ等の情報伝達手段を利用して、住民に正確な交通情報の提供を図る。

第6章 輸送計画

〈総務班〉

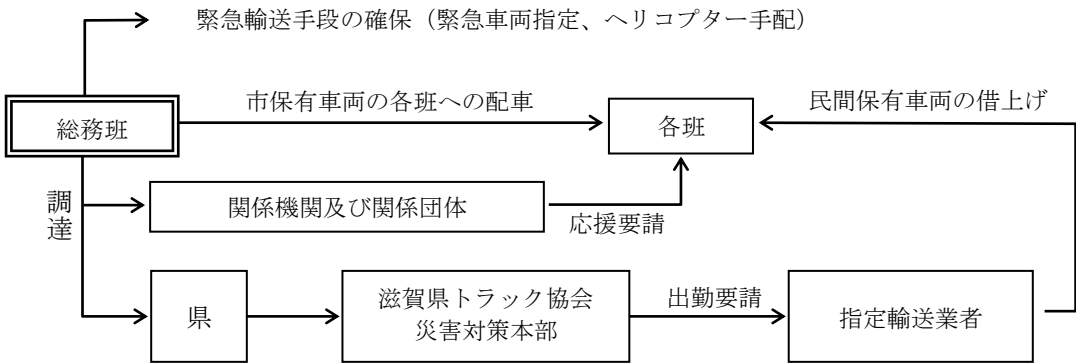
災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や復旧作業に必要な資機材等を効率的に搬送するため、輸送手段や方法等の輸送体制を確立する。

1. 緊急輸送体制

輸送体制の確立は、総務班を中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は、各所管班において実施し、その結果を総務班に報告する。

また、滋賀県トラック協会湖南地区貨物輸送協議会は、市長の緊急輸送指令に基づき協会災害対策本部を設置する。続いて協会災害対策本部長は、野洲市所在の輸送業者に対して、出動要請を行う。なお、必要に応じて、その他会員事業所に出動要請することがある。

■緊急輸送の実施体制



2. 輸送の範囲と優先順位

(1) 輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するために、極力控える。

- ①被災者の避難及び救出
- ②給水
- ③救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送
- ④食料、生活必需品等の生活物資の搬送
- ⑤公共施設の応急復旧
- ⑥遺体の移送

(2) 輸送対象の優先順位

- ①災害発生後 24 時間程度まで
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
 - ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
カ 食料、水等生命の維持に必要な物資

②災害発生後3日程度まで

上記①に加えて、

ア 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
イ 遺体の搬送

③災害発生後4日目以降

上記②に加えて、

ア 災害復旧に必要な要員及び物資
イ 生活必需品
ウ 災害廃棄物

3. 緊急輸送道路の確保

災害発生時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施するため緊急輸送道路は、次に示す。

これらの路線においては、消防・救助や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、必要に応じて、この他の一般車両の通行を大幅に規制する。

①第1次緊急輸送道路：名神高速道路、国道8号

②第2次緊急輸送道路：県道希望が丘文化公園北線、県道守山中主線（一部）、県道近江八幡大津線、主要地方道近江八幡守山線（一部）、市道野洲中央線（一部）、県道木部野洲線（一部）、市道乙窪比留田線（一部）

③第3次緊急輸送道路：国道477号、主要地方道野洲中主線、主要地方道野洲甲西線、主要地方道大津能登川長浜線、県道木部野洲線（一部）、県道希望が丘文化公園南線、県道野洲停車場線、県道小島野洲線（一部）、県道守山中主線（一部）、市道市三宅妙光寺線（一部）、市道辻町小比江線、市道1号線、市道野洲マイアミ線、市道乙窪比留田線（一部）

4. 緊急輸送のための交通の確保

(1) 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

①道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

②国土交通大臣は、道路管理者である県及び市に対し、知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

5. 輸送方法

(1) 車両による輸送

車両の使用はその目的、期間、台数等必要事項を明らかにし、各班からの要請を災害対策本部が承諾したうえで行う。

市保有車両は、あらかじめ定められた各班への配車を原則とするが、災害対策状況により総務班が必要と認めた場合はこの限りでない。

輸送業者等からの車両の調達、各班からの要請に応じて、総務班が調達及び配車を行う。

総務班において必要台数の車両の確保が困難な場合は、関係機関や関係団体に対して、応援要請を行うと共に、民間保有車両の借上げを実施する。

①緊急通行車両の指定

災害時の緊急通行車両は、警察（警察本部又は警察署）又は滋賀県に事前届出申請を行う。申請時には、緊急通行車両等事前届出書（様式第18号）2通と緊急通行車両として使用する業務内容を証明する書類（様式第19号）等を提出する。事前届け出申請があった場合は、審査後に緊急通行車両等事前届け出済証が発行されるので、災害時に警察本部又は最寄りの警察署に持参し、災害対策基本法施行令第33条第1項の証明書（様式第20号）及び標章（様式第22号）の交付を受ける。

②緊急通行車両の基準

緊急通行車両は、次のア及びイのいずれにも該当する車両であり、①の手続きを経た結果、県公安委員会が認めたものをいう。

ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

a. 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事する車両

（以下、「に従事する車両」省略）

b. 消防、水防その他の応急措置

c. 被災者の救出、救助その他保護

d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育

e. 施設及び設備の応急の復旧

f. 清掃、防疫その他保健衛生

g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

h. 緊急輸送の確保

i. その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置

イ 次の各号に該当する車両

a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有している車両であること。

b. 指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両であること。

c. 災害時に他の関係機関団体等から調達する車両であること。

③燃料の調達

車両による輸送用の燃料は、指定の燃料業者からの調達を行う。

(2) その他の輸送手段

車両では一定の輸送力が確保できない場合は、関係交通施設の被災・復旧状況を勘案したうえで、次の輸送手段を用いる。

①陸上輸送

ア 人員の輸送

消防、救助、救急、医療救護等については「第3部第1章第7節消防計画」及び「第3部第1章第9節救急救助及び医療救護計画」、避難については「第3部第4章第1節避難計画」による。上記計画により、又は上記計画の他、人員の輸送が必要なときは次のとおりとする。

a. バスによる輸送

一般社団法人滋賀県バス協会に対し、会員企業保有のバスによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県バス協会から斡旋を受ける。

b. タクシーによる輸送

一般社団法人滋賀県タクシー協会に対し、会員企業保有のタクシーによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県タクシー協会から斡旋を受ける。

c. 福祉車両による輸送

福祉車両を有する県内の福祉事業者、福祉有償運送事業者（福祉有償運送運営協議会）、県タクシー協会に対し、福祉車両（介護タクシー含む。）による輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合、事業者が不明な場合は、国土交通省近畿運輸局に対し協力を求める。

d. 鉄道による輸送

(i) JRによる輸送

緊急輸送の要請は、最寄り駅長を通じて行う。要請を受けたJRは、防災関係機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。

(ii) 私鉄輸送

緊急輸送の要請は、当該会社と協議して行う。

e. 自衛隊による輸送

至急を要するとき、民間事業者等では対応が困難なときは、自衛隊に対し「第4節自衛隊災害派遣計画」に基づき、人員輸送の支援要請を行う。

f. 県等公用車による輸送

その他至急の対応が必要で代替手段のない場合、県等の保有する公用車（バス含む。）を確保し、人員輸送にあてる。

イ 遺体の搬送

遺体の搬送については、「第3部第1章第9節救急救助及び医療救護計画」による。

ウ 応援物資の輸送

a. 民間事業者への委託

県との災害時応援協定に基づき、全国物流ネットワーク協会及び滋賀県倉庫業協会、滋賀県トラック協会に対し物資輸送の委託を行う。協定締結団体だけでの対応が困難な場合は、国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県トラック協会等から斡旋を受ける。

b. 自衛隊への要請

a. の民間事業者への委託が困難なとき、又は至急であるときは、「第4節自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に対し物資輸送の支援要請を行う。

c. 県等公用車による輸送

その他至急の対応が必要で代替手段のない場合、県等の保有する公用車（バス含む。）を確保し、物資輸送にあてる。

その他、上記アからウに規定する手段による輸送が困難なとき、又はその他必要がある場合は、県を通じて国、関西広域連合、応援主管府県に対し輸送の支援要請を行う。

②航空輸送（ヘリコプター）

緊急を要する場合は、県本部を通じて自衛隊等に、航空機（ヘリコプター）の派遣要請を行う。
（飛行場外離着陸場一覧は、本編 83 ページ参照）

6. 輸送の実施

災害発生後の時間経過に従って、交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するために、それらを検討したうえで緊急輸送を実施する。

緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送は道路輸送の補助的役割を担う。

(1) 時間経過ごとの輸送

①災害発生後 24 時間程度まで

災害発生後 24 時間程度の間は、道路交通の機能が十分に回復していないことが予想されるため、人命救助の観点から次の順序で輸送を行う。

ア 消防車両、消防要員、救急救助隊員及びその活動に必要な機材、医療スタッフ及び医療機材の通行。

イ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧のための物資及び要員の被災地への通行。

ウ 被災者への飲料水・食料・毛布等の生活必需品等の救援物資の輸送。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行。

②災害発生後 3 日程度まで

災害発生後 2 日目からは、道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため、応急対策に必要な物資等の輸送へ切り替えていく。

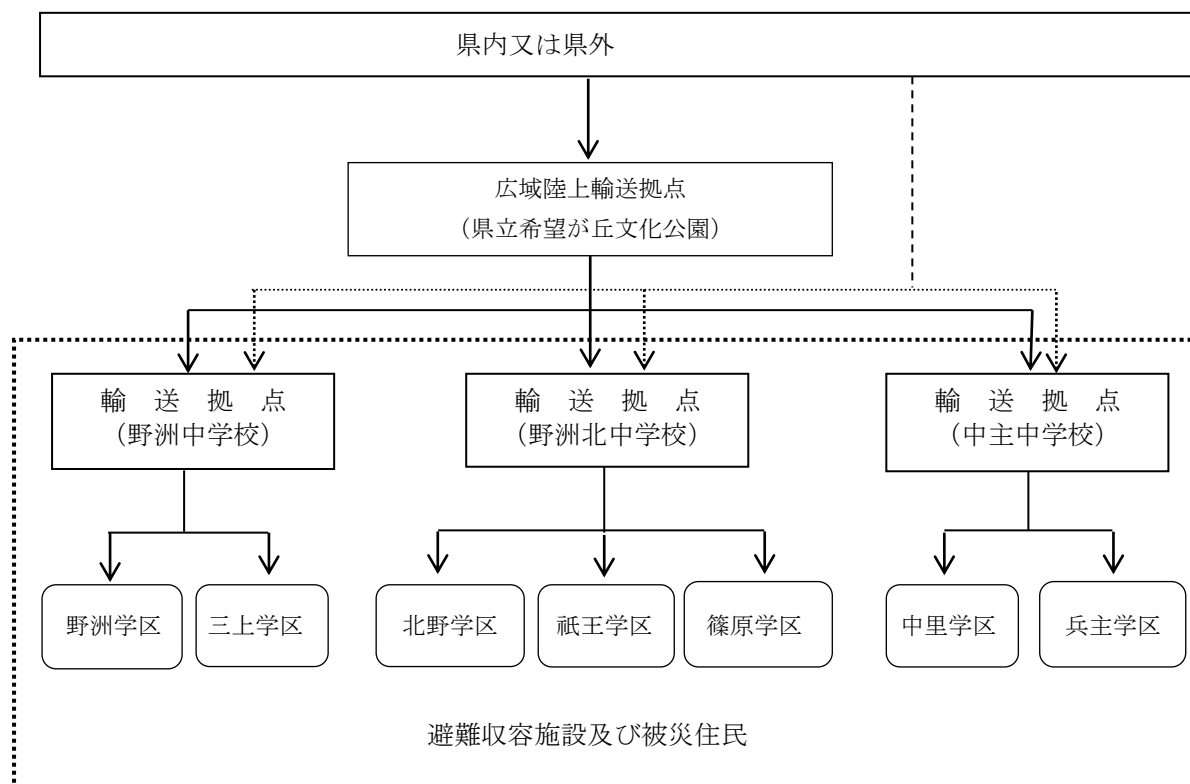
①で示した輸送体制を最優先させるが、それに加えて、避難者に対する救援物資の輸送や傷病者や被災者の被災地外への輸送等の応急対策を目的とする車両等の通行を認める。

③災害発生後 4 日目以降

道路交通機能の安定が想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行させる。

災害時における輸送は、緊急輸送体制によって実施するが、県外からの救援物資及び備蓄庫からの輸送は次の図のように実施する。

■緊急時交通輸送体系のイメージ



(2) 救援物資及び備蓄物資の輸送

輸送に対して、総務班は広域陸上輸送拠点・地域内輸送拠点を開設し、地域内輸送拠点では物資調達班が物資の受入れ、配分を実施する。

①救援物資の輸送

県をはじめ他市町からの支援救助物資は、広域陸上輸送拠点である県立希望が丘公園に集積し配分を行った後、状況に応じて、地域内輸送拠点である各中学校に輸送する。

②備蓄物資の輸送

総務班は、市の備蓄庫にあらかじめ確保している食料や生活必需品等の備蓄物資を、当輸送計画で定める輸送体制により地域内輸送拠点に輸送し、配分をした後、各指定避難所まで輸送する。

(3) 人員輸送に係る輸送拠点

避難住民や傷病者・患者の輸送においては、物資に係る輸送拠点（湖上輸送拠点・場外離着陸場）を同様に利用する。陸上輸送においては、多数の住民の広域避難を行う等、特に輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じて駅、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

第7章 防疫及び保健衛生計画

〈保健・医療救護対策班、環境衛生班〉

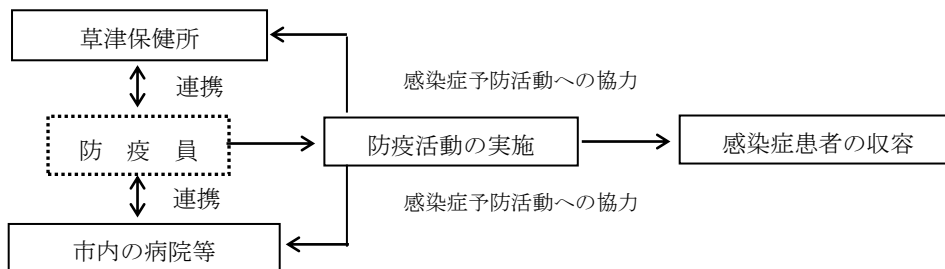
被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれがあるため、感染症の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

1. 実施体制

防疫及び保健衛生活動は、草津保健所、市内の病院等の応援協力のもと、保健・医療救護対策班と環境衛生班が防疫活動を実施する。

防疫員は、概ね運転手1名、作業員2名の計3名をもって1班とし、作業にあたる。

■防疫及び保健衛生活動の実施体制



2. 実施期間

災害発生日から起算して、概ね7日間とするが、被災状況に応じて、適宜判断する。

3. 活動内容

①被災地区における防疫

保健・医療救護対策班は、被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を重点的に、適切な方法による消毒作業及び清潔作業を実施する。

また、必要に応じて、環境衛生班が薬剤によるそ族・昆虫の駆除を同時に実施する。

②消石灰、塩化ベンザルコニウム液の配布

ア 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として概ね1世帯当たり6kgの消石灰を配布する。

イ 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤としてクレゾール液を配布する。概ね1世帯当たりの配布量は、床上浸水200cc、床下浸水50ccとする。

ウ 消石灰、クレゾール液等については、自治会へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼する。

エ 塩化ベンザルコニウム液は、原液キャップ1杯を2～3lの水で希釈して使用する。

③指定避難所の衛生管理及び防疫指導

保健・医療救護対策班は、県防疫職員のもと、指定避難所等における防疫指導を行うと共に、感染症の早期発見、給食等施設の衛生管理並びに保健衛生上の注意事項等について啓発宣伝を行う。

④仮設浴場の設置

ア 仮設浴場の供給

県本部又は市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、自衛隊に（市本部は県本部を経由して）対して支援を要請する等により、地震発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

イ 浴場の開放要請

県本部又は市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場、旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

⑤ 予防教育及び広報活動

保健・医療救護対策班は、草津保健所と連携し、衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を記載したパンフレット及びリーフレットを配布し、被災者への広報活動を行う。また、保健師による訪問健康相談等を実施する等、あらゆる機会をとらえて被災者に対する衛生指導を行う。

⑥ 保健衛生

環境衛生班は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めると共に、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

4. 防疫措置の報告

保健・医療救護対策班は、防疫活動を実施した時は、防疫活動状況を取りまとめ、草津保健所に電話又は文書をもって報告する。また、防疫活動が完了した時は、災害防疫業務完了報告書により活動内容を整理し、速やかに草津保健所に提出する。

- ① 災害状況報告書
- ② 災害防疫活動状況報告書
- ③ 災害防疫経費所要額帳及び関係書類
- ④ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- ⑤ そ族・昆虫等の駆除に関する書類
- ⑥ 家庭用水の供給に関する書類
- ⑦ 患者台帳
- ⑧ 災害防疫作業日誌

5. 県との協力体制

被災状況や感染症の発生状況に応じて、草津保健所が実施する検病調査や健康診断、臨時予防接種等の予防措置には積極的に協力する。

また、市単独での防疫活動が困難な場合は、下記事項を整理のうえ、県へ応援協力を要請する。

- ① 防疫業務の内容
- ② 防疫時間
- ③ 防疫を必要とする世帯数
- ④ 必要な防疫班
- ⑤ 派遣場所
- ⑥ その他必要事項

第8章 災害廃棄物処理計画

〈環境衛生班〉

1. 廃棄物処理

(1) 組織体制・指揮命令系統の整備

市は、平常時に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理に必要な組織体制を整備し、指揮命令系統を確立する。

(2) 情報収集・連絡

市は、廃棄物処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況等の被災状況、収集運搬体制に関する情報等を収集し、県に連絡する。

(3) 協力・支援体制

市は、県と調整のうえ、倒壊家屋や放置車両の撤去等に関して自衛隊や警察、消防等の協力を得られる体制を確保する。

災害の規模に応じて、県に対して必要な支援を求めると共に、支援市町や民間団体、国等との連絡調整を行う。

(4) 一般廃棄物処理施設等

一般廃棄物処理施設及び収集運搬ルート of 被害状況に応じた安全性の確保及び補修を行う。
指定避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行う。

(5) 災害廃棄物処理

被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量、処理可能量等を推計すると共に、平常時に作成した処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

市は、災害廃棄物の収集運搬体制を整備すると共に、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者に委託する等して適正に管理・運営できる人員体制を整備する。

市は、腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場等に消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、適正に保管又は早期に処分を行う。

既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

災害廃棄物の再資源化及び最終処分を円滑に進めるため、仮設の破碎機や選別機の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は適切な設置・運営・管理を行う。

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。

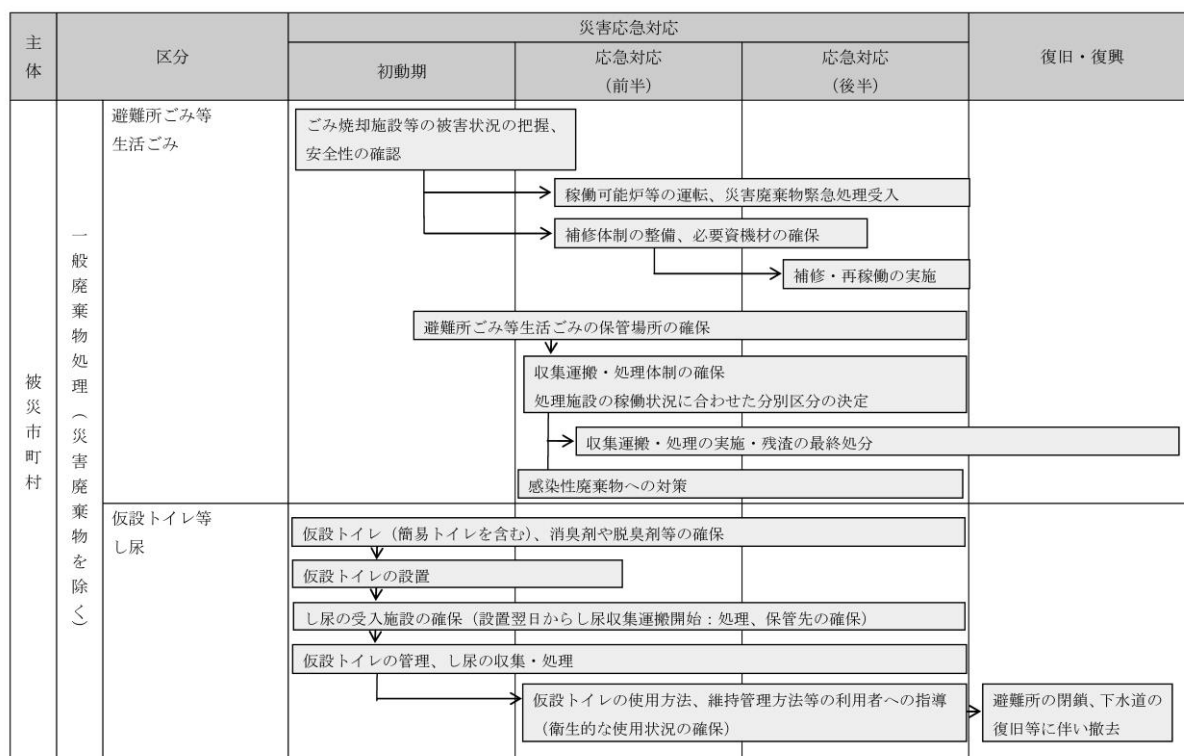
災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理機関に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談のうえ、広域処理に向けた調整を行う。

■災害廃棄物処理

主体	区分	災害応急対応			復旧・復興
		初動期	応急対応 (前半)	応急対応 (後半)	
被災市町村	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携			
	発生量等	↑	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計		
	処理スケジュール		処理スケジュールの検討、見直し		
	処理フロー		処理フローの作成、見直し		
	収集運搬		収集運搬体制の確保		
			収集運搬の実施		↑ 広域処理する際の輸送体制の確立
	仮置場	仮置場の必要面積の算定			
		仮置場の候補地の選定			
		受入に関する合意形成			
		仮置場の確保			
		仮置場の設置・管理・運営			
		仮置場の復旧・返却			
	環境対策、モニタリング、火災対策	↓	火災防止策		
			環境モニタリングの実施		
			悪臭及び害虫防止対策、飛散・漏水防止策		
解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）				
		倒壊の危険のある建物の優先解体（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）			
		解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等を含む）			
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮				
	所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収				
分別・処理・再資源化	腐敗性廃棄物の優先的処理（腐敗物の処理は1か月以内）				
	被災自動車、船舶等の移動（道路上などは前半時に対応）				
		選別・破砕・焼却処理施設の設置		廃家電、被災自動車、廃船舶、漁網等の処理先の確保及び処理の実施	
		可能な限り再資源化			
				混合廃棄物、コンクリートがら、木くず、津波堆積物等の処理	
				処理施設の解体・撤去	
		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理			
最終処分				受入に関する合意形成	↑ 最終処分の実施
各種相談窓口の設置 住民等への啓発広報	解体・撤去等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）				
		相談受付、相談情報の管理			
	住民等への啓発・広報				

環境省「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）

■一般廃棄物処理（災害廃棄物処理を除く。）



環境省「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）

(6) 現有収集・処理能力等

①処理能力

■廃棄物

施設名	管理者	所在地	処理対象	処理能力	電話番号
野洲クリーンセンター	野洲市長	大篠原 3335	可燃性 一般廃棄物	21.5t/24h 2基	077-588-0568
蓮池の里第二処分場	野洲市長	須原 1040-1	不燃性 一般廃棄物	全体容量 32,000m ³	077-589-2117

②一般廃棄物収集運搬可能業者（事業系）

一般廃棄物収集運搬可能業者一覧は、資料編参考資料－18 参照

2. し尿処理

環境衛生班は、倒壊家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥について、被災地の防疫上、速やかに収集処理を行う。また、ライフラインの途絶によって水洗トイレが使用できなくなった場合は、仮設トイレの設置を実施する。なお、これらの対策にあたっては、被災者1人当たり1.4ℓ/日のし尿排泄があると想定する。

(1) 収集方法

被災地域の状況に応じて、市は委託業者と緊密な連絡をとり、避難所等被害者集中地区を重点的に収集する。収集作業が対応不可能になった場合は、近隣市町に応援を要請する。

(2) 処理等の方法

収集したし尿は、し尿処理施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、近隣市町等に処理を要請する。

(3) 仮設トイレの設置

被災の状況によって、被災地区の収容避難所等の人員に応じて、仮設簡易トイレを設置する。避難所には多数の避難者が避難することが想定されるため、指定されている公共施設は必要数の仮設トイレの備蓄に努める他、必要に応じて、近隣市町から借用できるよう、県を通じて要請する。

(4) 処理能力

施設名	所在地	電話番号	処理能力	備考
湖南広域行政組合 環境衛生センター	草津市集町 404-1	568-0251	161 kℓ /日	

第9章 通信及び放送施設応急対策計画

1. 市防災行政無線通信応急対策計画

〈総務班〉

市は、市の保有する防災行政無線等通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うと共に、障害の早期復旧に努め、県本部と市本部及び防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

(1) 災害の発生が予想される場合

市は、次の措置を行う。

- ①要員の確保
- ②予備電源用燃料の確保
- ③機器動作状態の監視の強化
- ④可搬型地球局等の配置
- ⑤局舎、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合

市は、次の措置を行う。

- ①可搬型地球局等による臨時通信回線の設定
- ②職員による仮復旧の実施
- ③電源の喪失等による場合は、県等に電源車の貸与の要請の実施
- ④通信手段の確保が不十分な場合は、県や通信事業者から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保

2. 通信施設応急対策計画

〈西日本電信電話(株)〉

災害発生時においては、復旧活動・重要通信の確保のために、電気通信サービスの維持並びに被害の復旧を迅速かつ的確に行う。災害応急対策は、実施主体である西日本電信電話(株)の規定に従って対処する。市は、西日本電信電話(株)と綿密な情報交換を行い、必要に応じて、応急対策に協力する。

(1) 通信施設の防災計画

災害発生時の通信確保のため、次の事項について計画を策定し、実施する。

①通信施設の防災計画

電気通信施設を災害等に対して強固にするため、耐水性、耐火性、耐震性等について構造強化を図る。

②災害時の応急措置計画

災害が発生した場合は、応急対策及び復旧計画の総合調整と速やかな実施を可能とする体制を確立し、次の応急対策を実施する。

- ア 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車の出動）
- イ 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ウ 特設公衆電話の設置

- エ 輻輳対策（発信規制、伝言ダイヤル等の運用）
- オ 防災用資機材の確保
- ③災害対策用機器、資材等
災害発生時に備えて、次のものを平常時から配備しておく。
 - ア 可搬無線機等の災害対策用機器及び車両
 - イ 施設用及び建築用資材
 - ウ 医薬品、飲料水、非常用食料等
- ④防災のための点検と整備
 - ア 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火あるいは耐震設備
 - イ 可搬無線機等の災害対策用機器及び車両
 - ウ 予備電源設備及び燃料、冷却水
 - エ その他防災上必要な設備、器具等

(2) 通信サービスの確保

通信施設が被害を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関して、迅速かつ適切な措置をもって実施する。その際、次の復旧順位を参考として、重要通信回線の復旧に努める。

- ①第1順位
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信確保に関係のある機関、電力供給の確保に関係のある機関
- ②第2順位
ガス・水道の供給の確保に関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、通信社、第1順位以外の国又は地方公共団体
- ③第3順位
第1順位、第2順位に該当しないもの

3. 放送施設応急対策計画

〈日本放送協会、(株)京都放送、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀〉
日本放送協会及びその他放送機関は、災害発生時には災害応急体制を組織すると共に、放送施設の被災状況を早期に把握して、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。
市は、各機関と綿密な情報交換を行い、必要に応じて、応急対策に協力する。

4. 郵便施設応急対策計画

〈大津中央郵便局〉
日本郵政(株)は、災害時においては、被災地域の通信の孤立化を防ぐため、通信設備の災害防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、郵政業務の早期回復をめざす。
①被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。
②被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不要となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第10章 電力・ガス施設応急対策計画

災害によって電力、ガス施設に被害のあった場合は、被害の拡大や二次災害の発生を防止するために速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

第1節 電力施設応急対策計画

〈関西電力(株)〉

実施担当機関である関西電力(株)は、災害による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすと共に、公衆電気災害の防止を徹底する。

1. 応急対策

①災害時における情報連絡

- ア 災害発生時において、的確な被害情報等の把握及び復旧指示を行うため、速やかに情報連絡体制を確立する。
- イ 災害発生時における自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに協力会社等との連絡体制を確立する。

②応急対策要員の確保

- ア 地震等の突発性の事態に即応できるよう、応急対策工事に従事可能な人員を協力会社も含めて把握しておく。
- イ 災害時における組織的動員配備と連絡体制を確立すると共に、協力会社に応援を求める際の連絡体制についても協議しておく。
- ウ 大規模地震等突発的災害が発生した場合は、社員は自己の勤務先へ出社し、自己の勤務先へ出社できない場合は、各自の指定事業所に出社して、復旧活動等にあたる。

③災害広報

- ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現場と見通し等について、防災関係機関及び報道機関に対して、迅速かつ適格に情報を伝達する。
- イ 災害時における感電事故、出火等二次的災害を防止するため、テレビ、ラジオ等の報道機関や広報車によって復旧の見通し、被害地区における電力施設、電気機器使用上の注意等について広報宣伝を行う。

④災害時における危険予防措置

- 電力は、生活上不可欠な重要エネルギーであり、災害時においても原則として送電を継続する必要がある。
- しかし、火災の拡大等に伴って感電等の二次災害のおそれがあり、関西電力(株)が必要と認める場合又は警察及び消防機関からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

2. 復旧対策

復旧対策においては、人命に関わる重要箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を優先する等、効率的な計画の策定及び実施に努める。

①応急復旧用資材の確保

- ア 各設備、物品等の被害状況の把握
- イ 応急復旧用資材の緊急手配と輸送
- ウ 応急復旧用資材の充足、配置に関する計画策定

エ 緊急用資材の現地調達及び使用に関する地方防災組織との連携強化

②復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び復旧工事用地を確保する必要がある、用地の確保が困難な場合、県本部及び市本部に協力を要請して確保を図る。

3. 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、指定避難所、医療機関、報道機関等を原則として優先するが、災害の状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから順次行う。

第2節 ガス施設応急対策

〈大阪ガス(株)〉

1. 都市ガス施設の応急対策

実施担当機関である大阪ガス(株)が、ガス事業法の定めに基づく保安規程によって災害対策組織を編成し、応急対策を実施する。実施にあたっては、社内各部門及び防災関係機関との連携協力を密接にするが、緊急を要する場合は所管所属にて行う。

①情報の収集と伝達

情報収集と伝達、報告における通信経路は、災害発生による有線回路の不通を想定し、社内無線回路による主要事業所間の通信確保及び状況把握に努める。

ア 被害状況の把握

防災関係機関との連絡を密接にして管内の諸情報を収集すると共に、無線車によるガス施設の被害状況調査を実施する。

イ 関係先への伝達

各事業所は、防災関係機関に対して、所管施設の被害状況、応急対策実施状況その他各種情報について必要な報告及び連絡を迅速に行う。

②災害広報

災害発生時の混乱を防止し、被害を最小限におさえるために必要があれば、利用者及び地域住民に対して、広報車やテレビ、ラジオ等の報道機関によってガス施設に関する各種の情報を広報する。

③防護保全対策

ガス工事現場の特別見回りと、防護強化等地域・場所別に重点巡視、警戒等を行う。

④二次災害防止とガス供給の確保

災害情報や地震計情報、巡回点検等の被害状況から二次災害のおそれがあると判断される場合には、適切な危険防止措置としてガスの供給停止を行う。その際、事前に設定されたミドルブロック単位での供給停止を実施することで、ガスの遮断区間を最小限に食い止めるよう努める。

⑤ガス施設の復旧対策

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる重要箇所及び救助救急活動の拠点となる場所等を優先する等、被害状況、被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の高いものから行う。

ア 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他、大阪ガス(株)単独では復旧が困難な場合は、一般社会法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

イ 他機関との協力体制

応急復旧の促進のため、野洲市をはじめとする地域防災関係機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体等と密接な連携協力体制をとる。

⑥ガス施設等の整備計画

地震発生時のガス施設の被害を最小限に防止するため、ガス導管における耐震性の向上を図ると共にマイコンメーター設備等の防災システムの強化や全社規模での教育訓練等防災体制の整備に努める。

2. プロパンガス施設の応急対策

〈液化石油ガス販売業者〉

①初動体制と連絡通報体制

液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図り、ガス漏れ事故発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

②現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためのガスの供給停止等、必要な措置をとる。

この場合、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動した時は、液化石油ガス販売事業者は消防機関と連携を保つと共に、消防機関から要請があった時はその要請に応じて、必要な措置をとる。

③ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、現場指揮者が次の条件からガス供給停止の必要を認めた場合は、消防機関がガスの供給を遮断する。

ア 火災が延焼拡大している時

イ 家屋の倒壊等によってガス配管が損傷しているおそれがある時

ウ 漏洩箇所が不明で、広範囲にわたりガス臭がある時

④ガス供給停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡し、住民他ガス使用者に周知の徹底を図る。

⑤ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じると共に、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うが、この際、消防機関との十分な協議を経る。

⑥現場活動の調整

消防の現場指揮者は、現場における関係機関の協議を十分に行い、円滑な活動推進を図る。なお、関係機関はこれに積極的に協力する。

⑦警戒区域の設定と広報活動

火災警戒区域（原則としてガス漏れ箇所から100mの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の25%をこえるもの）の設定は、消防機関が行う。

また、消防、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力してこれらの事項について広報活動を行い、住民の協力を求める。

⑧避難措置等の指示及び解除

市長、警察官等は必要に応じて、第4章第1節避難計画に従って避難勧告を行う。

⑨指定避難所等へのガス供給と保安の確保

本市は、県の災害対策本部と連携し、指定避難所等における炊き出し、給湯及び暖房用に必要となるL Pガスの供給と保安業務支援を実施する。

第11章 農林業施設等応急対策計画

〈農林水産班〉

市は、農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握すると共に、被害の早期回復を図る。

1. 農業用施設応急対策計画

農林水産班は、被害の状況を速やかに把握すると共に、関係機関や地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行道としての利用や農業用水の飲料水や消火水としての利用に協力する。

(1) 応急対策

農林水産班は、被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ、施設の管理者に対して、必要な処理を実施させると共に、事後の復旧が早期に行われるように指導する。

また、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

①被害状況伝達対象農業用施設の管理者

ア 当該施設が損壊し、広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに市対策本部（農林水産班）を始めとする関係機関に連絡を取り、施設の応急対策を実施する。

イ 危険の程度により市対策本部への支援の要請を行う。

ウ 当該管理者は、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、規定（同事業事務取扱要項）に基づき、復旧に急を要する箇所を農林水産大臣に報告する。

エ それと共に、応急工事に関する事前協議を行い工事に着手する。

■被害情報伝達対象農業施設

対象施設	野洲市で該当する施設
石部頭首工	野洲川
農業用ため池	本編 38 ページ参照

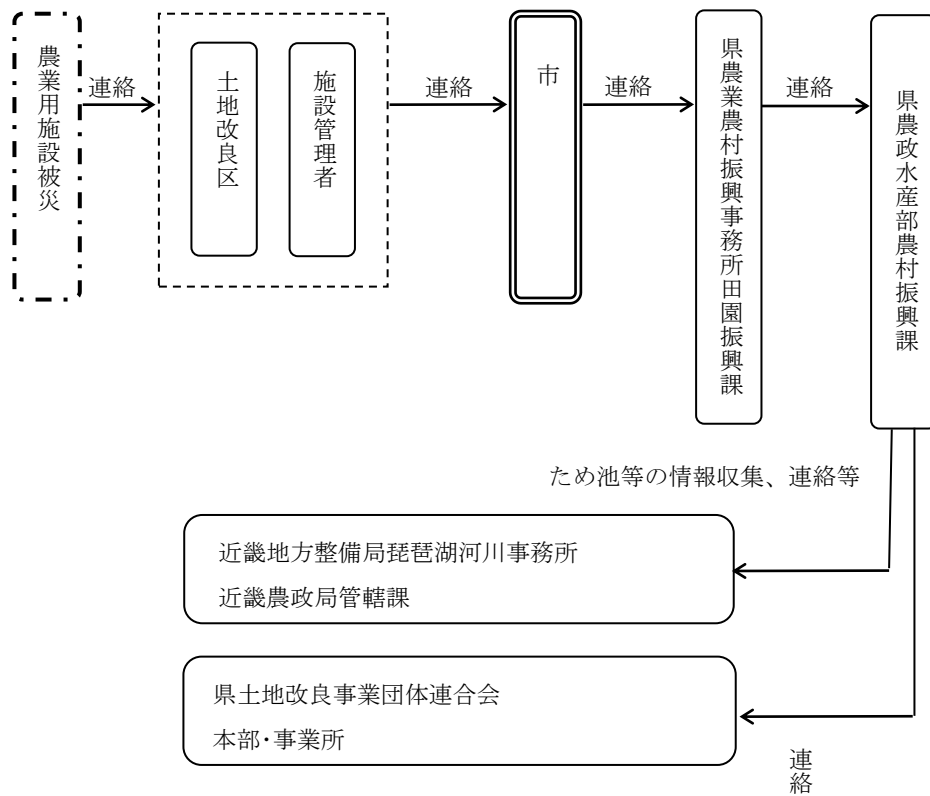
②土地改良区理事長

施設が被災又は危険な状態になった時、被災の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。

■土地改良区

名称	所在地	電話番号
野洲川下流土地改良区	西河原 2-2366-2	077-589-8222
野洲川土地改良区	甲賀市水口町的場 5	0748-62-1154

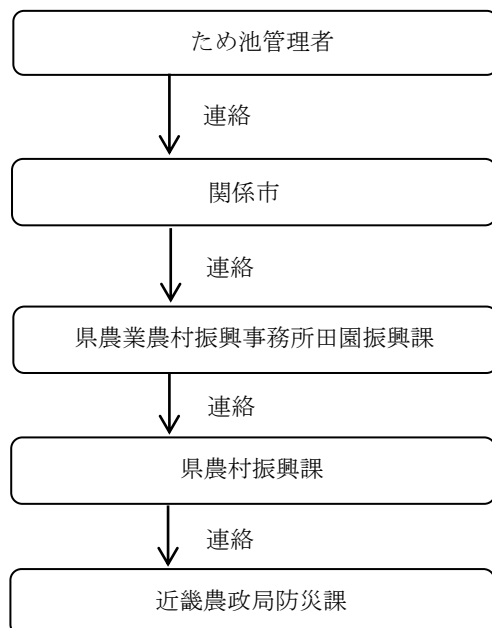
■農業用施設応急対策計画情報収集・連絡体制フロー図



③農業用ため池の地震時臨時点検

重要水防ため池に記載されたため池は、ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、下図に従って報告を行う。

■情報伝達方法



2. 農業集落排水処理施設応急対策計画

〈下水道班〉

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいため、被害の状況を速やかに把握すると共に、早急に復旧工事を実施する。

- ①施設管理者は、主要施設について緊急調査を実施し被災状況を把握すると共に、二次災害の危険があると判断された場合は、緊急措置を行う。
- ②下水道班は、復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告すると共に、応急工事の事前協議を行い工事に着手する。

3. 畜産施設応急対策計画

〈農林水産班〉

災害発生による畜舎及び管理施設の破壊、家畜の逃亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

(1) 市本部（農林水産班）

農林水産班は、家畜の被害調査と応急救護及び防疫を実施する。また、畜産農家や家畜保健衛生所より協力の要請があった場合には、関係機関との連絡を図りながら速やかに応急対策を行う。

(2) 畜産農家

災害により畜舎、関連施設が破壊等の被害を受けたり、それにより家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げとならないように努める。

(3) 家畜に対する応急指導

①家畜の管理指導

市は、県及び畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

②家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生又は発生のおそれがある場合、県、農協、家畜診療所等の協力を得て、発生又はまん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒を実施する。

③家畜の避難

市は、家畜の避難が必要となった場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう努める。

④飼料及び家畜用飲料水の確保

市は、飼料及び家畜用飲料水の確保が困難な場合、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図ると共に、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。

⑤死亡畜の処理

市は、死亡畜が発生した場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できるよう指導を行う。

4. 治山、林道施設応急対策計画

〈農林水産班、土木班〉

(1) 民有林

治山、林道施設に被害を受けた場合、農林水産班は、施設管理者と連携して、必要に応じて、速やかに施設の応急復旧に努める。

- ①破壊や崩壊等により、特に人家集落や道路等の施設に直接被害を与え、又は被害を与える危険のある時は、その障害物や危険物の状況を調査する。
- ②調査のうえ、市本部土木班をはじめとする関係機関との密接な連絡のもとで、緊急度に応じて、警察や消防機関の協力を得て障害物等の速やかな除去に努める。
- ③雨水の浸透により破壊の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。
- ④復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告すると共に、応急復旧の事前協議を行い、工事に着手する。

(2) 国有林

土木班は、市内国有林の被災状況について情報の収集にあたり、共に、県に災害対策本部が設置された場合には、速やかに連絡を行い、その指示に従う。

第12章 相互協力計画

〈総務班、議会班、各班〉

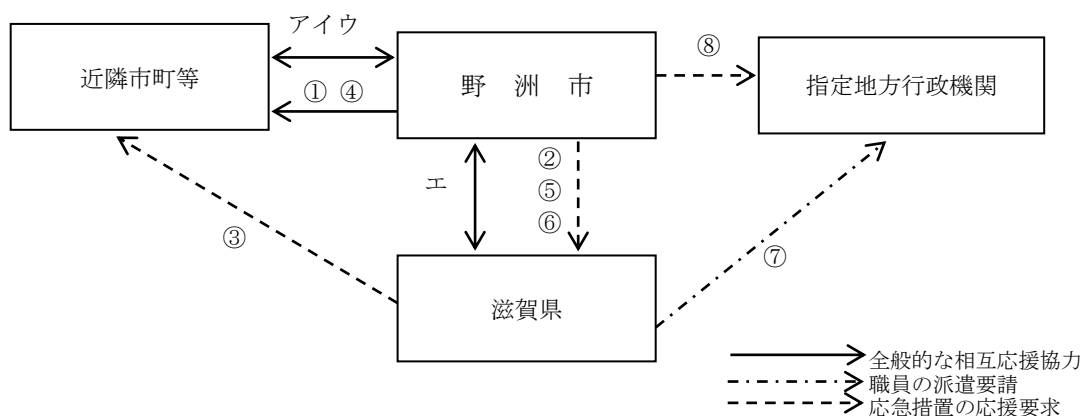
大規模災害等が発生した場合、市職員だけでは対応が不十分になる可能性があるため、災害対策基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町、県や民間団体に対して、防災活動の応援要請を行う。

特に、熊本地震の教訓を踏まえ、人的支援を効率的、効果的に活用するための必要な事項について整理するものとする。

1. 行政機関との応援協力体制

(1) 基本方針

災害応急対策を実施するにあたり、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって総務班から応援協力を要請する。



- ① 野洲市から近隣市町に対する応急措置の応援要請（災対法第67条）
- ② 滋賀県に対する応急措置の応援要請及び実施要請（災対法第68条）
- ③ 滋賀県から市町に対する応急措置の応援指示と応急措置の実施指示（災対法第72条）
- ④ 野洲市から近隣市町に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- ⑤ 滋賀県に対する職員派遣の斡旋要請（災対法第30条第2項）
- ⑥ 滋賀県に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣の斡旋要請（災対法第30条第1項）
- ⑦ 滋賀県から指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣要請（災対法第29条第1項）
- ⑧ 野洲市から指定地方行政機関に対する職員の派遣要請（災対法第29条第2項）

【相互応援協定の締結状況】

- ア 災害時における相互応援・連携基本協定（草津市、守山市、栗東市）（参考資料-8 参照）
- イ 広域行政圏との消防相互応援に関する協定
- ウ 滋賀県広域消防相互応援協定（消防組織法第21条）
- エ 滋賀県大規模特殊災害時における広域消防航空応援（消防組織法第24条第3項）

(2) 県に対する協力要請

① 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる場合に、災害対策本部会議の決定に基づき、総務班が行う。

- ア 市域内に大規模な災害が発生し、市独自の力では住民の生命・財産を保護しきれないと判断した時
- イ 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、近隣市町に被害を及ぼさず、しかも、被害を最小限にとどめることができると判断される時
- ウ その他市長が必要と判断した時

② 応援要請の手続

市は、県に応援の要請又は応援の斡旋を求める場合は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

市は、特に、熊本地震の教訓を踏まえ、家屋被害認定やり災証明書の発行等、被災地の早期復興と被災者の生活再建に必要な不可欠な業務への支援について、県と協力し基本的な考え方等を整理し推進するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容

③ 協力要請に必要な事項

要請は、次の表に掲げる事項を明確にして行う。

■ 県への協力要請に必要な事項

内容及び要請先		事 項	根 拠 法 令
応援の要請	知事等	①災害の状況及び応援の理由 ②応援を必要とする期間 ③日時・場所 ④応援を希望する物資等の品目・数量等 ⑤応援を必要とする場所・活動内容 ⑥その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条
職員派遣要請・斡旋	知事等	①派遣の斡旋を求める理由 ②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③日時・場所 ④派遣を必要とする期間 ⑤派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑥その他必要な事項	派遣要請： 災害対策基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17 地方独立行政法人法第 91 条 斡旋： 災害対策基本法第 30 条

(3) 他市町に対する協力要請

① 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる場合に、災害対策本部会議の決定に基づき、総務班が行う。

- ア 市域内に大規模な災害が発生し、市独自の力では住民の生命・財産を保護しきれないと判断した時
- イ 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、近隣市町に被害を及ぼさず、しかも、被害を最小限にとどめることができると判断される時
- ウ その他市長が必要と判断した時

②協力要請事項

- ア 消防・救急・水防作業隊の応援及び所要の資材の提供
- イ 被災者の応急救助・救出に係る職員の派遣及び所要の施設の利用
- ウ 道路、医療施設等防災基幹施設等の応急措置・応急復旧のための土木及び建築技術職員の応援、並びに、所要の重機、資機材の提供
- エ 通信施設・輸送機関の確保・復旧のための職員の応援及び所要の器具・車両の提供
- オ 緊急輸送・輸送拠点に必要な自動車、バイク等及びこれらに必要な要員
- カ 被災者の食料、生活必需品、生活資機材等の提供
- キ 河川・ため池その他応急活動に必要な措置、機器・資機材等の提供

③連絡の方法

応援を要請する時は、原則として文書によるものとし、次に示す項目を明確にする。

ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電話等により行い、後日速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を希望する人員
- ウ 応援を必要とする活動内容
- エ 応援を必要とする期間

④派遣職員の受入れ体制の整備

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、社会教育施設、公共施設、公園、グラウンド、宿泊施設等を指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎のための拠点としてこれを提供する。

2. 防災関係団体等との応援協力体制

活動項目	担当班 (担当課)	該当する事務分掌	応援協力要請先
緊急輸送手段の確保	総務班	関係機関等への渉外	東海旅客鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株) 滋賀交通(株)水口営業所 滋賀観光バス(株) 日本通運(株)大津支店 滋賀県タクシー協会 (社)滋賀県トラック協会 西日本高速道路(株)
災害情報の放送	広報班	情報の広報	新聞報道関係機関 テレビ報道関係機関 ラジオ報道関係機関
災害情報の連絡	財務情報班	関係機関等への渉外	西日本電信電話(株) アマチュア無線非常通信協力者 タクシー業者
地域防災活動	救援避難対策班	被害状況の把握	野洲市自治連合会 自主防災組織
医療及び助産	保健・医療救護対策班	医療救護活動	(社)滋賀県医師会 (社)守山野洲医師会 (社)草津栗東医師会
各種ボランティア	福祉班	関係機関との連絡調整	野洲市社会福祉協議会 (ボランティアセンター)
要配慮者の避難支援	福祉班	関係機関との連絡調整	野洲市社会福祉協議会 野洲市民生委員児童委員協議会 地域住民
生活関連施設の復旧	土木班	機材の確保・ ライフライン対策	西日本電信電話(株)滋賀支店 関西電力(株)滋賀支社 大阪ガス(株)京滋事業本部
応急作業従事	土木班	関係機関との連絡調整	市内建設工事業者
応急仮設住宅の建設	住宅班	住宅対策	市内建設工事業者 市内土木業者 市内電気工事業者 市内建具業者
物資の調達	商工班	関係機関との連絡調整	野洲市商工会
水道施設復旧	復旧班	復旧対策	市指定給水装置工事事業者 市排水設備指定工事店
炊き出しの実施	炊出班	食料の確保、配給	日本赤十字社滋賀県支部
食料の調達	炊出班	食料の確保	卸売業者 小売業者 おうみ富士農業協同組合野洲地区センター

3. 地域住民の協力

被災地の地域住民は、災害対策本部が実施する応急対策活動に協力する他、自発的に次のような防災活動上の責務を負う。なお、市は、地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及に努める。

- ①防災機関への協力
- ②被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- ③出火防止及び初期消火
- ④初期救急救助
- ⑤要配慮者の保護
- ⑥家庭における水、食料の備蓄

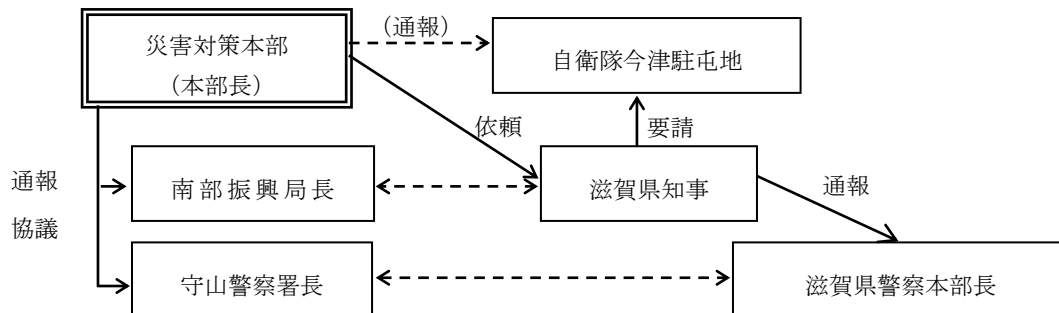
4. ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして災害対策本部が実施する応急活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために災害対策本部は、野洲市社会福祉協議会等関係団体と協力して必要な措置を講ずる。

第13章 自衛隊災害派遣計画

〈総務班〉

自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を必要とする場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きに則って総務班から派遣要請を依頼する。



1. 派遣要請基準

本部長は、災害応急対策の実施にあたり、市の組織等を活用してもなお事態を収束することができない場合又は事態が急迫して緊急を要する状況にある時は、次の基準により自衛隊の派遣要請を知事に依頼する。

- ①被害状況調査のため、車両、船舶、航空機等、増援の必要がある時
- ②避難の援助として避難者の誘導、輸送等について増援を必要とする時
- ③人命救助及び行方不明者の捜索のため、増援を必要とする時
- ④水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に増援を必要とする時
- ⑤消防活動として消防車やその他の防火用具による増援を必要とする時
- ⑥障害物の排除等応急復旧に増援を必要とする時
- ⑦広範囲な伝染病等の発生に伴う応急防除等のための増援を必要とする時
- ⑧通信支援を必要とする時
- ⑨人員及び物資の緊急輸送として、救急患者、医師その他救急活動に必要な時
- ⑩炊飯及び給水の支援を緊急に必要とする時
- ⑪救援物資の無償貸付や譲与を必要とする時
- ⑫火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- ⑬交通規制の支援を必要とする時
- ⑭その他支援を必要とする時

2. 派遣要請依頼の要領

派遣要請の手続きは次のとおりとする。

(1) 一般災害派遣要請の場合

市長が県知事（防災危機管理局）に自衛隊派遣の要請を依頼するときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話をもって依頼し、後日文書（様式第1号）により改めて処理する。

また、急迫した事態により市長が知事へ要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に直接通知することができる。

知事に対して、自衛隊災害派遣要請を依頼する場合の手続きは次のとおりである。

■自衛隊災害派遣要請を依頼する場合の手続き

依頼先	防災危機管理局
文書提出部数	3部
記載事項	ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 受入れ場所等 オ その他参考となるべき事項

注) ア～ウは必須
特別救難に関するものは、記載事項のイに示す内容とする。

(2) 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は、次に掲げる内容を明らかにしたうえで、今津駐屯地司令（第3戦車大隊第3係）に電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

区 分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア 災害一般状況	a. 災害発生の日時 b. 種類 c. 場所 d. 原因 e. 被害状況（人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。）
イ 特別救護要請（情報通報の時は除く。）	a. 要請者 b. 要請内容 (i) 事由（目的） (ii) 派遣希望時期又は期間 (iii) 派遣を希望する人員、航空機等の概要 (iv) 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は目的地及び連絡先を明示） (v) 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
ウ 気象情報	災害発生現場の気象情報
エ 他の機関の活動状況	a. 防災ヘリコプター等の活動状況 b. 防災ヘリコプターとの現場での協力方法

*大規模地震等の緊急かつ突発的な災害で、要請をもっては時期を失すると認められる場合は、警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、又は別に通知の無かった場合においても自衛隊の部隊等での独自の判断によりヘリコプターを派遣することがある。ただし、この場合は速やかに県本部に連絡する。

3. 自衛隊派遣受入れ体制及び準備

自衛隊派遣受入れに際して、市として次の任務を分担する。

(1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、市長は平常時から次の事項について候補地を定めておく。

①庁舎内での自衛隊用本部事務室（災害対策本部を設置した場所）

- ②自衛隊が集結できる空地の確保（宿舎、資材置き場、炊事場、駐車場として利用できる空地。避難場所をのぞいて選定する。）
- ③臨時ヘリポート（飛行場外着陸場）の確保（複数機が発着できる空地）

項目	候補地	所在地
自衛隊用本部事務室	野洲市役所	小篠原 2100-1
自衛隊が集結可能な空地	野洲川河川公園	三上 2224
臨時ヘリポート	参照：本編 83 ページ	

(2) 災害発生時の準備

- ①本部事務室
- ②宿舎
- ③資材置き場、炊事場（野外の適当な広さ）
- ④駐車場（車1台の基準は3×8m）
- ⑤ヘリコプター発着場（2方向に障害のない広場）

(3) 市の任務分担

- ①作業実施期間中における現場責任者の設定
- ②応急対策における救援活動を迅速・効果的に実施するために必要な資機材の準備
- ③被派遣部隊の連絡調整

4. 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 即時及び応急救護活動

災害発生後、人命救助第一として即時に行う救助活動。

- ①偵察、連絡活動
空・地よりの偵察、連絡、被害状況の把握及び情報の提供
- ②救出、救助、避難支援等
被災者の搜索救助及び避難路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援
- ③緊急輸送
患者及び人命救助に必要な人員、物資等を車両や航空機等により輸送する。
- ④消火活動
利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力
- ⑤資料提出及び広報活動
県本部、関係機関への資料の提出及び空・地よりの立体的広報協力
- ⑥危険物の保安及び除去
火薬類、爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置及び除去

(2) 組織的救援活動

(1)の活動に引き続き、被災地の被害状況の概要が判明した後に、派遣部隊の主力をもって行う組織化した救助活動

①土木活動

道路、水路の応急啓開活動

②水防活動

堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業

③架橋活動

応急橋梁の構築

④通信支援

自衛隊の通信支援に支障のない限度において、各種有・無線活動を支援する。

⑤医療・救護活動

応急医療、防疫活動及び医療器具、血液・薬品等の輸送

⑥炊飯及び給水支援

被災地、避難地における炊飯・給水支援

⑦救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与、譲与等に関する総理府令（昭和37年総理府令第1号）」による。

ただし、譲与は、県本部、市本部その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命や身体が危険であると認められる場合に限る。

5. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市が負担する。その内容は概ね次のとおりとする。

①派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

②派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費

③派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

④派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱、水道、電話料等

⑤派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備にかかるものを除く。）損害の補償

⑥その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

第14章 警備計画

〈守山警察署〉

1. 警察の任務

守山警察署は、災害が発生し、被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めることを任務とする。

2. 発生時における警察活動

守山警察署は、警察法及び災害対策基本法に基づき、関係機関との緊密な協力、連絡のもとに概ね次の活動を行う。

- ①情報の収集・伝達
- ②救出救助活動等
- ③避難誘導
- ④遺体の検視及び調査等
- ⑤二次災害の防止
- ⑥危険箇所等における避難誘導等の措置
- ⑦地域安全活動等社会秩序の維持
- ⑧緊急交通路の確保
- ⑨被災者等への情報伝達活動
- ⑩報道対策
- ⑪情報管理に関する措置
- ⑫関係機関との相互連携
- ⑬ボランティア活動等の受入れ

3. 警備体制

(1) 警備体制の種類

警備体制の種類は次のとおりである。

①警戒体制

大雨、暴風、洪水、大雪等の警報が発表され、災害が発生した場合又は県内及び近隣府県の気象状態から災害が発生するおそれ大きいと認められる場合に発表する。

②非常体制

台風、大雨、暴風、洪水、大雪等により県下に相当な災害が発生し、又は発生すると認められる時に発表する。

③緊急体制

大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表された場合その他台風、大雨、暴風、洪水等により県下に大規模な災害が発生し、又は発生すると認められる場合に発表する。

(2) 災害警備本部の設置

管内に大規模な災害が発生するか、発生するおそれがある場合又は県内で震度6弱以上の地震が発生するか、当該地震により相当大規模な被害が管内で発生したと認められる場合、守山警察署は、

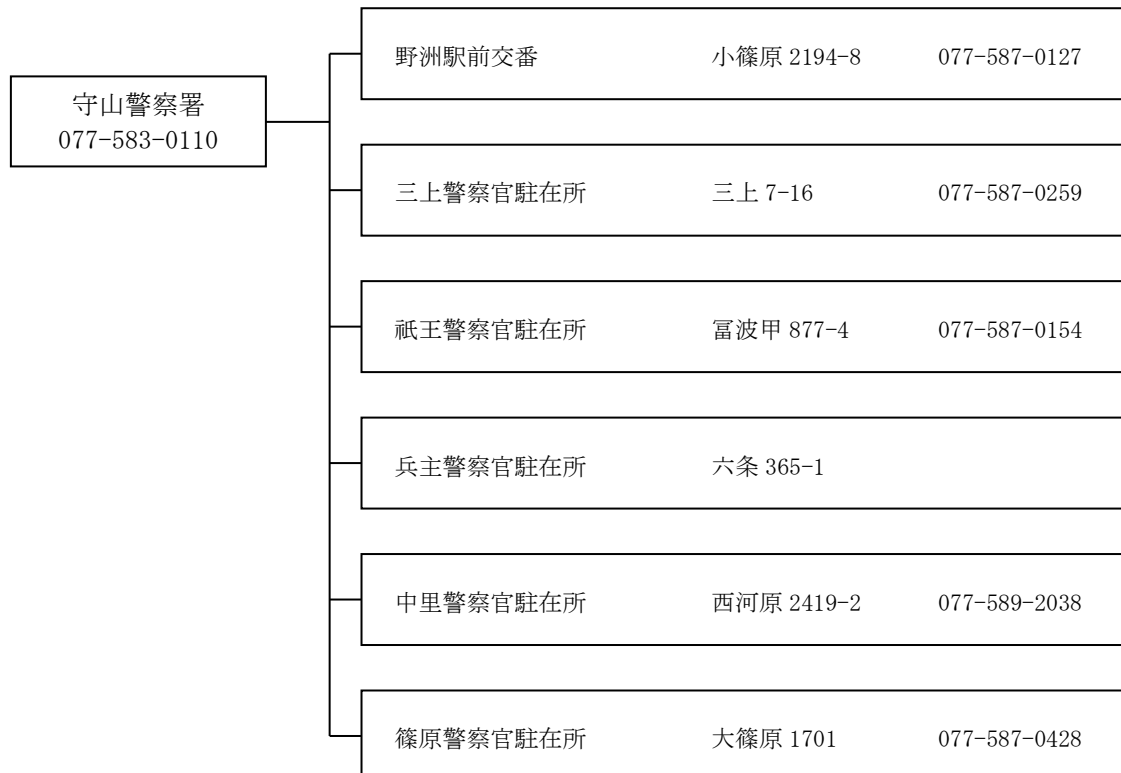
災害の種別、規模、態様等に応じて、所要の災害警備本部を設置し、災害警備活動に必要な警備部隊を編成する。

地震発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、全警察職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

(3) 広域的な受援体制

県公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊等の援助要求を行う。

■ 交番及び駐在所



4. 活動内容

守山警察署は、警察法及び災害対策基本法に基づき、関係機関との緊密な協力、連絡のもとに概ね次の活動を行う。

- ①情報の収集・伝達
- ②救出・救助活動等
- ③避難誘導等
- ④遺体の検視及び調査等
- ⑤二次災害の防止
- ⑥危険箇所等における避難誘導等
- ⑦社会秩序の維持
- ⑧緊急交通路の確保
- ⑨被災者等への情報伝達活動
- ⑩報道対策
- ⑪自発的支援（ボランティア）の受入れ

第15章 ボランティア対策計画

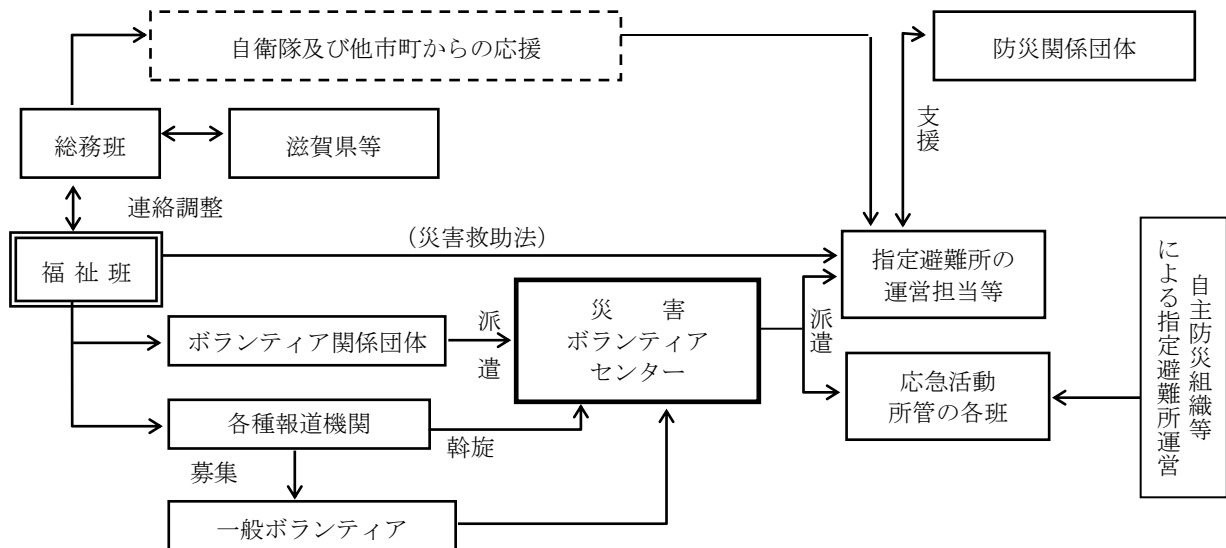
〈福祉班〉

災害発生時には、行政や関係機関による防災活動だけではなく、地域住民や地域外からのボランティアによる自発的な活動が重要であることから、その環境を整備し、相互の協力関係を確立することにより災害時における災害応急対策実施に万全を期するものとする。

1. 実施体制

救援活動要員の確保は、福祉班を中心として、総務班や関係各班との連携のうえ、実施する。

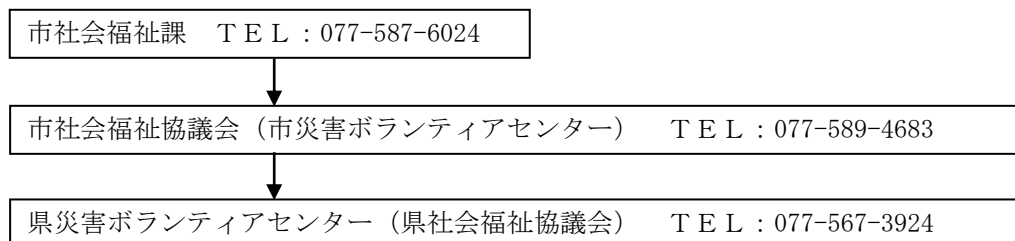
■救援活動要員確保の実施体制



2. ボランティアの確保

福祉班は、災害時におけるボランティアの重要性にかんがみ、あらかじめ協定を締結している防災関係団体や、ボランティアとして登録している民間団体又は個人に対して、救援活動への協力を依頼する。

■ボランティア団体の連絡先



(1) 災害ボランティアセンターの設置

福祉班は、多数のボランティアが必要となる場合は市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行う。この運営は社会福祉協議会を中心に行い、県災害ボランティアセンターとの緊密な連携のもとに効率的な活動を実施する。

また、市災害ボランティアセンター及び市本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付

場所、受入れ体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。なお運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を基本資料とする。

(2) 災害ボランティアの調整にあたっての基本事項

- ①被災地の住民・自治会等住民自治組織との話し合いを十分に行い、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ②時間の経過と共に変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- ③ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ④ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- ⑤ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる。）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑥市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- ⑦本市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
なお、ボランティアの調整、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。また、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

(3) 一般ボランティア

テレビやラジオ等の報道機関を通じて一般ボランティアの募集を行い、ボランティアを必要とする自治会や指定避難所の要請内容を確認したうえで派遣する。

(4) 専門的技能を有するボランティア

福祉班は、各班から専門的技能を有するボランティアの要請があった時は、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで県災害ボランティアセンター、関係団体等に対して、ボランティアの派遣を依頼する。

- ①医療、助産分野
- ②心身障がい者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- ③建築分野（建築物危険度判定士）
- ④語学分野
- ⑤輸送分野
- ⑥情報通信分野
- ⑦その他専門的な技能を有する分野

3. ボランティア受入れ体制

ボランティアの受入れは、市災害ボランティアセンターが窓口となり、野洲市社会福祉協議会ボランティアセンターに事務局を設置し、活動内容や派遣所等を勘案のうえ、福祉班、県災害ボランティアセンターとの連携を図りながら受入れ及び派遣調整を行う。

また、福祉班は、ボランティア活動に必要な資機材等の提供に努める。

4. ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は次のとおりとし、災害の状況等によって必要があれば適宜変更、追加する。

■ ボランティアの活動内容

活 動 項 目	活 動 内 容 等
炊 き 出 し (食料供給)	ア 炊き出し拠点施設、指定避難所等 イ 炊き出しのための物資の調達、必要数量の把握
物資の仕分け	ア 救援物資集積センター、指定避難所、公共施設での住民や他市からの物資の受入れ及び搬入作業 イ 物資の数量、品目種類等の整理、把握 ウ 必要物資・数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配布
物資の搬送	ア 救援物資集積場を中心とした配送、学区拠点から指定避難所等への配送 イ 輸送手段、要員等の計画・確保
物資の寄贈	ア 民間、団体等からの物資提供
募 金 活 動	ア 義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ・取組み
指定避難所の運営	ア 指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 イ 避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ウ 避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 エ 問い合わせ等への対応
救護所の運営	ア 指定避難所及びあらかじめ指定した場所、緊急的に設営した施設等での活動 イ 医療関係者への協力、医療物資の搬送、調達、管理
医療・治療	ア 救護所開設、避難所回診等、負傷者の介護・支援 イ 救護所・指定避難所での負傷者等の治療、高齢者等の健康チェック ウ 在宅者（負傷者・高齢者等）への対応・健康チェック エ 医療機関等への支援その他医療相談への対応
介 護	ア 指定避難所・救護所等の負傷者の介護、簡易治療、高齢者等の健康チェック イ 在宅負傷者等への対応その他相談への対応
介助・支援	ア 指定避難所・救護所等の負傷者、被災者、高齢者等の介助 イ その他負傷者・高齢者・要配慮者等に対する介助活動、健康チェック、相談への対応 ウ 要配慮者の避難生活支援・介助、要配慮者の自立のための支援 エ 在宅居住被災者への支援
被災者受入れ	ア 高齢者・要配慮者等で、在宅又は指定避難所等での生活が困難な人を対象（施設・個人）
情報伝達・広報	ア 指定避難所内及び災害発生地域での被災者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙配布等 イ 外国語による外国人への情報伝達・広報・広報紙の配布等
情報収集 (調査活動)	ア 被害実態、不足品調査その他緊急に必要な措置、物資等の調査、災害発生地域 イ 指定避難所内及び災害発生地域での被災者情報・指定避難所情報等の収集及び災害本部への連絡

5. ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成

災害時に各部署においてボランティアを指示・統括できる者を登録者の中から募り、平常時よりリーダー（コーディネーター）として養成する。

6. その他

本部長は、応急措置を実施するため特に必要と認める時は、災害対策基本法、災害救助法、水防法及び消防法の規定により、従事命令又は協力命令により要員の確保を図る。

第16章 要配慮者対策計画

〈財務情報班、福祉班、保健・医療救護対策班〉

災害時には、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦や外国人等、何らかのハンディキャップを有する人々は迅速かつ的確な行動をとることが困難であるため、特に危険にさらされる。したがって、これらの要配慮者に対しては特別な配慮をもってそれぞれの応急対策を講ずる必要がある。また、その実施にあたってはハンディキャップの内容、程度が個々で異なることを認識し、適切な対応に努める。

1. 要配慮者の安否確認等

①被害が予想される災害が発生した場合には、市は県と連携し、「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を利用する等、避難行動要支援者の状況把握に努める。また、指定避難所の避難行動要支援者の所在についても確認を行う。

なお、市は、発災時には、要配慮者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、要配慮者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

②在宅の要配慮者に対して、必要に応じて、社会福祉協議会、自治会、ボランティア等の協力を得て指定避難所への誘導、社会福祉施設への緊急入所等の措置を講ずる。

2. 高齢者に係る対策

①市は、被災した高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、県と連携し災害ボランティア等の協力を得ながら、調査・相談体制を整備する。

②市は、県と連携を図り、被災した高齢者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。

③市は、県と連携を図り、被災した高齢者が、老人福祉施設等において必要な保健福祉サービスが受けられる体制を速やかに整える。

④指定避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、高齢者に配慮した仕様とする。

3. 障がい者に係る対策

①市は、被災した障がい者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、県と連携し災害ボランティア等の協力を得ながら、調査・相談体制を整備する。

②市は、県と連携を図り、被災した障がい者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。

③市は、県と連携を図り、被災した障がい者が、必要な保健福祉サービスが受けられる体制を速やかに整える。

④指定避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、障がい者に配慮した仕様とする。

4. 乳幼児・児童に係る対策

①市は、ほ乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保する。物資の調達が困難な場合は、県に協力を要請する。

②市は、県と連携を図り、被災による孤児、遺児、保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。要保護児童を発見した時は、児童相談所に連絡すると共に、必要な措置を講ずる。

5. 外国人に係る対策

①市は、県と連携し、災害時の通訳・翻訳のボランティアとも連携し、外国人との情報伝達システムの確立を図る。

②市は、県と連携し、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

第17章 事前行動計画の検討

台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応を整理した事前行動計画の導入を推進する。

【参考事例】米国におけるタイムラインによる災害対応

アメリカでは、2005 年のハリケーン・カトリーナなど巨大ハリケーンの対応の経験をもとに、ハリケーンの襲来など事前に予測が可能な災害に対しては先を見越した対応により減災が可能であるとの考え方から、被害の発生を前提に組織間が連携して事前の行動計画「タイムライン」を定める動きが進んでいる。

2012 年のハリケーン・サンディの襲来時には、予想上陸時間の 36 時間前に州知事が避難勧告を発表するなど、ニュージャージー州においてタイムライン式事前行動計画が実行に移され、早期避難の実施等が功を奏し、家屋被害の規模に比して、人的被害は大きく抑えられた。

我が国でも、平成 25 年 10 月の台風第 27 号の襲来時に、三重県紀宝町が初めて試験的にタイムラインで台風対応を行うなど、導入の動きが見られる。

ニュージャージー州 ハリケーン用タイムライン

TIME LINE (タイムライン)	ACTIVITY (防災行動)
H-120 (上陸 120 時間前)	各機関の防災行動レベル 2 へ
H-96	指定避難所の計画と準備
H-96	住民避難の計画と準備
H-72	州知事による緊急事態宣言
H-48	防災行動レベルを 3 へ格上げ
H-48	郡と州の指定避難所準備
H-36	車による (一方通行) 避難の準備
H-36	州知事による避難勧告の発表
H-36	郡と州の指定避難所開設
H-12	車による (一方通行) 避難の開始
H-24	公共輸送機関の停止
H-12	緊急退避
H-0 (上陸)	警察・消防団は活動停止・避難

第 4 部 災害復旧計画

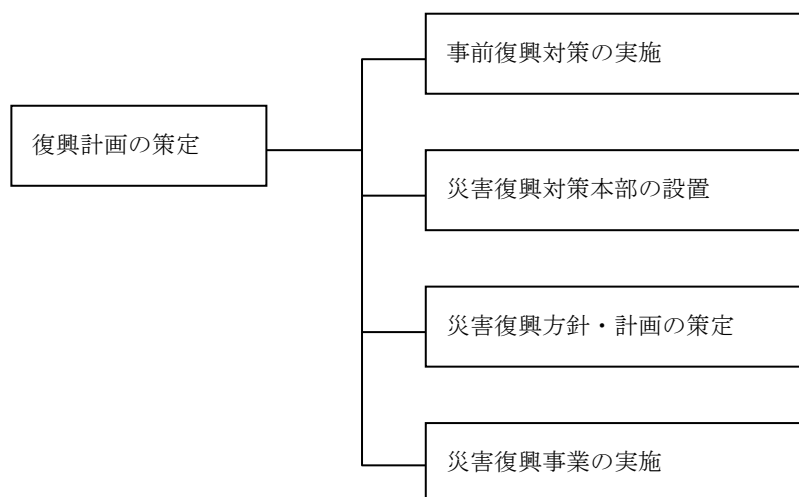
第1章 復興計画の策定

〈本部会議〉

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は、復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は住民や企業その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。



1. 事前復興対策の実施

(1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考にして、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興手順をあらかじめ定めておく。

(2) 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

2. 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3. 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の作成

①市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

②市は、災害復興方針を策定した場合には速やかに住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

- ①市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。
- ②本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4. 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

- ①市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。
- ②被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

- ①専管部署の設置
市は、災害復興に関する専管部署を設置する。
- ②災害復興事業の実施
市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第2章 被災者・被災中小企業等への支援

〈救護調査班、物資調達班、福祉班、商工班〉

災害によって被害を受けた住民に対して、災害弔慰金等の支給や生活資金の貸付、租税等の徴収猶予や減免措置、雇用機会の確保、住宅の復興等によって生活の安定を図ることにより、自立的な生活再建を支援する対策を定める。

1. り災証明書の発行

〈救援調査班〉

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、市長が確認できる範囲の被害について証明するものである。市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部を定め、住家被害の調査の担当者の育成、県の協力や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市は、効率的なり災証明書の交付のため、被災者支援システムの活用について検討するものとする。

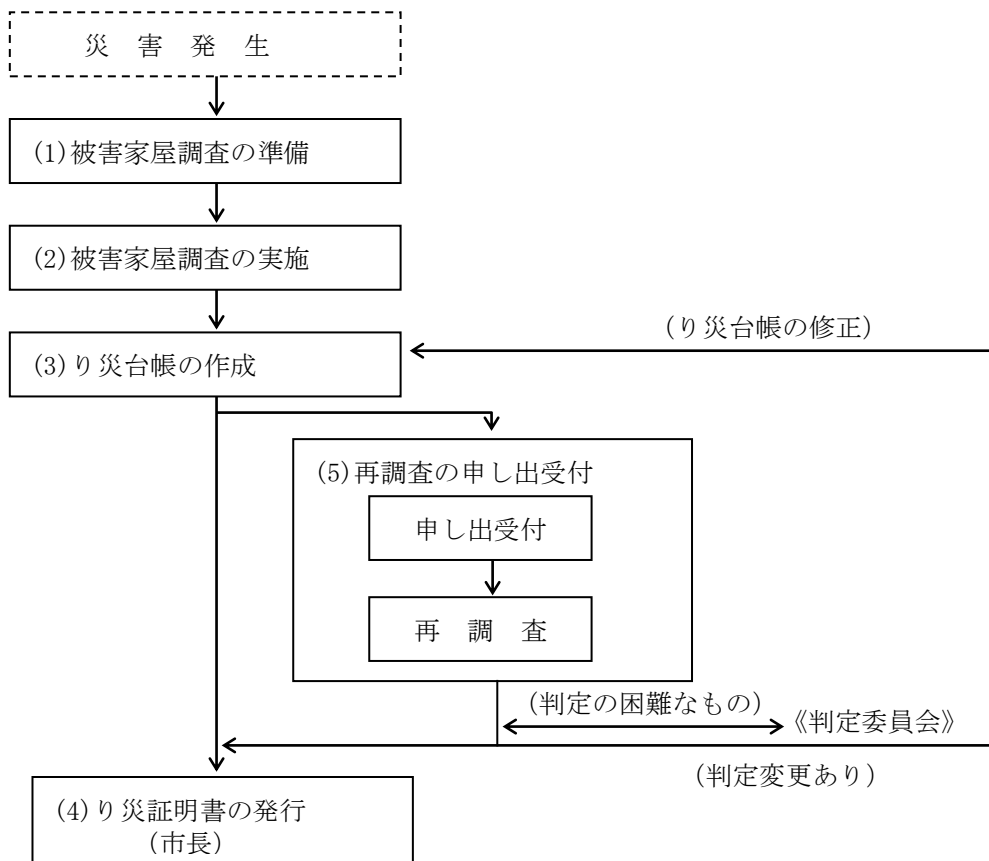
(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものがり災した場合において証明書の発行が必要な場合は、市長が行うり災証明で対応する。

- ①全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- ②火災による全焼、半焼、水損

■ り災証明発行の流れ



(2) 被害家屋調査

① 被害家屋調査の準備

被害状況速報を基に、救援調査班は、次の準備作業を実施する。

- ア 関係職員を中心とした調査員を確保する。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。
- イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に、車両、宿泊場所等の手配を行う。

② 被害家屋調査の実施

ア 調査機関

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1ヶ月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

(3) り災台帳の作成

救援調査班は、固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を発行する。

(4) り災証明書の発行

市は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を1世帯当たり1枚を原則に発行する。

なお、り災証明書の様式は別に定めるところによる。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができる。

救援調査班は、申し出のあった家屋に対して、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡すると共に、必要に応じて、り災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

(6) り災証明に関する広報

救援調査班は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明書に関する相談窓口を設置すると共に、市広報紙等により被災者への周知を図る。

2. 義援金品の支給

(1) 実施体制

義援金品の支給に関する一連の活動は、義援金は財務情報班が、義援物資は物資調達班と福祉班が主体となって、県、社会福祉協議会、日本赤十字社滋賀県支部等の関係機関と協力して行う。

(2) 募集と受付

義援金品の募集は、義援金品配分計画に則して行う。募集の可否及び期間は、災害の規模や被害状況等に応じて、その都度災害対策本部長が決定する。

義援物資については、次の事項に配慮して募集する。

- ①生ものは入れないこと。
- ②品物は、ビニール袋等に入れてから箱に梱包すること。
- ③中身がわかるように箱の三方にラベルを貼付け、品名、数を明記すること。

(3) 配分

市は、被災者の混乱を防ぐために広報を徹底し、配分窓口を一本化して迅速かつ公平な分配に努める。市に寄託された義援金品及び県知事や日赤支部から送付された義援金品を被災者に確実に配分するため、物資の保管場所や事務分担等について必要な詳細事項を定める。

3. 租税等の徴収猶予及び免税の措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法により緩和措置として事態に応じて、納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められる時は、その申請により市税の納期限を延長できる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時納付し又は納付することができないと認められる時は、その者の申請に基づき、徴収を猶予する。

(3) 減免等

被災した納税義務者に対して、必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納入義務の免除を行う。

4. 災害弔慰金等の支給並びに、生活援護資金等の貸付

市は、野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により遺族に対して、災害弔慰金を支給すると共に、身体又は精神に障がいが残った場合はその者に対して、災害見舞金を支給する。また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法適用時には災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得者を対象に貸付ける。

5. 被災者生活再建支援金の支給計画

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援法（以下この項において「法」という。）に基づく支援金の支給

①対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

ア 災害救助法が適用される程度の災害

市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合又は県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む。）

イ 市の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害

ウ 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害

エ ア又はイに規定する被害が発生し、県内その他の市町（人口10万人未満に限る。）のうち全壊世帯数が5以上である災害

オ アからウに規定する市又は都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又は、ウの都道府県が2以上ある場合に、

a. 市（人口10万人未満に限る。）の区域内における住家全壊の世帯数が5以上である災害

b. 市（人口5万人未満に限る。）の区域内における住家全壊の世帯数が2以上である災害

②被害の認定

「災害の被害認定基準」に基づき、市は適正かつ迅速に行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

③公示

県は、市からの被害報告に基づき、発生した災害が法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告すると共に、公示を行う。

④支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）（単位：千円）

住宅の被害程度	全壊 （④アに該当）	解体 （④イに該当）	長期避難 （④ウに該当）	大規模半壊 （④エに該当）
支給額	1,000	1,000	1,000	500

イ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（加算支援金）（単位：千円）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 （公営住宅以外）
支給額	2,000	1,000	500

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で2,000（又は1,000）千円

⑥支給申請

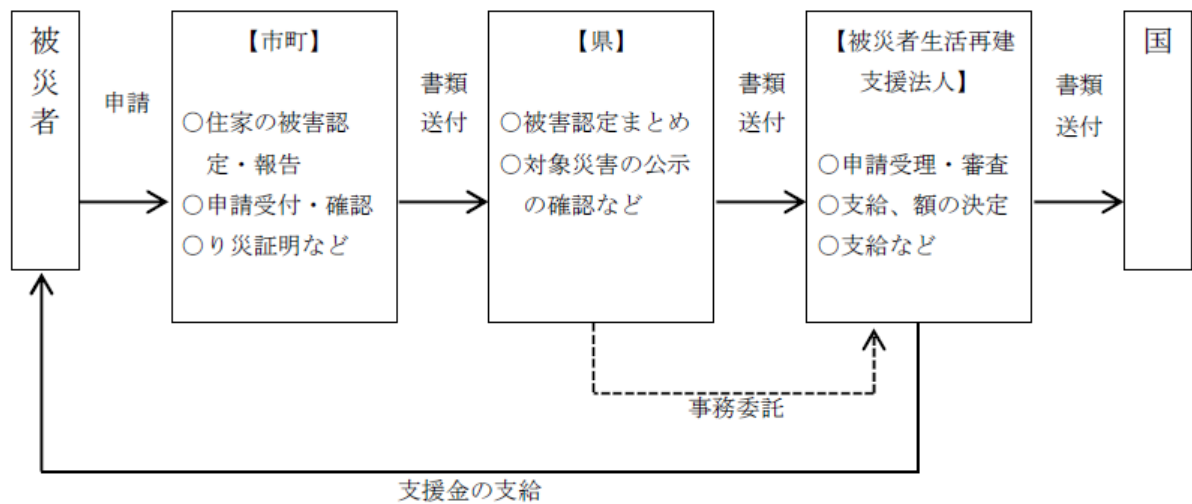
市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記のキの被災者生活再建支援法人に委託している。

⑦被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、公益財団法人道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

■被災者生活再建支援金の支給手順



(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

①対象となる災害

法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。

イ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき。

②支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、又はその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

表－1

（単位：千円）

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数	1,000	1,000	500	300	250
	単数	750	750	375	262	187

表－2

（単位：千円）

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法					
		建設・購入	補修			賃貸（公営住宅を除く。）	床上浸水
			全壊・解体・大規模半壊	半壊	床上浸水		
加算支援金	複数	2,000	1,000	500	250	500	250
	単数	1,550	750	562	187	375	187

③県の補助

県は、市が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

④その他

県は、県計画に定めるものの他必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるものとする。

6. 中小企業等への支援

市は、災害によって被害を受けた中小企業の復旧に資するため、被害状況を調査し、再建のために資金需要について把握し、滋賀県中小企業振興資金融資要綱による融資を行うと共に、市と県は、株式会社日本政策金融公庫等を含む協力金融機関に特別の配慮を要請する等、中小企業者に対する低利の融資を行い、事業の安定を図る。

また、政府系金融機関等は、行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

7. 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第3章 住宅の復興

〈住宅班、財務情報班〉

市は、災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付の斡旋等を行う。

1. 一般民間住宅

災害時において一般民間住宅については、住宅金融公庫法に基づき、次のとおり融資、貸付制度があり、市は県と協力して、これによる認定又は算定を行う。

また、状況に応じて、住宅金融公庫大阪支店の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債権者の相談に応じると共に、復興に資する情報を提供する。

(1) 災害復興住宅資金貸付

「災害救助法による救助の対象となる災害」等の場合に適用され、金利等を優遇した建設資金、購入資金（滋賀県の認定が必要）又は補修資金（市が発行する災害証明が必要）に関する貸付がある。

市は、借入手続きの指導、融資希望家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、借入の促進を図る。このため市においては、被災者が公庫に対して、負うべき債務を保証するように努める。

(2) 地すべり等関連住宅資金貸付

地すべり及び急傾斜地の崩壊による被害を被るおそれのある家屋等の移転・建設等に必要な資金の貸付がある。

(3) 宅地防災工事資金貸付

崖崩れ等の災害を生ずるおそれが著しい区域において災害の発生を防止するために、擁壁・排水施設等の設置に必要な資金の貸付がある。

(4) マイホーム新築資金貸付（特別貸付）

災害復興住宅資金貸付の対象とならない比較的小規模な災害によって住宅に被害を受けた者に対して、マイホーム新築資金貸付の枠内より優先的に建設資金の貸付がある。

(5) リフォームローン

被害を受けた住宅の復興を図るため、住宅の改良・補修に要する資金の貸付がある。

2. 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

市は、災害公営住宅建設計画を作成して、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(1) 対象

公営住宅法第8条の規定により、次の災害の場合に対象となる。

- ①地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数 500 戸以上又は一市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の 1 割以上である時。
- ②火災により住宅が滅失した場合、被災全地域で 200 戸以上又は 1 市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上である時の災害の場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の 3 割以内

(3) 補助率

建設・買取費の 2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の 2/5（借上げの場合）

(4) 整備の手順

- ①住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内）
- ②住宅災害現況の現地調査
- ③災害公営住宅整備計画書の提出
- ④住宅滅失戸数の査定

(5) 激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

①対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

②整備戸数の限度

滅失住宅戸数の 5 割以内

③補助率

建設・買取費の 3/4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の 2/5（借上げの場合）

④整備の手順

公営住宅法の場合と同じ。

第4章 雇用の安定と雇用機会の確保

〈総務班、商工班〉

市は、企業や労働者の被災状況を把握すると共に、国や県が実施する雇用対策に必要な情報提供を行う他相談窓口を整備する。

1. 雇用対策

市は、災害により職業を失った人に対する雇用の確保について、市内事業者に対し被災者の優先的な雇用の促進を要請すると共に、滋賀労働局、公共職業安定所及び県に対して、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等、早期再就職に関する促進対策の協力依頼を行う。

2. 職業訓練の実施

市は、被災者の就職を開拓するため、整備した相談窓口において、国や県が実施する職業能力開発校等における職業訓練に関する情報や職業転換給付金制度の活用等について周知する。

第5章 商工業の再建支援

〈商工班〉

市は、被災により事業活動に大きな支障をきたしている商工業者の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

1. 被災状況の把握

市は、被災商工業者への再建支援を行うため、商工会等と連携して、商工業者の被災状況を速やかに把握する。

2. 再建資金の融資

市は、県、商工会と協力して、県の融資制度、株式会社日本政策金融公庫等の各種融資の斡旋等を推進する。

3. 再建に向けた相談・情報提供等の実施

市は、県、商工会と協力して、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先の紹介等を行う。

第6章 農林水産業の再建支援

〈農林水産班〉

市は、被災した農林水産業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、県やおうみ富士農業協同組合、大津湖南農業共済組合等の関係機関の支援協力を得て、農林水産業者への融資制度について、必要な広報活動を実施する。

1. 相談窓口の開設等

市は、農林水産業の被害状況調査、再建資金の需要把握等、県の講じる措置に協力すると共に、おうみ富士農業協同組合、大津湖南農業共済組合等の関係機関と協力して融資相談窓口を開設する等、災害融資制度の周知徹底を図る。

2. 融資制度

- ①天災資金
- ②日本政策金融公庫資金
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
 - イ 農林漁業施設資金
 - a. 共同利用施設資金
 - b. 主務大臣指定施設資金
 - ウ 農業経営基盤強化資金
 - エ 林業基盤整備資金
 - a. 造林資金（復旧造林・樹苗養成）
 - b. 林道資金
 - オ 漁業基盤整備資金
 - カ 漁船資金
 - キ 漁業経営改善支援資金
 - ク 漁業経営安定資金
- ③滋賀県特定農業団体等向け農業近代化資金
- ④滋賀県水産振興資金

第7章 金融機関・郵政事業の復旧

第1節 金融措置計画

〈各機関〉

市は、現地における災害の状況、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて、適切な金融上の措置を講ずる。

1. 近畿財務局（大津財務事務所）の措置

金融機関の被害状況を調査し、被災店舗等については、速やかに復旧、仮営業所の設置等の措置をとらせると共に、次の金融上の措置を行う。

- ①手形交換の臨時措置
- ②休日営業の措置
- ③預貯金の払戻し及び中途解約
- ④現金確保の措置
- ⑤保険金の支払い及び保険料の払込み猶予

2. 日本銀行（京都支店）の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託する他、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要がある時は、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう斡旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

(4) 金融機関等に対する金融上の措置の要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じて、関係行政機関と協議のうえ、次のような措置を講じよう要請する。また、金融機関等に対して金融上の措置を講ずるよう要請した場合には、当該内容について県民への周知に努めるものとする。

- ①融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置。
- ②預金通帳等を滅失した預貯金者に対する預貯金の便宜払戻しの取扱い。
- ③被災者に対する定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出金等の取扱い。
- ④被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認める他、不渡処分の猶予等の特別措置。
- ⑤損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。
- ⑥生命保険金又は損害保険の支払いの迅速化及び保険料の支払い猶予等の措置。

- ⑦証券会社等に対する預り証等を滅紛失した顧客への預り金の便宜払出の取扱い。
- ⑧証券会社等に対する有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い。

(5) 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

第2節 郵政関係補助

〈日本郵政(株)〉

災害が発生した場合、日本郵政(株)は、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

1. 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

2. 為替貯金関係

(1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(2) 為替貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。

3. 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

第8章 治安の確保及び交通対策

1. 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、管轄警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

また、市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業の受注者等について、暴力団等の排除措置を徹底するよう、県及び県警察に対して助言を求める。

2. 交通対策

市は、県、県警察、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する。

第9章 激甚災害の指定

〈関係各班〉

著しく激甚な災害が発生した場合、当該地方公共団体の経費負担の軽減を目的とする「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」とする。）に基づき、国は、地方公共団体への財政援助と被災者への財政措置を特別に行うこととなっている。したがって市内で災害による大規模な被害が発生した場合には、「激甚法」指定の手続きを経たうえで、国からの援助、助成を受けて災害復旧事業の円滑な実施を図る。

激甚災害に関わる財政援助措置の対象事業は、次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業。

(2) 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。

(3) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。

(4) 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業。

(5) 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条又は第41条の規定の適用により設置された施設の災害復旧事業。

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項～第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業。

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された老人福祉施設の災害復旧事業。

(8) 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業

身体障がい者福祉法第28条第2項又は第3項の規定により県又は市町が設置した施設の災害復旧事業。

(9) 知的障がい者施設災害復旧事業

知的障害者福祉法の規定により県又は市町が設置した施設の災害復旧事業。

(10) 女性保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した女性保護施設の災害復旧事業。

(11) 感染症予防施設感染症予防事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の感染症予防事業。

(12) 感染症予防事業

感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業。

(13) 堆積土砂排除事業

① 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設内に堆積した激甚法に定めた程度に達する以上に多量の泥土・砂礫・岩石・樹木等の排除事業で、市又はその他の機関が施行するもの。

② 公共施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業。

(14) 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域の内、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ha以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

2. 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」とする。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害復旧事業関係保障の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融資に関する特例

4. その他の特別の財政援助及び助成

- ①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ②市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ③母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ④水防資材費の補助の特例
- ⑤り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑥産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑦公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第10章 災害復旧資金計画

1. 計画方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

2. 計画の内容

(1) 県の措置

- ①災害復旧経費の資金需要額の把握
- ②歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- ③普通交付税の繰上交付及び特別交付を国に要請する。
- ④一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

(2) 近畿財務局の措置

- ①必要資金の調査及び指導
災害発生の際は、関係機関と緊密に連絡のうえ、県、市町等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。
- ②財政融資資金地方資金の貸付
地方公共団体が、緊急を要する災害応急復旧等の支給にあてるための災害つなぎ資金として財政融資資金地方資金の貸付を希望する場合には、必要と認められる範囲で短期貸付を行う。
災害復旧事業に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金地方資金をもって措置する。
- ③国有財産の無償貸付等の措置
災害等のため必要があると認められる場合には、管理する国有財産について、国有財産法等関係法令の定めるところにより、地方公共団体からの申請をもって、無償で貸付ける等の措置を行う。
- ④金融機関による緊急措置の斡旋指導
被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置をとり得るよう斡旋指導を行う。
ア 融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置。
イ 預金通帳等を滅紛失した預金者に対する預金の便宜払戻の取扱い。
ウ 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻又は預金を担保とする貸出金等の取扱い。
エ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認める他、不渡処分の猶予等の特別措置。
オ 生命保険又は損害保険の支払いの迅速化、保険料の支払い猶予等の措置。
カ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。
- ⑤証券会社等による緊急措置の要請
被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係団体等と協議のうえ、次のような非常措置をとり得るよう要請を行う。
ア 預り証等を滅紛失した顧客に対する預り金の便宜払戻の取扱い。

イ 有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い。

ウ 売買立会時間の臨時変更等、証券取引所の会員証券会社等の売買取引及び受渡決済についての措置。